大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第17集／1936年版

（覆刻版）

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがＡ５判に縮小した。)

日本勞働年鑑

(年壹拾和昭)

緒言

昭和十年度大觀

昭和十年(一九三五年)における我國勞働者の狀態並に運動は、こゝ數年來引續き顯現した基調の延長であると同時に、そのヨリ新たにして複雜なる發展であつたと見られる。だが吾々はこの年における我國勞働者の狀態並に運動を概觀し、更にこれに對する資本家並に爲政當局の對策を檢討するに當つて、一先づ同年における內外の經濟的情勢に觸れるところがなければならぬ。

一九二九年に始まる前代未聞の世界恐慌は、世界の資本主義諸國の必死の恐慌克服策によつて、本年も前年に引きつゞき兎も角も克服過程を辿りつゝあるものと見られた。しかし乍らこの恐慌よりの「恢復」が資本主義諸國の協力によるものではなくして、各國の夫々獨自の立場による狹隘な自己本位の繁榮政策と排外的な國家主義との結合によつて齎らされたものであることは今や明確なる事實だと云つていゝ。その結果、國際分業は破壞され、世界貿易の增大は構成的に最早望むべくもない。かくてそこには有機的に發展する全體としての世界經濟は失はれてしまひ、たゞ個々獨立した各國の經濟圈があるのみとなつた。だから景氣はこゝでは排他的に獨立化し孤立化せざるを得ない。併しながら一方各景氣圈の中には外國市場に依存するのでなければ景氣への途が約束されない國がある。ドイツもさうだし恐らく日本もさうであらう。そしてこれらの國にとつては世界の再分割が既に今日の問題として上程されてゐるのである。こゝに俗惡な

經濟的對立は端的に露骨に崇高なる國家的對立となつて現はれて來たのである。かくして右の如き恐慌の克服策は一應その國における恐慌の深化を阻止しえたかに見えたが、それによつて世界政治の相對的安定は全く犧牲とされたのである。世界經濟の弛緩は世界政治の緊張をもたらした。而かもこの國際間の緊張は、各國において獨立化せる景氣が大規模の軍需工業の進展に負ふてゐるといふ事實からして愈々鋭化せしめられた。そしてそれは更に各國をして武裝を急がしめ、軍需工業を推轉せしめつゝあるのである。かくして本年は戰爭準備の擴大の年であり、また現實に戰爭の發展をみた年でもあつた。そこで吾々に確認さるべき事實は、世界政治の危機は世界恐慌克服の仕方そのものゝうちに醸成され來つたものであり、而かもこの危機はその性質上進展せずば止まないといふことである。成程、恐慌は一應克服されたかの如くであるが、恐慌のもつ經濟的諸矛盾は今や政治的諸矛盾へと轉形したのである。このことはかの未曾有の恐慌よりの逃げ路がこゝ以外には見出せないといふ事實を暴露したものであるが、この殘酷な事實を最早事實として確認しなければならなくなつたところに、凡そ本年度における世界經濟の地位は存したものゝ如くである。

だが右の如く云つたからとて、經濟的諸矛盾がこれによつて解決されたといふことにはならない。それは國内的に殘る。アメリカ合衆國のNRAの破綻はその最大の典型であつた。わが國においても昭和六年以來、軍需インフレと爲替安による輸出增進が我が産業界の可成りの範圍に

亘つて浸潤せしめた好況は本年春頃より稍々停滯の狀態を示すに至つたのである。先づ生産活動をみると概して春以後は停頓狀態を示してゐるが、中でも主要輸出品たる綿織物、絹織物の生産減退が著しい。そこで貿易においては、その商品内容に著しい變動を來してゐるのであるが、このことは貿易増加率の萎縮の事實と相俟つて、既に日本貿易が質的にも量的にも轉換期に立つてゐることを示すものと見られる。インフレ景氣の支柱の一である輸出貿易の活況はかくして最早終焉に近づきつゝあるものゝ如くであるが、これは云ふまでもなく世界經濟の解體傾向に照應するものに外ならない。他方において、同じインフレ景氣の側面である重工業、化學工業製品等の軍需品をみても一般的には剰産危機が漸く切迫せるものゝ如く、その卸賣物價は低落傾向にある。更に會社利潤率も停頓狀態に陷つてゐることよりすれば、インフレ景氣は最早麻痺的傾向にあるものゝ如くである。

この傾向が勞働生活に對して最も直截に反映したのは就業人員増加率の停滯であつた。工場および鑛山における雇入と解雇の開きを見ても略々同樣の傾向が見受けられるのである。更に賃銀の動向をみれば、定額賃銀は依然として漸減傾向にあることは例年と變らないが、昨年度までは上昇乃至保合を示してゐた實收賃銀が本年度は僅かながらも低落してゐることが注目に値する。他方において、小賣物價は昭和七年以來連續的に昂騰してゐるのであつて、インフレーションの進展はこゝにおいてはまことに顯著であると云はなければならない。かくて、勞働者階級の地

位は、インフレ景氣の停滯とインフレーションの進行との交錯によつて益々低下し、その生活難は一段と加重されたと見られたのである。だからこそ臨時工制度の問題は愈々喧しくなり、この年における産業、勞働問題の中心題目の一つとなつたのである。

だがインフレーションの進展は支配階級に對する利害を異にするものゝうちにも、この發展に對する調和を要請する等極めて微妙なる作用を齎らす分野を明確に劃すると共に、何等かの形において微妙なる作用を齎らしたのであるが、勞働者階級のこれに臨む態度にも同じく複雜なる影響を及ぼし來つたことは見逃すべからざる事實であつた。而かも本年は一方においてインフレ景氣の停滯的傾向が見られたが、他方インフレーションそのものは或ひは顯現的に或ひは潜在的に進行しつゝあるといふ事情よりして勞働者階級一般に齎らしたものゝ如くである。そしてこのインフレーションの背後には云ふまでもなく非常時强權の嚴然と聳立してゐることを吾々は忘れてはならないのである。

かゝる情勢の中にあつて勞働者の組織および運動があらゆる意味において非常時色を一層濃化して行つたことは云ふまでもなかつた。だが、かく云へばとて組合運動が一様に反動化したことを意味するものではなく、たゞ前年に引きつゞく沈滯、不振のなかにもその立場々々によつてそれぞれ複雜且つ微妙なる動きを示したことを觀取しうるのである。

先づ經濟闘爭は依然として不振の狀態から未だ脱却することは出來なかつた。總件數は昭和

七年以來減少傾向に轉じてゐるが、本年は最近に於ける最少の記錄さへ示してゐる。總件數の減少に伴つて參加人員もまた減少の傾向にある。たゞ爭議繼續日數については、本年は前年に比して長期繼續のものが若干增加してゐるのが目立つ。爭議の原因或ひは要求事項をみれば、爭議が消極的、受動的であることは例年と變らないのみか、本年はむしろこの傾向が著しくなつたかの如くである。このことは、昨年度の關西風水害の影響による特殊の事情を除外してもなほ賃銀減額反對によつて代表される消極的要求が激增したのに對して、積極的要求としての賃銀增額要求及びこれと並んで勞働條件の重要なる側面をなす勞働時間の短縮要求の爭議が減少したことについて窺はれる。かくの如き爭議の微溫化乃至件數の減少が何にもとづいたかは、既に本文中に一應の說明を與へておいたところであるが、要するに右翼勞働組合のとりつゝある產業平和政策、爭議最少化の方針等の勞資協調方針の强化が擧げらるべきであり、これは更に日本主義組合、會社組合の簇生、中間組合の右翼化等の傾向によつて促進された如くである。他の原因としては左翼非合法組合の沈衰が有力な原因であつたことも爭ふべからざる事實であらう。しかもなほ爭議の性質の後退は、勞働者の生活難が益々加重せられんとする一般的情勢の中にあつて齎らされたことを併せ考へれば、非常時の重壓はこれら諸要因を貫いてゝつてゐることを觀取し得るであらう。かくして都市勞働者の經濟鬪爭は依然として不振の一年を送らなければならなかつたとは云へ、資本の攻勢に誘發されて激烈な鬪爭を伴つた爭議の數

も決して少くなく、また爭議繼續日數の長期のものがやゝ增加してゐる事に經濟鬪爭において勞働者階級の反撥の氣運の醸成されつゝある一面を見得ないであらうか。

都市勞働者の經濟鬪爭が右の如く非常時的雰圍氣の中にあつて大勢としては萎縮を示しつゝも、なほ最後の抵抗線に沿ふて僅かながらも反撥の氣配をみせんとしつゝあるに對して、窮乏農村における農民の運動は前年に引續いて發展傾向を示し、その量においても質においても終止するところを知らざるものゝ如くであつた。すなはち、小作爭議は依然として激增の一途を辿り、その件數において又々最高記錄を示すに至つたと共に、その性質としては小作權をめぐる土地防衞の死鬪が依然支配的であつたのである。これこそ土地の重壓の下にあつて暗くうごめく農民特に勤勞農民大衆の土地所有に對する鬪爭の必然的歸結に外ならなかつたのである。なるほど昭和十年度の農村は凶作米高、繭高及び小麥高によつて三、四億の貨幣が齎らされ、一部には早くも農村好轉が傳へられたが、もし好轉ありとせばそれは極く少數の一部地主乃至富農においてのみであつた。たとへ農民大衆に幾分の收入增があつたとしても、それは累積された負債と稅金の好餌となるのみであつた。而かも一般には彼等勤勞農民大衆はこの好轉から取殘されたばかりでなく、却つて高い飯米を買はなければならないのであるから、その窮乏は更に深化したものと云はざるを得ない。その上なほ獨占資本による肥料の高騰は彼等にあつてはシエーレの擴大をさへ意味したのである。かくの如く恐慌と凶作の二重の壓力は農民大衆をして窮乏の一途を辿らしめつ

ゝあるのであるから、小作爭議の激增、深化もとよりその數であつたと云はなければならない。そしてこの小作爭議の發展の指示する方向こそ、日本の小作農民が置かれた特殊且つ一般的なる地位と、こゝに由來する二重の苦惱とを物語るものゝ如くである。從つてかゝる地位に立つ農民の政治運動も勢ひ昂まらざるを得ず、それは議會及び組合運動を通じて主として耕作權の確立を目標とする小作法制定要求運動と飯米一ケ年差押禁止法獲得運動に集中されたのである。だが飯米差押禁止法は僅かにその目的の一部を達したにすぎず、小作法に至つては未だ實現の運びにさへ至らなかつたものゝ、本年度の農民組合運動は非常時情勢下にあるが故に却つてその陣營の整備を必然ならしめ、前年來顯著となりつゝあつた農民戰線統一の氣運と相俟つて、やゝ上向線を辿らんとするかに見えたのである。

經濟鬪爭にあらはれたかゝる新たなる情勢は、勞働階級の組織、陣營に對しても異曲同調の影響を與へたやうである。勞働組合の組織運動は、前年に比してやゝ進展したものゝ如く、その謂ゆる組織率は就業勞働者數の增加に伴つて極めて僅かではあるが上昇を示した。これは臨時工の增大に伴ふその組織加盟にもとづくものと見られたが、組合運動そのものは本年特に活潑に展開された譯ではなかつた。否むしろ非常時の波はこゝにも高く、先づその主たるものとして擧げらるべきは、わが國組合運動の主流をなして來た日本勞働組合會議の分裂であらう。すなはち、勞働組合總聯合の脫退及び組合會議の支柱の一たる日本海員組合の分裂による新日本海員組合の創立

等が之である。而かもこれら日本主義を標傍して組合會議を脱退した諸組合は、在來の愛國的諸組合と提携して勞働組合總聯合の音頭の下に全國的結成工作を行ひ、反組合會議の一大勢力とならんとしつゝある。この時騒然となつた所謂天皇機關説排撃、國體明徴問題はかゝる全國的結成工作の紐帯として絶好の目標であつたが、事實においては豫期されたほどの効果は收められなかつたものゝ如くである。しかし乍ら、右の一聯の事實は日本主義或ひは國家社會主義の勢力が勞働運動に積極的に顕現的に浸入しつゝあることを示すものであり、國家主義的色彩がむしろ潜在的に階級運動の間隙を縫つて彌浸してゆくかに見えるところの官業勞働諸組合、特に陸海軍關係組合の動向と共に注目すべきものである。

のものは、組合會議の中心勢力たる日本勞働總同盟と全國勞働組合との合同工作の進展であらう。それは謂ゆる三長老の盡力に負ふところ多大なものがあるとは云へ、根本的にはやはり同じ非常時情勢が勞働組合運動の上にもたらした歸着點の一つに向ひつゝあるものであることは否定すべからざる事實であらう。而かもこの合同工作の進展はその性質上わが國勞働運動の將來に重要なる影響を與へるものとして、本年度に於ける一大收獲たるを失はない。なほ、右と關聯して注目されるのは謂ゆる合法左翼の諸組合がその左翼的偏執を漸次清算せんとする氣運を示したことである。全勞・總同盟の大合同問題に關聯して、從來反組合會議的であつた交總、市從等が積極的に全組合戰線の全的合同を提唱し、これが運動に努めたことはこの事實を物語るものであらう。

これは交總、市從等が內部的にファッシズム化したことを意味するものではなく、むしろ最近の客觀的狀勢に對する右諸組合の根本方針の一歩前進であると云はなければなるまい。かくして非常時情勢の强壓はわが勞働組合運動の主流の間に勢力分布の一大編成替へを强行せしめると共に、他方、兩分野における勞働戰線の集結を夫々必然ならしめつゝあるものゝ如くである。これによつて久しい間沈滯し守勢的立場に押しやられてゐたわが國勞働運動は今や漸く日本勞働組合會議の線に沿つてその不振から脫却し得る現實的地盤を與へられたわけであるが、その活動はなほ今後のことに屬すると云はなければならない。

組合運動を動かした同じ情勢はまた無產政黨にも見られたかの如くである。國家主義諸政黨は年來自己に內在する諸矛盾を淸算し、時局の波に乘つて天皇機關說排擊、國體明徵問題等の好題目を捉へて愛國諸團體の統一を企圖し、秋の府縣會議員選擧を契機として從來の行詰りを打開し國家主義を天下に宣揚せんとしたが、年來その中に伏在してゐた諸矛盾は却つて表面化しなほ一部國家主義團體の解散、崩壞等もあつてその全面的活動は阻害されたものゝ如く、さほど著しき現實的効果を齎らしたものではなかつた。むしろ國家主義的風潮の全國的なるに比すればそれは不振の一年を送つたものとも見られたのである。他方において無產階級の政治運動の中樞をなす社會大衆黨は永く非常時局の重壓の下に苦鬪しつゝあつたが、秋の府縣會議員選擧戰において全國五十三名の立候補者のうちから二十四名の當選者を出し、同黨系の當選者八名を加へて一躍

合計三十二名を地方議會に送り込むことになつてからは俄然躍進傾向を辿るかに見えた。更に同黨支持の日本勞働總同盟と全國勞働組合の合同盟との二大勞働組合の合同が行はれんとし、勞働運働の戰線統一を見んとする情勢は社大黨の今後の活動と發展に拍車をかけたものの如くであつた。併しながらこゝにもファッシズムの嵐は強く、軍部内に發生した一個の社會觀とこれを奉ずる實勢力に對して黨内一部の人々が依然關心をもつてゐるといふことは、先の地方議會における社大黨の謂ゆる一大躍進が、謂ふところの「肅選」の影響も否定し去ることは出來ないとは云へ國民の積極的支持といふよりはむしろ反ファッシズム的國民總意の消極的支持に負ふところ大なりし事實を併せ考るとき、今や唯一の無産政黨としての社會大衆黨の前途の未だ決して樂觀に値するものでないことを痛感せしめるのである。

かゝる無産政黨の動向と併せ考へられる今一つの動きは日本共産黨の動向であらう。諸新聞の記事を綜合するに、先年來注目せられた共産黨獄中「轉向」幹部の「一國社會主義」を標榜する特殊の運動は、本年においても未だ明確なる姿をとるには至らなかつたが、他方、再建共産黨が分派鬪爭にまで進展せざるを得なかつた事情は非常時下にあつて今や益々同黨の壞滅を促進したものゝ如くである。

之を要するに非常時情勢下における我が勞働者および農民の狀態は依然として暗澹たるものがあつたが、この同じ非常時の重壓は却つて今まで停滯してゐた勞働者および農民運動の立直り

を必然ならしめ、引いては戰線統一の氣運を醸成するに至つたものゝ如くである。併しながら他方においては、やはり勞働運動に對する年來の國家主義的或ひはファッシズム的事態の影響は、同じ情勢の下にあつて漸く愛國勞働戰線の集結に表面化せんとする傾向を示すと共に一面漸く內在的となりかくして深刻化したと見られたのである。

さりながら、かゝる一般的情勢は資本家および爲政當局の政策乃至施設に如何なる影響を與へたであらうか。總じて資本家の對策は、個々の資本家がそれ〴〵工場職場において遂行する夫々の政策から、轉じて資本家階級としての意識的な集團的、統制的な、從つてまた公然たる對策として表明されんとする傾向に進んで來てゐるのであるが、本年度においてもわが產業界並に勞働界の重要なる問題として日程に上つた退職積立金問題の如きに際しては、わが資本家は全く支配階級として露骨にもこの問題を自己にとつて最も有利に解決せんとしたのである。かくてこそ、この慣行の法制化拒否の猛運動が全國產業團體聯合會を中心として捲き起されたのであつた。だが、他方においては非常時局は政府當局を動かして、かゝる勞働保護方法の一歩前進を强要しつゝあるものゝ如くであつたが、本年中には未だ實現の運びには至らなかつた。更に勞働運動、勞動爭議に對する政府の對策においても、この政府當局における一聯の傾向はやゝ明瞭であるやうに思はれる。すなはち、非常時情勢のもたらした近來の勞働組合運動の右翼化的傾向に乘じて、政府當局は國家產業の發展と勞働者の福利增進を圖る企國の下に、從來の勞資協調主義から更に一歩を進

めて、勞資一體、利益均霑の新政策をとることになり、その具體化に乘り出したのである。既に開催をみた勞資懇談會や小作爭議防止委員會はこの局部的な表はれであらうが、かゝる全體主義を標榜してだ豫斷を許さないものゝ如くである。だが非常時的姿態はこゝでも右の如き形において愈々明瞭を加へてゐる云へるであらう。

本年鑑はかゝる情勢下の昭和十年における日本勞働者および農民の各方面に亘る狀態と運動とこれに對する施設對策の事實を可及的忠實に記錄せんとするものである。しかし乍ら、我等の努力及はず、尙幾多の缺陷なきを保し難い。翼くば大方の叱正と助言とを惜しまれざらんことを。終りに臨んで、本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して深厚なる謝意を表する

昭和十一年十二月

大原社會問題研究所

昭和十年重要日誌

○

一・一　全評各種形態の政治闘爭方針を指令
一・一八　高橋藏相對滿投資に就き注意喚起
一・一五　醫府縣に總務、經濟部を設く。全農提唱の全國農民團體代表者會議（東京）
一・二七　全農兵庫縣聯提唱の全國農民懇談會
一・二〇　「東北飢饉農民救濟の夕」東京開催。
一・二三　つき貴族院で美濃部氏檢察事務の監督に質問、美濃部問題の導火となる
二・五　社會大衆黨第二回全國大會。
二・七　陸相議會にて非常時の持續、十一月事件は非重大と言明。
二・八　米穀自治管理法案反對の全國米穀商大會、東京國技館に開かる。
二・一七　大川周明を會頭とする神武會解散。
二・一八　ハワイ邦人移民五十祭彼地に擧行。
二・一八　第六回全國婦選大會開かれ、婦選諸法案アリゾナ州下院に提出
二・二五　邦人排斥法案反對の全國米穀商
二・二七　米國大審院金約款廢棄無効を公示。
二・二八　江藤國務大臣、美濃部博士を不敬罪に問ふ
三・五　農民生活擁護職盟「農家食糧差押禁止法獲得農民大會」。
三・六　團體擁護聯合會、機關說排擊聲明。
三・七　治維法改正不法團結處罰法律案上程
三・一六　皇國農民同盟第二回大會（大阪）
三・二〇　政教刷新建議案可決、衆議院廿三日
三・二七　日本、國際聯盟から「完全」に離脫
四・一　臺灣自治律令公布。青年學校開設。
四・三　滿洲皇道會第三回大會。第二回日本勞働祭
四・六　全國大會（大阪）
四・一〇　大阪港南地方に「全勞、總同盟合同
四・二五　促進結議會」結成。
四・二一　選擧肅正委員會制成る。
四・二一　明倫會第二回全國大會（東京）。
四・二五　第六回全國方面委員大會（熊本）。
五・一一　第十六回メーデ。
五・二九　全國水平社第十一回全國大會（大阪）
五・三一　日本海員組合第十四回大會。
五・一九　內閣審議會、內閣調査局官制公布。
五・一八　第三一回全國產業組合大會（長野）。
五・二〇　關消聯第十五回大會。海軍聯盟中央委員會改正綱領協議。
五・二三　「新日本海員組合」結成さる。
五・二九　內務省、特高課長會議農民運動取締に轉換方針指示。
六・四　勞働者退職手當要綱決定發表さる。
七・一　社會局參與會議國民健康保險制度要綱を審議可決。
七・二　內務省、映畫統制懇談會を開く。
七・八　交總は組合戰線統一への態度決定。
七・一〇　上海新生不敬事件に我國抗議。
七・一三　產組中央會政治綱領案を作成產組黨
七・一八　文部省主催の國體明徵講習會。
七・二〇　對カナダ通商擁護法發動（十二月撤廢）。
七・一五　日滿經濟共同委員會協定調印。新設共產黨再建活動暴露多數檢擧。
八・二二　著作權委員會委員決定。
八・二六　樹立に消極的。
八・二七　國體明徵に關する聲明書政府發表十月十五日再聲明。
八・三　永田軍務局長相澤中佐に刺さる。
八・二一　經濟更生部に參與制を設ける。全國融事業團體聯合會聯合大會（東京）。
八・二六　組合會議に對抗右翼「八月會」結成。
八・二七　在鄉軍人會全國大會機關說排擊宣明
八・三〇　衞生局、三菱の寄附金にて農村診療所二百ケ所新設決定。
九・二　臺灣施政四十年記念。
九・六　文部省、轉向者の再入學を許す。
九・六　英國對支經濟使節リースロス氏來朝
九・一六　全國水平社第十一回全國大會（大阪）
九・二一　日本海員組合第十四回大會。
九・二四　內閣審議會、內閣調査局官制公布。
九・二九　第三一回全國產業組合大會（長野）。海軍聯盟中央
一〇・一　警視廳、暴力團の全國的大檢擧斷行
一〇・二六　東京商大杉村助教授の學位論文問題をめぐる學問騷動起る。
一〇・二二　神戸兵隊事件（八年七月）豫審終結。
一〇・二八　府縣會選擧投票鳥取縣を魁に開始。
一〇・二二　對北支問題の「多田（司令官）聲明」出づ
一〇・二三　勞働組合會議第四回大會總聯合脫退
一一・一　第四回簡易國勢調査行はる。
一一・一三　朝鮮施政二十五週年記念。
一一・一五　伊政府對エ戰爭開始を正式宣言。
一一・一七　京都共產黨事件（四月七日）解禁。
一一・一八　北支香河縣農民暴動勃發。
一一・二三　日本「ペンクラブ」創立す。全國社會事業大會。大阪の合法左翼無產團體協議會懇談會で全的合同表明。
一二・一　總聯合、產倶の提唱愛國勞働組合統一促進關東地方懇談會結成。
一二・一一　支那汪兆銘、六中全會開會式後暴漢に狙撃され重傷を負ふ。
一二・一六　支那政府貨幣制度改革案を發表。
一二・一七　「無政府共產黨」陰謀暴露。
一二・二五　全勞總同盟合同特別協議會三長老の裁斷を仰ぎ一先單獨合同を決す。
一二・二　大阪の脫稅瀆職事件擴大す。交通勞働總聯盟全國大會大阪に開かる。
一二・一五　全評大會（大阪）。
一二・二二　新日本船員組合對川崎汽船爭議は遂に社外船總罷業に及ぶ。
一二・二五　佐野鍋山等の「國社會主義」派は勞農の全的統一を要望。
一三・一九　失業對策小委員會、保險衞生調査會等の七委員會、省議で廢止決定。
一三・七　大本教昭和神聖會の一齊檢擧。
一三・九　中野正剛氏國民同盟を脫黨、海軍々縮會議ロンドンに開かる。
一三・二三　大阪港曳船六百二十隻、海上同志會の統制下に爭議。
一三・二四　內閣制度創始五十年祝典行はる。第六十八通常議會召集、勤勞者教育中央會文部省內に設立さる。

凡例

一、本年鑑が掲げた記事は、主要なる新聞雑誌、各勞働者團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按配したるものと、本所が直接調査したところに據るものとより成る。

一、本年鑑の編纂方針は大體前年度のそれを踏襲した。但し記述の精粗その他多少の變更は免れなかつた。

一、本文の記述は原則として昭和十年中の事實に限つたが、資料の關係上、それ以前の事實をも述した個所もあり、また極めて稀れであるが、昭和十一年に入る事實にも言及せざるを得なかつた個所もある。從つて記述の中で「本年」とせるはみな昭和十年のことであり、昭和十年以外の事實については一々そのことを附記した。

一、總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の扉(本文の細目表は表に、統計表あるものは裏)に載せてある。

日本勞働年鑑目次

緒言——昭和十年大觀
昭和十年重要日誌
凡例
第一部　勞働者狀態……一
概說……一
第一篇　勞働者狀態一般……二
第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態……一五
第三篇　農業勞働者狀態……五七
第四篇　其他の勞働者の狀態……八七
第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態……九六

第六篇　勞働移民狀態……一一〇
勞働者狀態統計表——第一乃至第二十三表……一二三

第二部　勞働者運動……二一三
概說……二一三
第一篇　勞働爭議（並に小作爭議）……二一五
第二篇　勞働組合（並に農民組合）……二七四
第三篇　無產政黨……四八五
第四篇　消費組合運動……五一九
勞働者運動——統計表第一表乃至第六表……五三一

第三部　勞働施設及對策……五五五
概說……五五五
第一篇　雇主の施設及對策……五五六
第二篇　社會政策的施設……五七三

第三篇　勞働者運動對策……六二九
勞働施設及對策統計表——第一表乃至第八表……六三七
第四部　社會事業……六五七
第一篇　社會事業行政……六五七
第二篇　社會事業施設……六六一
第三篇　兒童保護事業……六八一
第四篇　社會教化事業……六八九
社會事業統計表——第一表乃至第十一表……六九五
第五部　思想團體及思想運動……七一九
概說……七一九
第一篇　社會主義的運動……七二一
第二篇　國家主義的運動……七五五
國家主義的及國粹團體一覽……七七三

目次

附錄　昭和十年中に制定せられたる社會問題關係法規……一
索引……卷末

完

第一部　勞働者狀態

概說……一

第一篇　勞働者狀態一般……二
第一章　職業別人口及勞働者數……二
第二章　勞働生活……四
第三章　失業狀態……四
第一　賃銀……六
第二　生計狀態……七
第三　物價……七
第一　家計……九
第二　生計費……九
　1　貯蓄及金融……一二

第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態……一五
第一章　概況……一五
第一　勞働者數概況……一五
　1　工場勞働者……一五
　2　鑛山勞働者……一六
　3　交通勞働者……一六
第二　體性別勞働者數……一七
　1　工場勞働者……一七
　2　鑛山勞働者……一七
　3　交通勞働者……一八
第三　年齡別勞働者數……一八
　1　工場勞働者……一八
　2　鑛山勞働者……二〇
　3　教育程度……二一
第四　工場勞働者……二一
第五　鑛山勞働者……二三
第六　臨時工……二三
第二章　勞働生活……二六
第一　勞働移動……二六
第二　商業使用人狀態……九一
第三　自由勞働者狀態……九二
第四章　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態……九六
第一　中間階級者狀態……九六
第二　俸給生活者數……九六
第三　俸給……九七
　1　生計費……九八
　2　失業狀況……一〇三
第四　婦人勞働者及び職業婦人狀態……一〇四
　1　女工……一〇四
　2　職業婦人……一〇四
　3　數……一〇四
第五　生活狀態……一〇六
　2　藝娼妓酌婦……一〇八
　1　少年勞働者狀態……一〇九

第三篇　農業勞働狀態……五七
第一章　農業概況……五七
第一　耕地面積……五七
第二　農家……五八
第三　農作狀況……六二
第四　田畑賣買價格……六八
第五　小作狀態……七〇
第二章　農家經濟……七二
第一　生産費調査……七二
第二　農業經濟調査……七六
第三　農業勞働者……八五
第四章　其他の勞働者の狀態……八七
第一章　林業勞働者狀態……八七
第二章　漁業勞働者狀態……八八

第四篇　勞働移民狀態……一一〇
第一章　海外移民狀態……一一〇
第一　一般狀態……一一〇
第二　北米合衆國及び加奈陀……一一一
第三　南米……一一三
第四　其他……一一五
第二章　移入民狀態……一一七
第一　移入鮮人……一一七
　1　移入鮮人數……一一七
　2　移入鮮人生活狀態……一一七
　3　移入鮮人に關する事件……一一九
　4　移入鮮人の運動……一二〇
第二　移入中華民國人……一二一

第一部（勞働者狀態）統計表

第一表　勞働人口
其一　職業別人口
其二　産業別人口
其三　工場鑛山其他勞働者數
第二表　工場勞働者數
其一　適用工場及職工業務別數
其二　規模別工場數
其三　規模別職工數
其四　寄宿職工數
第三表　鑛山勞働者數
其一　鑛夫數
其二　鑛山種別鑛夫數
第四表　交通通信勞働者數
其一　國有鐵道從業員數
其二　地方鐵道從業員數
其三　軌道從業員數
其四　船員累年表
其五　海技免狀受有者數
其六　通信從業員數累年表
第五表　工場勞働者年齡別
其一　適用工場職工年齡別數
其二　工場職工年齡別數
第六表　鑛夫年齡別數
第七表　工場勞働者異動
其一　異動月表
其二　解雇者歸趨月表
第八表　鑛夫異動
其一　異動月表
其二　解雇者歸趨月表
第九表　失業狀況
第十表　一般賃銀統計
第一　全國賃銀指數月表
其二　東京賃銀及指數月表
其三　大阪賃銀月表
第十一表　工場鑛山其他勞働者賃銀統計
其一　賃銀指數月表
其二　一日平均實收賃銀月表
其三　勞働人員及賃銀指數月表
第十二表　家計調査
其一　俸給生活者家計
其二　勞働者家計
其三　農業者家計
第十三表　工場災害統計
其一　工場災害者數累年表
其二　業態別數
其三　工場災害原因調
第十四表　鑛山災害統計
其一　鑛山災害者數累年表
其二　鑛山種別數
其三　事由別死亡者數
第十五表　物價統計
其一　主要日用品卸賣物價
其二　東京物價十ヶ年對照表
其三　東京主要商品指數
其四　東京小賣物價
其五　大阪日用品小賣物價
其六　內外物價指數
第十六表　郵便貯金統計
第十七表　工場貯蓄統計
第十八表　農業統計
其一　耕地面積
其二　農家戶數
其三　耕地所有者戶數
第十九表　水產業者統計
其一　水產業者數
其二　遭難漁船
第二十表　林業勞働者統計
第二十一表　俸給生活者統計
其一　官吏數及平均俸給額
其二　公吏數及平均俸給額
其三　教員數
其四　小學校教員數
其五　中等學校教員數
其六　實業補習學校教員數
其七　其他學校教員數
第二十二表　婦人及少年勞働者
其一　女職工數
其二　工場少年勞働者數
其三　女給、藝妓、娼妓等等
第二十三表　海外移民
其一　海外在留本邦內地人口表
其二　在留地別本邦內地人數
其三　職業別海外在留本邦人數
其四　海外在留朝鮮及臺灣人數

概說

昭和六年末の滿洲事變並に金輸出禁止を轉機とする我が國經濟基調の變化、すなはち云ふまでもなく軍需インフレと爲替安による輸出增進は、爾來我が產業界の可成りの範圍に亘つて多かれ少かれ好況を浸潤せしめたことは疑ひなきところであるが、この好況は昭和十年春頃よりやゝ停滯の狀態を示すに至つた。生產活動は春以後全般的に停頓狀態を示し、剩產危機は漸く切迫せるものゝ如く、會社利潤率も亦同じく停頓狀態に陷つてゐる。インフレーション景氣は今や漸く痲痺的傾向にあるものゝ如くである。

この傾向が勞働生活に對して最も直截に反映したのは就業人員增加率の停滯であつた。日銀調によれば、勞働人員指數は八年度の八一・九から九年度九一・三、十年度九九・九へと增大したが、この增加率は既に減退してをり、更に之を月別にみれば、十年五月の一〇一・二を頂上としてそれ以後は完全に停滯してしまつた。工場および鑛山における雇人と解雇の開きを見ても、社會局調によれば、雇入の超過率において同樣の傾向が見受けられるのである。更に賃銀の動向をみれば、定額賃銀は依然として漸減傾向にあることは例年と變りないが、昨年度までは上昇乃至保合を示してゐた實收賃銀が本年度は僅かながらも低落してゐることが注目される。かくの如く、軍需インフレの昂進が漸くやみ、その勞働者生活に及ぼす餘惠が早くも停止されやうとするに及んで、いまゝでのインフレ景氣の一つの重要なる支柱と考へられる臨時工制度の問題はいよ〳〵喧しくなり、この年における勞働問題の中心題目の一つとなつたのである。他方において、小賣物價は、商工省調によれば、昭和七年以後連續的に昂騰してゐるのであつて、インフレーションの影響はこゝにおいてはまことに顯著であると云はなければならない。かくて、勞働者階級の地位は、インフレ景氣の停滯とインフレーションの進行との交錯によつて益々低下し、その生活難は一段と加重されるに至つたものゝ如くである。

しかし乍ら、かゝる經濟狀勢が我が農村に對して與へた影響を考へるならば、都市勞働者のそれはむしろ良好であつたと云はねばならない。なるほど、昭和十年度の農村は、凶作米高、繭及び小麥高によつて三、四億の貨幣が齎らされ、一部には早くも「農村好轉」が唱へられたが、もし「好轉」ありとせば、それは極く少數の一部地主乃至富農においてのみであつた。勤勞農民大衆に幾分の收入增があつたとしても、それは負債と稅金の目標となるのみであつたが、一般には彼等勤勞農民大衆はこの「好轉」から取殘されたばかりでなく、却つて高い飯米を買はねばならないのであるから、その窮乏は更に深化し激化したものと云はざるを得ない。その上なほ肥料の高騰は彼等にあつてはシェーレの擴大をさへ齎らしたのである。かくて、農村はむしろ依然として窮乏の一途を辿りつゝあるのであり、「農村哀話」は增加こそすれ決して減少してはゐないのである。

第一部は、かゝる勞働者及び農民狀態の一般を、公私の統計を主たる資料として記述した。

第一篇　勞働者狀態一般

第一章　職業別人口及び勞働者數

1　職業別人口

職業別人口　昭和五年「國勢調査報告」（昭和十年十一月發行）に據れば、我國總人口六四、四五〇、〇〇五のうち有業者は二九、六一九、六四〇であつて、その總人口中に占める割合即ち有業率は四六・〇%に當る。これを男女各別に見れば次の如くである。

	總數	男	女
總人口	六四、四五〇、〇〇五	三三、三九〇、一五五	三三、〇五九、八五〇
有業者	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二三七	一〇、五八九、四〇三
有業率	四六・〇%	五八・八%	三三・〇%

次に有業者二九、六一九、六四〇を職業大分類によつて區分すれば、農業の一四、一四〇、一〇七最も多く、有業者の半數近く（四七・七%）を占めてをり、次いで工業、商業の順位で、鑛業が最も少く〇・八%に過ぎない。いま各職業における有業者の男女別數並びに總數に對する割合を見れば次の如くである。

	總數	男	女	有業者千人中各業總數の割合
總數	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二三七	一〇、五八九、四〇三	一、〇〇〇
農業	一四、一四〇、一〇七	七、七四三、〇六五	六、三九七、〇四二	四七七
水產業	五四六、六二四	五〇一、〇七八	四五、五四六	一八
鑛業	二五一、二三〇	二一〇、一七四	四一、〇四六	八
工業	五、六九九、五八一	四、二六九、一五一	一、四三〇、四三〇	一九二
商業	四、四七八、〇九八	三、〇一三、九〇三	一、四六四、一九五	一五一
交通業	一、一〇七、五七四	一、〇二八、五九五	七八、九七九	三七
公務自由業	二、〇四四、一五一	一、六九一、八〇三	三五二、三四八	六九
家事使用人	七八一、三一九	八四、二〇三	六九七、一一六	二六
其の他の有業者	五七〇、九六六	四八八、二六五	八二、七〇一	一九

產業上の地位別有業者數　各職業における有業者の產業上の地位を見るに（但し全部が使用人たる家事使用人を除く）使用人の割合が最も多いことは各業共通であるが、雇主と單獨との割合においては獨り農業においてのみ單獨より雇主の割合が多く、他はいづれも雇主より單獨の割合が多い。

	總數	雇主	單獨	使用人
總數	六四、四五〇、〇〇五	—	—	—
1 農業	一四、一四〇、一〇七	四、二七七、一六六	七二九、三二四	九、一三三、六一七
2 水產業	五四六、六二四	一二五、八二〇	一一六、四二六	三一四、三七八
3 鑛業	二五一、二三〇	四、四八〇	五、三一〇	二四一、四三〇
4 工業	五、六九九、五八一	六八六、六四四	九七五、二五六	四、〇三七、六八一
5 商業	四、四七八、〇九七	九五三、〇五六	一、二四二、四八六	二、二八二、五五六

6 交通業	一、一〇七、五七四	六〇、九五八	一三一、三四八	九三五、二六八
7 公務自由業	二、〇四四、一五一	四八、九三八	一七三、九七六	一、八二一、二三七
8 家事使用人	七八一、三一九	—	—	七八一、三一九
9 其他の有業者	五七〇、九六六	二、八八二	三一、七一九	五三六、三六五
1——9	二九、六一九、六四〇	六、一四九、九四四	三、三九五、八四五	二〇、〇七三、八五一
無業	三四、八三〇、三六五			

尙ほ各職業總計を一、〇〇〇とする產業上の地位別割合、すなはち相對的な意味における各業有業者の產業上の地位別割合をみれば、農業においてのみ雇主の割合大であり、單獨は工業、商業において、使用人は鑛業、工業、交通業及び公務自由業に於て比較的にその割合が大である。左表をみよ。

	雇主	單獨	使用人	雇主	單獨	併用人
總數	二〇八	一一五	六七八	商業	二一三	二七七
農業	三〇二	五二	六四六	交通業	五五	一一〇
水學業	二一三	二一三	五七五	公務自由業	二四	八五
鑛業	一八	二一	九六一	家事使用人	—	—
工業	二〇	一七一	七〇八	其の他の有業者	五	五六
						一、〇〇〇
						九三九

2 職業別勞働者數

職業別勞働階級人口 上記國勢調査における各職業有業者中の「使用人」の數は前掲の如くであるが、この中には明らかに職員が含まれてゐるのであるから、右の數字はそのまゝ各職業における勞働者數を示すものではあり得ない。そこで正確な勞働者數は「使用人」の數から職員の數を差引いたものであるが、上記國勢調査には遺憾ながら職員數が明示されてゐない。しかし職員の推定數は僅か二百萬內外と見られ（昭和五年國勢調査の職業別各有業者數に、大正九年國勢調査における職業別各本業者數中に占る各職員の割合を乘じ之を合計して算出）、「使用人」總數の一割にしか當らないから、右の各數は大體において勞働者數と見做されうるものであり、また大正九年國勢調査報告における「本業者たる勞務者」の數に近い。しかし以下の職業別勞働者數において「使用人」がそのまゝ勞働者でないことは豫め注意されねばならない。いまこの國勢調査報告における各職業使用人數の各職業有業者數に對する割合と大正九年國勢調査における「各職業の本業者總數に對する本業者たる勞務者の割合」を對比すれば次の如くである。

	昭和五年		大正九年
	總數	使用人	各職業の本業者總數百に對する勞務者の割合
		各總數に對する使用人數の割合	
總數	二九、六一九、六四〇	二〇、〇七三、八五一	六七・八
農業	一四、一四〇、一〇七	九、一三三、六一七	六四・六
水產業	五四六、六二四	三一四、三七八	五七・五
鑛業	一五一、三三〇	二四一、四三〇	九六・一
			六三・四
			六二・四
			八八・四

工業	五、六九九、五六一	四、〇三七、六八一	七〇・八	七〇・三
商業	四、四七八、〇九八	二、二八二、五五六	五一・〇	三四・七
交通業	一、一〇七、五七四	九二五、二六八	八三・五	六一・六
公務自由業	二、〇四四、一五一	一、八二一、二三七	八九・一	三四・一
家事使用人	七八一、三一九	七八一、三一九	一〇〇・〇	—
其他の有業者	五七〇、九六六	五三六、三六五	九三・九	九五・四

職業別による各種勞働者の數は前表においてほゞ窺はれるところであるが、右は昭和五年十月一日現在の數であるのみならず、前述の如く、その範圍も單に「使用人」とあるに過ぎず、これを勞働者數として見るのは勢ひ廣汎に過ぎる嫌ひがあらう。いま別個の調査をもつ工場、鑛山、林業、漁業、等について最近の數字を掲ぐれば次の如くである。

一、工場勞働者　二、七九一、九〇二（昭和十年十二月末現在、社會局調。）

二、鑛山勞働者　二七四、八〇四（昭和十年十二月末現在、社會局調。）

三、林業勞働者　一、七四一、八一三（山林局調。但し國有林は內地昭和九年度、北海道昭和八年度、公有林野官行造林は昭和九年度、民有林は昭和十年の數である。）

四、漁業勞働者　八八一、一八一（昭和九年末現在。農林省調、「水產業被用者」の數。）

（尙ほ各種勞働者數の細別數字は第二篇以下各章並に第一部統計表參照）

第二章　勞働生活

第一　失業狀態

失業は昭和七年以來少くとも表面においては好轉しつゝある。昭和十年においても依然この趨勢を辿りつゝけてゐるが、その減少率はやゝ鈍つたかの如くである。これが主として爲替下落による輸出增進と軍需インフレによる變態的景氣の停滯に伴ふものであることは云ふまでもない。しかし、兎も角も昨年に比べれば、日銀調における「就勞人員」は僅か乍らも增加を示し、社會局報告による推定失業者數も多少減少を示してゐるのである。いま、大體の趨勢を(一)昭和五年國勢調査、(二)日銀調勞働人員指數、(三)內務省社會局の發表にかゝる失業狀況推定月報等によつて窺ふことゝする。その產業部門別の詳細については更に後段(第二篇、第二章、第一、第二)に述べるであらう。

一、國勢調査による失業者數　は三一九、八一三人で、これを先に國勢調査による概數として發表された三二二、五二七人に比較すれば稍や少いが、國勢調査抽出調査による失業者數、二八六、〇〇〇人に比すれば可成りに多い。いまこれによつて失業者の職業別數を見るに、工業最も多く總數の半に

近い四二・二%を占め、以下公務自由業の一五・〇%、其他の一二・九%、交通業の一〇・七%、商業の八・三%の順序である。

	男	女	計	總數を一〇〇とする各割合
總數	二九〇、七三七	二九、〇七六	三一九、八一三	一〇〇・〇
農業	一一、八八〇	三、一五三	一五、〇三三	四・七
水産業	二、一九六	三九	二、二三五	〇・七
鑛業	八、二九一	一、四三六	九、七二七	三・〇
工業	一二四、一四六	一〇、九四八	一三五、〇九四	四二・二
商業	二四、六一五	二、〇一二	二六、六二七	八・三
交通業	三三、五二五	七九九	三四、三二四	一〇・七
公務自由業	四二、五九二	五、二七四	四七、八六六	一五・〇
家事使用人	四、九三七	二、八五七	七、七九四	二・四
其の他の有業者	三八、五五五	二、五五八	四一、一一三	一三・九

次に右失業者を府縣別に見てその主要なる府縣を擧ぐれば次の如くである。

地方別	失業者數	地方別	失業者數
東京府	六一、三一七	福岡縣	一七、四二八
大阪府	三六、五七〇	兵庫縣	一七、三五四
神奈川縣	一九、九四三	愛知縣	一三、七八二

尙ほ同じく右により失業者を年齡階級別に見れば次の如くで、二〇—二四歳が最も多く全體の一六・四%に達してゐる。これに次ぐものは二五—二九歳の一六%である。

年齡別	失業者	總數を一〇〇とする各年齡別の割合
總數	三一九、八一三	一〇〇・〇
一四歳未滿	一、八二六	〇・六
一五—一九歳	二七、九五二	八・七
二〇—二四歳	五二、四六四	一六・四
二五—二九歳	五一、〇八八	一六・〇
三〇—三四歳	四二、六九七	一三・四
三五—三九歳	三四、四九〇	一〇・八
四〇—四四歳	三〇、三七四	九・五
四五—四九歳	二七、〇九九	八・五
五〇—五四歳	二三、九九四	七・五
五五—五九歳	一五、八二〇	四・九
六〇—六四歳	七、四〇七	二・三
六五—六九歳	三、〇三〇	〇・九
七〇歳以上	一、五七一	〇・五

二、日銀調による勞働人員指數

その月別移動を見れば次の如くである。この指數は累年減少の一途を辿つてゐたのであるが、昭和七年に入つて低下を停止し、八年、九年及び十年と引きつゞき上昇を辿つてゐる。十年平均は九九・九で、これを前年の九一・三に比すれば依然として可成りの好轉である。だが本年五月以降においてこの上昇傾向の停頓せることは注目に値する。なほこの總指數にあらはれた傾向がいか

なる産業部門における變動を反映せるものなるかは後段（第二篇、第二章、第二を參照）されたい。

勞働人員指數（日本銀行調査）

大正十五年平均	一〇〇・〇	同	五月	一〇一・二
昭和七年平均	七四・七	同	六月	一〇一・〇
昭和八年平均	八一・九	同	七月	一〇〇・九
昭和九年平均	九一・三	同	八月	一〇〇・六
昭和十年平均	九九・九	同	九月	一〇一・〇
同　一月	九五・八	同	十月	一〇〇・九
同　二月	九六・五	同	十一月	一〇一・一
同　三月	九七・五	同	十二月	一〇一・一
同　四月	一〇〇・七			

三、內務省社會局の「失業狀況推定月報」によつてみるに、失業者數は昭和七年七月以來大體に漸減の道を辿つてゐる。昭和十年初頭はその前年末の三六〇、七五〇（失業率四・八七）からやゝ反騰して三六五、七八八（失業率四・八〇）に達したが、十年度を通じては大體に低減傾向を辿り、十二月には三五一、四六九（失業率四・五二）に到つてゐる。十年の一月と十二月とを比較すると失業者は三・九二%の減少である。しかしこれを九年度のこの期間の減少率五・六四%に比すると、本年は減退率が稍々小さいことを見出す。（詳細の數字については第一部統計表第九表其二、失業狀況推定昭和十年月別表を參照されたい。）

第二　賃　銀

昭和十年における諸職業賃銀の大勢を商工省調査十三都市平均についてみるに、二月から六月にかけては三、四月を頂點として八三臺に上つてゐるが、七、八月と八二臺に下り、九月以降は再び八三臺に上り漸次上昇して、十二月に八五・四に到つてゐる。昨年に比し多少の上昇と見るべきであらう。しかしながらこれを東京と大阪とについてみるに、一般的に云つてこゝではいづれにも上昇傾向は見られぬものゝ如くである。その月別移動は左の如し。

諸職業賃銀指數月別移動（商工省調）

	十三都市平均	東京	大阪
昭和十年 一月	八二・四	八八・三	九〇・九
二月	八三・〇	八九・四	九一・一
三月	八三・八	八九・五	九〇・六
四月	八三・八	八八・八	九一・一
五月	八三・七	八八・一	九一・四
六月	八三・〇	八七・五	九一・三
七月	八二・六	八七・三	九一・三
八月	八二・一	八六・八	九一・六
九月	八三・一	八八・五	九一・七
十月	八三・四	八八・七	九一・七
十一月	八四・〇	八九・三	九一・三
十二月	八五・四	九三・〇	九一・八
昭和九年 一月	八二・二	八八・一	八九・六
七月	八二・六	八九・四	九一・二

二月	八二・三	八七・七	九一・四	八月	八二・五
三月	八二・五	八九・九	九一・一	九月	八三・二
四月	八二・八	八八・九	九一・二	十月	八三・〇
五月	八二・三	九〇・〇	九一・七	十一月	八三・三
六月	八二・七	八九・九	九一・四	十二月	八四・三

〔備考〕—大正十年乃至十二年全三ケ年平均を一〇〇とす。

第三章　生計狀態

第一　物價

昭和七年以來上昇に轉じた物價は、八年に入つても大勢は上昇氣味であつたが、その上昇の氣勢はむしろ一頓挫の形を示した。九年に引きつゞき十年に入つても同じやうな調子で、大勢は上昇ではあるがその動きは極めて薄弱であつた。かゝる大勢のうちにあつて秋の物價急騰は特に目立つものである。而してこれは卸賣物價についても小賣物價についても同樣であつた。

なほ物價の各產業別、輸出入品と國內需要品、カルテル商品と非カルテル商品等の別による趨勢については別に攻究を要するところであり、且つそれは近年の物價の動きとしては特に重要の契機を藏する問題であらう。だが、こゝでは一般卸賣物價と小賣物價とにおける指數變動の大勢をみるにとゞめる。

卸賣物價　卸賣物價は商工省調卸賣物價統計によるも日銀調東京物價によるもいづれも同一の傾向を示してゐる。商工省調は左表の如くであり、年平均において十年度は九年度よりも若干上昇せることが示されてゐる。

卸賣物價指數（商工省）

昭和十年		昭和九年	昭和十年		昭和九年
一月	七八・一	七五・五	八月	七六・〇	七六・六
二月	七八・四	七六・二	九月	七七・八	七八・四
三月	七七・九	七六・〇	十月	七九・八	七九・〇
四月	七七・六	七五・九	十一月	七九・五	七七・九
五月	七七・三	七六・〇	十二月	七八・六	七七・七
六月	七六・〇	七五・八	年平均	七七・七	七六・八
七月	七五・七	七五・八			

〔備考〕—大正十年乃至十二年全三箇年平均價格を一〇〇とす

次に日銀調東京物價の指數は左表の如くであり、右と略々同樣の步調を示してをり、十年度平均において も同じく九年度平均よりは幾分高い。

東京物價（日銀調）

	昭和九年平均	昭和十年平均	主要商品指數（東京） 米	砂糖	生糸	綿絲	洋鐵	石炭
一月	一七五・五	一八一・五	二四五	二八四	七八	二〇四	一二四	二八八

二月	一七七・五	一八四・一	二五一	二六八	七六	一九八
三月	一七六・九	一八三・五	二五〇	二五八	七二	一九三
四月	一七六・九	一八二・三	二四五	二五三	七五	一九〇
五月	一七六・二	一八二・四	二四五	二六五	七五	二〇七
六月	一七四・五	一八〇・二	二四五	二七一	七三	二〇一
七月	一七四・一	一八〇・二	二五二	二七〇	七八	一九七
八月	一七六・九	一八二・九	二五七	二六七	九三	一八九
九月	一七九・二	一八八・九	二六八	二七一	一〇二	一八四
十月	一八一・八	一九四・〇	二六六	二八六	一一三	一九七
十一月	一八一・一	一九三・六	二五一	二九〇	一一四	一九六
十二月	一八一・一	一九一・九	二四四	二九〇	一〇六	一九〇
年平均	一七七・六	一八五・五				

〔備考〕―明治三十三年十月を一〇〇とす。

小賣物價　小賣物價は商工省調小賣物價統計によるも日銀調東京小賣物價によるもいづれも同一傾向を示し、昨九年度よりも若干騰貴してゐる。商工省調によれば、年平均は九年平均の八九・三より九二・八に、日銀調によれば一四八・七より一五一・六に上昇してゐる。併しながら兩者の上昇率を夫々の卸賣物價の上昇率と比べてみると兩者は必ずしも同一ではない。すなはち、商工省調によれば小賣物價の上昇率は卸賣物價のそれよりもやゝ著しいが、日銀調によればむしろ卸賣物價の上昇率の方が小賣物價のそれより幾分大きいことになつてゐる。この相違にはむろん地方的差異が考慮さるべきであらう。

尙ほ日銀調によつて食料品、燃料燈火、服飾用品、その他の各別についてみれば、前年平均に比して食料品のみが目立つて著しく騰貴してをり、服飾用品、其の他も極めて僅かではあるが上昇してゐるに反し、燃料燈火は僅かながらも却つて下落してをり、その步調は著しく不揃であることが示されてゐる。

小賣物價指數

	東京小賣物價（日銀調） 昭和十年	東京小賣物價（日銀調） 昭和九年	小賣物價（商工省調） 昭和十年	小賣物價（商工省調） 昭和九年
一月	一五〇・九	一四七・三	八九・六	八七・九
二月	一五一・〇	一四八・〇	八九・五	八八・二
三月	一四九・九	一四九・〇	八八・九	八八・六
四月	一四九・四	一四九・二	八九・六	八八・九
五月	一四九・五	一四九・〇	九〇・一	八八・六
六月	一四八・三	一四七・九	八八・八	八六・一
七月	一四九・五	一四七・三	九〇・三	八七・二
八月	一五一・九	一四八・〇	九〇・七	八八・七
九月	一五四・四	一四九・四	九一・七	八九・一
十月	一五四・一	一五〇・一	九二・四	九〇・九
十一月	一五四・九	一四九・三	九二・二	八九・四
十二月	一五五・六	一四九・九	九二・八	八九・三

年平均　一五一・六　一四八・七

〔備考〕―日銀調は大正三年七月を一〇〇、商工省調は昭和四年十二月を一〇〇とす。

第二　家計

1　生計費

生計費に關しては昭和六年以降內閣統計局に於て米價統制の基本資料を供給する目的を以て累年家許調査を施行しその結果を發表してゐる。今回は昭和十一年三月に發表せられた家計調査報告（自昭和九年九月至同十年八月）によつて昭和九、十年に跨がる一ケ年間の狀況並にその前年との比較について概略を記述する。

（尙ほ本調査の大要は下の如くである。（一）調査の地域は東京市を含めて全國十都市。（二）調査の客體は給料生活者（官公吏・銀行會社員・教職員）および勞働者（工場勞働者・交通勞働者）につき、平均月收五十圓以上百圓未滿の者一、六七一世帶を採擇。一世帶平均人員は給料生活者は三・七六人、勞働者は四・一二人に當つてゐる。（三）調査の方法は各家計簿記入者の世帶に毎月家計簿を配付し之に記帳せしめたる上報告せしめた。尙ほこれら調査要綱については必ず原報告を參照され度い。）

第一部第一篇　勞働者狀態一般

いま右報告によつて勞働者および給料生活者につきその實收入、實支出、總收入、總支出の概要を述べる。各の職業分類によるヨリ詳細については夫々第二篇および第五篇の當該章節に述べある。

實收入及び實支出　給料生活者及び勞働者の實收入並に實支出の實數と比率を示せば次の如くである。

	勞働者		給料生活者	
實收入（總額）	八八・六六圓	一〇〇・〇〇%	九六・八七圓	一〇〇・〇〇%
一、勤勞收入（金額）	八〇・四〇	九二・七八	八七・二八	九〇・一〇
1 世帶主收入	七七・二六	八九・一五	八五・五六	八八・三三
2 世帶主の配偶者收入	一・六六	一・九二	一・〇三	一・〇六
3 家族收入	一・四八	一・七一	〇・六九	〇・七一
二、勤勞外收入（全額）	六・二六	七・二三	九・五九	九・九〇
1 財產收入	〇・二三	〇・二六	〇・四五	〇・四六
2 受贈	五・二〇	六・〇〇	七・三一	七・五五
3 其の他	〇・八三	〇・九六	一・八三	一・八九
實支出（總額）	七六・七三圓	一〇〇・〇〇	八六・一三圓	一〇〇・〇〇%
一、飲食物費	二九・三〇	三八・一九	二八・四一	三二・九九
二、住居費	一二・四三	一六・二〇	一五・五四	一八・〇四
三、光熱費	三・六七	四・七八	四・三六	五・〇六
四、被服費	九・一五	一一・九二	一〇・四七	一二・一六

五、其の他の諸費　三三・一八　二八・九一　二七・三四　三一・七五

總收入及び總支出　同じく總收入及總支出についてこれを見れば次の如くである。

總收入(總額)	勞働者		給料生活者	
	一五六・六二圓	一〇〇・〇〇%	一六六・八三圓	一〇〇・〇〇%
一、實收入(全額)	八六・六六	五五・三三	九六・八七	五八・〇七
二、實收入以外の收入(全額)				
1 繰越	六九・九六	四四・六七	六九・九六	四一・九三
2 貯金引出	四四・一七	二八・二〇	四一・九一	二五・一二
3 無盡取金	七・六五	四・八九	一一・六一	六・九六
4 保險金	一・三九	〇・八九	〇・四一	〇・二五
5 貸金受入	〇・八三	〇・五三	〇・二七	〇・二三
6 質入	〇・七九	〇・五〇	〇・七七	〇・四六
7 負債	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇三	〇・〇一
8 掛買	二・三九	一・五三	一・三八	〇・八三
9 其の他	一三・五一	七・九九	一三・〇五	七・八二
	〇・二一	〇・一三	〇・四四	〇・二六

總支出(總額)	勞働者		給料生活者	
	一五六・六二圓	一〇〇・〇〇%	一六六・八三圓	一〇〇・〇〇%
一、實支出(全額)	七六・七三	四八・九九	八六・一二	五一・六二
二、實支出以外の支出(全額)				
1 繰越	七九・八九	五一・〇一	八〇・七一	四八・三八
2 貯金	一三・六六	八・〇八	一七・一九	一〇・三〇
3 無盡掛金	二・二〇	一・四〇	〇・八一	〇・四九
4 保險料	四・一六	二・六六	四・二四	二・五四
5 貸金	一・二四	〇・七九	一・〇一	〇・六一
6 質受金	〇・〇三	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇二
7 負債返還	二・二八	一・四六	一・三一	〇・七九
8 掛買拂	一三・五三	八・〇〇	一三・〇七	七・八三
9 其の他	〇・二三	〇・一五	〇・八四	〇・五〇

前回調査との比較（勞働者家計）　給料生活者については別項（第五篇）に記述されてあるので、こゝでは勞働者家計の總計について前回（昭和八・九年調）と比較を試みてみよう。尚ほ勞働者職業別については第二篇に詳記してある。

一、實收入　實收入各項目の實收入中に占める割合を昭和八・九年調査に於ける勞働者世帯のそれと比較すれば、先づ勤勞收入について昭和八・九年調査は世帯主の收入八九・九二%、世帯主の配偶者收入一・六七%、家族收入一・四一%を示し、世帯主の勤勞收入の割合稍々低下し、他の二項目の割合稍々增大したことが判る。勤勞外收入について前回調査は受贈六・〇三%、財産收入〇・二三%、其の他の收入〇・七四%を示し、受贈を除き何れの項目も今次の調査において稍々增大してゐる。

總勤勞收入額	前回の調査	今次の調査
	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%

全額	九三・〇〇	九二・七八
主帶主收入	八九・九二	八九・一五
世帶主の配偶者收入	一・六七	一・九二
家族收入	一・四一	一・七一
勤勞外收入		
全額	七・〇〇	七・二三
財產收入	〇・二三	〇・二六
受贈	六・〇三	六・〇〇
其の他	〇・七四	〇・九六

二、實支出 實支出各項目の實支出中に占むる割合は昭和八・九年調査に於ける勞働者世帶のそれに比し大なる相違は認められないが、飲食物費の實支出中に占むる割合は今次調査の方が僅かに高率を示し、光熱費は前回調査と同率、住居費、被服費及其の他の諸費の割合は前回調査の方が僅か乍ら高率を示してゐる。

	前回の調査	今次の調査
總額	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%
飲食物費	三五・九〇	三八・一九
住居費	一六・七九	一六・二〇
光熱費	四・七八	四・七八
被服費	一二・一九	一一・九二
其の他の諸費	三〇・三四	二八・九一

三、飲食物費の構成 試みに、米麥費、副食物費、嗜好品費及び出前外出先の食費の四者の實支出中に占むる割合並に飲食物費中に占むる割合を昭和八、九年調査に於ける勞働者世帶のそれと比較すれば次表の通りである。

實支出一〇〇につき

	前回の調査	今次の調査
飲食物費全額	三五・九〇	三八・一九
米麥費	一一・九〇	一四・六六
副食物費	一三・一三	一三・〇九
嗜好品費	七・九三	七・五七
出前・外出先の食費	二・九五	二・八七

飲食物費一〇〇につき

	前回の調査	今次の調査
	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
米麥費	三三・一五	三八・三九
副食物費	三六・五六	三四・二七
嗜好品費	二二・〇九	一九・八三
出前・外出先の食費	八・二〇	七・五一

四、家計剩餘 勞働者世帶の家計剩餘額の給料生活者世帶のそれに比し稍々少額なることは別項給料生活者に調する記述に見られる通りであるが、今この剩餘額の歸屬狀況を昭和八、九年調査に於ける勞働者世帶のそれと比較するに前回調査に於ては實收入の實支出に對する剩餘額一一圓五四錢（實收入の一三・三三%）、剩餘額中財產の蓄積部分一〇圓九七錢（實收入の一二・六七%）であつて、今次の調査に於て剩餘額、蓄積部分共に前回よりも減少を示した。△印は不足。

	前回の調査	今次の調査
實收入の實支出に對する剩餘額	一一・五四圓	九・九三圓
實支出以外の財產收入	一〇・九七	九・六〇
全額	六・六三	五・〇一
貯金	〇・八五	〇・八一
無盡	三・二三	三・三三
保險	〇・二六	〇・四五
貸金	一一	

各項目に對する實收過超の入額		
繰越	〇・五八	〇・三九
質	〇・〇二	〇・〇一
負債	〇・〇二	△ 〇・〇一
掛買	△ 〇・〇三	〇・〇三
其の他	△ 〇・〇二	〇・〇二

2　貯蓄及び金融

郵便貯金　主として小額收入者、即ち中小農業、小商工業者、サラリーマン、勞働者等の小額の積立金と見得る郵便貯金は近年可成りの増加を示し來つてゐるが、昭和十年末における預金現在高は約三十一億五千五百三十一萬圓で、前年末に比し約一億六千五百六萬圓の増加である。この増加は、前年における増加より更に著しい。預金者數も同樣に増加し約四千六百二十萬人に達し、昨年末に比し約二百六十萬人を増加してゐる。この人員の増加は昨年度において既に飛躍的の數に上つたが、本年は更にヨリ以上の激増を示し、一人當金額においては却つて僅かではあるが減少するといふ現象を呈するに至つた。それにしてもこの激増は注目に値するものであらう。

		昭和十年	前年に比し増(▲)減
預入	新規人員	七、一七六、八六一	五七九、九一三
	口數	一四五、五四五、〇六九	一〇、〇三〇、三二九
	金額	二、三三三、三七一、六七二圓	一三三、四六八、四〇七圓
拂戻	全拂人員	四、五七四、五七七	▲ 三四、二三八
	口數	五一、七五六、八四三	三、二四四、一八五
	金額	二、〇五八、三二一、三二一圓	一〇八、九八九、八九八圓
年末現在	人員	四六、二〇〇、〇七〇	二、六〇二、〇八四
	金額	三、一五五、三一五、四八〇圓	一六五、〇六〇、三五一圓
	一人當金額	六八・二九七圓	▲ 〇・二九〇圓

預入人員及び金額の職業別は昭和七年度についての調査が最新のもので、昭和九年度の調査は未だその發表を見ない。

郵便貯金現在預入人員及預金額職業別（昭和七年度末）

職業別	人員	金額	預入一人當預金額
農業	六、六三八、三〇三人	四七一、八一三、六九四圓	七一・〇七四圓
水産業	二九〇、六〇六	一九、〇四九、三五九	六五・五五〇
鑛業	一一、〇六九	六、一八〇、〇三五	五五・六四一
工業	三、六四八、〇四八	二六四、三一〇、〇八六	七二・四五二
商業	三、三四六、二八四	三五四、一九四、九二一	一〇五・八四七
交通業	一、一二七、九三八	八五、二九九、八五三	七五・六二五
公務自由業	二、三八五、二〇四	二七三、一四六、九八七	一一四・五一七
家事使用人	四五一、八八五	二四、八四五、七四四	五四・九八二
其他の有業者	三六九、二一七	二八、七三〇、二三〇	七七・八一四
無業	六、一六五、六二三	六七七、二五七、一九五	一〇九・八四四
學生生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九	五三・七二三
社寺學校其他團體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八三・七一六

不明	四、六四六、六五九	一一三、〇五二、九八四	二四・三三〇	計	一〇〇・〇〇
計	三五、〇三〇、三五一	二、六七九、〇五六、七六〇	七六・五〇〇		一〇〇・〇〇

右は大正七年以來發表せられて來た調査とは著しく異る點において注目されるのであるが、いまこの百分比を昭和五年發表の數字と比較してみよう。

職業別	昭和七年度 人員	昭和七年度 金額	職業別	昭和五年度 人員	昭和五年度 金額
農業	一八・九五	一七・六一	農業	三五・二七八	三一・五五七
水産業	〇・八三	〇・七一	漁獵業及船夫	一・六六六	二・三一〇
鑛業	〇・三一	〇・二三	工業	四・八四一	五・四八一
工業	一〇・四二	九・八〇	商業	一〇・四三七	一四・七八六
商業	九・五六	一三・二二	官吏軍人	七・五〇二	九・〇五三
交通業	三・二三	三・一八	諸業者被傭職工及一般使役人	七・五三一	六・二五三
公務自由業	六・八一	一〇・二〇	雜業	三・三六七	五・五四一
家事使用人	一・二九	〇・九三	無業	三・六〇八	四・八九六
其の他の有業者	一・〇五	一・〇七	學校生徒	一八・三三七	六・九一四
無業	一七・六一	二五・二八	社寺團體	〇・八〇三	三・二五〇
學生生徒	一五・六三	一〇・九八	不明	六・六三〇	八・九七六
社寺學校其他團體	一・〇四	二・五〇			
不明	一三・二七	四・二三			
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇			

〔備考〕―現在高は植民地の分及び罹災貯金を除く。但し樺太を含む。

次に右昭和七年度分について年齢階級別に貯金額をみれば次の如し。

年齢別	郵便貯金	年齢別	郵便貯金
一歳―九歳	七・四六	三五歳―三九歳	八・三三
一〇―一四	一三・八三	四〇―四四	五・八九
一五―一九	一三・四三	四五―四九	四・五一
二〇―二四	一三・三一	五〇―五四	四・三七
二五―二九	一三・一八	五五―五九	三・四九
三〇―三四	一〇・〇七	六〇以上	五・一三

産業組合貯金　昭和十年十二月末現在の産業組合組合員の貯金金額の狀況を前年との比較においてみれば左の如くである。

	金額	人員	一組合平均	一人平均
昭和九年	一、二五四、四三三、五五八圓	五、四八八、九八六人	九一、七九二圓	二二九圓
昭和十年	一、三七二、七九五、〇八五	五、八二五、二〇八	九八、〇四三	二三六

〔備考〕―農林省「産業組合現況」により計算。

貯蓄銀行預金　貯蓄銀行預金總額は大正十一年以來累年增加の一途を辿つてゐるが、昭和九年度においても依然たる趨

勢を示してゐる。

	昭和九年	昭和八年
貯蓄預金	一、八九三、六三千圓	一、八三七、八六四千圓
定期預金	一八、九六四	一三、七七七
當座預金	一〇八	九〇八
特別當座預金	三七	三三
其他預金	一、四〇四	四〇八
合計	一、九一四、一四四	一、八五一、一七二

〔備考〕―「大藏省第六十回年報」に據る。

無盡　昭和七年以降同九年までの全國無盡業者並にその資本額の趨勢は左の如くである。（「大藏省第六十回年報」に據る。

	本店	支店	出張所	資本金 公稱	資本金 拂込	一業者當公稱資本金
昭和七年	二七四	一五八	五三三	三七、六六六千圓	一八、二七二千圓	一三七千圓
昭和八年	二七六	一七四	五六四	三八、三三六	一八、五八一	一三九
昭和九年	二七三	一九一	六〇六	三八、五四一	一九、三二一	一四一

尚ほ無盡口數並に給付金高は年次別にみるに次の如くである。

	口數	給付金契約高（單位圓） 給付濟高	給付未濟高	計
昭和五年	一、六五九、〇一四	五三〇、九七一、七六五	六五八、二七二、八二七	一、一八九、二四四、五九二
昭和六年	一、六四九、二〇〇	五〇五、三三五、六一四	六七三、八二三、三五八	一、一七九、〇四八、九七二
昭和七年	一、七三七、四〇七	五三三、七三四、四三四	六七二、二九七、〇六九	一、二〇六、〇三一、五〇三
昭和八年	一、八三八、三三一	五四二、三三四、五五〇	六八三、五二五、〇三六	一、二三五、八五九、五八六
昭和九年	二、〇二四、九〇五	五四五、二〇四、四〇四	七五八、二六三、三一〇	一、三〇三、四六七、七一四

公益質屋　昭和十年四月末現在の狀況は左表の如し。（內務省社會局調）

	公益質屋數	同經營主體數	貸付資金額	一ケ所平均貸付資金額
市	一三三	八五	四、五一四、五五二圓	三四、二〇一圓
町	三七七	三七六	五、四五三、三四〇	一四、四六二
村	四七四	四七二	四、六〇一、六三五	九、七〇八
及公益法人				
町村組合	二五	一六	五八五、〇八五	二三、四〇三
合計	一、〇〇八	九四九	一五、一五三、六一二	一五、〇三三

第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態

第一章　概況

第一　勞働者數概況

昭和十年六月末現在における工場・鑛山・交通勞働者總數は內務省社會局の發表するところに據れば次の如くである。

	男	女	計
工場勞働者	一、五三二、五三三	一、一三五、四二一	二、六四六、九三三
鑛山勞働者	二三〇、七四九	二六、八六一	二五七、六一〇
運輸交通通信勞働者	四七〇、一八〇	六四、七〇三	五三四、八八三

〔備考〕―十二月末數については第一部統計表其一參照。

1　工場勞働者

工場勞働者總數　昭和十年六月末現在の工場勞働者數は社會局調によれば前掲の如く、二、六四六、九三三人にしてこれを前年同月末の二、三四九、二七七人に比較すれば二九七、六五六人の增加を示してゐる。これを十年十二月末現在について見れば、十年度は前年度に比し二五二、五一八人の增加を呈してゐる。尙參考のため、日銀調勞働人員指數について見れば、昭和九年十二月の九五・五からその後累增して十年十二月には一〇一・一に達してゐる。

右社會局調昭和十年六月の工場勞働者總數を官公營と民營とに分ち、更に民營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如くである。

官公營		一七七、五六九	
民營	工場法適用	二、〇〇二、九〇二	八〇・八%
	非適用	四七六、四六二	一九・二
計		二、四七九、三六四	一〇〇・〇

地方別工場勞働者數　同じく右社會局調による工場勞働者數を地方別に、その大なる順序（十萬人以上）に見れば次の如くである。

		工場勞働者總數を一〇〇とする割合			工場勞働者總數を一〇〇とする割合
東京府	三七五、三六九	一四・二%	兵庫縣	一八四、〇五八	七・〇%
大阪府	三六五、七一九	一三・八	福岡縣	一一七、六一六	四・四
愛知縣	二三七、〇四六	八・六			

業態別職工數　商工省調（「工場統計表」）によつて昭和九年末現在の職工數並びに工場數を見るに次の如くである。

	工場數	%	職工數	%
紡織工業	二四、三九九	三〇・四	九六九、三三〇	四四・八
金屬工業	六、六一〇	八・二	一八四、六八二	八・五

機械器具工業	九、一八一	一一・四	三一四、六六九	一四・五
窯業	三、七二三	四・六	八二、三六三	三・八
化學工業	四、三一三	五・四	一九二、二七〇	八・九
製材及木製品工業	六、七三〇	八・四	七六、五八四	三・五
印刷及製本業	三、二三四	四・〇	五六、八九一	二・七
食料品工業	一三、五〇〇	一六・八	一四七、五六五	六・八
ガス及電氣業	五五三	〇・七	八、二六〇	〇・四
其の他の工業	八、〇七〇	一〇・一	一三〇、八四九	六・一
計	八〇、三一一	一〇〇・〇	二、一六三、四五三	一〇〇・〇

2　鑛山勞働者

鑛山勞働者總數　昭和十年六月末における鑛山勞働者總數は前掲社會局調によれば二五七、六一〇人にして、前年同月末の二四一、二九七人に比すれば一六、三一三人の增加であるが、その增加率は六・八%にして前年の二三・九%に比すれば可成りの低下であるが前々年の增加率（三・四%）に較ぶればやゝ大である。

地方別數　同じく右十年六月末の現狀を地方別に多數の鑛山勞働者を有する順序に見れば次の如くである。

		鑛山勞働者總數に對する割合			鑛山勞働者總數に對する割合
福岡縣	九〇、七五四人	三五・二%	福島縣	一五、五六三人	六・五%
北海道	三三、〇一〇	一三・八	山口縣	一五、四三六	五・九
長崎縣	一九、〇四二	七・四			

鑛山種別鑛夫數　昭和九年六月末現在における狀況を鑛山局調によつて見るに左の如し。

	鑛夫數	百分比 昭和九年度	百分比 昭和八年度
金屬山	五七、五〇七	二四・三三	二四・三七
石炭山	一六八、五二四	七一・三〇	七〇・九八
石油山	四、三八二	一・八六	二・〇三
其他の非金屬山	五、九三四	二・五一	二・六二
計	二三六、三四七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

3　交通勞働者

交通勞働者總數　昭和十年六月末現在における運輸・交通・通信勞働者の總數は、社會局調によれば五三四、八八三人にして前年同月の五二一・九八三人に比し一二、九〇〇人の增加を示してゐるが一昨年同月に較ぶれば三、一七五人の減少である。

尙ほ昭和五年國勢調査の結果を見れば、交通業を職業とする者の總人口は一、一〇七、五七四人であつて、このうちその大部分が勞働者と看做し得る「使用人」は九二五、二六八人を數へてゐる。

種類別交通勞働者數　昭和五年國勢調査の結果は交通業を分類して「運輸に從事する者」と「通信に從事する者」とに分つてゐるが、いまこれにおける「使用人」階級の數をかゝぐれば左の如し。

	使用人 男	使用人 女	使用人 計
運輸に從事する者	七二四、一五七	二九、四五九	七五三、六一六
通信に從事する者	一三三、八六三	四七、七八九	一七一、六五二
計	八四八、〇二〇	七七、二四八	九二五、二六八

第二　體性別勞働者數

1　工場勞働者

體性別總數　工場勞働者の男女別數並にその百分率の昭和十年六月末現在の狀況は次の如くである。（社會局調により計算）

	男	女	計	勞働者百人中女の占むる割合
官營	一三八、五二九	二五、八九九	一五四、四二八	一六・七
公營	一〇、九二七	二、二一四	一三、一四一	一六・八五
民營　工場法適用	一、〇四一、四二六	九六一、四七六	二、〇〇二、九〇二	四八・〇〇
民營　非適用	二四〇、六四〇	一三五、八二三	四七六、四六二	二八・五一
民營　計	一、二八二、〇六六	一、〇九七、二九八	二、四七九、三六四	四四・二六
總計	一、五二一、五二三	一、二三五、四二一	二、六四九、九三三	四二、四七

第一部第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態

業態別による體性別數　昭和九年末現在の狀況は左の如し（商工省「工場統計表」より計算）

	男	男工總數に對する割合	女	女工總數に對する割合	職工百人中女工の占むる割合
	人	%	人	%	%
紡織工業	一八四、八〇五	一六・一	七八四、五一五	七七・二	八〇・九
金屬工業	一七一、五〇三	一五・〇	一三、一七九	一・二	七・一
機械器具工業	二八八、一九九	二五・一	二六、四七〇	二・六	八・四
窯業	六五、三五九	五・七	一七・〇〇四	一・七	二〇・六
化學工業	一三四、七二七	一〇・九	六七、五四三	六・七	三五・一
製材及木製品工業	六九、七一〇	六・一	六、八七四	〇・七	九・〇
印刷及製本業	五〇、一七八	四・四	六、七一三	〇・七	二・八
食料品工業	一三〇、八五〇	一〇・五	二六、七一五	二・六	一八・一
ガス及電氣業	八、一九〇	〇・七	七〇	〇・〇	〇・八
其の他の工業	六三、五七六	五・五	六七、二三七	六・六	五一・四
計	一、二四七、〇九七	一〇〇・〇	一、〇二六、三五六	一〇〇・〇	四七・〇

なほ昭和五年施行第三回「勞働統計實地調査」の結果による工場勞働者の體性別數は次項（第三の1）に年齡別數と共に記載してある。

2　鑛山勞働者

體性別總數　昭和十年六月末現在における鑛山勞働者の男女別數は社會局調によれば次の如くである。

	男	女	計	
鑛山勞働者	二三〇、七四九	二六、八六一	二五七、六一〇	一五九
右割合	八九・六	一〇・四	一〇〇・〇	六五・五
其他の非金屬山				八七一
計				七、六一九
總計（製錬精製を含む）				二三、九九六
坑外鑛夫				二三、三五一
				六〇、七三〇

これを前年同月末に比すれば、男子は一四、九六三人、女子は一、三五〇人のいづれも增加を示してゐる。

鑛山別男女數　鑛山局調により昭和九年六月末現在における各種鑛山別男女數を見れば左の如し。

【坑內鑛夫】

	鑛夫數 男	鑛夫數 女	鑛夫百人中女子
金屬山	三一、四二四	二九	〇・〇九
石炭山	二二七、八二三	五、五九八	四・五三
其他の非金屬山	二、三七五	—	—
計	二五一、六二一	五、六二七	三・五八

【坑外鑛夫】（製錬、精製を除く）

金屬山	一四、九〇二	四、八〇一	二四・三七
石炭山	三二、七七七	一二、三二七	二七・三三
石油山	三、三五一	一三八	三・九六
其他の非金屬山	二、〇八一	四四八	一七・七一
計	五三、一二一	一七、七一四	二五・〇一

【製錬（或は精製）鑛夫】

金屬山	五、八九五	四五六	七・一八
石油山	八五三	四〇	四・四八

體性別總數　昭和十年六月末現在社會局調による運輸交通通信勞働者の男女別數並にその割合は次の如くである。

男	四七〇、一八〇	八七・九%
女	六四、七〇三	一二・一
計	五三四、八八三	一〇〇・〇

なほ昭和五年國務調査による結果については前項の3にその男女數を掲げてある。

第三　年齡別勞働者數

1　工場勞働者

工場勞働者年齡階級別數　昭和九年末現在における職工總數を商工省「工場統計表」によつて三階級の年齡別に見れば次の如くである。尙ほその割合を前年と比較すれば僅少ながら十六才未滿が上昇し、十六才以上五十才未滿が減少してゐる。

	實數	%
十六歲未滿	二一六、三二一	一〇・〇
十六歲以上五十歲未滿	一、九〇七、四五三	八八・二
五十歲以上	三九、六八九	一・八
計	二、一六三、四五三	一〇〇・〇

男女別年齡階級別數 同じく商工省調にもとづき男女別にその實數及び比率をみれば次の如し。

	男		女		計	
十六歲未滿	三五、三五九	(三・一)%	一八〇、九五三	(一七・八)%	二一六、三二二	一〇・〇
十六歲以上五十歲未滿	一、〇八二、八五六	(九四・四)	八三四、五九七	(八一・一)	一、九〇七、四五三	八八・二
五十歲以上	二八、八八二	(二・五)	一〇、八〇七	(一・一)	三九、六八九	一・八
計	一、一四七、〇九七	(一〇〇・〇)	一、〇一六、三五六	(一〇〇・〇)	二、一六三、四五三	一〇〇・〇

尙ほ靜態調査として第三回勞働統計實地調査（昭和五年）の報告によつて年齡別男女別・勞働者數を見れば次の如くである。

	男	女	計
未青年勞働者	一〇五、八六七	四三五、四九五	五四一、三六二
一二——一三歲	二、五〇七	四五、七八九	四八、二九六
一四——一五歲	一八、四八三	一三一、〇五〇	一四九、五三三
一六——一七歲	三八、四六五	一四四、三九八	一八二、七六三
一八——一九歲	四六、四一二	一一四、二五八	一六〇、六七〇
成年勞働者	五二〇、四六九	二三八、〇三九	七五八、五〇八
二〇——二四歲	一二四、六六五	二四七、三〇五	三七二、九七〇
二五——二九歲	一二三、九三一	一六四、五七六	二八八、五〇七
三〇——三四歲	九八、八九七	一三一、三二七	二三〇、二二四
三五——三九歲	七一、六九八	八六、五七三	一五八、二七一
四〇——四四歲	五〇、二九六	六一、三九二	一一一、〇九六
四五——四九歲	三八、九二七	四八、四〇三	八七、三三〇
五〇——五四歲	一六、一四〇	二〇、三九〇	三六、五三〇
五五——五九歲	三、九二三	五、五九九	一、五二二
六〇歲以上	一、九九二	二、九三七	四、九二九
計	六二六、三二六	一、二九九、八七〇	一、九二六、一九六

業態別による年齡階級別數 上掲商工省調年齡別數を各業態に分つて詳細に見れば次の如し。

	職工數	十六歲未滿	%	十六—五十歲	%	五十歲以上	%
紡織工業	九六九、三二〇	一六八、六三〇	(一七・四)	七九一、三三七	(八一・六)	九、三五三	(一・〇)
金屬工業	一八四、六八二	四、五八六	(二・五)	一七五、三〇一	(九四・九)	四、七九五	(二・六)
機械器具工業	三一四、六六九	一四、〇〇〇	(四・四)	二九四、二〇八	(九三・五)	六、四六一	(二・一)
窯業	八二、三六三	三、五三三	(四・三)	七五、〇七六	(九一・一)	三、七五四	(四・六)
化學工業	一九二、二七〇	九、四三〇	(四・九)	一七八、二九五	(九二・七)	四、五四五	(二・四)
製材及木製品工業	七六、五八四	二、〇〇一	(二・六)	七一、八五九	(九三・八)	二、七二四	(三・六)
印刷及製本業	五六、八九一	二、七五四	(四・八)	五二、九七二	(九三・一)	一、一六五	(二・一)
食料品工業	一四七、五六五	二、九四六	(二・〇)	一四〇、七七二	(九五・四)	三、八四七	(二・六)
ガス及電氣業	八、二六〇	一二	(〇・一)	七、九二七	(九六・〇)	三二一	(三・九)
其の他の工業	一三〇、八四九	八、四一九	(六・四)	一一九、七〇六	(九一・五)	二、七二四	(二・一)

	男	女	計
紡織工業	九、八〇五	一五八、八二五	一六八、六三〇
金屬工業	三、七六一	八二五	四、五八六
機械器具工業	一〇、九二一	三、〇七九	一四、〇〇〇
化學工業	一、二三〇	八、二〇〇	九、四三〇
窯業	二、〇四三	一、四九〇	三、五三三
製材及木製品工業	一、六〇七	三九四	二、〇〇一
印刷及製本業	二、〇三四	七二〇	二、七五四
食料品工業	一、三六一	一、五八五	二、九四六
ガス及電氣業	一、一九七	二〇	一、二一七
其の他の工業	二、五八七	二	二、五八九
計	一、一四七、〇九七	一、〇一六、三五六	二、一六三、四五三

〔備考〕―括弧内は各業態職工百人に對する割合である。

なほ業態別による男女別年齢階級別數を同じく商工省調によつてみれば左の如し。

	十六歳未滿	十六歳以上五十歳未滿	五十歳以上	計
實數	一、一九七人	二〇四、四八四	三、九二七	二〇九、六〇八
	(〇・六%)	(九六・三)	(一・六%)	
男	一、一九七人	二〇四、四八四	三七五人	一、一七七、〇九七
	(〇・六%)	(九六・三)	(一・六%)	
女			三、九二七	一〇・一
			(九五・五)	

2　鑛山勞働者

年齢階級別鑛山勞働者數　昭和九年六月末現在における鑛夫總數を年齢階級別に見れば左の如くである。(鑛山局調により計算)實數においては各階級とも前年同月末に比し增加しており割合では殆んど變化なし

	實數	各年齢階級における鑛夫百人中女子
十六歳未滿	一、五七二人	〇・七%
十六歳以上五十歳未滿	二二七、四二一	九六・二
五十歳以上	七、三六四	三・一
計	二二六、三四七	一〇〇・〇

男女別年齢階級別數　同じく鑛山局調にもとづき男女別にその實數並に比率を見れば次の如くである。

	男	女
十六歳未滿	一、一九七人	三七五人
十六歳以上五十歳未滿	(〇・六%)	(一・六%)
五十歳以上	二〇四、四八四	三、九二七
	(九六・三)	(九五・五)

五十歳以上	六、八七〇 (三・一)	六九四 (二・九)	九・四	一九〇、三七六
計	二三、三五一(一〇〇・〇)	二三、九九六(一〇〇・〇)	一〇・二	三六、五五一

尙ほ靜態調査として第三回勞働統計實地調査（昭和五年）の報告によつて年齡別・男女別勞働者數を見れば次の如くである。

	男	女	計
未青年勞働者			
一二―一三歳	三、五七六	六、七九七	二九、三七三
一四―一五歳	一五二	一〇三	二五五
一六―一七歳	二、七一八	一、〇五六	三、七七四
一八―一九歳	八、三九九	二、六〇二	一一、〇〇一
成年勞働者	一二、三〇七	三、〇三六	一四、三四三
二〇―二四歳	一六七、八〇〇	二九、七七八	一九七、五七八
二五―二九歳	三〇、七三二	六、二八八	三七、〇二〇
三〇―三四歳	三四、七九三	五、八一六	四〇、六〇九
三五―三九歳	三一、九一五	五、九八四	三七、八九九
四〇―四四歳	二六、六二八	四、七八七	三一、四一五
四五―四九歳	二〇、一二三	三、三三七	二三、四六〇
五〇―五四歳	一五、二八五	二、五四四	一七、八二九
五五―五九歳	五、九五六	七八一	六、七三七
六〇―六四歳	一、八三四	二〇〇	二、〇三四
六五―六九歳	四一六	三二	四四八
七〇歳以上	八四	七	九一
計	三四	二	三六

	男	女	各年齡階級における鑛夫百人中女子
坑內鑛夫			
十六歳未滿	〇・一	〇・六	三・六
十六―五十歳	九七・四	九六・七	三・六
五十歳以上	二・五	二・七	三・九
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	三・六
坑外鑛夫			
十六歳未滿	一・八	一・九	二五・六
十六―五十歳	九三・五	九五・二	二五・四
五十歳以上	四・七	二・九	一六・八
計	一〇〇・〇	一〇〇・二	二一・九
製錬鑛夫			
十六歳未滿	一・六	七・六	八・六
十六―五十歳	九三・一	八・六	七・六
五十歳以上	五・三	七・九	七・九
計	一〇〇・〇		

坑內外別年齡別數　更に上揭鑛山局調によつて坑內外別にその比率を算出すれば次の如くである。

第四　教育程度

1　工場勞働者

第三回勞働統計實地調査（昭和五年）の報告によつて工場勞働者の教育程度を見るに次の如くである。

總數	男	女	計	計%
不就學の者	六二六、五九三	六七三、六七〇	一、三〇〇、三六三	一〇〇・〇
尋常小學中途退學程度の者	二〇、一〇八	二四、九四七	四五、〇五五	三・五
尋常小學卒業程度の者	三六、二一九	四一、一七五	七七、三九四	六・〇
高等小學中途退學程度の者	二五九、五九六	四九一、五五六	七五一、一五二	五七・八
高等小學卒業程度の者	四一、五六〇	三三、七六二	七四、三二二	五・七
實業補習學校中途退學程度の者	二〇四、一二五	六三、一五九	二六七、二八四	二〇・五
退學程度の者	四、八二九	四、三〇九	九、一三八	〇・七
實業補習學校卒業程度の者	二〇、六五五	一一、二九一	三一、九四六	二・四
中等學校卒業程度の者	一七、九六〇	一、六七七	一九、六三九	一・五
中等學校卒業程度の者	一八、一五三	二、五八〇	二〇、七三三	一・六
專門學校以上の教育程度の者	二、三三三	一七	二、三五〇	〇・二
不詳	一、〇五五	一九五	一、二五〇	〇・一

これを昭和二年、大正十三年の前二回の調査の結果と比較してその割合のみを示せば次の如くであつて、教育程度の向上を物語るかの如くである。

總數	昭和五年	昭和二年	大正十三年
不就學の者	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
尋常小學中途退學程度の者	三・五	四・九	五・九
尋常小學卒業程度の者	六・〇	一〇・六	一五・〇
高等小學中途退學程度の者	五七・八	五八・二	五五・五
高等小學卒業程度の者	三二・七	二七・〇	二三・六

2　鑛山勞働者

右第三回勞働統計實地調査(昭和五年)の報告によつて鑛山勞働者の教育程度をみるに左の如し。

總數	男	女	計	%
不就學	一九〇、四三八	三六、五八七	二二七、〇二五	一〇〇・〇
尋常小學中途退學程度	二〇、八二八	一〇、四〇九	三一、二三七	一三・三
尋常小學卒業程度	三一、一〇二	一〇、四〇〇	四一、五〇二	一八・二
高等小學中途退學程度	八二、八〇二	一三、九八四	九五、七八七	四二・二
高等小學卒業程度	一二、八二五	八六八	一三、六九三	五・五
實業補習學校中途退學程度	三九、九七九	一、七一二	四一、六九一	一八・三
實業補習學校卒業程度	三九一	二四	四一五	〇・二
中等學校卒業程度	九四九	六六	一、〇一五	〇・四
專門學校以上の教育程度	一、三三〇	四六	一、三七六	〇・六
不詳	八一九	四五	八六二	〇・三
	八六	—	八六	—
	三三六	三五	三六一	〇・一

これを前二回の同調査の結果と比較して、その割合のみを示せば次の如くであり、明かに教育程度の向上を示してゐる。

總數	昭和五年	昭和二年	大正十三年
不就學の者	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	一三・六	一八・六	二〇・一

尋常小學中途退學程度の者	一八・三	二一・七	二七・四
尋常小學卒業程度の者	四二・三	三八・〇	三三・六
高等小學修學程度以上の者	三五・六	二一・七	一八・九

第五　臨時工

最近軍需インフレを中軸とする一部工業界の繁榮は一般に使傭勞働者の增大を來したが、他方において賃銀は低下の傾向を辿るに至つた。この就業增加と賃銀低下の背反の根底には、現に昨年度から認められてゐた如く、臨時工・人夫の存在があつた。かくして、臨時工問題は重大なる社會問題の一つとして漸く日程に上つたのであるが、本年に入つて以來軍需インフレの昂進が漸くゆるみ、その勞働者に及ぼされる餘惠が早くも停止されやうとするに及んでいよ〳〵この臨時工問題はやかましくなつた。

だが臨時工の現狀を正確に知ることは可成り困難であり、特にその現存數、增加數等が幾何であるかを明確につかむ資料を缺いでゐるのであるが、昨年度本年鑑においては臨時工及び人夫に關する最近の調査として社會局の調査を紹介しておいた。この調査は使用職工百人以上の工場に限られ、且つ官設工場を除外してゐる等の點で、全般的な臨時工の狀態としてはなほ缺ぐるところが多いのであるが、これによつても臨時工なるものは軍需インフレの所產であり、その雇傭關係は常傭工に比し極めて不安定であり、またその勞働條件は著しく劣惡であるのみならず、その上になほ所謂頭ハネの習慣を蒙らなければならないことを知るのである。

こゝでは一般に臨時工についての詳細は右前年度本年鑑に讓り、最も最近のものとして地方的なものではあるが警視廳による調査をかゝげることゝする。（勞働時報、昭和十一年六月號所載）これは警視廳が右の如き臨時工の對策の資料としてその管下における常時三十人以上の職工を使傭する工場につき、昭和十年十月三十一日現在における實情を調査したものである。なほ臨時工に關する調査としては、全產聯「臨時工問題に關する調査」（十年十月）があることを附記しておく。

一　常傭工及臨時工の概況

常傭工は昭和十年十月三十一日現在に於いては前年同期に比し二一、二二四名を增加し臨時工は一、八〇八名を增加して居る。即ち常傭工は一ケ年に二一、二二四名增加したのに對し臨時工は比較的減少して居るかの感があるが、常傭工の採用の過程からして見ると見習工、試傭工、期間付工と稱する所謂臨時工から採用するのが普通の方法であつて、昭和九、十年中に常傭工として採用になつた者の數は一四、九九六名である。其の內六ケ月以內に採用されたる者が八、三三三名、一ケ年以內に採用されたる者が三、六二八名、合計一一、九六一名が一ケ年以內に本工となつてゐる。

然かるに拘はらず全體の臨時工が一、八〇八名增加して居るので臨時工は決して減少して居らないことが判る。

一、常傭工の增加調査表

	九年	十年	增	%
染織 男	六、三五二	六、四六九	一一七	一・八五
染織 女	一七、八八二	一九、〇八〇	一、一九八	六・七〇
機械器具 男	四九、〇二九	六一、八五二	一三、八二三	二三・四八
機械器具 女	八、〇五二	一〇、三三一	二、二七九	二八・三〇
化學 男	一四、四二六	一五、七一一	一、二八五	八・九一
化學 女	七、〇三八	七、七一〇	六七二	八・七一
飲食物 男	二、四八九	二、八〇八	二一九	二二・八二
飲食物 女	三、一四四	三、四一三	二六九	八・五六
雜 男	一八、七六五	一九、八九五	一、一三〇	六・〇二
雜 女	六、〇三三	七、二二	一、二七九	一九・五四
特別 男	八五九	九二〇	（減）三九	—
特別 女	八	—	（減）八	—
計 男	九二、〇二〇	一〇七、六五五	一五、六三五	一六・九九
計 女	四二、一五七	四七、七四六	九、五八九	一三・二六

二、臨時工の增加調査表

	九年	十年	增	%
染織 男	三六九	四四八	七九	二一・四一
染織 女	五五七	三五二	（減）二〇五	三六・八〇
機械器具 男	一二、三五〇	一三、二七九	九二九	八・一九
機械器具 女	一、六二〇	一、八二七	二〇七	一二・七八
化學 男	七七九	七八三	二〇四	二九・七八
化學 女	七〇一	八一七	一一六	一六・五五
飲食物 男	二〇八	二一九	一一	五・二九
飲食物 女	八五	七八	七	八・二四
雜 男	一七三	一九〇六	一、七三三	一一・二七
雜 女	四〇六	五四六	一四〇	三四・四八
特別 男	三六	三	（減）一四	三八・八九
特別 女	—	—	—	—
計 男	一四、〇一五	一五、五七二	一、五五七	一一・二一
計 女	三、三六九	三、六二〇	二五一	七・四五

二、臨時工の待遇

臨時工は不安定の裡に就勞することが一番の痛手であるから一日も早く精神的にも物質的にも安定性を有する常傭工として採用されることが最大の希望である。然らば此の最大の希望を如何なる程度容れて居るかと云ふに、

六ケ月以内に採用したる者三三八工場　八、三三三名
一ケ年以内に採用したる者一三七工場　三、六二八名
二ケ年以内に採用したる者　七八工場　二、〇八九名
二ケ年以上で採用したる者　四一工場　九四六名である。

一、常傭工に採用したるもの

	六ケ月以内 工場數	六ケ月以内 人員 男	六ケ月以内 人員 女	六ケ月以内 人員 計	六ケ月以内 %	一年ケ以内 工場數	一年ケ以内 人員 男	一年ケ以内 人員 女	一年ケ以内 人員 計	一年ケ以内 %
染織	二八	一四六	四四八	五九四	七	七	二五	二〇	四五	一
機械器具	一七四	四、〇八七	一、三七六	五、四六三	六六	八五	二、九二六	二八四	三、二一〇	八八
化學	六四	五二二	四六五	九七七	一三	二〇	一一三	八六	一九九	五
飲食物	九	一七	四六	六二	一	四	三三	一三	四四	一
雜	六〇	九二二	三二一	一、二三七	一五	二一	八九	四一	一三〇	四

特別	1	2	3	4	5	6	1.2	1.3	1.4	1.5	1.2.3	2.3	2.4	2.3.4	5.6	1.3.4	3.4	1.2.4	2.6	3.5	1.6	2.3.5	2.3.5.6	2.3.4.5	1.2.4.5	1.2.3.4	2.5	2.4.5	2.4.5.6	其の他	計
計	三八五	五六七	八、三三	一〇一	一三七	三、一八五	四四三	三、六二八	九六																						
(一) 臨時工使傭の理由																															
臨時職工を使傭理由別に調査したるに其の結果左の如くである。																															
一、仕事の性質臨時的の爲							七	工場																							
二、見習若は試傭の爲									一八二																						
三、仕事の見透し付かざる爲										四四																					
臨時工使用の理由調査表																															
四、繁忙期に於ける缺勤補充の爲																															
五、解雇を容易ならしむる者																															
六、退職手當賞與其の他の給與を區別する爲																															
即ち見習又は試傭の爲とするもの、繁忙期に備へんとするもの、仕事の性質臨時的のもの、合計三六工場にして臨時工使傭工場の五割五分を占めて居り解雇に容易であると爲すものは僅に三工場に過ぎない。																															
染織	三	一五	二〇																												
機械器具	一六	九七	二五	一五																											
化學	一〇	四一	四一	八二																											
飲食物	一〇	四	二	八																											
雜	三	二四	二一	一九																											
特別	四	一																													
計	七四	一八二	四四	七〇	三		一二九	七二〇	一		九一五		五二	一三	二		九八	七二	二	一	一	一	三	二	一	一	二	二	一二九	六一八	八九
%	三	二九	七二	一			五	三	一		二		八二	二	一		三	二	一				二	一			二	一	五		

註—本表中種別の數字は左の區別に依る

1 仕事の性質臨時的の爲
2 見習若は試傭の爲
3 仕事の見透し付かざる爲
4 繁忙期に於ける缺勤補充の爲
5 解雇を容易ならしむる爲
6 退職手當賞與其の他の給與を區別する爲

(二) 臨時工の期間

臨時工の契約期間を基礎として調査したるに短期間のもの最も多く一ケ月乃至三ケ月のものが昭和九年は一六六工場三、一二八

名、內男二、四七六名、女六五二名、昭和十年は二一〇工場三、六六一名、內男二、九七〇名、女六九一名で總數の過半數を占め更に是等の短期間を繰返し更新採用して居るものが其の大部分である。

期間付臨時工は昭和九年に於いて二五七工場、男工三、四四〇名、女工九九一名、昭和十年展に於いて三一四工場、男工四、六五五名、女工一、〇九三名であつて全體的に增加して居る。

其の他のものは期間を附せざるものである。

期間付臨時工

(イ) 一ケ月以上三ケ月以內

	九年 工場數	九年 男	九年 女	十年 工場數	十年 男	十年 女
染織	一五	八四	二七	一七	九五	五七
機械器具	七二	一、七八二	二九六	九二	一、九七五	二〇五
化學	二八	一二四	一四六	四〇	一九二	一八六
飲食物	一〇	六一	三九	八	八二	六二
雜	四一	四二五	一四四	五二	五九九	一八一
特別	—	—	—	一	二七	—
計	一六六	二、四七六	六五二	二一〇	二、九七〇	六九一

(ロ) 三ケ月以上六ケ月以內

	九年 工場數	九年 男	九年 女	十年 工場數	十年 男	十年 女
染織	二	七四	七六	二	二一	三一
機械器具	一八	一五一	三三	一三	七五	七三
化學	一三	六二	三〇	一三	七五	七三
飲食物	二	七	二〇	二	六	五
雜	一五	一三	六二	二〇	一五五	九七
特別	—	—	—	—	—	—
計	五九	四一六	二三〇	六八	五五三	二六〇

(八) 六ケ月以上一年以內

	九年 工場數	九年 男	九年 女	十年 工場數	十年 男	十年 女
染織	二	二四	五	一	一三	三
機械器具	二	二七六	七〇	一四	六九五	八九
化學	六	三〇	七	七	五〇	三
飲食物	一	一三	三	一	一五	一
雜	三	三三	三	三	八	三六
特別	—	—	—	—	—	—
計	三三	三五四	八八	二六	七八一	一三三

第二章　勞働生活

第一　勞働移動

1　工場勞働者

解雇及び雇入　社會局調査に據り昭和十年中における工場

勞働者の異動狀況を見るに、工場勞働者に在つては解雇六六三、八〇六、雇入七九三、七九〇であつて差引雇入超過一二九、九八四を示して居る。之を前年に比すれば解雇において九五、二七一、雇入において七〇、四九二の各增加である。尙ほ最近五箇年間における異動狀況を見るに昭和六年を除き他は何れも雇入超過であつて、十年は前年の著しい雇入超過に引きつゞき可成りの增加を示してゐるが、その超過率は前年に比し幾分減少してゐる。

昭和十年	解雇	雇入	月末現在職工
一月	四九、一六八	九二、八三七	一、三四六、六一五
二月	四五、四六四	八三、一五六	一、三八四、七四〇
三月	四八、四一〇	七四、二〇一	一、四一三、〇八九
四月	四九、五一七	九三、七三四	一、四五八、三〇三
五月	五四、一八五	五七、二五三	一、四六四、一六一
六月	四五、九九九	五六、四四四	一、四七八、一〇六
七月	四三、二八五	七〇、三三五	一、四八五、六〇六
八月	五三、九〇六	五五、一七五	一、四八五、九九六
九月	五二、四五六	五八、七八五	一、四九二、九三九
十月	四七、七四三	五三、四九二	一、五〇〇、一二〇
十一月	四四、二〇一	五二、八七八	一、五二一、三八四
十二月	一二九、四七二	四五、五〇〇	一、四三三、五九六
累計	六六三、八〇六	七九三、七九〇	—
月平均	五五、三一七	六六、一四九	—

2 鑛山勞働者

解雇及び雇入 同じく社會局調に基づいて鑛山勞働者の解雇雇入の狀況を見るに、一昨年來の雇入超過に引きつゞき本年も雇入超過二二、四七五を示してゐる。最近五箇年間における異動狀況を見るに、昭和六年及七年を除き他は何れも雇入超過となつて居るが、その超過率は八年を最高とし九年には可成りの減少を示したが、十年は前年に比すればやゝ持直してゐる。

昭和十年	解雇	雇入	月末現在鑛夫數
一月	一〇、五三三	一三、〇九五	二三五、五一八
二月	一〇、六〇一	一三、一七一	二三七、三四一
三月	一三、〇二六	一三、六三九	二三八、四七四
四月	一三、八五九	一四、四七九	二三八、九九六
五月	一四、〇四一	一三、九三〇	二三〇、〇七五
六月	一二、八二七	一二、八八四	二三九、八一四
七月	一三、七六五	一四、七四四	二三一、三七一
八月	一三、二五一	一五、六六七	二三四、三七八
九月	一三、六五八	一六、九四六	二三七、六九五
十月	一四、五一四	一七、一九五	二四〇、四六二
十一月	一三、〇二八	一六、一七四	二四三、七〇七
十二月	一二、四二三	一六、〇六六	二四八、六七九
累計	一五三、五一五	一七五、九九〇	—
月平均	一二、七九三	一四、六六六	—

3　労働者募集

労働者移動の一側面として、昭和九年中における労働者募集の狀況を「昭和九年労働者募集概況」によつて記述する。

業態別應募者　昭和九年中において労働者募集取締令第四條により募集從事者たるの許可を受けたる者は七千七百七十七人にして前年に比し三千八百七人の増加となつて居る。而して本年中において募集從事者の募集したる労働者の總人員は二十七萬二千九百二十四人（内女二五二、〇四五人）にして前年より三萬八千四百四十三人の増加を示してゐる。之等應募者は例年の通りその大部分は染織工場に就業せるものであるがその内でも製絲業最も多く十五萬七百六十七人を算へ總數の五割五分餘を占め、次いで紡績業八萬八千三百四十二人（總數の約三二％餘）、織物業二萬一千百二人（約八％）、其の他の染織工場二千七百十九人（約一％）、染織以外の工場は僅かに四千九百六十七人（一・七％）に過ぎず、土木建築業には二千二百四十人（總數の〇・八％）、鑛業及砂鑛業（殆んど石炭山）には二千百七十人（〇・八％）にして其の他の事業は極めて少數（六百十七人〇・三％）である。之を業種別に前年のものと比較するに製絲業は殆んど増減なく製絲以外の工場において三萬一千餘人を増加し、鑛山においては一千五百餘人減少、土木建築其の他の事業においては八百餘人を増加して居る。

業態別應募者數を示せば左表の如し。

		昭和九年 男	昭和九年 女	昭和九年 計	昭和八年計	昭和九年 百分率	昭和八年 百分率
工場	製絲業	九、三六四	一四一、四〇三	一五〇、七六七	一五〇、八九六	五五・二	六二・二
	紡績業	二、三七一	八五、九七一	八八、三四二	六五、〇〇七	三二・四	二六・八
	織物業	一、九〇三	一九、一九九	二一、一〇二	一三、九九二	七・七	五・八
	其の他の染織工場	五四六	二、一七三	二、七一九	一、六九七	一・〇	〇・七
	染織工場以外の工場	一、八三三	三、一三五	四、九六七	五、三四七	一・八	二・二
	小計	一六、〇一六	二五一、八八一	二六七、八九七	二三六、九三九	九八・二	九七・七
鑛業及砂鑛業	金屬山	—	—	—	—	—	—
	石炭山	一、七三一	—	一、七三一	三、四三九	〇・六	一・四
	石油山	—	—	—	—	—	—
	其の他の非金屬山	三四一	九八	四三九	一六九	〇・二	〇・一
	砂鑛業	—	—	—	—	—	—
	小計	二、〇七二	九八	二、一七〇	三、六一七	〇・八	一・五
土木建築業		二、二三四	六	二、二四〇	一、六三三	〇・八	〇・七
其の他の事業		五五七	六〇	六一七	二九二	〇・二	〇・一
合計		二〇、八七九	二五二、〇四五	二七二、九二四	二四二、四八一	一〇〇・〇	一〇〇・〇

應募地別及び就業地別移動　について（鑛業及砂鑛業を除く）觀るに、前掲の概要によれば左の如し。

應募人員二十七萬七百五十四人の中十四萬六百四十四人（約五

二%）は應募地府縣に於て就業し、十三萬百一人（四八%）は他府縣に出稼したものである。

應募地（出身地）別に見るに最も多いのは長野縣であつて四萬七千九百五十三人（內女四四、一九〇人）を算へ一七・七%、その內一萬四千八百六十六人は他府縣への出稼である。次いで新潟縣の二萬二千四百三十七人（內女二一、三一三人）七・八%で他府縣出稼一萬九千八十八人、鹿兒島縣一萬六千五百六十六人（內女一五、九三二人、出稼一四、四一五人）、山梨縣一萬四千九百三十七人（內女一四、五〇五人、出稼一〇、〇〇二人）、岐阜縣一萬四千九人（內女一三、〇三一人、出稼七、〇一一人）、愛知縣一萬五百七十六人　內女一〇、〇四三人、出稼三〇四人）等の順序で其の他の府縣は何れも一萬人未滿である。

次に應募者の就業狀況を見るに最も多いのは長野縣の四萬六百九十六人、次いで愛知縣の二萬六千七百七十七人、大阪府の二萬二千三百四十九人、群馬縣の二萬八百七十二人、兵庫縣の一萬二千九百七十二人、埼玉縣の一萬一千八百五十七人、岐阜縣の一萬一千百六十一等で更に靜岡、東京、三重、福島、岡山、和歌山、滋賀、德島、神奈川、京都等の順序であつて何れも五千人を超えてゐる。

尙ほ前表土木建築業はその大部分を東京（一、九二八人）で募集し北海道（一、六七七人）と東京（五四三）と埼玉（一四人）で就業したものである。又鑛山勞働者については前表に示せる如く募集は大部分石炭山（一、七三一人）で募集地就業地共主として福岡鑛山監督局管內（二、〇二一人）である。

第二　失業

昭和十年度における失業の狀況は一般的に云つて前年度より更に改善を見たものゝ如くである。しかしこの傾向は近年むしろ鈍つてゐることが注意されねばならない。この一般的趨勢については第一篇第一章において、また解雇及び雇傭者歸趨の大勢については前節「勞働移動」において之を述べた。いま日本銀行調査勞働人員指數について失業狀況を就業者率の側から見るに、昭和十年度平均九九・九は九年度平均九一・三に比して可成りの增加であると云はねばならぬ。而かもそれは指數の基準年たる大正十五年の水準まで殆んど全く回復してゐるのである。しかし、これを月別にみれば、五月以降この增加率が全く停滯してゐることは注目に値するものであらう。更にこれを各事業別にみれば、この推移は事業の部門によつて著しく凸凹をつくつてゐることは云ふまでもないことであり、且つ種別された事業十八種のうち八種はすでに基準年の平均を超えて上昇してゐる。その上昇の最も著しいものは機械製造業であり實に一九七・六、すなはち大正十五年の略々二倍に達してゐる。

昨年度との比較において就業人員指數の飛躍をみたものは依然重工業が中心であり、即ち機械製造、船舶製造　車輛製造、金屬品製造業であり、紡織業方面は必ずしも良好ではない。

殊に製絲業は殆んど停滯的であり、就業者率も最も低い。一般に基準年よりの上昇の程度の高き部門が、また前年度に比しても大幅の増大をなしてゐるといつた傾向がみられるやうである。してみると就業人員は各部門について一般的に増大してゐるとはいふものゝ、そのいはゆる跛行的狀態は依然として解消せずと見るのが至當のやうである。

勞働人員各業態年平均指數の推移（日銀調）

	昭和八年平均	昭和九年平均	昭和十年平均
總指數	八一・九	九二・三	九九・九
製絲業	六一・八	六〇・二	六〇・三
紡績業	六四・五	六九・四	七四・一
繊物業	七二・〇	七五・九	七九・五
染色整理業	八一・二	一〇四・七	一一五・八
組物編物業	八一・二	八九・〇	九三・六
機械製造業	一三三・六	一六八・八	一九七・六
船舶製造業	八〇・五	一〇一・九	一一七・五
車輛製造業	八五・二	一〇四・六	一一九・四
器具製造業	一〇七・四	一二八・六	一五〇・七
金屬品製造業	一〇〇・五	一一七・四	一三三・〇
窯業	七二・四	八〇・七	八五・九
製紙業	七五・〇	八〇・二	八四・五
製藥業	一〇五・五	一三四・二	一三四・五
護謨製品業	一四六・七	一四八・五	一四七・七
人造肥料業	七六・二	八三・四	九六・九
飲食物工業	八一・五	八四・五	九〇・一
印刷製本業	九三・三	九五・四	九七・六
製材家具工業	七四・六	七五・九	七九・八

次に之を主要事業のみにつき月別推移を見れば左の如し。

勞働人員月別推移（日銀調）

	勞働人員總指數	紡績業	機械製造業	金屬品製造業	印刷製本業
昭和十年平均	九九・九	七四・一	一九七・六	一三三・〇	九七・六
同 一月	九五・八	七二・七	一八四・〇	一二五・九	九五・九
二月	九六・五	七二・九	一八六・七	一二六・八	九六・四
三月	九七・五	七三・三	一九〇・五	一二七・八	九六・七
四月	一〇〇・七	七七・一	一九四・九	一三〇・二	九七・五
五月	一〇一・二	七七・一	一九七・八	一三一・八	九七・六
六月	一〇一・〇	七六・一	一九九・一	一三三・三	九七・一
七月	一〇〇・九	七五・一	二〇〇・四	一三三・八	九七・二
八月	一〇〇・六	七三・九	二〇一・一	一三四・七	九七・一
九月	一〇一・〇	七三・六	二〇二・二	一三六・〇	九八・二
十月	一〇〇・九	七二・六	二〇三・八	一三七・八	九八・六
十一月	一〇一・一	七二・三	二〇四・九	一三九・一	九九・二
十二月	一〇一・一	七一・九	二〇六・〇	一三九・三	九九・六

第三　賃　銀

1　工場勞働者

平均並に月別指數　諸職業における賃銀指數については前掲（第一篇第二章第二）の商工省調にみられる通りであるが、右は各職業の包括的賃銀指數であつて純粹に工場勞働者の賃銀指數とは云へない。いま日本銀行調査によつてみるに、定額賃銀は前年における傾向と同じく低落してをり、實收賃銀も極めて僅かではあるが低落してゐることは前年の傾向と異るところで注目に値する。

次に、內閣統計局調賃銀指數をみるに、その職工賃銀指數は昭和十年平均は九六で、九年平均九七に比して僅かながら低落せることを示してゐる。なほこの內閣統計局調賃銀指數は賃銀、諸手當、賞與額であるから實收賃銀に近きものと見得るのであつて、これが低落をみせてゐることは日銀調實收賃銀の低落と相應ずるものゝ如くである。

日本銀行調勞働賃銀月別指數

	定額賃銀 昭和九年	定額賃銀 昭和十年	實收賃銀 昭和九年	實收賃銀 昭和十年
一月	八四・一	八三・二	八七・八	九一・〇
二月	八三・七	八一・〇	八一・八	九二・三
三月	八三・五	八一・八	八一・四	九三・四
四月	八三・〇	八一・四	八〇・七	九〇・二
五月	八二・八	八一・二	八〇・七	八九・七
六月	八二・七	八一・〇	八〇・五	八九・七
七月	八二・八	八一・〇	八九・六	八九・六
八月	八二・七	八一・〇	八九・七	八九・四
九月	八二・六	八一・〇	九〇・〇	八九・八
十月	八二・六	八一・〇	九一・一	九一・五
十一月	八二・三	八〇・九	九二・四	九二・二
十二月	八二・二	八一・一	九五・〇	九四・三
平均	八二・九	八一・三	九一・二	九一・一

內閣統計局調職工賃銀月別指數

	昭和九年	昭和十年	昭和九年	昭和十年
一月	九八	九七	九四	九三
二月	一〇〇	九八	九五	九四
三月	一〇〇	九八	九五	九六
四月	九六	九四	九七	九七
五月	九五	九四	九九	一〇〇
六月	九六	九五	九七	九六
七月	九四	九四		

業態別賃銀指數　昭和七年以來賃銀指數の推移は業態により著しい相違を示してゐること、恰も就業人員のそれと同樣

である。そしてそれが最近の賃銀推移の一大特徴をなしてゐることは云ふまでもない。いま内閣統計局調（前掲）によつてみるに、紡織工業は引きつゞき最低位にありしかもなほその低落の傾向は極めて僅かであるが之を月別平均にみる時は依然として窺はれるのである。他方、重工業部面においても機械器具製造、造船業運搬用具製造等の一二の部門は引きつゞき低下の傾向を辿つて注目を惹いてゐる。

なほこれを商工省調賃銀指數についてみるに、主要産業部門のうち織維工業が九年に入つてより引きつゞき反騰を示してゐるのが前掲内閣統計局調と對比して特に目立つ。

因に、右商工省調は大體に「實收賃銀」ではあるが、「半期末、年末、盆、暮に支給せられる慰安手當、休業又は傷害手當、退職手當季節的又は臨時に雇主より支給せられる衣服身廻り品の類又は之に代つて支給せられる金錢・雇主より支給せられる寄宿又は住込勞務者の生計費にして食事又は食費以外のもの等實質上賃銀の性質を有せずと認められるものは之を實收賃銀中に合算せず」とされてゐる。尚ほ詳細は商工省「賃銀統計月報」參照。

尚ほ業態別賃銀の詳細については第一部統計第十表を參照されたい

内閣統計局調業態別賃銀指數（主要部門のみ）

	金屬工業	機械器具製造業	造船業運搬用具製造業	化學工業	紡織工業	飲食料品製造業
昭和九年平均	一〇四	九二	九三	九六	七一	九七
昭和十年平均	一〇四	八七	九〇	九四	七一	九五
同　一月	一〇六	八九	九三	九八	七二	一〇三
二月	一〇七	九二	九〇	九八	七三	九五
三月	一〇七	九一	九二	九八	七一	九七
四月	一〇六	八六	九〇	九二	七〇	九六
五月	一〇四	八五	九〇	九三	六九	九二
六月	一〇三	八六	八九	九四	七一	九五
七月	一〇一	八五	八八	九一	六九	九二
八月	一〇一	八四	八九	九一	七〇	九二
九月	一〇一	八五	八八	九三	七〇	九二
十月	一〇三	八七	九〇	九三	七〇	九二
十一月	一〇四	八九	九一	九七	七〇	九七
十二月	一〇七	九二	九三	九六	七二	九九
昭和八年平均	九六	一〇〇	九六	七三	九七	九七
昭和九年平均	九七	九六	九七	七九	八〇	九五
昭和十年平均	八〇・三	八七・一	八〇・四	八八・七	九九・二	九〇・九
同　一月	七九・八	八〇・七	八一・一	八八・六	九五・四	九五・七
二月	八一・七	七九・〇	七九・〇	八八・八	九七・七	九四・二
三月	八一・八	七九・四	八八・三	九六・〇	九七・一	九七・一

〔備考〕―昭和二年平均を一〇〇とす。

商工省調業態別賃銀指數（主要部門のみ）

	織維工業	金屬器具	機械工業	窯業	化學工業	飲食料品工業	印刷製本業
昭和八年平均	七七・七	九二・〇	八三・八	八六・〇	九五・七	九三・〇	
昭和九年平均	七九・三	九〇・八	八一・三	八六・四	九五・七	九二・四	
昭和十年平均	八〇・三	九〇・七	八一・一	八八・六	九五・四	九五・七	
同　一月	七九・八	八七・一	八〇・四	八八・七	九九・二	九〇・九	
二月	八一・七	九〇・一	七九・〇	八八・八	九七・七	九四・二	
三月	八一・八	九一・七	七九・四	八八・三	九六・〇	九七・一	

四月	七九・八	九一・一	八一・七	八八・五
五月	七九・四	九一・八	八二・九	八八・三
六月	七八・四	九〇・六	八二・一	八七・八
七月	七八・五	八八・九	八〇・九	八八・五
八月	七八・三	八八・二	八一・五	八八・三
九月	七九・七	九〇・八	八〇・五	八八・〇
十月	七九・二	九一・〇	八〇・八	八八・二
十一月	七九・三	九二・〇	八一・六	八八・四
十二月	八〇・三	九三・九	八一・二	九〇・〇

四月	九六・八	九五・一	一〇七・六	一〇〇・五
五月	九八・三	九四・三	九五・八	九五・一
六月	九六・二	九五・一	九二・七	九二・六
七月	九四・七	九二・六	九一・七	九二・七
八月	九三・五	九一・七	九二・七	九五・五
九月	九三・七	九二・七	九五・五	一〇〇・五
十月	九三・八	九五・五	一〇七・〇	一〇三・六
十一月	九五・一	一〇〇・五	一〇三・五	一〇三・六
十二月	九六・八	一〇七・六	一〇三・五	一〇三・六

〔備考〕―大正十年乃至十二年全三箇年平均を一〇〇とす。

一日平均賃銀指數　内閣統計局調査に基づき昭和十年六月における工場勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額をみるに、總平均において一圓八十六錢七厘で前年同月の平均一圓八十七錢二厘に比し五厘の低下を示してゐる。男女別年齢別にこれをみれば、男子及び女子十六歳未滿並に女子十六歳以上においては前年より僅かではあるが上昇してゐるに反し、男子十六歳以上は幾分低下してゐる。(前年本年度鑑參照)

	平均	十六歳未滿	十六歳以上
男子	二四〇・四錢	六三・五錢	二四三・九錢
女子	七一・八	五〇・二	七九・四
總平均	一八六・七	―	―

業態別一日賃銀額　同じく右(昭和十年六月における工場勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額)を業態別に主要部門について見れば次の如くである。

	總平均	男子平均	女子平均
窯業	一七〇・五錢	二〇〇・五錢	七七・九錢
金屬工業	三〇一・三	三二二・〇	一一三・三
機械器具製造業	二四五・三	二六一・〇	一一九・七
化學工業	一八〇・二	二〇六・五	九九・七
紡織工業	七八・三	一三四・二	六四・一
飲食料品製造業	一五五・七	二一〇・三	九五・〇
紙工業、印刷業	一七八・〇	二〇三・五	一〇三・六
ガス、電氣、水道業	二四〇・〇	二四一・四	一三四・一

次に謂はゞ靜態調査に属するものであるが、昭和五年第三回「勞働統計實地調査」にもとづいて、業態別、男女別、一日賃銀を見るに次の如くである。

	平均	男	女
總數	一・三六圓	二・〇五圓	〇・七二圓
窯業、土石加工業	一・六三	一・八〇	〇・七八
金屬工業	二・四〇	二・五一	一・〇〇
機械器具製造業	二・二九	二・四一	一・一九
造船業、運搬用具製造業	二・五四	二・五六	一・一四
精巧工業	二・一三	二・三三	〇・九五
化學工業	一・五七	一・八九	〇・九〇
紡績工業	〇・七九	一・三五	〇・六六
被服、身製品製造業	一・一八	一・六三	〇・九一

紙工業	一・七九	二・〇四
印刷業	二・二一	二・五五
皮革、骨、羽毛品類製造業	一・四六	一・六二
木竹草蔓類に關す製造業	一・五二	一・九五
飲食料品製造業	一・七六	一・七八
土木建築に關する業	二・五五	二・五七
瓦斯、電氣、水道業	一・五四	一・九四
その他の工業		

年齢別一日平均賃銀　同じく右昭和五年「勞働統計實地調査」によつて年齢別、男女別一日賃銀を見れば次の如し。

	男	女
未成年勞働者	一・〇一圓	〇・六四圓
一二―一三歳	〇・四九	〇・四〇
一四―一五歳	〇・六四	〇・五五
一六―一七歳	〇・九二	〇・六八
一八―一九歳	一・二七	〇・七七
成年勞働者	二・二六	〇・八五
二〇―二九歳	一・九一	〇・八三
三〇―三九歳	二・四七	〇・九一
四〇―四九歳	二・七二	〇・九三
五〇―五九歳	二・五六	〇・八三
六〇歳以上	一・八四	〇・六四

2　鑛山勞働者

平均・月別・業態別・賃銀指數　山働勞者の賃銀（賃銀諸手當賞與額）は昭和十年平均は九四を示し前年に引續き上昇を示してゐる。いまその鑛山種別指數の月別推移を示せば左の如くである。

	全體	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
昭和六年平均	八六	九一	八三	九三	八二
昭和七年平均	八二	八七	七九	九一	八〇
昭和八年平均	八七	九一	八五	九三	七九
昭和九年平均	九二	九二	九二	九三	八二
昭和十年平均	九四	九〇	九六	九四	八三
同　一月	九三	九〇	九四	九七	七九
二月	九三	九一	九五	九五	八〇
三月	九四	九一	九五	九五	八二
四月	九三	九〇	九五	九三	七九
五月	八九	八九	九五	九八	八一
六月	九三	九〇	九五	九六	八六
七月	九四	九〇	九五	九二	八四
八月	九四	九〇	九六	九四	八五
九月	九五	九〇	九七	九六	八四
十月	九六	九〇	九八	九二	八四
十一月	九七	九〇	一〇〇	九四	八三
十二月	九七	九一	一〇〇	九三	八六

〔備考〕―昭和二年を一〇〇とす。

尙ほ日本銀行調査によつて、鑛山勞働者の一日當り賃銀額（定額賃銀並に實收賃銀）の月別推移を見れば左の如くである。これを前年度の推移と比較するに、男子においては定額賃收賃銀ともに各月共稍々增大を示してをり、女子にあつては一般的に六月までは前年より却つて下降を示してゐるが、六月以降は僅かながら增大してゐるのをみる。（前年度本年鑑參照）

	一工當り（定額賃銀） 男	一工當り（定額賃銀） 女	一人一日當り（實收賃銀） 男	一人一日當り（實收賃銀） 女
昭和十年一月	一・六三五圓	〇・七一五圓	一・七〇六圓	〇・七三八圓
二月	一・六三八	〇・六八三	一・七一八	〇・七〇五
三月	一・六三八	〇・六八三	一・七二〇	〇・七〇一
四月	一・六二九	〇・六七八	一・七〇九	〇・六九五
五月	一・六三一	〇・六七七	一・七一五	〇・六九四
六月	一・六二五	〇・六七六	一・七一〇	〇・六九三
七月	一・六二六	〇・六七六	一・七一四	〇・六九七
八月	一・六三一	〇・六八四	一・七一八	〇・七〇八
九月	一・六四四	〇・六七八	一・七三四	〇・六九八
十月	一・六五七	〇・六八〇	一・七四八	〇・六九八
十一月	一・六七五	〇・六八八	一・七六九	〇・七〇八
十二月	一・六七八	〇・六九八	一・七七七	〇・七二八

一日平均賃銀額

日本銀行調査にかゝるものは右の月別推移表に掲げた通りである。次に之を內閣統計局調にもとづき昭和十年六月の平均賃銀諸手當賞與額を見るに、總平均において一圓六十六錢四厘で、前年同月に比し四錢九厘の上昇を示してゐる。之を男女別に見れば左の如くである。

	平均	十六歲未滿	十六歲以上
男子	一七三・六錢	六〇・二錢	一七四・七錢
女子	七一・二	四九・九	七一・九
總平均	一六六・四	―	―

業態別一日賃銀額　同じく右（昭和十年六月における鑛夫一日平均賃銀諸手當賞與額）を鑛山種別に見れば左の如し。之を前年同月に較ぶれば金屬鑛業を除き一樣に上昇となつてゐる。

	總平均	男子平均	女子平均
金屬鑛業	一六〇・七錢	一六八・一錢	六三・五錢
石炭鑛業	一六八・八	一七六・〇	七四・二
石油鑛業	一六八・六	一七二・三	八八・〇
其他の鑛業	一六九・七	一七六・四	七四・八
全體	一六六・四	一七三・六	七一・二

尙ほ靜態調査に屬するものであるが、昭和五年の第三回「勞働統計實地調査」によつて、各業態の一日平均賃銀をみるに次の如し。

	平均	男	女
總平均	一・四四圓	一・六四圓	一・〇二圓

金屬鑛業	一・六六	一・七六	〇・六九	一・一一
石炭鑛業	一・五二	一・六二	一・〇五	一・一二
石油鑛業	一・六七	一・四〇	〇・七一	一・一一
其他の鑛業	一・七二	一・八二	〇・八一	一・一一

年齢別一日平均賃銀　同じく右昭和五年「勞働統計實地調査」によつてこれをみるに次の如し。

	男	女	成年勞働者	男	女
	圓	圓		圓	圓
未成年勞働者	一・二四	〇・八七			
一四歳未滿	〇・七六	〇・六二	二〇—二九歳	一・六六	一・〇七
一四—一五歳	〇・八五	〇・七四	三〇—三九歳	一・七六	一・〇九
一六—一七歳	一・一五	〇・八五	四〇—四九歳	一・七一	〇・九八
一八—一九歳	一・四〇	〇・九四	五〇—五九歳	一・五四	〇・八三
			六〇歳以上	一・三五	〇・七二

〔備考〕—昭和二年を一〇〇とす。

一日平均並に業態別賃銀額　同じく右内閣統計局調により交通勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額を昭和十年六月中の平均について見れば左の如くである。

	總平均	男子平均	女子平均
	錢	錢	錢
總數	一九三・一	二〇四・四	一〇五・〇
一、通信業	二一八・二	一四五・七	九四・七
1、郵便、電信、電話業	二一八・二	一四五・七	九四・七
イ、事務員	二三二・八	二二七・八	一〇七・四
ロ、通信工員	一三五・〇	一三五・〇	—
ハ、電話事務員	九三・二	—	九三・二
ニ、通信工手及技工	一六一・二	一六一・二	—
ホ、集配、遞送及郵便手	一六四・三	一六四・五	一一七・六
二、運輸業	二〇五・一	二〇八・九	一二四・八
1、鐵道業	二〇五・六	二〇七・二	一三〇・七
イ、乘務員	二三八・四	二三八・六	六五・〇
ロ、非乘務員	一九二・八	一九四・六	一三・五

3　交通勞働者

平均並に月別指數　内閣統計局調査による交通勞働者の賃銀諸手當賞與額の昭和十年平均指數は一一一で、前年の一一二に比し僅かながら低下してゐる。通信業と運輸業とに分つて見ても、いづれも僅かに低下を示してゐる。その月別推移左の如し。

	通信業	運輸業	平均	通信業	運輸業
昭和十年平均	一〇〇	一一二	七月	一一〇	九九
同　一月	一一〇	一〇〇	八月	一一〇	九八
二月	一一〇	一〇二	九月	一一〇	九八
三月	一一〇	一〇二	十月	一一〇	九八
四月	一一三	一〇一	十一月	一一〇	九九
五月	一一三	一〇〇	十二月	一一〇	一〇三
六月	一一三	九九			

2、電車業	二一三・〇	二一七・三	一三三・八
イ、乘務員	二三三・七	二三七・七	一二八・八
ロ、非乘務員	一七九・五	一八四・〇	一一〇・三
3、乘合自動車業	一九二・九	二五四・三	一三一・八
イ、乘務員	一九二・三	二六三・八	一三一・八
ロ、非乘務員	一九九・二	二〇二・一	一二九・二
4、船舶運輸業	一九四・二	一九四・二	―
イ、遠洋航路	二三〇・一	二三〇・一	―
甲、枚部	二三九・七	二三九・七	―
機關部	二〇六・八	二〇六・八	―
ロ、近海航路	一七四・六	一七四・六	―
甲、枚部	一九四・六	一九四・六	―
機關部	一六一・一	一六一・一	―
ハ、沿海航路	一五四・八	一五四・八	―
甲、板部	一六二・二	一六二・二	―
機關部	一四六・五	一四六・五	―
5、運輸取扱業	一五六・七	一五八・二	六九・九

第四　勞働時間

1　工　場

就業時間の趨勢　工場における勞働時間は昭和七年以來明かに見逃し難い異變に遭遇してゐると見られるが、その實狀は一般的な統計數字には必ずしも明瞭にあらはれ難いものゝ如くである。蓋し、工場監督年報(昭和九年)も云ふが如く、軍需品工業及び輸出品工業において、一方には「注文殺到に依る業務繁忙の爲め就業時間を延長したるものあり」と見られるが、他方において「先年來綿製品、雜貨等我國工業品の需要地たる英領及蘭領印度、加奈陀等に於ける高關稅其の他輸入防遏政策、北米合衆國向生絲の不況等に因る影響を蒙りたる結果生產制限の必要に迫られ尙操短を繼續せるものもありて我國工業界は依然として相當複雜なる狀況にあり」と見られからである。即ち一方には法規一杯の時間延長、殘業居殘の强制があると同時に、他方に操業短縮による强制的な勞働時間の剝奪がある。從つて勞働時間の趨勢は單なる平均數字から窺ひ得ないであらう。しかも勞働時間延長は例へば、これに關する法規違反件數の增加からも窺ひうるところである。いま昭和九年の概況について上記年報の報ずるところをみるに左の如し。

「就業時間に付ては近時工業主に於て作業時間の徒らに永きは必ずしも能率を增進する所以に非らざる事を自覺するに至りたると生產統制の影響等に依り從前に比し一般的には甚しき長時間のもの少きに至りたるも內外の諸狀勢に基因する軍需品工業及輸出品工業に於て熟練工の不足を告げるものありて業務繁忙の爲め就業時間を可なり延長せられたるものあるが如し、即ち織物、紡績

等の染織工場、機械器具工場、窯業、製藥、人造肥料等の化學工場、製本印刷等の雜工場等に於て成年職工の就業時間延長に伴ひ保護職工に對して法定限度の時間延長の許可を爲したるもの相當の數に上れり。然れ共職工の增員熟練工の養成等に依つて之を緩和せられたるものもあり生産制限等の爲め就業時間の反つて短縮せられるものもなきに非ざること前年と同樣なり。」

就業時間月別移動　いま内閣統計局調査にもとづき昭和十年における職工作業時間を月別に見れば左の如し。

	作業時間	内休憩時間	作業日數
	時分	時分	日
昭和八年平均	一〇・一〇	〇・五七	二六・九
昭和九年平均	一〇・一一	〇・五六	二六・九
昭和十年平均	一〇・一四	〇・五七	二六・九
昭和十年一月	一〇・〇八	〇・五六	二六・四
二月	一〇・一一	〇・五六	二六・〇
三月	一〇・一四	〇・五七	二六・七
四月	一〇・一五	〇・五七	二七・三
五月	一〇・一六	〇・五八	二七・二
六月	一〇・一六	〇・五八	二七・一
七月	一〇・一四	〇・五八	二七・四
八月	一〇・一四	〇・五八	二七・三
九月	一〇・一五	〇・五八	二七・五
十月	一〇・一五	〇・五七	二七・四
十一月	一〇・一四	〇・五七	二七・五
十二月	一〇・一三	〇・五七	二七・三

業態別就業時間　右の昭和十年平均を業態別に見れば左の如くである。

	作業時間	内休憩時間	作業日數
	時分	時分	日
窯業、土石加工業	九・五八	〇・五八	二七・三
金屬工業	九・五八	〇・五一	二六・八
機械器具製造業	一〇・一六	〇・四六	二六・八
造船業、運搬用具製造業	九・四一	〇・四九	二五・八
精巧工業	九・四六	〇・五一	二六・一
化學工業	一〇・〇五	〇・五六	二七・一
紡織工業	一〇・三〇	〇・五四	二七・〇
被服、身裝品製造業	一〇・二〇	一・〇七	二六・五
紙工業、印刷業	一〇・一九	〇・五五	二七・一
皮革、骨、羽毛品製造業	一〇・一七	一・〇五	二六・八
木竹草蔓類に關する製造業	一〇・一五	一・一三	二六・九
飲食料品製造業	一〇・一九	一・一九	二七・三
瓦斯、電氣、水道業	一〇・〇一	一・〇一	二九・六
其の他の工業	一〇・〇三	〇・五八	二六・四

なほ女子勞働者の勞働時間としては、女子勞働者がその大部分を占める紡績業における勞働時間をみるより外はない。紡績業における作業時間は深夜業の廢止せられた昭和四年に著しく低減して以來昭和七年まで引續き僅かではあつたが短

縮の傾向を辿つて行つた。然るに昭和八年我國輸出貿易の振興の影響はこの種産業部門にも及び、その結果作業時間は八分の延長をみるに至つた、昨九年はまた一分の短縮となつたが本年は四分の延長を示してゐる。

尙ほ第三回「勞働統計實地調査」(昭和五年)の報告によつて勞働時間の狀況をみるに、先づ

一日の所定勞働時間(休憩時間を含む、以下同じ)について見れば、調査工場七、五一四の一日平均規定勞働時間は十時間二十四分である。而して各産業中土木建築に關する業の十一時間十三分が最長であつて、紡織工業の十時間四十八分これに次ぎ、窯業、土石加工業の十時間二十二分、木竹草蔓類に關する製造業の十時間二十分更にこれに次ぎ、最短は造船業運搬用具製造業の九時間二十一分である。

次に勞働時間を一時間毎に區分して六時間以内より十三時間を超ゆるものに至る九階級に分つて觀察するに、各所定勞働時間級中その割合の特に大なるは十一時間(十時間を超え十一時間以内のもの、以下同じ)の二、九一〇工場(工場總數の三割九分)、十時間の二、七二四工場(三割六分)及び十二時間の一、〇二三工場(一割四分)であつて、その他は併せて一割一分に過ぎない。即ち左表の如し。

第一部第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態

	平均所定勞働時間	平均所定休憩時間	平均所定休業時間
	時分	時分	日
窯業、土石加工業	一〇・三	一・一〇	二・四七
金屬工業	九・五六	〇・五〇	三・一四
機械器具製造業	九・四四	〇・四四	三・一一
造船業、運搬用具製造業	九・三一	〇・四七	三・九八
精巧工業	九・四〇	〇・五二	三・五三
化學工業	一〇・〇五	一・〇二	二・七一
紡織工業	一〇・四八	一・〇九	二・三〇
被服、身裝品製造業	一〇・一三	一・〇八	二・四五
紙工業、印刷業	一〇・〇二	〇・五〇	二・九四
皮革、骨、羽毛品類製造業	一〇・一三	一・〇一	二・九四
木竹草蔓類に關する製造業	一〇・二〇	一・〇六	二・五七
飲食料品製造業	一〇・一三	一・一三	二・四六
土木建築に關する業	一一・一三	一・一八	一・八〇
瓦斯電氣水道業	一〇・〇九	〇・五九	一・九六
其の他の工業	九・五五	〇・五九	三・〇七

休憩時間　昭和十年における各種工場の平均休憩時間は前掲の内閣統計局調(「就業時間」の項參照)によれば平均五十七分で前年に比し一分の增加となつてゐる。最近の休憩時間の狀況について昭和九年工場監督年報の報ずるところは大要左の如くである。

「休憩時間並に其の配置は前年と大差なく正午に食事時間を含みて三十分乃至一時間更に午前九時前後と午後三時前後に各一回十五分内外の休憩時間を與ふるを通例とす。又一晝夜二交替制又は三交替制のものにあつては一日に一回三十分内外の休憩を爲さ

しむるを通例とす。」

尙ほ第三回勞働統計實地調査の結果は、前項「就業時間」の項に業態別の數字を掲げたが、同調査報告の記述するところは大要次の如し。

一日の所定休憩時間を三十分毎に區分して觀察するに、そのうち最も普通なるは一時間（三十分を超え一時間以内のもの、以下これに同じ）の五、二〇三工場（總數の六割九分）であつて、三十分の一、〇八〇工場（一割四分）一時間三十分の八九五工場、（一割二分）、二時間の二八六工場（四分）の順序である。

休業日數　昭和十年における各種工場の月平均作業日數は前掲の内閣統計局調査（「就業時間」の項參照）によれば二六・九であつて前年並びに前々年と同じであり休業日數も大體變化なきやうである。

尙ほ昭和九年度工場監督年報が最近の工場休日の趨勢について語るところによれば、「規模の相當大なる工場に於ては毎日曜日を休日と爲すものなきに非らざるも月二回第一日曜、第二日曜又は一日、十五日の兩日の外大祭日、年末、年始、盂蘭盆等舊慣に依り休日を與ふるもの最も多きこと從前と異らず、月二回の休憩日は其の地方に供給する電力の停止日に關係するもの相當多きが如し」と。

第三回勞働統計實地調査の結果については前項「就業時間」において業態別數字を掲げた。右調査によれば、

調査工場七、五一四の一ケ月平均所定休業日數は二・六日であつて最長は造船業運搬用具製造業の四日、最短は土木建築に關する業の一・八日である。これを日數別にみるに、その最も普通なるに二日休業の五、二五〇工場（工場總數の七割）であつて、四日休業の一、〇九一工場　一割五分）これに次ぎ、三日休業の四四七工場（六分）、五日休業の四四二工場（六分）更にこれに次ぎ、以下六日休業ば八四工場（一分）、一日休業は七五工場（一分）、七日休業及び八日を超ゆるものは各一六工場、八日休業は一二工場であつて、全然休業を與へざる工場六六、休業日數不定の工場二五を示してゐる。

勞働時間に關する法規違反　最近におけるこの種の法規違反の趨勢をみるに、全體に昭和九年度は八年度に比して增加してをり、殊に法定の許可認可を受けずして就業時間を延長し又は屆出を怠れる件の如きは可成り增加してゐる。しかしこの種法規違反のうち最も多きを占むるものは保護職工をして法定時間を超えて就業せしめた件であることは例年と變りはない。なほ、勞働時間に關する法規違反は全法規違反數の大部分を占め、戒告において約八割一分、處罰において約九割四分を占めてゐることは注目に値する。

また工場監督年報によれば、一般に法規違反の最も多數に上るものは染織工場である事例年の如くであるが、昭和九年度は前年に比し染織工場の違反は稍々減少せるも、機械及器

具工場は處罰戒告を合して約一、〇〇〇件の激増を示した事は注目を要する。これについて同年報は次の如く述べてゐる。

「斯くの如く機械及器具工場に於ける法規違反の激増は軍需インフレの所産とも見るべく、即ち多年不況の重壓―にありたる事業主中には軍需景氣の見通し困難なると解雇手當の負擔輕減等に依り多數の臨時工を雇傭し之が取扱に關し法令上の保護を缺き就業時間の違反を敢てし」云々と。

尙ほ次表は上記年報より勞働時間に關する法規違反を適宜項目を抜萃して計算せるものである。

違反事項	昭和八年 戒告	昭和八年 處罰	昭和九年 戒告	昭和九年 處罰
一、保護職工をして法定時間を超えて就業せしむ	三、二四四	三四五	三、四一五	三三四
二、保護職工をして深夜業に就かしむ	六一	一七	六四	三〇
三、保護職工に法定の休憩休日を與へず	一六七	六	一〇五	三
四、法定の許可認可を受けずして就業時間を延長し又は届出を怠る	三六九	四	五三三	一七
五、妊産婦に法定の休業を與へず	一七	一	三〇	一
合計	三、八六八	三七二	四、一三七	三七四

2 鑛山

就業時間 內閣統計局調査によつて作業時間（並に、休憩時間、作業日數）の昭和十年平均並に月別變動を見れば左の如し。十年平均は前年及び前々年に比し作業時間、休憩時間において稍々減少し、休業日數は幾分增加してゐる。

	作業時間	內休憩時間	作業日數
	時分	時分	日
昭和八年平均	九・五二	〇・五九	二六・四
昭和九年平均	九・四八	〇・五九	二六・三
昭和十年平均	九・四二	〇・四七	二六・四
昭和十年一月	九・三七	〇・五八	二五・九
二月	九・三九	〇・五八	二四・五
三月	九・三七	〇・五八	二六・七
四月	九・四三	〇・五八	二六・三
五月	九・四五	〇・五八	二六・九
六月	九・四四	〇・五八	二六・〇
七月	九・四七	〇・五八	二七・二
八月	九・四六	〇・五七	二六・二
九月	九・四四	〇・五六	二六・二
十月	九・四三	〇・五七	二七・四
十一月	九・四〇	〇・五七	二六・六
十二月	九・三三	〇・五六	二六・七

同じく右昭和十年の平均を業態別に見れは左の如し。

	作業時間	內休憩時間	休業日數
	時分	時分	日
金屬鑛業	九・〇二	〇・五三	二七・一

石炭鑛業	一〇・〇六	一・〇一	二五・六
石油鑛業	九・五八	一・〇三	二七・九
其の他の鑛業	九・二三	〇・四一	二八・二

次に昭和五年「勞働統計實地調査報告」によつて、昭和五年における狀況をみるに左の如し。(但し詳細は前年度本年鑑に記載してあるので、こゝでは重複を避けて要點のみを摘記することゝする。)

一、坑內勞働　の一日平均所定勞働時間は九時間三十四分であるが、これを產業別にみれば、石炭鑛業は九時間五十三分、金屬工業は八時間三十五分、その他の鑛業は九時間三分であつて、前回調査(昭利二年)に比し總平均において八分、石炭鑛業において十九分、金屬鑛業において一分、その他の鑛業において九分のそれ〴〵短縮を示してゐる。

二、坑外勞働　の一日平均所定勞働時間は坑內作業場に比し各產業ともに長時間である。即ちその一日平均所定勞働時間は十時間十六分であつて、坑內作業所定勞働時間に比し四十二分の超過を示し、これを產業別にみるも石炭鑛業は十時間三十五分、石油鑛業は十時間二分、金屬鑛業は九時間三十六分、その他の鑛業は九時間五十七分であつて、坑內作業場に比し金屬鑛業は一時間一分、石炭鑛業は四十二分、その他の鑛業は五十四分の夫々超過を示してゐる。以上の結果を前回調査の結果と比較すれば、石炭鑛業において十一分の延長を示せる外、石油鑛業において二十二分、金屬鑛業において十二分、その他の鑛業において九分の夫々短縮を示してゐる。

三、前回(昭和二年)との比較　今次の調査の結果を前回の調査の結果と比較するに、平均所定勞働時間は坑內作業場において前回の九時間四十二分より九時間三十四分に減じてゐるが、坑外作業場においては、前同の十時間十二分より十時間十六分に增加してゐる。次に坑內及坑外各作業場につき九時間以內のものと九時間を超ゆるものとに二大別して前回調査に比すれば、坑內に於ては九時間以內のもの前回の三七%に對し今回は三五%、九時間か超ゆるもの前回の六三%に對し今回は六五%を示し、坑外においては九時間以內のもの前回の一一%に對し今回は一四%、九時間を超ゆるもの前回の八九%に對し今回は八六%を示してゐる。勞働者數については坑內において九時間以內の者前回の一四%に對し今回は一三%、九時間を超ゆる者前回の八六%に對し八七%を示し、坑外においては前回と殆んど同樣である。

休憩時間　昭和十年における各種鑛山の休憩時間については、前項に內閣統計局調査の平均並に年別推移表をかゝげた。次に上揭勞働統計實地調査報告(昭和五年)により昭和五年の狀況をみるに左の如し。

一、坑內勞働　の一日平均所定休憩時間は一時間五分であつて、これを產業別にみれば石炭鑛業一時間十一分、金屬鑛業五十二分、その他の鑛業一時間四分である。以上の結果を前回調査の結果と對比するに、總平均において一分の短縮を示してゐるが、石炭鑛業において五分の延長、金屬鑛業において二分、その他の

鑛業において二十分の夫々短縮を示してゐる。

二、坑外勞働　の一日平均所定休憩時間は一時間四分であつて坑内作業場平均所定休憩時間に比し一分の減少を示し、これを産業列にみれば石炭鑛業は一時間五分、石油鑛業は一時間四分、屬鑛業は一時間、その他の鑛業は一時間十三分であつて、坑内作業に比し石炭鑛業は六分の減　金屬鑛業は八分、その他の鑛業は九分の各超過を示してゐる。以上の結果を前回調査の結果と對比するに總平均において二分の短縮、金屬鑛業において六分、石炭鑛業において二分、石油鑛業において二分の各短縮、その他の鑛業において一分の延長を示してゐる。

三、前回（昭和二年）との比較　今次の調査の結果を前回調査の結果と比較するに、平均所定休憩時間は坑内作業場にあつては前回の一時間六分より一時間五分に、坑外作業場にまつては前回の一時間六分より一時間四分に夫々短縮せられてゐることは前述の通りである。次に坑内、坑外作業場數及び勞働者數を一時間以内のものと一時間を超ゆるものとに二大別して前回調査の結果と比較するに、先づ作業場については坑内において一時間以内のものは前回の七五%に對し今合回は七二%、一時間を超ゆるものは前回の二三%に對し今回は二四%となり、坑外においても一時間以内のもの前回の七四%に對し今回は七三%、一時間を超ゆるものは前回の七四%に對し今回は七三%、一時間を超ゆるもの前回の二六%對し今回は二七%を示してゐる。勞働者にあつては坑内において一時間以内のもの前回の七四%に對し今回は七七%、一時間を超ゆるもの前回の二四%に對し今回は一七%を示してゐる。

休業日數　その昭和十年における狀況は一ヶ月作業日數として内閣統計局調査を上に掲げた。いま昭和五年「勞働統計實地調査報告」によつてみれば次の如し。

一、坑内勞働　の一ヶ月平均所定休業日數は三・八三日であるが、これを産業別にみれば石炭鑛業は四・三八日、金屬鑛業は二・六三日、その他の鑛業は二・三三日である。これを前回調査の結果と對比するに總平均において〇・五一日、石炭鑛業において〇・五七日、金屬鑛業において〇・三九日、その他の鑛業において〇・三三日、の各延長を示してゐる。

二、坑外勞働　の一ヶ月平均所定休業日數は三・六九日であつて、坑内作業場平均所定休業日數に比し〇・一四日少い。これを産業別にみるも、各産業共に坑内に比し稍少く、石炭鑛業は四・三三日、金屬鑛業は二・六二日、その他の鑛業は二・二五日を示し、石油鑛業は二・一三日である。この結果を前回調査の結果と比較すれば、總平均において〇・五七日、石炭鑛業において〇・五八日、金屬鑛業において〇・三六日、その他の業鑛において〇・二五日の各延長、石油鑛業において〇・一八日の短縮である。

三、前回調査（昭和二年）との比較　今次の調査の結果を前回調査の結果と比較するに、平均所定休業日數は坑内作業場にあつては前回の三・三二日より三・八三日に、坑外作業場にあつては前

回の三・二二日より三・六九日に夫々增加してゐる。次に坑內、坑外作業場及勞働者を日數別にみれば、作業場にあつては坑內、坑外共に二日休業、三日休業及四日休業の割合減少し、一日休業、五日休業及び六日以上八日以內休業の割合增加を示してゐる。次に勞働者にあつては坑外において二日休業の者の割合稍增加したのを除けば、坑內坑外共に四日以內の各休業日數の者の割合は激增を示してゐる。合減少し、五日以上の休業日數の者の割合は激增を示してゐる。

第五　勞働災害及び死傷病者

1　工場

工場災害總數　昭和六年以降九年に至る工場法適用工場（官設工場及び工場法第二十七條の適用工場を除く）における負傷數及び死亡數の趨勢を見るに次の如くである。（「昭和九年工場監督年報」に據る）

	負傷數	職工千人に對する割合	死亡數	職工千人に對する割合
昭和六年	三四、九二三	二〇・七三	二八四	〇・一七五
同七年	三三、九八三	二一・二四	二五〇	〇・一五六
同八年	四一、六〇九	二三、八六	三五四	〇・二〇三
同九年	五六、六一八	二八・〇三	五二一	〇・二六〇

昭和九年度法適用工場數八六、七〇九、その職工數は二、〇〇四、七七五人であり、右の職工死傷總數の千人當り割合は二八・五〇人となる。いまこのうちから重傷、死亡を分つて前年度と比較すれば次の如くである。

		實數	職工千人につき
職工死傷總數		昭和九年	昭和八年	昭和九年	昭和八年
重傷數		五二一、一三九	四一、九六三	二八・五〇	二四・〇七
死亡數		三五四	九、二四七	〇・二六	六・九六

即ち死傷總數において一五、一七六（三六%）、重傷數において四、七〇八（五一%）、死亡數において一六七（四七%）の「驚異的增加」を示し、其の實數に於ては昭和二年以來の記錄を遙かに凌駕してゐる。工場監督年報の述べるところを記せば、

「改正工場法の實施（昭利二年）以來職工死傷者の發生數は略一定の下向曲線を追ふて遞減しつつありしに拘はらず、昭傷七年を轉期として國家內外の情勢に急激なる變化を見ると共に、工場災害の發生率も亦急角度の上昇を示すに至れり。今官設工場を暫らく考慮の外に置き、法適用工場につき昭和九年度に於ける職工數の變化と死傷者發生狀況とを通覽するに、本邦產業の構成內容に急激なる變移を生じたるを以て、之が災害發生數に異常の變化を招きたる一原因たりしことを知る。」

「猶本年度の死傷者數を增大せしめたる突發的原因に九月二十一日の風水害あり。前揭の死傷者中死亡者四十九名、重傷者百三十八名（內官設工場十一名）は其の犧牲者にして輕傷については其

の實數詳かならざるも、死亡重傷者數のみを以て災厄の跡を推知するに難からず。不幸にも颱風通過の中心線は本邦産業の中樞地方を縫ひ、染織工場、機械器具工場等にして慘害を蒙りたるものは尠なからず。其のすべての死傷者を産業犠牲者として計上するに就ては論なきに非ざれども社會局としては報告數を其の儘取りたるを以て、之が死傷者數を累加したる一因たり。」

「更に從來商工省所管に屬せし福岡縣八幡製鐵所が民營となりたる結果、之を法適用工場に包括したるを以て、法適用工場としての災害發生數を累加したる外觀を呈するに至れり」と。

業態別災害者數　上掲昭和九年における死傷數を業態別に見れば次の如くである

	死亡數		負傷數	
染織工場	九四	一八・〇%	五、三三〇	九・四%
機械器具工場	一六六	三二・九	三〇、九九九	五四・八
化學工場	一一三	二二・七	八、二六二	一四・六
飲食物工場	一三	二・五	一、〇二三	一・八
雜工場	六五	一三・五	四、五五五	八・〇
特別工場	七〇	一三・四	六、四四九	一一・四
計	五三一	一〇〇・〇	五六、六一八	一〇〇・〇

先づ機械器具工場が死亡及び負傷の絶對數におりても率においても最も高いことは例年と變りないが、之を前年に比すればその絶對數においては增大してゐるが、率においては却つて減少してゐる。化學工場も例年の如くこれに次いで高度の災害率を示してゐるが、昨年との比較においては機械器具工場と同じ傾向が觀取される。また染織工場において死亡者數が二倍半以上も激增してゐることも見逃してはならない。而してこれらの工場において災害發生數が右の如く激增したのは、昭和七年を轉期として本邦産業の構成内容に急激なる變移を生じ、この種部門の勞働者數の增加を來した結果であると推定される。また不熟練工の增加、勞働時間の延長等が、災害發生率に及す影響をも見逃すことはできない。

特別工場の災害發生數が昨年に比し激增してゐるのは從來商工省所管に屬した八幡製鐵所が民營になつた結果法適用工場に包括されたためで、之を前年度と比較するのは無意味である。

なほ昭和九年度の死傷者數の增大をもたらしたものは以上の外に、九月二十一日の風水害がある。いま死亡者數にのみについてみれば、その數四十九名でその内染織工場が三十六名を占めてゐる。九年度の染織工場の死亡者數が八年度の三十七名より一躍九十四名に上つてゐるのは、右の如き風水害による慘害が大いに影響してゐるものと推定される。（上掲年報參照）

重大災害及びその原因　休業二週間以上を要する負傷および死亡を重大災害として計上すれば、昭和九年中においては一四、四七六件に上り、前年の九、六〇一件に比し四、八七五件（五一%）の增加を示してゐる。この重大災害を原因別・業態別・男女別等につい見るに左の如くである。（昭和九年「工場監督年報」參照）

一、原因別重大災害數　重大災害の原因を機械に因るものと非機械に因るものとに大別し前半との比較において見れば左の如し。

	昭和九年	昭和八年	增加件數	增加率
機械に因るもの	五、八九五	四、二五三	一、六四二	三八・六〇%
非機械に因るもの	八、五八一	五、三四八	三、二三三	六〇・〇五
計	一四、四七六	九、六〇一	四、八七五	五〇・七八

右の機械及び非機械に因る災害を更にその主なる原因に細別すれば次の如し。

〔機械に因るもの〕

動力傳導裝置	四六〇	動力を用ひざる運搬機吊揚機又は之に依り取扱中の物體	七三八
車軸	二三四	機械を用ひざる運搬又は取扱中の物體	二、三二四
齒輪類	四九五	高所より墜落	九七七
轉子又はこれに類するもの	六九〇	物體の落下顚倒又は飛來	一、一三一
鋸機	七二九	高熱物體	八一九
壓機又は壓穿機	四一二	爆發性發火性又は引火性料品	二三八
揚重機	六七六	工具又は之に依り加工中の物體	九一八

〔備考〕—本表は同一の原因で多數に上るものゝみをかゝげ全部を包括してゐない。

二、業態別重大災害數

	昭和九年 死傷者	昭和九年 %	昭和八年 死傷者	昭和八年 %
染織工場	一、八三四	一三・六七	一、三九九	一四・五七
機械器具工場	一二、二七	一二・二七	一、六〇八	一六・七五
化學工場	七、七〇	七・七〇	二七〇	二・〇三
飲食物工場	三、一七	三・一七	一、三〇一	一一・二六
雜工場	七、七一	七・七一	二四二	二・五二
特別工場	三〇、八四	三〇・八四	九、六〇一	一〇〇・〇〇
平均	七・三三	五・五一		

三、男女別重大災害數　その大要は左表の如くであるが、このうち死亡者は男四五四人、女六七人である。

	昭和九年		昭和八年	
男	一三、三六一	九二・三〇%	八、七八三	九一・四八%
女	一、一二五	七・七〇	八一八	八・五二
計	一四、四七六	一〇〇・〇〇	九、六〇一	一〇〇・〇〇

職工千人に對する重大災害の割合

	昭和九年	昭和八年	昭和七年
染織工場	一・九九	一・六一	一・六〇
機械器具工場	一二・二七	一三・九六	一三・七二
化學工場	七・七〇	六・八八	七・五五
飲食物工場	三・一七	三・二三	三・〇〇
雜工場	七・七一	六・八四	七・四五
特別工場	三〇・八四	一〇・〇〇	一一・七六
平均	七・三三	五・五一	五・二一

災害死傷者數 昭和九年における鑛山變災事故回數は鑛山局調によれば七三、二三九件で、前年に比し六、三一〇件の增加をみてゐる。元來災害死傷者數は近年引さつゞき減少の傾向にあつたのであるが、昭和八年以來漸增の傾向をとるに至つたことは注目に値する。尙ほ死亡數においても三四人の增加を來してゐる。昭和二年以來の趨勢をみれば次の如し。

鑛山災害死傷數

	災害回數	死亡者數（大正七年を一〇〇とする指數）	負傷者數
昭和二年	一六三、一〇八	九五	一六三、五九三（五五三・四）
同 三年	一四二、〇三五	八二	一四一、九七三（四八三・一）
同 四年	一三九、六五四	七五	一三九、三七九（四三五・三）
同 五年	一〇七、三四六	六二	一〇七、三七七（四一四・七）
同 六年	七八、三一〇	四五	七八、三五三（三八七・二）
同 七年	六五、七二四	三八	六五、六九八（三五三・五）
同 八年	六六、九二九	三九	六六、七一三（三三九・七）
同 九年	七三、二三九	四三	七三、一三四（三〇九・四三）

〔備考〕―括弧内は鑛夫千人に對する割合。帝國統計年鑑および鑛山局調により計算。昭和五年以降は職員を含む。

鑛山種別災害死傷數 同じく鑛山局調による昭和九年の鑛山別災害死傷數は左の如くである。

	死亡	重傷	輕傷
金屬山	七八（一・三八）	一、九七一（三四・二七）	五、八〇五（一〇〇・九四）
石炭山	七九五（四・七二）	一九、九三三（一一八・二七）	四四、一五六（二六二・〇二）
石油山	三（〇・六八）	八八（二〇・〇八）	一四〇（三一・九五）
其の他の非金屬山	四（〇・六七）	二四六（四一・四六）	四六九（七九・〇四）
計	八八〇（三・七二）	三三、二三七（九四・〇七）	五〇、五七〇（二一三・九七）

〔備考〕―重傷は休業二週間以上の負傷、輕傷は休業三日以上の負傷を指す。但し職員を含まず。括弧内は昭和八年六月末現在の當該種鑛山鑛夫人員千人に對する割合である。

更に各種鑛山を通じて坑内外別に見れば左の如し。

	死亡	重傷	輕傷
坑内	八三三（五・二三）	一九、八三一（一二六・〇五）	四四、八一六（二八五・〇〇）
坑外	五七（〇・七二）	二、四一六（三〇・五四）	五、七五四（七二・七四）
計	八八〇（三・七二）	三三、二三七（九四・〇七）	五〇、五七〇（二一三・九七）

〔備考〕―同右。

災害原因 上の事故回數及び死亡者數を原因別に見れば左の如し。

	災害回數		死亡者數	
	回數	總回數に對する割合	死亡者數	總死者に對する割合
落磐	二六、七五八	三・六五割	四三一	四・七三割
坑内坑車	八、一九五	一・一三	六七	〇・七四
機械のため	一、八二八	〇・二五	一七	〇・一九
瓦斯炭塵爆發	四三	〇・〇一	一一三	一、一三

發破又は爆發藥のため	二五九	〇・〇四	三三	〇・三六
坑外鑛車又は架空索道のため	一、七八九	〇・二四	一三	〇・一三

鑛夫總死傷病者　昭和九年中において、その業務上たると否とを問はず、鑛夫の死亡せるもの、負傷又は疾病のため解雇せられたるもの、並に二週間以上休業して醫療を受け治療したる重傷病者の數を、最近四年來の數と比較すれば左表の如くである。

鑛夫總死傷病者

	死亡者	解雇者	治療重傷病者
昭和五年	一、七七二	三、〇六八	六三、二二三
同六年	一、二七四	二、五四四	五九、八八八
同七年	一、一八五	一、七七〇	四七、二七〇
同八年	一、二三三	一、四〇六	四九、〇五二
同九年	一、四〇一	一、六八五	五五、七五五

右昭和九年各實數の同年六月末現在鑛夫數に對する割合を前年のそれと比較すれば左の如し。

	昭和九年	昭和八年	對八年增減
死亡者	五・九三	六・〇九	減〇・九八
解雇者	七・一三	六・九五	增二・五九
治療重傷病者	二三五・九〇	二四二・四五	減二・六六

〔備考〕―割合は千人に對するもの。

第六　工場衛生

工場衛生一般　工場の衛生設備は大體に改善に進みつゝあるものとみるの外ないが、その改善進歩は極めて遲々たるものゝ如くである。この點について「工場監督年報」(昭和九年度)自身が極めて遺憾の意を表明せるは注目に値する。曰く、「昭和九年度に於ける我が産業界の最も顯著なりし傾向は、所謂軍需イシフレによる影響にありと謂ふべく、特に工場數及職工數の激增は主として重工業方面に於ける異常なる發展を示すものなるも一面生産能率を高め、勞働力の適正强化を左右すべき工場衛生狀態の全貌を見るに却つて漸次惡化の傾向にありと認めざるべからざる事實は遺憾に堪えざる處にして、愈々衛生監督官の充實を期し、監督行政の强化を痛感せざるを得ず」と。

こゝでは同年報の報ずるところによつて、作業場の設備狀況、職業性疾患、結核等について昭和九年の狀態をみやう。なほ本年鑑第三部第二篇第一章第三節には勞働衛生に關する政府の對策を記述せるを以てその節をも併せ參照され度い。

作業場及びその附屬設備の狀況　「作業場に於ける衛生設備の改善は直接間接其の益する處大なるに拘らず、經費の關係等よりして未だ其の改善は遲々として進まざる狀態なり。神奈川縣に於ては工場照明の不良なるものには窓の增加又は位置の變更を命じ、

或は天窓又は電燈の設置を改めたるものあり。日産自動車株式會社、自動車工業株式會社等の新設工場に於ては此の點最も改善せられつゝありと云ふ。千葉縣の野田醬油株式會社に於ては採光、換氣の爲各工場の窓の増設を圖り、中山工場に於ては汽罐を「ヤローロー式」に變更し、微粉炭燃燒裝置を設備したる爲、煤煙の飛散を著しく減じたり。三重縣の安永化製肥料工場に於ては毛骨處理の蒸罐より發生する惡臭甚敷を以て衞生上の見地より臭氣筒及吸收塔の設備を爲したり。或は福井縣の岡本、野坂、北、日出、山甚等の織物工場に於ては地表面下に「シャフト」及原動機を取付けたる爲「シャフト」に依る音響震動なく、單に機械運轉の音のみにして而も「ベルト」が上部より垂下せざるを以て自然照明の効多く、且つ視力の保護となり、職工の保健上より見るも理想の設備と云ふを得べし。」

職業性疾患　この種の工場疾患は昭和九年度においては殊に二硫化炭酸中毒において増加したと報告されてゐる。曰く、「本年度に於ては人造絹絲工場の増加と共に從來二硫化炭酸中毒に於ては殆んど京都府下に限られたる觀ありしも、本年度に於ては新たに三重縣下よりも其の發生の報告あり、共に顯著なる増加を示したるは將來大いに注意すべき現象なり」と。

結核　工場勞働者の結核については全國的に集計した統計を缺き、その罹病率を示し得ないのであるが、いま上掲年報により一、二の縣における結核發生狀況をみるに左の如し。

一、長野縣

健康診斷を施行せる工場四五三、受診職工數六六、八四六名中發見せられたる結核患者は（肺結核及喉頭結核）一四名、罹病率〇・〇二一%、爾餘の結核四名、其罹病率は〇、〇〇六%なり。之を各年度の結果と比較すれば次表の如し。

健康診斷に依る結核患者調査表

	調査工場數	檢診職工數	結核 肺結核			結核 爾餘の結核			結核 全結核	
			喉頭結核	罹病百分率	結核	罹病百分率	結核	罹病百分率	結核	罹病百分率
五年	四六二	八八、〇二六	五	〇・〇〇六	三	〇・〇〇三	八	〇・〇〇九
六年	四五五	八六、一五四	二	〇・〇〇二	九	〇・〇一〇	一一	〇・〇一三
七年	六一三	一〇九、七一九	三五	〇・〇三二	三	〇・〇〇三	三八	〇・〇三五
八年	五九四	一〇〇、六八三	三三	〇・〇三二	一二	〇・〇一二	三四	〇・〇三四
九年	四五二	六六、八四六	一四	〇・〇二一	四	〇・〇〇六	一八	〇・〇二七

次に負傷疾病月報（職工數五十名以上）に依れば一〇一名（肺結核喉頭結核）其の罹病率は〇・二一六%なり。之を各年度の結果と比較すれば次表の如し。

負傷疾病月報に依る結核患者調査表

	職工數	肺結核喉頭結核	罹病百分率	罹病結核	罹病百分率	其他結核	全結核	罹病百分率
昭和五年	二七、〇四〇	六	〇・〇二二	六	〇・〇二二	一二	一二	〇・〇四四
同　六年	二六、〇六七	二	〇・〇八一	二五	〇・〇九六	四六	四六	〇・一七六
同　七年	二一、三五六	二三	〇・二〇三	四	〇・〇二五	二七	二七	〇・二二八
同　八年	一三、八九五	三四	〇・二四五	一三	〇・〇九四	四七	四七	〇・三二八
同　九年	四六、五八八	一〇一	〇・二一六	一二	〇・〇二五	一一三	一一三	〇・二四二

二、愛　媛　縣

管下五十人以上の職工を使用する工場に於ける結核は前年の三七に對し殆ど倍數の六八にして織物業に於て特に著しく、其の他製絲、染色、整理其他加工業に於て何れも增加の傾向を示し居れり。而して之等患者の小數なる業態にありては、本比率を以て一概に其の罹病率と斷定し難きも多數職工を使用せる工場に付て見るに染色整理其の他加工業の〇・六四其の主位を占め織物業の〇・四[illegible]之に次ぎ紡績業の〇・一七を最低罹病率となす。

業態別結核表

病類別	性別	製絲	紡績	織物	染色整理其の他加工業	他	計	死亡
肺結核	男	二	三	五	一		一	一
喉頭結核	女	八（死二）	七（死三）	二（死一）		三	二九	七
爾他の結核	男	一			二	一	四	
	女	九	一	三	一	二	四	
男女合計		二〇	二	二九	三	五	六八	九
罹病百分率		〇・三二	〇・一七	〇・四四	〇・六四			
商年百分率		〇・一五	〇・一八	〇・一八				

寄宿舍施設　工場における寄宿舍施設は、昭和五年七月一日より寄宿舍規則全條の實施をみて以來漸次改善をみつゝあるものゝ如くであるが、其の改善は尙ほ遲々たるものがあること上掲年報の認むるところである。

いま右工場監督年報にもとづいて昭和九年における寄宿舍施設ある工場數及び寄宿職工數をみるに、工場法適用工場中附屬寄宿舍を有する昭和九年十月一日現在における工場は一八、一五三工場で、その收容職工數は五九一、〇七七人（內女工四七三、五六六人）である。之を業態別にみるときはその大部分は染織工場に屬するものであつてその數七、五〇六工場、收容職工數五〇〇、二五七人を算し、工場數はその全體の四一％、職工數は收容總人員の八五％を占む。染織工場中においても製絲業、紡績業及び織物業は特に其の數多く收容職工數は四八一、〇八四人にして寄宿職工總數の八一％に當る。次に寄宿舍の設ある工場數及收容職工數を工場法適用工場數及び職工總數に對比するに工場數に於てはその二一％、職工數においては二六％を占む。

附屬寄宿舍を有する工場數及び收容職工數を前年同期と比較するに工場數は二、三二九工場、職工數は四三、五〇〇人のいづれも激增を示してゐる。

寄宿舍施設工場數及び寄宿職工數（業態別）

	寄宿舍の設ある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
染織工場	七、五〇六	四四、九八三	四五五、二七四	五〇〇、二五七
機械器具工場	四、八三一	二〇、六六四	四三八	二一、一〇二
化學工業	一、一八七	一〇、九六六	一四、九九四	二五、九六〇
飲食物工場	一、九六五	二九、五七〇	一、一六二	三〇、七三二
雜工場	二、二八八	九、二六〇	一、五八二	一〇、八四二

特別工場	三五一	一、二〇三	二	一、二〇四	
小計	一八、一一八	一一六、六四五	四七三、四五二	五九〇、〇九七	
官營工場	三五	八六六	一一四	九八〇	
合計	一八、一五三	一一七、五一一	四七三、五六六	五九一、〇七七	

寄宿舍施設工場數及び寄宿職工數（民營工場）

	寄宿舍の設ある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
昭和四年	一五、〇五七	一二九、一九二	五三一、七四四	六五〇、九六五
同五年	一五、四九三	一二三、八二〇	四五八、一二五	五七〇、九四五
同六年	一五、五〇七	一〇四、六七二	四六九・五二三	五七四、一九四
同七年	一五、〇六六	九六、一五〇	四三三、七五八	五二九、九〇八
同八年	一五、七九八	一〇三、二三七	四四三、五八八	五四六、八一五
同九年	一八、一一八	一二六、六四五	四七三、四五二	五九〇、〇九七

同上（官營工場）

	寄宿舍の設ある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
昭和四年	二九	一、〇二三	六五	一、〇八八
同五年	三〇	八二四	四六	八七〇
同六年	二八	八五四	三七	八九一
同七年	三八	六九一	三〇	九二一
同八年	二六	六九七	六五	七六二
同九年	三五	八六六	一二四	九八〇

尙ほ工場監督年報は昭和九年度の狀況について左の如く報告してゐる。

「工場附屬寄宿の衞生狀態は一般に良好となりつゝあるも其の改善は尙遲々たるものあり、寄宿舍の衞生に就ては寄宿舍規期に基き監督し、其の不良なるものにつきては漸次改善せしめつゝあり。三重縣に於ては工場附屬寄宿舍にして設置變更の許可をなし、昭和九年中に工事完了せるもの二十件にして此の中寄宿舍の新築增築十一件同附屬建設物の增改築せるもの九件なり、愛媛縣に於ては近來新設又は增設せる大資本經營の人造絹絲、紡績等に於ては特に寄宿舍設備に留意し相當完備せる寢室、浴場、附屬醫局、洗面所、洗濯場、娛樂室、講堂等を設くるの外便所は概ね水槽式にして職工の保健衞生並風紀上良好なる成績を示しつゝあり。長野縣に於ては特に寄宿舍の飲料水に注意し、飲料水調査を行ひ、又寄宿に於ては一日一回以上食器の消毒を規定し、炊事場の土間も禁止し、コンクリート、板間に改善しつゝあり。」

診療及び救急施設　工場勞働者の一般診療は健康保險法によつて行はれてゐるが、工場專屬の醫師をおき醫局を設くる等の施設は大工場に限られてゐるものゝ如くである。また救急施設に就ては工場危害豫防及衞生規則により「工場の狀況に應じ必要なる救急用具及材料を補給し機に臨み之を利用し得る狀態に置くものなれども此の點に就てはまだ遺憾とする處多々あり」と報告されてゐる。

なほこの種施設に關する包括的な報告のないのは遺憾であるが、左に摘記する大阪府の事例は工場診療施設の現狀を窺

ふ一資料たりうるであらう。

「職工五十人以上を使用する七百三十五工場中職工及其の家族の醫療機關として診療所を設くるもの百五十一工場、病舍の設けあるもの九十七工場あり其の設置率前者二〇パーセント、後者一三パーセントなり。之を更に各業務種類に付檢討するに本邦工業の大宗たる紡績業は八九パーセントの高率にして他種工業の追隨を許さず診療所に於ける醫師の割合は一診療所に一・七人となり印刷製本業の二・六人器具製造業の二・二人、製藥染料塗料顏料糊料類の製造及金屬精錬業の二・〇人宛に比し稍飽き足らざるが如き感あるも事實は診療所に一日二・三時間出張する囑託に屬するもの少く二六時中診療所に在りて診療に終始する醫師を一診療所に殆ど一人宛配置せらるる狀態なる上に藥劑師（〇・三人宛）看護婦（二・三人宛）、掃除夫（二・三人宛）の配置に於ても他種工業は其の比にあらず普通病舍隔離病舍の設備も亦相當備はり單なる外見を飾るものに非らず職工及其の家族に於て有効に利用せられつつありて本施設の代表的のものと謂ふべし。」

第三章　生計狀態

第一　生計費

勞働者の一般的生計狀態については概略これを第一篇第三章に記述した。いま同じく內閣統計局調による昭和九年より十年八月に至る家計調査報告に據つて、工場勞働者および交通勞働者の二部門について家計狀態を摘記する。

（注意―調査方法その他については前掲第一篇第三章の參照を乞はねばならぬが、たゞ一言注意しておくことは、調査對象として採用された家計がはじめから平均五十圓以上百圓未滿の月收ある世帶であるから、本調査の結果として現はれてゐる一ケ月收入の平均額は元よりかゝる調査範圍に入る家計の平均であつて、一般的に勞働階級家計の平均を云爲しうるものでないといふことである。なほ採用された世帶數は工場勞働者は九〇六、交通勞働者は一七六である。また、家族人員は工場勞働者の場合は四・一五人であり、交通勞働者の場合は四・〇一人である。）

1　工場勞働者

一、實收入　工場勞働者の一世帶一箇月の平均實收入は八七圓一三錢であつて、內勤勞收入八一圓（實收入の九二・九六%）、勤勞外收入六圓一三錢（七・〇四%）である。勤勞收入中世帶主の收入は七七圓五八錢（實收入の八九・〇四%）、世帶主の配偶者收入は一圓八〇錢（二・〇六%）、家族收入は一圓六二錢（一・八六%）であつて、勤勞外收入の中では受贈の五圓〇九錢（實收入の五・八四%）最も多く、財產收入は二四錢（〇・二八%）其の他は八〇錢（〇・九二%）である。

二、收支過不足　次に收支の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係に於ては四圓五五錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對

する割合五・六二%)、實收入對實支出の關係に於ては一、圓六八錢の剩餘(剩餘額の實收入に對する割合一二・二六%)である。

三、實支出　工場勞働者の一世帶一箇月平均實支出は七六圓四五錢であつて實收入の八七・七四%に當り、交通勞働者世帶のそれに比し稍々低率の支出である。

實支出七六圓四五錢中飲食物費は二九圓四四錢(實支出の三八・五一%)、住居費は一二圓二五錢(一六・〇二%)、光熱費は三圓六二錢(四・七四%)、被服費は九圓一五錢(一一・九七%)、其の他の諸費は二一圓九九錢(二八・七六%)である。

以上五大費目中飲食物費では米麥費の一一圓四〇錢(實支出の一四・九一%)最も多く、副食物費の一〇圓〇八錢(一三・一九%)、嗜好品費五圓七九錢(七・五七%)、出前外出先の食費は僅かに二圓一七錢(二・八四%)を示して居る。又住居費では家賃の九圓四九錢(實支出の一二・四一%)その大部分を占め、被服費では衣服費六圓六二錢(實支出の八・六六%)、身の廻り品費二圓五三錢(三・三一%)である。其の他の諸費では文化費一〇圓四三錢(實支出の一三・六四%)、社會生活費九圓〇八錢(一一・八八%)、其の他二圓四八錢(三・二四%)である。

次に收入階級別に五大費目の狀況を見るに左表の如し。

	平均	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
總額	七六・四五圓	四六・九八圓	五三・三七圓	六〇・一三圓	六七・六六圓	七五・〇三圓	八三・一五圓	九六・一二圓
飲食物費	二九・四四	二一・五五	二三・九五	二五・七八	二八・三二	二九・一八	三〇・三〇	三三・七二
住居費	一三・二五	八・一六	九・三一	一〇・一〇	一一・五七	一一・八八	一三・〇七	一四・六四
光熱費	三・六二	二・七四	三・一七	三・二七	三・五四	三・五四	三・七〇	四・〇二
被服費	九・一五	五・一五	五・五六	六・四七	七・一九	九・二九	九・七八	一二・七五
其他の諸費	二一・九九	九・三八	一一・四八	一四・五一	一七・〇四	二一・一四	二六・三〇	三〇・九九

四、總收入及び總支出　工場勞働者の世帶に於ける總收入一五六圓八八錢中實收入は八七圓一三錢(總收入の五五・五四%)實收入以外の收入は六九圓七五錢(四四・四六%)であつて、後者の中前月よりの繰越の四四圓五四錢(二八・三九%)、掛買の一二圓三〇錢(七・八四%)を主なるものとし、貯金引出の七圓、負債の二圓四七錢、無盡取金の一圓四六錢之に亞ぎ、以下保險金九二錢、貸金受入八五錢、質入二錢、其の他一九錢である。

總支出中實支出は七六圓四五錢(總支出の四八・七三%)、實支出以外の支出は八〇圓四三錢(五一・二七%)であつて、後者の中翌月への繰越の四五圓(二八・六八%)、貯金の一二圓六四錢、(八・〇六%)、掛買拂の一二圓二九錢(七・八三%)を主なるものとし、降つて保險料の四圓二四錢、負債返還の二圓三五錢、無盡掛金の二圓三〇錢之に亞ぎ、外に貸金に一圓三三錢、質受金に三錢其の他に二五錢を算する。

次に實支出に對する實收入の剩餘額一〇圓六八錢(實收入の一二・二六%)は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に五圓六四錢、保險に三圓三二錢、無盡に八四錢、貸金に四八錢のそれぞれ支出超過を來して居るのであるが、この總額一〇圓二八錢(實收入の一一・八〇%)が蓄積部分となるのであつて、餘剩は繰越に

四六錢、質に一錢、其の他に六錢の支出超過及負債に一二錢、掛買に一錢の收入超過となつて現れる。

2　交通勞働者

一、實收入　交通勞働者の一世帶一箇月の平均實收入は八四圓二四錢であつて、內勤勞收入七七圓二九錢（實收入の九一・七五%）、勤勞外收入六圓九五錢（八・二五%）である。勤勞收入は更に世帶主の收入七五圓六一錢（實收の八九・七六%）、家族收入七六錢（〇・九〇%）、世帶主の配偶者收入九二錢（一・〇九%）に分れ、勤勞外收入の中では受贈の五圓七八錢（實收入の六・八六%）最も多く、財產收入二〇錢（〇・二四%）、其の他の九七錢（一・一五%）である。

二、收支過不足　次に收支の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係では六圓〇九錢の剩餘（剩餘八六錢の不足（不足額の勤勞收入に對する割合七・二三%）である。實收入對實支出の關係では六圓〇九錢の剩餘（剩餘一・一一%）、實收額の實收入に對する割合七・二三%）である。

三、實支出　交通勞働者の一世帶一箇月平均實支出は七八圓一五錢であつて實收入の九二・七七%に該る。

實支出總額七八圓一五錢中飲食物費は二八圓五五錢（實支出の三六・五三%）、住居費は一三圓四〇錢（一七・一五%）、光熱費は三圓九二錢（五・〇二%）、被服費は九圓一三錢（一一・六八%）、其の他の諸費は二三圓一五錢（二九・六二%）である。即ち交通勞働者世帶の飲食物費及被服費の實支出中に占むる割合は工場勞働者世帶のそれに比し稍々低く、住居費、光熱費及其の他の諸費の割合は稍々高い。

五大費目中飲食物費に在ては米麥費の一〇圓四六錢（實支出の一三・三八%）、嗜好品費五圓八九錢（七・五四%）であつて、出前外出先の食費は僅かに二圓三八錢（三・〇四%）である。住居費では家賃の一〇圓四九錢（實支出の一三・四三%）、被服費では衣服費の六圓五三錢（實支出の八・三五%）がそれ〴〵その大部分を占め、其の他の諸費では文化費の一一圓五六錢（實支出の一四・七九%）、社會生活費の九圓一七錢（一一・七三%）が主な支出である。

次に收入階級別に五大費目を見るに左表の如し。

	平均	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
總額	七八・一五圓	五八・九七圓	六一・八四圓	七一・五四圓	七九・九四圓	八〇・九四圓	一〇〇・六八圓
飲食物費	二八・五五	二一・五五	二四・三六	二五・三三	三〇・一一	二〇 二三	三四・二〇
住居費	一三・四〇	一一・一八	九・七七	一三・七〇	一四・四八	一三・六八	一六・七七
光熱費	三・九二	三・二一	三・五六	三・六九	四・一八	四・一九	四・二三
被服費	九・一三	六・一七	六・六三	八・二五	八・七四	一〇 〇四	一二・六九
其他の諸費	二三・一五	一六・九六	一七・五二	二一・五八	二二・四三	二二・八〇	三二・七九

四、總收入及び總支出　交通勞働者の世帶に於ける總收入一五五圓二九錢中實收入は八四圓二四錢（總收入の五四・二五%）、實收入以外の收入は七一圓〇五錢（四五・七五%）であつて、後者の中前月よりの繰越の四二圓二七錢（二七・二二%）首位を占め、

掛買の一三圓六〇錢（八・七六％）、貯金引出の一〇圓九七錢（七・〇六％）之に亜ぎ、降つて負債一圓九九錢、無盡取金一圓〇一錢。貸金受入五一錢、保險金三九錢、質入一錢、其の他三〇錢である。

總支出中實支出は七八圓一五錢（總支出の五〇・三三％）、實支出以外の支出は七七圓一四錢（四九・六七％）であつて、後者の中翌月への繰越の四二圓二九錢（二七・二三％）を主なるものとし、掛買拂の一三圓七七錢（八・八七％）、貯金の一二圓七八錢（八・二三％）之に亜ぎ、遙かに降つて保險料三圓七八錢、負債返還一圓九四錢、無盡掛金一圓六七錢、貸金七四錢、質受金二錢其の他一五錢を示して居る。

次に實收入の實支出に對する剩餘額六圓〇九錢（實收入の七・二三％）は實支出以外の支出中に包含せられて保險に三圓三九錢貯金一圓八一錢、無盡に六六錢、貸金に二三錢のそれ〳〵支出超過を示し、この總額六圓〇九錢（實收入の七・二三％）が蓄積部分となるのであつて、爾餘は掛買に一七錢、繰越に二錢、質に一錢のそれ〳〵支出超過及負債に五錢、其の他に一五錢の收入超過となつて現れて居る。

第二　職工及び鑛夫貯蓄

本項に述べるところは工場主又は鑛山主の管理のもとに行はれる工場貯金又は鑛山貯金ともいふべきもので、もちろん職工や鑛夫の貯蓄金一般ではない。

1　工場勞働者

職工貯蓄の趨勢　工場主管理のもとに行はれる職工貯蓄金は、昭和九年十月一日現在において總額六三、八七九、六〇六圓（內、官營工場におけるもの五、八三三、一八三圓）、これが職工數六三八、一四九人（內、官營工場におけるもの五九、五二五人）であつて、職工一人當り平均貯蓄金額は一〇〇圓一〇錢である。これを前年に比較すれば職工數において六六、三八八人、貯蓄金において四、五六九、九六六圓を增加してゐるが、一人當り平均額においては前年の一〇三圓七三錢に比し三圓六三錢の減少を示してゐる。これを累年の趨勢に比較すれば左の如くである。

職工貯蓄累年比較

	工場數	職工數（人）	貯金額（圓）	一人平均（圓）
昭和三年十一月一日現在	五、五三九	七九〇、五三一	六一、四七四、六七八	七七・七六
同　四年十一月一日現在	五、八九三	七九〇、二五九	六七、八九四、七一六	八五・九一
同　五年十月一日現在	五、五七九	七〇八、七一二	六五、五四四、三七七	九二・四八
同　六年十月一日現在	五、四九一	六四〇、七二四	五八、九三九、三八一	九一・九九
同　七年十月一日現在	五、一七五	五六三、九五七	五三、八七七、三〇五	九五・五三
同　八年十月一日現在	五、三四三	五七一、七六一	五九、三〇九、六四〇	一〇三・七三
同　九年十月一日現在	五、四六三	六三八、一四九	六三、八七九、六〇六	一〇〇・一〇

（備考）―右は官營工場を含む。

管理方法別職工貯蓄　右昭和九年の狀況を管理方法別に見ると工場貯金が最も多く貯蓄金總額の八一%餘に當る。前年度の七二%に比すれば可成りの增加であるが前々年度とは同じ割合である。

郵便貯金	九、〇五六、三四〇圓	一四・一八%
銀行預金	二、二一〇、一一四	三・四六
工場貯金	五一、九〇九、六二九	八一・二六
其の他	七〇三、五二三	一・一〇
計	六三、八七九、六〇六	一〇〇・〇〇

〔備考〕—官營工場を含む。

尙ほこれについて工場監督年報の報告する處を見るに、

「郵便貯金、銀行預金は工業主が通帳を保管するによるものなるが故に別に問題を生ずることなきも、工場貯金は工業主が現金を預り主として工業主の流動資本に利用せられ殊に近年產業界の好況に煽られこの傾向あり、動もすれば之等職工貯蓄金の返還に支障を生ぜしむるに至り、昭和七年來關係各府縣は此の點に鑑み新に工場貯金管理の認可を與ふるに當つては例之資本金一千萬圓以上と謂ふが如き基礎確實なるものに限り其の他に付ては之が認可を與へず、又既に認可を與へたるものに付ては、確實なる物的又は人的保證を爲さしめ、其の管理方法不適當なるときは或は其の變更を命じ、或は認可を取消す等の方針を採り以て貯蓄金返還の確實を期したるが、本年度も引續き之が取締に努めたる結果返還不能の事例を殆んど見ざりしは喜ぶべき事象なりとす。尙工場貯金の利子は郵便貯金、銀行預金の利子よりも高きを一般となすも本年に於ては利率の引下げを爲すもの相當あり、而して各府縣に於ては利率引下げの認可を與ふるに當つては金融界の狀況により引上を命ずることあるべき條件の下に認可を與へる等適當の處置を講じたり。」

業態別職工貯蓄　同じく右を業態別に見れば左の如し。

	工場數	職工數	貯金額	一人平均
染織工場	一、七〇六	三四一、五七四人	一六、八六三、九七七圓	四九・三七圓
機械器具工場	九三〇	一〇三、〇二三	一七、二一三、一八六	一六七・〇八
化學工場	五七七	七三、七三二	九、九六三、三八二	一三五・一三
飲食物工場	三五〇	一二、九八六	三、一三一、五二六	二四一・一五
雜工場	五七三	一七、〇七〇	一、二三七、三〇八	七二・四八
特別工場	一、一三三	三〇、二三九	九、六三七、一四四	三一八・七〇
計	五、〇六八	五七八、六二四	五八、〇四六、四二三	一〇〇・三二
官營工場	三九五	五九、五二五	五、八三三、一八三	九八・〇〇
總計	五、四六三	六三八、一四九	六三、八七九、六〇六	一〇〇・一〇

2　鑛山勞働者

昭和九年末における鑛夫の貯蓄金及び積立金は千五十七萬八千圓、その貯蓄人員は十二萬四千九百七十二人にして、これを前年に比すれば金額において二百十四萬八千二百十八圓、人員において一萬七百十三人のいづれも增加を示してゐる。

なほ一人當貯蓄金は約八十一圓にして前年に比し約七圓の增加である。いまこれを各監督局別にみれば次の如し。（昭和九年鑛山監督狀況概要」—昭和十年十二月勞働時報による。）

鑛山別鑛夫貯蓄金

	人員	金額	一人平均
札幌	一九、四三九	七一六、六三一・四一割	三六・八六
仙臺	二〇、二五五	一、二九九、八二七・三三	六四・一七
東京	一四、八二四	三、二三三、三一九・七七	二一八・二一
大阪	八、一一〇	九七一、〇一〇・五六	一一九・六四
福岡	六二、三四四	四、三五一、〇一九・七三	六九・七九
計	一三九、九七二	一〇、五七一、八〇八・八〇	八一・三四

第三篇　農業勞働狀態

第一章　農業概況

第一　耕地面積

內地耕地面積（昭和九年末現在）（第十一次農林省統計表）

		前年に比し
總數	六、〇三七、六四五・四町	八、八八一・〇町（〇・一%）增
田	三、三一八、四四〇・三（五四・〇%）	七、一八八・〇（〇・二）減
畑	二、八一九、二〇五・一（四六・〇）	一六、〇六九・〇（〇・六）增

最近十ヶ年間における趨勢をみるに、田は年々規則正しく增加の傾向に在つたが本年は幾分減少を示し、畑は昭和四年迄漸減し以後漸增の傾向にある。

自小作別耕地面積（昭和九年末現在）（第十一次農林省統計表）

		前に比し
自作地	三、一九九、〇一八・一町（五三・〇%）	一三、三三六・〇町（〇・四%）增
小作地	二、八三八、六二七・三（四七・〇）	四、四五五・〇（〇・二）減

最近十ヶ年間の趨勢をみるに、自作地は年々漸增の傾向にあつたが昭和四年著しく減少し以後再び漸增の傾向を示し、小作地は年々減少の傾向にあつたが昭和三年以後漸增の傾向

を示し本年は又再び減少の傾向に轉じた。

之を田畑別にみれば

	自作地	小作地
田	一、五〇五、九六四・四(四七・〇)町	一、七一二、四七五・九(五三・〇)町
畑	一、六九三、〇五三・七(六〇・〇)	一、一二六、一五一・四(四〇・〇)

田は小作地面積稍大なるに反し、趨は自作地面積遙かに大である。

第二　農家

農家戸數（以下特に斷りなきもの以外は昭和九年末現在、第十一次農林省統計表に據る。）

總數　五、六一七、四八六(總戸數の四四・三八)戸　前に比し　四、〇四九(〇・一)減

最近十ケ年間の趨勢をみるに、農家戸數の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にある。

更に農家戸數の總戸數に對する割合を地方別にみれば、沖繩の七七%最も高く、東山區の六五%之に次ぎ、近畿區の二九%が最も低い。

農家戸數を專業、兼業別にみれば

		前年に比し
專業	四、一四四、三一八(七三・七七)戸	一九、一六六(〇・五)戸増
兼業	一、四七三、二六八(二六・二三)	三、三五(一・五)減

最近十ケ年間における趨勢は、大體において專業農家は漸増し兼業農家は漸減の傾向にある。

農家戸數を自小作別にみれば、

自作農	一、七四〇、三一九(三〇・九八)戸
小作農	一、五〇八、三一九(二六・八五)
自作兼小作農	二、三六八、九四八(四三・一七)

最近十ケ年間の趨勢をみるに、自作農及自作兼小作農においては本年は幾分減少したが大體漸増の傾向に在り、小作農は昭和四年迄漸減し以後漸増の傾向を示してゐる。

耕作耕地配分狀態

五段未滿	一、九一八、五〇七(三四・二)戸
五段以上一町未滿	一、九三一、四三〇(三四・二)
一町以上二町未滿	一、二五〇、八一八(二二・三)
二町以上三町未滿	三二一、〇八八(五・七)
三町以上五町未滿	一二九、二〇九(二・三)
五町以上	七六、四四四(一・三)
計	五、六一七、四八六(一〇〇・〇)

經營全體の九割に當る部分が二町未滿の土地を耕作してをり、更にその中の四分の三以上すなはち六九%が一町に足りぬ土地を耕作してゐる。かくて本邦農業經營の零細性は最早充分明らかであらう。(特殊の事情を有する北海道を除けば、この經營の零細性は更に一層强化されることは注意すべきで

ある。）

而かも最近十ケ年間における趨勢をみるに、大體はおいて二町未滿のものは漸增の傾向あるに反し二町以上のものは年々減少の傾向を示してをり、また二町未滿のうちでも一町未滿以下のものは減少して一町以上二町未滿のものゝみが增加してゐることは注目すべき現象であらう。

更に之を地方的にみれば、耕作規模三町以上のものは東北區一般及び關東區の茨城、栃木、北陸區の新潟等の東北地方に大であるが、これに反し一町以下の零細耕作農家戸數は近畿、中國區に大である。

所有耕地配分狀態

總數　五、〇九六、一九五戸　前年に比し　二三、七四一（〇・五）%減

之を所有耕地廣狹別にみれば、

五段未滿	二、五一九、三三二戸	（四九・五）%
五段以上一町未滿	一、二八九、四四九	（二五・三）
一町以上三町未滿	九〇〇・六七七	（一七・六）
三町以上五町未滿	二三三、九七七	（四・四）
五町以上十町未滿	一一二、六八一	（二・二）
十町以上五十町未滿	四六・五四二	（〇・九）
五十町以上	三、五四七	（〇・一）
計	五、〇九六、一九五	（一〇〇・〇）

耕地所有者戸數中ほゝ半ばに達するものは各自所有耕地五段未滿の土地所有者に屬し、次の五段以上一町未滿の耕地所有者戸數は約二割五分であつて、これと前者とを合計すれば實に七割五分に近い。之に反して所有耕地五十町歩以上の、「大地主」の比率は僅かに一分であり、これに十町以上五十町未滿の耕地所有者の比率九分を加へて漸く一割となるにすぎない。かくて本邦農家中の壓倒的多數が極端なる零細的耕地所有者なることは明かであらう。而してこの零細的土地所有こそ上述の零細的經營に照應するものに外ならない。（なほこゝでも北海道を除けば零細的土地所有の傾向が强化されるとこは注意すべきである。）

而して最近十ケ年間における趨勢をみるに、所有者總數は昭和七年迄は漸增の傾向にあつたが、以後遞減の傾向に轉じた。尙所有耕地の廣狹別においては三町未滿のもの漸增の傾向あるに反し、三町以上のものは大體において漸減の傾向を示してゐる。

之を地方別にみれば、總數においては鹿兒島の一九七、三二七戸首位を占め、新潟の一八五、四三四戸之に次ぎ、其の他長野、兵庫、愛知、北海道、廣島、岡山、靜岡の順位である。

更に五段未滿の零細耕地所有者においては兵庫の一〇六、五五二戸最高にあり、廣島、新潟、鹿兒島、靜岡、岡山、愛

知の諸地方之に次ぎ、五十町以上の大地主においては北海道の一、〇四戸は之を便宜上除外すれば、新潟の二二一戸最高にして、其の他秋田、宮城、茨城、山形の順位である。

更に右の耕地所有者總戸數のうち、耕作に從事せざる耕地所有者戸數、すなはち所謂「不耕地主」は九八七、〇二八戸にして、所有者總戸數の一割九分三厘に當る。之を前年に比すれば一一、二二八戸（一分一厘）の減少を示してゐる。

所有と經營の分離

本邦農業は右の如き零細土地所有と零細經營の上に立つものであるが、既に經營のみの小作農と所有のみの「不耕地主」とが之を示すやうに、所有は經營から分離してゐるのである。すなはち生產條件としての土地は土地所有者から分離してゐるのである。だが、この分離過程は一方において、統計面上では一見未だ所有と經營とが合體してゐるかの如き自作農においても進行しつゝあるものゝ如くである。すなはち、彼等は自己の資金が不足した場合には土地を擔保とする信用に賴らなければならないのであるが、この場合土地を抵當に入れた瞬間より彼等はこの土地の所有からは分離されてをり、彼等に殘されたものは生產條件としての土地の使用のみである。而してこの抵當による借金（貸付金額）が增大してゆくことは、とりも直さず土地が農民から分離しつゝあることを示すものに外ならないであらう。

土地を擔保とする負債

	貸付金額 千圓	同上指數		貸付金額 千圓	同上指數
明治三三年（五ケ年平均）	二〇一、七一六	一〇〇	同　三年	一、三五六、二四二	六七二
同　三七年	三六九、七四六	一八三	同　四年	一、二〇〇、四〇八	五九五
大正　元年	三四四、〇六八	一七一	同　五年	九五三、二七三	四七三
同　五年	九〇六、五二六	四四九	同　六年	八四一、六七五	四一七
同　十年	一、二二四、一三六	六〇二	同　七年	七〇〇、八六〇	三四七
昭和　元年	一、二三〇、〇二四	六〇四	同　八年	五七五、七四〇	二八五
同　二年					

〔備考〕―本邦農業要覽（昭和十一年版）に據る

これによれば昭和四年以降は漸減の傾向にあり一見右の分離過程の停止を意味するものの如くである。だが、貸付金額の減少は農民の窮乏による信用喪失のために土地抵當が手控へられたことによるものと考へられる。もし然りとせば農民はその借金能力において益々貧弱になつたのであるから、土地抵當に際しても期間内に貸付金または利子の支拂が出來ず從つて抵當施設への土地所有の移動は增大せざるを得ないのである。而して事實抵當施設の土地所有增大の過程は進行してゐるのである。（長野縣農會の調査によれば、抵當施設の一である銀行の所有土地面積は昭和九年において、昭和五年の二倍半以上の達してゐる。詳細は昨年度本年鑑參照）このことは、土地を擔保とする負債金額の減少にも拘はらず、事實において生產條件としての土地の土地所有者からの分離過程

の進行を示すものと云ふべきであらう。そして發展は今やこの方向に向つて進みつゝあるものゝ如くである。

農業用機械の利用

上述の如き本邦農業の過少農制は農業の機械化に對して一大障壁を築いてをり、從つて機械力の利用は一般に極めて尠き狀態である。しかしこの事實は機械の利用は農業においても亦急激に增大し、農業に對して强大な變革的影響を及ぼしつゝあることを決して否定するものではない。即ち農業用動力機は次の如く增加してゐるのである。

	電動機	石油發動機	合計
大九年	六八三臺	一、七八五臺	二、四六八臺
同十二年	二、〇三三	九、二六五	一一、二九八
昭和二年	一、六〇三	三九、四〇六	五一、〇〇九
同六年	二八、三〇六	六三、四五九	九一、七六五
同八年	三七、八六一	八〇、四九一	一一八、三五二

しかしながら、動力機一臺當の平均馬力數は二・六九馬力にすぎず、以つてこの動力機に連絡する各種作業機の規模の小なるを窺知しうる。即ち、籾摺機、脫穀機、精米機等の小規模なる米麥調整加工用機等がその主なるものであり、農業生産の中樞をなす耕耘用機などは極めて僅かである。次表をみよ。

	昭和二年	同六年	同八年
米麥調整加工用機			
脫穀機	二九、八一〇臺	五五、九五四臺	六七、二五九臺
籾摺機	三九、〇九一	七六、七四四	九四、四八二
麥摺機	—	一一、八九三	一三、二七二
精米機	二五、一五三	三五、九七〇	四一、三七五
精麥用機	—	九、八一二	一一、八六八
製粉機	三、二六四	五、八五五	七、三三九
製麵機	—	七四四	一、〇九一
藁加工用機	—	二七、四五〇	二〇、四〇七
耕耘用機	一九	四四三	一三三
園藝用機	—	一、〇一四	五三三
肥料用機	—	五、七九五	六、八四〇
揚排水用機	一七、四一三	二六、九四〇	三一、八五八
穀物火力乾燥機	一八	一、〇六九	一、三一四

右の如く農業用動力作業機の規模は極めて小であるが、その利用は年と共に增加する傾向にある。このことは農業用電力についても亦みられるところである。即ち左の如し。

	キロワット
昭和元年	四三、三六
同六年	八四、八三四
同九年	九七、七一〇

〔備考〕—本邦農業要覽による。

要するに、農業用機械はその規模においては未だ小なるも

のとは云へ、兎も角も農業において機械が使用されてをり、また電力も利用され、しかもそれはいづれも急激に増加しつゝあるのである。而して機械の利用は經營規模の大小によつて自ら差異あることは云ふまでもなく、從つて機械利用の激増が農村における階級分化の進行にとつて有力なる拍車となることも亦疑ひなきところである。けだし、機械の使用はそれに與かる經營を一層有利なるものとし、それに與かりえない經營を一層不利なるものとしてその間の開きを大きくするものであるから。そして發展は正にこの方向に進みつゝあるものゝ如くである。

肥料の消費

こゝで直接問題になるのは販賣肥料（金肥）の消費額である。販賣肥料はそれが生産手段の購入であるといふことから、して農村階級の分化を刺戟するものであることは疑ふべくもないが、その作用はこれを農業用機械のそれと比較すれば至つて微々たるものであることも云ふまでもないことである。だがそれにしても販賣肥料の消費額が左の如く明治末年に比して約五倍半も増加してゐることは農業生産の商品化從つて農村階級分化の進行を物語るものであらう。

	消費額 千圓	指數		消費額 千圓	指數
自明治三六年	三九、四四〇	一〇〇	自大正十一年	二八九、五二八	七三四
至同 四十年			至昭和元 年		
自明治四一年	六九、八四〇	一七三	自昭和二年	二六六、一四九	六七五
至大正 元年			至同 六 年		
自大正 元年	一〇六、九二〇	二七一	自昭和七年	三二五、八一三	五四七
至同 五年			至同 九 年		
自大正 六年	二六〇、九〇三	六六三			
至同 十年					

〔備考〕—肥料要覽による。數字は各五ヶ年平均のもの、但し自昭和七年至同九年は三ヶ年平均。

更に販賣肥料特にその大部分を占める化學肥料の購入については、それが獨占價格に立つものである以上、こゝに資本による農村收奪の最も公式的な途の一つが開けてゐることを注意すべきである。すなはちこの領域こそ、資本がその最も發達した高度形態を擁して農村に臨むところであつて、生産力の高い最新の技術とカルテル組織とによつて獨占利潤を吸收する舞臺なのである。

第三　農作狀況

米　昭和十年に於ける米作は段別、收穫高及び價額次の如し。（「昭和十年米統計表」及び「農務時報」第八十九號所載昭和「十年米收穫高調」による。）

作付段別	三、二〇四、一七八・九 町	前年に比し	三、三六八・三 町（〇・九%）増
收穫高	五七、四五六、九七六 石	前五ヶ年平均收穫高に比し	五、六一五、七九四（一〇・八）増
			三、五七三、六一三（五・九）減

價額	一、六二一、四三二、九三三圓	三六、八一〇、〇〇四圓	（一四・一）増		

蓋し本年の稲作は苗の生育概ね良好に進み移植後七月中旬に於て降雨低溫持續したる爲生育遲延したるものもあつたが、同月下旬に至り高溫多照となり生育の回復を見た。其後八月中九州、四國地方等は氣溫日照順調に經過したが、東北、關東地方等は概して低溫寡照となり更に九月に入り一般に曇雨天勝ちであつた爲開花結實に影響を受けたるものあり、又九州、四國、關西及東北の一部地方に於て風水害を蒙りたるものあり、九月二十日現在に於ける第一回豫想は六〇、五六四、六三〇石となつた。然るに其の後も概して氣溫低く天候順調を缺き遂に發熟著しく阻害せられ且諸地方に病虫害を蒙りたるものありしと九月下旬及十月十旬に於ける風水害とに因り十月末日現在に於ける第二回豫想は第一回豫想に比し三、五〇四、九〇〇石（五分八厘）を減少したが、其の後天候も概して順調に經過し實收穫に於ては第二回豫想に比し三九七、二四六石（七厘）の増加を示すに至つた。

尙參考の爲最近五ケ年間に於ける作付段別及收穫高を揭ぐれば左の如し。

	（作付段別）	（收穫高）	（價額）
昭和九年	三、二三九、三二一・六町	六六、八七五、五三五石	一、一二七、九五一、五四八圓
同　六年	三、二四八、七一九・五	五五、二一五、二六三	九一三、一八一、五六七
同　七年	三、二五七、〇〇九・四	六〇、三九〇、〇九八	一、二三五、〇二三、九九七
同　八年	三、一七一、二〇三・三	七〇、八二九、一一七	一、四三三、五九〇、四一九
同　九年	三、一七二、八一〇・六	五一、八四〇、一八二	一、三八四・六二一、九二八
自昭和五年至九年五ケ年平均	三、二八、三二三・九	六一、〇三〇、〇三九	
同　十年	三、二〇四、一六八・九	五七、四五六、九七六	一、六二一、四三一、九三三

次に地方別に作付段別をみれば、その最大なるは北海道の十九萬三千町歩にして之に次ぐは新潟の十七萬九千町歩、茨城の十二萬八千町歩、千葉の十一萬三千町歩、秋田、福岡の各十萬六千町歩、福島、兵庫の各十萬一千町歩等なり。其の最少なるは沖繩の八千町歩にして東京の一萬三千町歩、山梨の一萬八千町歩等之に次ぐ。

又收穫高の分布狀況をみるに、新潟の三百七十九萬石、福岡の二百二十七萬石、兵庫の二百十五萬石、山形の二百十一萬石、愛知の二百九萬石、千葉の二百六萬石にして他は何れも二百萬石未滿なり。而して沖繩の十二萬石、東京の二十一萬石、山梨の三十六萬石、德島の四十八萬石、神奈川の四十九萬石を除きては五十萬石を降る道府縣なし。

昭和十年における米一段歩收穫高は全國平均一・七九三石であるが、明治十五年以後の右收穫高の變遷の輪廓次の如し。

	（指數）		（指數）
明治十五年	一、一九〇石	同　十一年	一、九三三石
同　二十五	一、五〇一	昭和七年	一、八五四

同　三十五　一、二九七　一〇九　同　十年　一、七九三　一五一
大正　三年　一、六七二　一四一

尚昭和十年における米作農家戸數は四、六七五、三五四戸にして前年に比し一、二七一戸（〇・〇三%）の増加を示した。而して一米作農家當の全國平均米作付段別は六段九畝にして前年に比し一畝（一・五%）の増加である。之を地方別にみれば北海道の二町二段四畝最も多く秋田、富山、宮城、山形は各一町以上を示してゐる。又一米作農家當の全國平均米收穫高は一二石三斗にして前年に比し一石二斗（一〇・八%）の増加である。

麥　昭和十年における麥作付段別及び收穫高次の如し。（昭和十年、「麥統計表」による。）

（作付段別）

大麥	三四一、九四八・四 町	三、〇二〇・五（六・一）%	減
稞麥	四三九、七一三・七	二〇、三四八・四（四・四）	減
小麥	六六三・八一四・〇	一一〇、五五四・九（二〇・〇）	増

（收穫高）

大麥	七、二八七、九九八 石	一三六、六九八（一・九）%	増
稞麥	六、六三三、七六九	四八九、七八三（八・）%	増
小麥	九、六六〇、三八六	二、三六二、〇三四（三・四）	増

大麥を地方別にみれば作付段別においては茨城の三三、七〇八・五町首位を占め埼玉、千葉、栃木、靜岡、岩手の諸地方順次之に次ぎ、收穫高に於ては茨城の八六五、三四七石首位を占め埼玉、栃木、千葉、宮城の諸地方順次之に次ぐ。

一段歩收穫高は二・一三一石にして之を地方別にみれば埼玉の三・〇四五石を最高とし、宮城、茨城、群馬、長野の諸地方之に次ぎ沖縄の〇・六二三石を最低とす。

稞麥を地方別にみれば作付段別おいては熊本の四八、二四二・二町首位を占め愛媛、長崎、鹿兒島、廣島、大分、兵庫の諸地方之に次ぎ、收穫高においては熊本の六四〇、七〇一石を最高とし埼玉香川、群馬、宮城、德島の諸地方之に次ぐ。

一段歩收穫高は一・五〇六石にして之を地方別にみれば長野の二・三二〇石を最高とし埼玉、香川、群馬、宮城、德島諸地方之に次ぎ沖縄の〇・五〇六石を最低とす。

小麥を地方別にみれば作付段別においては茨城の四八、二五・九町首位を占め福岡、栃木、熊本、群馬、鹿兒島等之に次ぎ、收穫高においては茨城の七五八、四六九石首位を占め福岡、埼玉、群馬、岡山、栃木の諸地方之に次ぐ。

一段歩收穫高は一・四五五石にして之を地方別にみれば香川の二・〇四三石を最高とし埼玉、和歌山、廣島、宮城、德島の諸地方之に次ぎ沖縄の〇・五三〇石を最低とす。

食用農産物　昭和九年に於ける食用農産物次の如し。（以下「第十一次農林省統計表」による。）

總作付段別	一、一五一、〇五一・九 町	三四、一四八・一（三・一）%	前年に比し増

總　價　額　一五〇、六〇九、五六一圓　三、五五三、二四八圓（一三・〇）減

之を種類別にみるに、作付段別の最も大なるものは大豆の三十四萬町にして甘藷の二十七萬町、馬鈴薯の十四萬町、小豆の十二萬町、蕎麥の十萬町、之に次ぎ價額の最も大なるは甘藷の六四、九九六、九六七圓にして總價額の四割三分を占め、之に次ぐは大豆の二九、一八五、一〇一圓、馬鈴薯の二六、二五七、二三三圓、小豆の一〇、三九一、九二〇圓にして他は何れも一千圓以下なり。

最近十ケ年間に於ける趨勢をみるに、作付段別に於ては逐年減少の傾向を示せるも昭和五年より漸增の傾向に轉じ價額に於ては大體に於て漸減の傾向を示せり。

次に之を地方別にみるに、總作付段別においては北海道の二七五、五二九・七町最も大にして全國の二割四分を占め、鹿兒島の八萬四千町、岩手の五萬八千町、熊本の五萬三千町之に次き他は五萬町に達するものなく、總價額に於ては之れ亦北海道の二二、八六八・四九五圓最も多く、沖繩の一〇、五四九、五四一圓、鹿兒島の九、六九七、八八五圓、長崎の七、〇二六、七六八圓、千葉の六、八七二、〇七一圓、熊本の六、二一七、三八〇圓、茨城の五五、四一、一三八圓、埼玉の五、〇一四、三五三圓順次に之に次ぎ他は何れも五百萬圓以下なり。

尙之を種類別にみれば、大豆に於ては北海道の五、三五三、九七三圓首位を占め、茨城、岩手、鹿兒島、長野の諸地方之に次ぎ、甘藷に於ては沖繩の九、九六八、六八〇圓最高にして鹿兒島の五、八六二、三三二圓、千葉、長崎、靜岡順次に之に次ぎ、馬鈴薯に於ては北海道の八、七八一、三五九圓首位を占め埼玉、福岡、福島、青森の諸地方之に次ぎ、小豆、黍、玉蜀黍に於ても北海道首位を占む。

果實　昭和九年に於ける果實は左の如し。

總　價　額　六九、六四四、一四六圓　前年に比し　四、六四七、五七一圓（六・三%）減

最近十ケ年間に於ける趨勢をみるに、昭和三年を最高として昭和六年迄漸減し爾後大體に於て漸增の傾向に在りたるも本年は再び減少を示せり。

之を種類別にみれば、

密柑	一三、三三〇、三四六圓	（二六・二%）
生柿	一〇、八二六、九九一	（一五・五）
日本梨	九、三二二、五九七	（一三・四）
苹果	八、五二五、二〇七	（一二・二）
葡萄	五、二二一、三〇七	（九・五）

の順序にして其の他梅の四、四四五、二三六圓、桃の三、五五九四八三圓等なり。

之を地方別にみれば綿價額に於ては靜岡の七、三四八、三六九圓最も多く青森の六、九六六、一〇九圓、和歌山の四、三七二、八四六圓、愛媛の三、四八八、六八〇圓、廣島の三、一三七、一六四圓順次之に次ぐ。

尙之を種類別にみれば、密柑に於ては靜岡の四、七四二、六五七圓首位を占め、和歌山、愛媛、神奈川、廣島の諸地方の順序に

して、生梨に於ては岐阜の五六三、〇七二圓首位を占め、福島、廣島、岡山、福岡、奈良の諸地方之に次ぎ、日本梨に於ては靜岡の一、二四八、九二八圓首位を占め、新潟、鳥取、福岡、岡山、福島の諸地方の順序なり。苹果に於ては青森の六、六一六、八三二圓首位を占め、北海道、長野之に次ぎ他は產額僅少なり。葡萄に於ては山梨の九〇九、六八八圓最高にして之に次ぐは大阪、岡山、福岡、廣島、新潟　諸地方の順序なり。

蔬菜及花卉　昭和九年における蔬菜及花卉は次の如し。

		前年に比し
總作付段別	五九六、九七二・二町	四、九八二・八町（〇・八%）增
總價額	一九九、三三四、五八八圓	一九七、一七一圓（〇・一）增

最近十ケ年間に於ける趨勢をみるに、總作付段別に於ては大正十二年より漸減の傾向を辿りしが、昭和二年より遞增の傾向に轉ぜり。總價額に於ては年々減少の傾向にありしが昭和七年より漸增を示せり。

而して之を種類別にみれば、作付段別に於ては生大根の十萬五千餘町を最高とし、菜豆の八萬三千餘町、豌豆の五萬七千餘町、里芋の五萬二千餘町、漬菜の四萬五千餘町、蠶豆の三萬九千餘町順次之に次ぎ、價額に於ても亦生大根首位を占め、三四、九五二、六七六圓を示し、里芋の二三、六六三、四一七圓之に次ぎ、西瓜、漬菜、茄　豌豆は何れも一千萬圓を超へ最も少なきは切干大根の一、三四三、九七九圓なり。

次に生產價額を地方別にみるに、北海道の二二、九一七、六五一圓首位を占め、東京の八、九七八、六四〇圓、愛知の七、八九四、四六六圓、千葉の七、八四五、四九九圓之に次ぎ、沖繩の九七一、二二八圓最も少し。又種類別に於ては生大根は愛知の一、七七二、一五九圓最も多く、北海道、靜岡、新潟、東京、兵庫の諸地方之に次ぎ、菜豆は北海道の五、六一三、九一〇圓首位を占め、東京、長野、埼玉、山梨、茨城の諸地方之に次ぎ、豌豆は北海道の八、三八〇、五七九圓首位を占め、大阪、京都、愛知、高知之に次ぎ、里芋は千葉の一、三五七、六四三圓首位に在り、之に次ぐは栃木、愛知、埼玉の諸地方にして、蠶豆は大阪第一位を占む。

工藝農產物　昭和九年に於ける工藝農產物は左の如し。

		前年に比し
總作付段別	二六八、二五三・一町	一七、九六四・八町（七・二%）增
總價額	一〇三、四三六、〇九六圓	六、〇九一、四一九圓（六・三）增

而して之を種類別にみれば、作付段別に於ては菜種の九萬一千餘町を最高とし、葉煙草の三萬四千餘町、甘蔗の二萬二千餘町、薄荷の二萬餘町、除蟲菊の二萬餘町、亞麻の一萬三千餘町、楮、三椏の各一萬二千餘町順次之に次ぎ、他に一萬町に達するものなし。

價額に於ては葉煙草の三九、六八六、二六三圓最高にして總價額の約四割を占め、之に次ぐは菜種の一[illegible]、五七三、五〇六圓、除蟲菊の一〇、五七四、一九五圓、甘蔗の九、一四五、八五九圓藺の八、四六三、一四三圓、蒟蒻芋の五、〇九七、五四五圓にして、他は何れも五百萬圓以下なり。

今主要なるものに付最近十ケ年間に於ける收穫高の趨勢をみるに、蒟蒻芋は增減常なき狀態なりしも昭和六年以後漸增の傾向を示し、葉煙草、甘蔗、薄荷、除蟲菊及示し、菜種は漸增の傾向を示せり。

藺は共に增減なし。

之を地方別にみるに、總作付段別に於ては北海道の五萬三千餘町首位を占め、福岡、鹿兒島、沖繩、高知、岡山の諸地方之に次ぎ、總價額に於ては北海道の一〇、四一〇、四五九圓最も多く、鹿兒島、岡山、沖繩、廣島、栃木の諸地方之に次ぐ。

尙主要なるものに付地方別收穫高をみるに葉煙草に於ては栃木の二、七七〇、四五九貫最も多く之に次ぐは鹿兒島、福島、茨城、德島の諸地方なり。甘蔗にありては沖繩の一、二九八、一七六、四八一斤首位を占め、之に次ぐは鹿兒島、香川、熊本、東京の諸地方なり。藺は岡山の九、八六三、八七五貫首位を占め、廣島、福岡を合すれば總數の八割を占め、菜種にありては、福岡の二、三八、四〇二石最も多く愛知、鹿兒島、三重、北海道、滋賀、佐賀の諸地方之に次ぐ。薄荷は北海道の八、四六二、八〇一貫最も多く總數の八割七分强を占め、除蟲菊は北海道の七八四、一九一貫麻首位を占め廣島、愛媛、和歌山、香川、岡山順次之に次ぎ、亞麻は殆んど北海道の生產に係る。

製茶 昭和九年における製茶は次の如し。

		前年に比し	
製造戶數	一、一三七、五八四戶	一、一五八戶	(〇・一%) 增
數量	二、七八七、八二九貫	一九一、三五三貫	(一・六) 增

價額 三、八五八、八二三圓 一、六四九、五四四圓 (七・二) 增

最近十ケ年間における趨勢をみるに製造戶數、數量共に昭和六年迄增減常なく、以後漸增を示せり。

次に之を地方別にみるに製造戶數においては鹿兒島の一一六、四一〇戶首位を占め、之に次ぐは廣島、熊本、宮崎、大分、岐阜の順序にして靜岡は二九、三五八戶にして、第十八位にあるに反し、數量においては六、六一八、二三八貫を產して首位を占め、之に次ぐは三重、京都、鹿兒島、奈良、埼玉の諸地方なり。

養蠶 昭和十年における養蠶戶數、蠶種掃立數量及び繭產額次の如し。(以下昭和十年「繭統計表」による。)

		前年に比し	
實總戶數	一、八九四、六四七戶	一〇〇、八四五戶	(五・〇 減)
之を春蠶、夏秋蠶別にみれば、			
春蠶	一、七四九、九八八戶	二六、五六四戶	(六・〇) 減
夏秋蠶	一、七六九、七七七戶(內春蠶をも飼育したるもの一、六三五、二八戶)	四一、〇一〇戶	(二・〇) 減

而して最近十ケ年間に於ける趨勢をみるに大體において漸增の傾向にありしも昭和五年より漸減の傾向に轉じ昭和八年は幾分增加を示せるも爾後再び減少を示せり。

蠶種掃立數量 昭和十年における蠶種掃立數量は

		前年	比し	
總數	一五一、一三一、三七一グラム	九、六九七、九六二グラム	(六・〇%)	減

之を春蠶、夏秋蠶別にみれば

春蠶	六九、三八九、二〇三グラム	八、〇七三、八六七グラム（一〇・四%）	減
夏秋蠶	八一、七四二、一六八	一、六二四、〇九五（一・九）	減

最近十ケ年間の趨勢をみるに昭和四年迄は概して漸増の傾向を示し昭和五年以降漸減の傾向に轉じ昭和八年は増加を見たるも爾後再び減少を示せり。

繭産額　昭和十年における繭産額は

總數	八二、〇六六、〇五三貫	五、〇七三、七四三貫（五・八%）	減
	三五〇、八六〇、四二八圓	一四六、九八九、一三八圓（七二・一）	増

之を春蠶、夏秋蠶別にみれば

春蠶	四四、一七五、五二六貫	四、二二四、九三九貫（八・七%）	減
	一六一、九五二、二一八圓	四四、六二一、八四〇圓（三二・〇）	増
夏秋蠶	三七、八九〇、五二七貫	八五八、八〇四貫（二・二）	減
	一八八、九〇八、二一〇圓	一〇二、三七七、二九八圓（一八・三）	増

尚最近十ケ年間における繭産額の趨勢をみるに大正十四年以來漸増の傾向を辿りしも昭和六年よりは漸減の傾向に轉じ昭和八年は増加を示せるも本年は桑園の整理に依り、段別の減少昨年の風水害又は旱害に基く桑葉量の減收を見越し一般に掃立を手控へたるに因り掃立以來一部地方を除き氣候概して適順にして蠶作一般に良好なるを得たるに拘らず收繭高は上記の如く前年に比し五分八厘の減少を示せり。

又之を地方別にみれば長野の八百八十餘萬貫首位にあり之に次ぐは愛知、群馬、埼玉、山梨、茨城、岐阜、三重、福島にして何れも三百萬貫以上を産し上記の諸縣において既に總收量の約五割一分を占む。

第四　田畑賣買價格

昭和十年三月現在に於ける田畑賣買價格に關し日本勸業銀行調査課の發表にかゝる「昭和十年度田畑賣買價格及小作料調」より摘錄すれば次の如し。

（イ）概要　田畑の賣買價格は昭和元年以來昭和七年に至る迄落調を持續したるが、八年には保合の情勢を示し其の後各品等共に騰勢に轉じたり。即ち之を普通品等のものに就きて觀察するに、本年度の田は四百十五圓にして前年度に比較し十七圓（四分三厘）を、畑は二百四十七圓にして七圓（二分九厘）を夫々騰貴したり。

全國平均賣買價格（反當）

		昭和十年	昭和九年	騰落比較 實數	騰落比較 割合
田	上の中	五四〇圓	五二四圓	一六圓	三・一分
	普通	四一五	三九八	一七	四・三
	下の中	二七九	二六五	一四	五・三
畑	上の中	三五四	三四四	一〇	二・九
	普通	二四七	二四〇	七	二・九
	下の中	一四九	一四四	五	三・五

斯くの如く本年度に於ける田畑の賣買價格が昂騰を演じたるは主として米穀統制法の實施に因り、米穀の最低價格が保證せられて米作經營が有利となりたるに加へ、近年稀なる米價高を見たること、低金利の普遍化に伴ひ田畑に對する需要が旺盛となりたること等に因るべしと雖、農村經濟の更生に關する諸施設の進行に連れて徐々に其の效果が現はれたること、一般財界好況の影響を享けて副業其の他の收入增加し、農家經濟に幾分の潤を見せたること等も亦看過すべからざるものなるべし。

(ロ) 地方別狀況 一般に耕地價格の高低は人口の密度、土地生産力の大小、産業發達の程度、耕地の位置並に廣狹等に支配せられ、又其の價格の騰落は、一面に於て米、繭等の如き主要農産物價格の變動と農家購買力の增減に密接なる關係を有すると共に、他面に於ては地方金融の情勢、小作爭議の消長及農業政策の動向等に左右せられるものなれば、其の高低騰落の如きも各地方に依り著しき逕庭あるは當然のことゝ謂ふべし。今其の狀況を觀るに本年度に於ける普通田の賣買價格は例年の如く近畿區最も高く五百六十二圓を示し、四國、東海、中國、東山、九州、北陸の諸區順次之に次ぎ孰れも全國平均價格たる四百十五圓以上にあり。其の他の諸區にありては總て平均價格以下にして、最も低きを北海道の八十七圓とし、沖繩の百十一圓之に次げり。又普通畑にありては、東海區の三百六十九圓最も高く、近畿區の三百二十三圓之に次ぎ、東山、關東及四國等の諸區も亦稍高値にあれども、其の他の地方は孰れも全國平均價格たる二百四十七圓以下にして、北海道の如きは四十五圓に過ぎず。

而して本年度の田畑賣買價格を前年度と比較するに、田に於ては北海道が一分餘の下落を爲したるに過ぎずして、其の他の地方は悉く騰貴し、就中沖繩は一割一分、北陸區は八分餘、四國區及中國區は六分を夫々昂騰したり。又畑に於ても東山區が一分の下落を爲したる以外、全國一齊に騰勢を示現し、殊に北陸區及沖繩は孰れも一割一分餘の暴騰を演じたり。

(ハ) 累年狀況 次に大正二年以降に於ける田畑賣買價格の推移を示せば左表の如し。

	普通田 賣買價格	普通田 同上指數	普通畑 賣買價格	普通畑 同上指數
	圓		圓	
大正二年	三〇二	一〇九	一六三	一一〇
同三年	二七七	一〇〇	一四八	一〇〇
同四年	二五四	九二	一三八	九三
同五年	二七一	九八	一五〇	一〇一
同六年	三一九	一一五	一八〇	一二二
同七年	四三三	一五六	二四七	一六七
同八年	七〇六	二五五	四二一	二八四
同九年	五九四	二一四	三二九	二二二
同十年	五九五	二一五	三四七	二三四
同十一年	六二〇	二二四	三六四	二四六
同十二年	五八三	二一〇	三四三	二三二
同十三年	五六九	二〇五	三四一	二三〇
同十四年	五六〇	二〇二	三三八	二二八

昭和元年	五七一	二〇六	三五〇	二三六
同　二年	五四六	一九七	三三三	二三五
同　三年	五三八	一九四	三三〇	二三三
同　四年	五二三	一八九	三二〇	二一六
同　五年	四九〇	一七七	三〇一	二〇三
同　六年	四一一	一四八	二五三	一七一
同　七年	三八六	一三九	二三四	一五八
同　八年	三八七	一四〇	二三四	一五八
同　九年	三九八	一四四	二四〇	一六二
同　十年	四一五	一五〇	二四七	一六七

〔備考〕―本表の指數は大正三年の價格を一〇〇とす。

右表に依れば、田畑の賣買價格ば、大正四年以降歐洲大戰に因る稀有の好景氣に惠まれて、農產物價格が暴騰を演じ、土地投資が旺盛を極めたること等に基き逐年奔騰の趨勢を辿り、途に大正八年に至りて普通品等の田畑は夫々七百六圓及四百二十一圓に達し洵に未曾有の高値を示現したり。然れ共翌年歐洲大戰の終熄するに至るや一般財界は忽ちにして恐慌に襲はれ、農村も亦其の影響を蒙りて田畑の價格は各百圓方の轉落を演じたり。爾來其の價格に年に依り多少の恢復を爲せることありしも、農產物價格の低落、金融の梗塞、小作爭議の頻發及農家負擔の重荷等に因り概して漸落の傾向を示したり。殊に昭和五年以後に於ける世界的不況と米、繭を始め一般農產物價格の激落とは田畑價格の落勢に拍車を加へ昭和七年に至り遂に田は三百八十六圓、畑は二百三十四圓の安値となれり。乍併最近に於ては米價の强調、一般事業界の活況、低金利の地方浸潤及農業政策の實施等に因り農村の景氣も亦多少好轉したる爲、田畑の價格は其の落調を停止したるのみならず反騰の氣配を見せ、本年度に至りては明かに昂騰の趨勢を示したり。

第二章　小作狀態

小作料

小作料の種類及科率　（以下、農務時報、第七十六號所載「日本農業の概要」による）田小作料は內地全體を通じて殆んど米を以て小作料として居るが、稀に粉又は麥を以て小作料となすものあり、尙特例としては全國を通じ金錢を以て小作料となすものあり、畑に於ては其の地方の耕地（田畑）の多少、栽培作物の如何に依つて異つて居るけれ共、內地全體を通じて米を以て小作料となすもの最も多く、麥、大豆、金錢等之に次ざ、尙之等二種類以上を以て小作料となすものも少くない。而して田、畑共に近時金錢を以て之を支拂ふものが增加の傾向にある。

田畑小作料

田小作料（反當）

耕地の種類　小作料の種類　實納小作料の收穫高に對する割合

	普通	高	低
一毛作 米	五割〇	五割三	四割六九
二毛作 米	五・五〇	五・七四	五・二九

畑小作料（反當）

小作料の種類	實納小作料見積金額の收穫高見積金額に對する割合。
米	四割〇〇
大豆	三・五〇
稞麥	二・六〇

田畑小作料額　（以下、日本勸業銀行調査課の發表にかゝる「昭和十年度田畑賣買價格及小作料調」より摘錄。但し昭和十年三月現在のもの。）

（イ）概要　昭和十年度に於ける田畑の實收小作料を前年度と比較するに、各品等を通じて田の小作料は些少乍ら下落し、畑の小作料は昂騰を演じたり。今之を普通田及普通畑の全國平均小作料に就いて觀察するに、田は二升（一分九厘）を下落し、畑は一圓四十七錢（一割三分一厘）を騰貴したり。

	全國平均實收小作料（反當）			騰落比較		
	昭和十年	昭和九年	實收	割合		
田 上の中	一・二六石	一・二七石	△〇・〇一石	△〇・八分		
田 景通	一・〇二	一・〇四	△〇・〇二	△一・九		
田 下の中	〇・七四	〇・七六	△〇・〇二	△二・六		
畑 上の中	一七・六三	一五・六〇	二・〇三	一三・〇		
畑 景通	一二・六七	一二・二〇	一・四七	一二・一		
畑 下の中	八・〇三	七・〇九	〇・九四	一三・三		

〔備考〕―田小作料は玄米を以て表はし畑小作料中玄米雜穀等のものは之を金納に換算せり。以下の諸表に於ても亦同じ。

右の如く田の小作料が下落したるは、昨年度の氣候不順なりしに加へ災害各地に相踵いで起りたる爲、米穀が稀有の凶作に終りたる事に基因し、又畑の小作料が昂騰したるは、本調査に於て價格の騰貴したる玄米雜穀等の物納小作料を金納に換算したる爲と近時畑地の使用價値が增大したることに基づくものと思料せらる。

（ロ）地方別狀況　田畑の小作料は其の價格と等しく各地方に於ける自然的及經濟的環境、社會的情勢及永年の慣習等に基き、其の高低騰落の事情を異にす。今本年度に於ける普通品等の田畑小作料に就きて之を見るに、普通田の實收小作料は昨年度と等しく四國區最も高く一石一斗八升を示し、中國、近畿、九州、東山等の諸區順次に之に次ぎ孰れも全國平均小作料たる一石二升以上にあり。北海道及沖繩の小作料は極めて安く夫々三斗三升及五斗四升にして、又關東、東北、東海、北陸等の諸區も比較的低廉にして孰れも其の小作料は全國平均以下の地方なり。而して田の小作料を前年度と比較するに、九州區及沖繩が一升を微騰し、北陸、東山兩區が保合なりし以外は各地方とも多少の下落を爲せり。

次に本年度の普通畑小作料にありては、東海區の十七圓十五錢を最高とし、四國、近畿及東山の諸區順次之に次げり。又北海道

の畑小作料は僅かに二圓五十二錢にして最も安く、之に次ぐものほ東北、關東の諸區なり。本年度に於ける普通畑小作料を前年度と比較するに、北海道が四分二厘の下落を爲したる以外全國一齊に昂騰し、就中東北區、九州區及沖縄は二割程度の昂騰を演じたり。

（八）累年狀況

次に普通品等の田畑實收小作料に就きて大正十年以降に於ける騰落狀況を示せば左表の如く、昭和七年頃迄は概ね落調を持續したりしが、爾後田は略保合、畑は漸騰の傾向を示すに至れり。

	普通田		普通畑	
	實數（石）	同上指數	實數（圓）	同上指數
大正十年	一・一七	一〇〇	一八・七五	一〇〇
同十一年	一・一四	九七	一九・五五	一〇四
同十二年	一・一三	九七	一九・九六	一〇六
同十三年	一・〇九	九三	一九・九六	一〇六
同十四年	一・〇八	九二	一九・一六	一〇三
昭和元年	一・〇七	九一	一八・九九	一〇一
同二年	一・〇二	八七	一八・七八	一〇〇
同三年	一・〇四	八九	一八・五〇	九九
同四年	一・〇三	八八	一七・二三	九二
同五年	一・〇三	八八	一五・九八	八五
同六年	一・〇二	八七	一三・七四	七三
同七年	一・一〇	八六	一一・二一	六〇
同八年	一・〇三	八七	一〇・九二	五八
同九年	一・〇四	八九	一一・二〇	六〇
同十年	一・〇三	八七	一二・六七	六八

〔備考〕―本表の指數は大正十年の實收小作料を一〇〇とす。

第三章　農家經濟

第一　生産費調査

1　米生産費

帝國農會では本年十二月十七日、昭和十年度米生産費を二十七圓六十六錢（自作農玄米一石當、副收入を差引きたるもの）と發表した。これを昨年度に比すれば十五錢の減少であるが、反當生産費は六十九圓十八錢となり、昨年に比し四圓二十五錢（六分四厘）の增加である。

なほ右石當生産費は、之を農林省昭和十年度産米公定價格決定の基準生産費二十六圓七十九錢に比すれば八十七錢高となる。右詳細次の如し。

（イ）調査要旨

本調査は大正十一年より開始せる米生産費調査の昭和十年における成績である。

調査農家は篤農家又は經營規模の過大、過少のものは之を避け經營規模其他中庸を得たる自作農家にして正確に調査し得るを主

要條件とし、且つ米作が農業總收入の半ば以上たることを目標として選定せしものである。然れども實際においては平均狀態よりは經營規模も稍々大きく、栽培技術其他においても優秀なるものが選ばれてゐるやうである。

調査戸數は道府縣（沖繩を除く）を通じ少くとも小郡市においては一戸以上、產米十萬石以上の郡市においては二戸以上を指定し、（總戸數は北海道を除き七四七戸）本會所定の帳簿により記帳せしめたものである。

集計に際しては調査の結果例外と見做すべきものは除外した。尙北海道は特殊的事情あるを以て平均より除外した。調査上主なる項目についての說明は省略した。

（ロ）全國平均玄米一石當生產費（自作者、副收入を差引きたるもの）

三七圓六六錢

（ハ）全國平均反當生產額

	十年度	九年度	九年度に對し十年度の增減
玄米收量	二、二八五石	二、一六二石	〇、一二三石
金額 玄米收入	六四、八七圓	五九、二六圓	五、六一圓
金額 副收入	五、九八	五、七九	〇、一九
金額 計	七〇、八五	六五、〇五	五、八〇

（ニ）全國平均反當生產費

第一部第三篇　農業勞働狀態

直接生產費	種子費	圓 〇、六二	圓 〇、五三	圓 〇、〇九
	肥料費 自給	四、四二	四、一四	〇、二八
	肥料費 購入	五、九〇	五、六〇	〇、三〇
	肥料費 小計	一〇、三二	九、七四	〇、五八
	勞賃 家族	一八、五七	一六、九五	二、四二
	勞賃 雇入	二、五〇	二、五一	△ 〇、〇一
	勞賃 小計	二一、〇七	一九、四六	一、六一
	諸材料費	一、四九	一、三八	〇、一一
	畜力費	二、四八	二、二六	〇、二二
	計	三五、九八	三三、三七	二、六一
間接生產費	土地改良設備費	〇、一〇	〇、一二	△ 〇、〇二
	農具費	一、八一	一、六九	〇、一二
	建物費	一、五〇	一、五一	△ 〇、〇一
	租稅諸負擔	七、四七	七、三五	〇、一二
	土地資本利子（四分）	三、三三	二〇、八九	一、四三
	計	三三、二〇	三一、五六	一、六四
合計		六九、一八	六四、九三	四、二五
（ホ）參考資料	種子量	三合	三合	合
	家族	一八、四	一七、八日	〇、六日
	雇人	二、五	二、八	△ 〇、三
	計	二〇、九	二〇、六	〇、三
	畜力日數	一、五圓	一、五	—
	臨時雇賃錢	一、〇二	〇、九六	〇、〇六圓

田地價格　五三四、〇〇　五〇〇、〇〇　三四、〇〇

（帝國農會、「昭和十年米生産費調査資料」―帝國農會報第二十六卷第三號所載による。）

帝國農會の調査による自作農の全國平均反當生産費の内容は右の如くであるが、これは我國の農業生産關係を正確に表現してゐる生産費調査であるとは云ひ難い點があるやうに思はれる。換言すれば右の調査は、意識的にしろ無意識的にしろ、現實の生産關係の正しい認識に立脚して行はれたものではないかの如き疑問をもつのである。けだし、右調査においては例へば間接生産費のうち土地資本利子として田地價格の四分が計上されてをり、かくて地代は自作農であるに拘はらず農業生産上當然支出すべき項目であるとされてゐる如きである。かくの如きは地主の當然の存在を主張せんがために、現實の生産關係に代ふるに假定の生産關係を以てしたものに外ならない。自作農においては一般に土地費を計上すべきではないのである（但し小作農にとつては小作料を生産費の一項目となすべきである。）

また直接生産　のうち勞賃について云へば、之を家族勞賃と雇人勞賃とに區別してゐるのはその限りにおいて正しいが右の家族勞賃を「其の地方日雇の賃錢により評價し」、あたかも資本的生産によつて生産されたものとして計算してゐるのは現實の農業生産關係を曖昧ならしめるものである。むしろ家族勞賃は自家勞働の再生産費としての家計費（この中に入り來る自給物はそのものとしては評價せず）を以て充つべきであらう。更に肥料費についても、「自給肥料は市價あるものは市價に準じ、市價なきものは肥料成分により評價し」てゐるのであるから、こゝでも生産關係の正しい認識は放棄されてゐるものと云はなければならない。自給肥料は之を評價して生産費項目の一となすべきではなく、たゞ之を生産に用ふるために必要とした費用のみを計上すべきであらう。

以上は帝國農會の米生産費調査が何を明かにし何を曖昧にしてゐるかを、主要なる生産費項目の一二について概觀的にみたものにすぎないが、要するに右調査は米價釣上げといふ地主的企圖をもつ階級的のものであることを注意すべきであらう。かくて吾々にとつてはこの調査は信頼し難いものであると云はなければならないが、米生産費の内容についての全國的調査は右の帝國農會の調査以外にはないのを頗を遺憾とする。

2　繭生産費

帝國農會では昭和六年度より養蠶經營に關する調査を繼續しつゝあるが、左に掲ぐるものはその昭和九年度の養蠶經營に關する調査中における繭生産費資料調査の成績である。いまその「調査要旨」をみるに次の如し。

吾が國の如き小規模の農業經營においては、養蠶の大部分は耕種其の他の經營組織要素と共に密接なる有機的關係の下に經營せられてゐる。故に養蠶に關する調査に當りては、之を特に農業經營組織中より切りはなし、養蠶或は栽桑のみを獨立したる一企業と見做し取扱ふことは、その實情よりして當を得ない點が尠くない。依つて本調査はかゝる諸點に留意し農業綜合經營の立場より各種の資料を得ることに努めたものである。

調査農家は農業簿記を使用せるものにして、左記條件に依り各府縣農會において適宜選定せしものである。

1、平坦地方、山村地方別に農業を專業とし、經營規模は大體其の地方普通のものにして、尙原則として桑葉の購入を行はず、家族勞働本位に營むものたること。

2、掃立數量の過多又は過少のものは之を避けること。

各府縣農會より本會に提出したるものは、三二府縣一〇六戸にして、右の內調査の結果內容の不備又は極めて特殊と思はれるものに就ては、集計の際適宜之を取捨しこゝに三一府縣八九戸の集計をなした。

本調査は農業經營の立場から養蠶經營の收支關係に重きを置いた栽桑及養蠶の經營費の調査であるから、桑葉及繭の生產費調査と誤解しないやう注意を要する。なほ調査方法についての說明は省略。

上繭十貫匁當生產費

第一部第三篇　農業勞働狀態

	蠶 夏秋蠶第一期	夏秋蠶第二期
直接費 蠶種費 購入	圓 一、九五	圓 二、〇五
桑葉費 自給	二、一六	一三、七〇
桑葉費 購入	一四、〇〇	一四、七五
桑葉費 小計	〇、四九	〇、二三
諸材料 自給	一四、四九	一四、〇四
諸材料 購入	〇、九五	一、〇四
諸材料 小計	一、五六	一、〇三
勞賃 家族	二、五一	一、六三
勞賃 雇傭	一二、九四	二、六七
勞賃 小計	一、三六	一七、〇六
畜力費 自給	一三、三〇	一、〇九
畜力費 借入	〇、一三	一八、一五
畜力費 小計	〇、〇一	—
計	〇、一四	—
間接費 蠶具費	三三、三九	三六、九一
間接費 蠶室費	一、六八	二、五九
間接費 租稅諸負擔	〇、九六	一、四六
間接費 計	一、四七	一、六七
合計	四、一一	五、七二
副收入	三六、五〇	四二、六三
差引生產費	三、九八	四、九七
	三三、五二	三七、〇六

（帝國農會、「昭和九年度養蠶經營並に繭、桑葉生產費資料」—帝國農會報、第二十六卷、第二、三號に據る）

上繭生産費の主要部分を占めるものは桑葉費と勞賃とであるが、桑葉費中その殆んど全部を占める自給桑葉は、之を桑葉生産費によりて評價したものであるから、その中に含まれる自給肥料及び家族勞賃部分の評價については前述米生産費について述べたこと丶同樣なことがこゝでも妥當する譯である。

また勞賃についても家族勞賃がその大部分を占めてゐるがこれも凡そ現實の農業生産關係の正しい認識とは距離の遠い日雇賃錢による評價である。

かくて吾々はこの調査も亦全幅的には信用しがたいものであると云はなければならない。

なほ繭生産費調査はこの外にも農林省蠶絲局の調査によるものがあるが（但し昭和七年度より着手せる養蠶經營調査の一項目として取纒めたもので、最も最近の數字は昭和八年度のもの—農務時報、第八十四、五號所載）、この繭生産費調査も自給肥料、自家勞賃の評價に關しては右帝國農會の調査と殆んど異るところがないからこゝでは省略することゝする。

要するに吾々は生産費調査なるものから學ぶべきところ頗る少ないのを遺憾とするが今は致し方もない。

第二　農業經濟調査

農林省は大正十年以來道府縣農會に委囑し、農家をして其の收支の實情を記帳せしめ、毎年其の成績を發表し來つたが、今左に摘記するのはその（昭和八年三月一日より同九年二月末日に至る滿一ケ年間）成績の概要である。

但し豫め留意すべきは、調査農家は一般に當該市町村の農家平均一戸當耕作面積の十五割未滿の耕作地（田畑）を耕作する者の中より之を選定したものであり、從つて中位的平均的な農家以上の農家が調査の客體として選ばれてゐるといふことである。

尙、調査農家中こゝでは、耕作地の八割以上を所有する者は自作農とされ、其の八割以上を借入るゝ者は小作農、其の他は自小作農とされてゐる。

（イ）調査農家戸數

昭和八年度において調査を開始せる農家は三四二戸であつたが記帳中止或は記帳不備等の事由に因り調査不能に陷りたるもの、記帳可良なるも兼業所得相當多額にして而も其の兼業が永續的に營まるゝものと認められ、調査農家としては不適當なるの事由により特殊農家として取扱ひ平均外に置けるものがあつて平均に採用せる農家戸數は、自作農九九戸、自小作農九六戸、小作農八九戸（計二八四戸北海道及沖繩を除く）である。

調査成績は特に附記せざる限り右全府縣平均に採用せる農家の總戸數を以て算出した算術平均であるが、自小作三者平均（昨年度同調査は之を缺く）は右調査農家總戸數を以て平均したるもの

ではなく、自作農、自小作農及小作農の各平均を更に平均したものである。

（ロ）農業用土地面積

農業用土地（農業經營に使用せらるゝ年度始現在の一切の土地を謂ひ、同一土地にして農業と農業以外とに併用せらるゝ場合は其の使用程度に依り按分して其の所屬を定めたもの）の調査農家一戸當面積及各種類間の割合を示せば左の如し。

		自作農	自小作農	小作農	三者平均
耕作地	田	八八・三 畝歩	八八・一八 畝歩	九三・一七 畝歩	九〇・〇九 畝歩
	畑	四三・二五	三五・二九	三〇・二一	三六・三三
	計	一三三・一七	一二四・一七	一二三・二八	一二七・〇一
耕作地以外の土地	宅地	三・二〇	三・〇九	二・二九	三・〇九
	山林	三四・二一	一八・一七	九・一九	二〇・二六
	原野其の他	五・二一	四・〇〇	〇・二四	三・一三
	計	四三・一三	二五・二六	一三・一三	二七・一七
合計		一七五・二九	一五〇・一三	一三七・一〇	一五四・一八

（八）農業用財産

農業用財産とは農業經營に使用せらるゝ土地、土地改良設備、建物、農具、動物、植物及現物にして農家の所有に屬するものを謂ふ。但し土地、土地改良設備、建物、農具、動物及植物に付ては便宜借入も之を示した。

之等の財産にして農業と農業以外とに併用せらるゝ場合は其の使用程度に依り按分し其の所屬を決定した。

正確には「現金及之に準ずるもの」も農業用財産に含ましむべきものであるが之等は農業用財産なりや否やを決定すること困難なるもの多きを以て便宜之を除外した。

農業用財産の調査農家一戸當價額左の如し。

		自作農	自小作農	小作農	三者平均
土地		六、一六〇、二九 圓	五、八三二・四二 圓	五、四二九・九四 圓	五、八〇七・五四 圓
一所借	有	五、八二五・七三	二、九七九・四七	四二六・四八	三、〇七七・二三
	入	三三四・五六	二、八五二・九五	五、〇〇三・四六	二、七三〇・三三
土地改良設備		四・〇二	一・七〇	—	一・九一
建物		六八四・三三	五〇八・四二	三七六・一九	五二二・九四
農具		一九七・一〇	一七八・一七	一三五・四〇	一七〇・二二
動物		九一・三〇	六九・一九	六四・八八	七五・一二
植物		二五五・五九	一五三・四〇	一一七・三〇	一七五・四三
現物		三四五・二三	二七四・一二	二〇三・四一	二七四・二五
土地以外借入財産		三・七〇	一・六七	三・五九	二・九九
計		七、七四一・四五	七、〇一九・〇九	六、三三〇・七一	七、〇三〇・四〇
内譯	所有	七、四〇三・一九	四、一六四・四七	一、三三三・六六	四・三九七・〇九
	借入	三三八・二六	二、八五四・六二	五、〇〇七・〇五	二、七三三・三一

土地財産が極めて壓倒的な地位を占めてゐること（自作農—七九・六%、自小作農—八三・一%、小作農—八五・八%、三者平均—八二・六%）、すなはち極めて多額の支出が土地に固定されてゐること、また固定されねばならぬことは過少農制の本質であつて頗る注目に値する。けだしこのことはたゞに自己の利用しうるところの生産的資本の範圍をそれだけ制限して農業生産力の發展

を阻止せしめるばかりではなく、高利貸附業と租稅制度とをして徹底的に誅求を行はしめる根據を與へるものだからである。（小作農の場合における土地財產とは借入土地の價格を表はす。故に事の性質上その土地財產の殆んど全部が借入土地財產になつてゐるのである。この土地財產の壓倒的優位に照應するものがかの「利子」としての高率なる小作料であつて、こゝでは從つて借地制度を通じて地主への貢納が强制されてゐるのである。）

（二）農業總收入

農業總收入とは一ヶ年間の農業經營によりて得たる一切の收入を謂ひ、當該年度の耕種、養畜、養蠶及之等の生產物の加工に因る收入の外、自家生產物の加工に當り其の不足を補ふ爲他より原料を得て爲す程度の加工、又は農業財產の一時的農業以外利用による收入（例へば牛、馬、農具等の賃貸料の如し）の如き農業經營に附隨的に營まるゝ業務の收入も之を含むものとする。但し土地、建物の如き農產物に非ざる物の賣却による收入は夫が農業用財產なる場合と雖之を含まず。

農業總收入の調査農家一戸當金額を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
米	五〇五・七六圓	四九七・七八圓	五三三・九〇圓	五〇八・八一圓
麥	五八・九二	六七・五七	五八・四〇	六一・六三
精蘭	一八三・二八	一五四・九八	一一〇・九〇	一四九・三九
蔬菜	七一・三三	九二・七〇	八一・九八	八二・〇〇
果實	一九・六四	二八・一〇	九・七九	一九・一八
牛	一五・三七	一・四四	一二・四三	一一・七五
馬	一・四一	五・五五	三・九二	三・六三
豚	六・四六	六・五六	四・三五	五・七九
鷄及鷄卵	二四・九八	二八・四八	三八・三一	三〇・五九
藁細工	一三・一五	一五・七〇	一一・三九	一三・〇八
蔬菜及果實加工	〇・六〇	四・二三	三・七七	二・八六
林產物	一五・七四	二・四一	四・三八	一〇・五一
其の他	八一・四三	六八・三一	六八・三七	七二・七〇
現物增減價額	四・四四	〇・五四	四・五一	三・一六
動植物增減價額	二・四七	一四・五一	五・一〇	一〇・三六
計	一、〇二一・九八	一、〇〇三・八五	九四〇・五〇	九八五・四四

右農業總收入を構成するものは主として農產物販賣額及び農產物の使用額であるが、この後者の見積額は如何なる基準によりて算出されたかといふことについては、本調査には何等の說明もない。そこで、例へば小作料其の他の支拂手段として使用せられる農產物は、之を評價する基準の如何によつては、觀念的な收益金額を生ずるおそれがあり、從つて現實の生產關係は何程かの程度において歪曲されたものとなるのである。このことは豫め注意すべき事柄であらう。

（ホ）農業經營費

農業經營費とは右の農業總收入を擧ぐるに要したる費用を謂ふ。

農業經營費の調査農家一戸當金額を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
土地費	一〇・二〇	〇・一五	〇・〇二	〇・一三
土地改良設備費				
建物費	一八・〇二	一四・八〇	一一・七九	一四・八七
農具費	二四・三一	二一・六三	一八・三九	二一・四四
種苗費	五・一〇	四・九五	五・二九	五・一一
植物減價額	一・四三	〇・七一	〇・四九	〇・八七
蠶種費	九・三六	六・九三	五・二七	九・一九
家畜費	一八・三八	一五・八五	一六・三三	一六・八五
動物減價額	二・四五	一・四五	二・三四	二・〇八
飼料費	二八・二八	四〇・三一	三八・一一	三五・五七
肥料費	五・二六	九三・九八	八八・五六	九二・六〇
光熱動力費	四・一五	三・五六	二・六二	三・四四
藥劑費	一・七八	三・一二	二・〇七	二・三二
加工原料費	一・一九	〇・九四	〇・八一	〇・九八
勞賃	七・九〇	一五・七三	一二・九九	一五・五四
負債利子	四・六四	一七・七四	一〇・六一	一四・三三
諸負擔	二・五五	三七・五一	一三・〇五	四一・〇四
小作料	八・〇八	一三七・一八	二四四・二五	一三三・一五
賃借料	一・七五	二・一四	一・七七	一・八九
販賣費	三七・四	五・五〇	三・二三	四・一五
其の他	六・七六	七・四四	七・一〇	七・一〇
計	三五・二三	四三一・六二	四八五・〇八	四二〇・六四

こゝには前述の農業財産中に占める土地財産の比重の壓倒的優位に照應するところの負債利子、諸負擔及び小作料部分の大なる割合がある。(それが土地そのものに關する限りにおいて)次の數字は大體においてこの割合を示してゐる。(負傳利子及び諸負擔はその大部分が土地に關するものではあるが、全部が全部土地に關するものではないから、正確に右の割合を示すものとは云ひ難い。)

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
負傳利子	四・二四%	四・一一%	二・一九%	三・四一%
諸負擔	二・〇一	八・六九	二・六九	九・七六
小作料	五・二三	三一・七八	五〇・三五	三一・六五
計	三〇・四七	四四・五八	五五・二三	四四・八二

右の土地に關する諸經費に次いで大きいのは肥料費であつて、その割合次の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
肥料費	二七・五九%	二一・七七%	一八・二六%	二二・〇二%

なほ右の小作料について注意すべきことは、それが一般的には現物小作料であるが故に如何なる基準によつて評價されたものであるかと云ふことである。本調査にはこれについて何等の說明もないが、もしこの小作料の評價にして現實の農業生產關係の正しい認識に立脚したものでないとしたら吾々は右の數字をそのまゝ信賴することは出來ないであらう。

また肥料費についても、この中には購入肥料の外に自給肥料部

分の評價額が計上されてゐるのであるが、これは生産關係を曖昧ならしめるものであるから避けられねばならない。正しくは購入肥料のみを計上し自給肥料はそのものとしては評價さるべきではなく、之を生産に用ふるに必要とした費用のみが計上さるべきであらう。

更に右經營費目中には自家勞賃が擧げられてゐないのであつて、こゝに勞賃と云ふのは雇傭勞働力に對する勞賃である。こゝでは計算はむしろ逆に行はれてゐるのであつて、農業總收入から農業經營費を差引いた殘額―農業所得が所謂企業家利潤と自家勞賃とに充てられるべきことになつてゐる。（しかし實際にはこの殘額は企業家利潤はおろか自家勞賃さへも覆ひえないこと後述の如し。）

尙、參考までに農業經營費中の現金及び現物の金額、割合をみるに左の如し。

	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
現金	二九一、〇七圓	八四・三%	二七四、九八圓	六三・七一%	三九、八六圓	四七・三九%	二六五、三〇圓	六三・〇七%
現物（小作料、其他）	二三、八七	六・六三	一三一、九三	三〇・五七	二三四、六八	四八・三八	一二九、八三	三〇・八六
減價額（土地改良設備及建物、農具、其他）	三一、二九	九・〇六	二四、七一	五・七二	二〇、五四	四・二三	二五・五一	六・〇七
計	三四五、二三	一〇〇・〇〇	四三一、六二	一〇〇・〇〇	四八五、〇八	一〇〇・〇〇	四二〇、六四	一〇〇・〇〇

（八）家計費（生計費）

家計費とは本來の農業經營における經營以外の　切の費用にして農家の生計に要したる費用である。

家計費の調査農家平均一戸當金額を示せば左の如し。

		自作農	自小作農	小作農	三者平均
第一生活費	住居費	二五、三七圓	一八、八二圓	一六、六四圓	二〇、二八圓
	飲食費	二八四、八二	二六〇、九七	二四九、六三	二六五、一四
	光熱動力費	三九、一四	三三、三一	三〇、三五	三四、二七
	被服費	六四、二〇	五六、七一	四五、六四	五五、五二
	家具什器費	一九、七六	一七、三六	一三、三三	一六、八一
	計	四三三、二九	三八七、一七	三五五、五九	三九二、〇二
		（六二・四三%）	（六四・七二%）	（六七・五六%）	（六四・六七%）
第二生活費	教育費	一三、五七	一四、〇九	六、五一	一一、三九
	修養費	九、三七	六、四四	四、七三	六、八四
	交際費	六一、五九	四七、五〇	四一、七二	五〇、二七
	嗜好費	三四、七三	二七、〇二	二四、〇〇	二八、五八
	其他	一四一、五一	一二五、九八	九三、七八	一二七、〇九
	計	二六〇、七七	二二一、〇三	一七〇、七四	二二四、一七
		（三七・五七%）	（三五・二八%）	（三二・四四%）	（三五・三三%）
合計		六九四、〇六	五九八、一九	五二六、三三	六〇六、一九

これによれば「第一生活費」にしろ、「第二生活費」にしろその低廉なること誠に驚くべきものがある。而して「第一生活費」が六二―六八%を占めてゐる事實はその生活が非常に切りつめられてゐることを示してゐる。いま試みに農民　ケ月の生活費をみれば、自作農は六・五六人の家族で五十七圓八十四錢、自小作農は六・三一人で四十九圓八十五錢、小作農は六・四九人で四十三圓八十六錢、三者平均は六・四三人で五十圓五十二錢といふ僅かな

ものである。また一人一日當りの食費をとつてみれば、自作農十一錢九厘、自小作農十一錢三厘、小作農十錢六厘、三者平均では十一錢三厘となつてゐる。更に「第二生活費」中の教育費の僅少なることも注目すべきである。而かもこれは前述の如く標準以上の農家についての數字であることを想ひ出さなければならない。

而かもかくの如き「動物的生活水準」を漸くにして可ならしめてゐるところの極めて僅かな生活費（最低賃銀と見做して差支へない）でさへ本來の農業の經營からはその全部は賄はれてゐないのである。いま農業總收入と農業經營費との差額（農業所得）と家計費（生計費）とを比較してみればこのことは明らかである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業總收入	一、〇二一、九八圓	一、〇〇三、八五圓	九四〇、五〇圓	九八五、四四圓
農業經營費	三四五、二三	四三一、六二	四八五、〇八	四二〇、六四
差引過不足（農業所得）	六六六、七五	五七二、二三	四五五、四二	五六四、八〇
家計費（生計費）	六九四、〇六	五九八、一九	五二六、三三	六〇六、一九
差引過不足	(−) 二七、三一	(−) 二五、九六	(−) 七〇、九一	(−) 四一、三九

すなはち農民は獨立生産者であるにも拘はらず、所謂企業家利得を何等擧げえないばかりでなく、最低賃銀部分までも喰ひ込まれてゐるのである。これは土地に關する諸經費が相對的にも絶對的にも極めて高額であり且つ固定的であることによるものであつて、正に貨幣經濟化せる過少農制の必然的歸結に外ならないのである。換言すれば我國の農業機構は、その著しく貨幣化せる過少農制の故に、本來の農業の經營のみを以つてしては到底農家の維持を不可能ならしめてゐるのである。

なほ、參考までに家計資における現金關係を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
現金	三九八、二〇圓 (五七・三七%)	三四四、四三圓 (五五・一四%)	二九〇、二〇圓 (五六・七九%)	三四四、二七圓
現物	二八〇、二一 (四〇・三七)	二三四、四六 (四三・二三)	二三七、五一 (四一・三一)	二五〇、三九
減價額	一五、六五 (二・二六)	一〇、三一 (一・七二)	八、六二 (一・六四)	一一、五三 (一・九〇)
合計	六九四、〇六 (一〇〇・〇〇)	五九八、一九 (一〇〇・〇〇)	五二六、三三 (一〇〇・〇〇)	六〇六、一九 (一〇〇・〇〇)

右の數字と、上掲經營費における現金關係の數字とよりして農家經濟における現金關係を知りうるであらう。一般的に云へば農家の支出の約半ば以上は現金支出である。而してこれは農業の商品化傾向と相照應してゐるものであることは云ふまでもない。

(ト) 農家の收支

上述の如く、本來の農業よりしては農家の維持は不可能であるが、この農家の破綻を救ふものが所謂農業外收入であつて、これは兼業總收入から兼業費を控除した兼業所得と、家事收入との合計よりなる。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
兼業總收入	一三七、五一圓	一三一、一九圓	一三〇、二七圓	一三九、六六圓
兼業費	二、六七	七、一四	八、九七	九、二六
差引過不足（兼業所得）	一三五、八四	一二四、〇五	一二一、三〇	一三〇、四〇

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
家事收入	四五、五六	三七、〇五	四〇、〇一	四〇、八八
合計	一七一、四〇	一五一、一〇	一六一、三一	一六一、二八
農業における過不足	(−)二七、三一圓	(−)二五、九六圓	(−)七〇、九一圓	(−)四一、三九圓
農業外における過不足	(+)一七一、四〇	(+)一五一、一〇	(+)一六一、三一	(+)一六一、二八
差引過不足	(+)一四四、〇九	(+)一三五、一四	(+)九〇、四〇	(+)一一九、八九

これによれば、自作農、自小作農、小作農を通じて各々百圓内外の「剰餘」を生じてゐるが、これはとりもなほさず農業外收入就中俸給勞賃收入が、最低賃銀部分たる生計費の不足を覆ひうる以上の收入を擧げえたからである。しかし乍ら、他方において右の如く農業外收入が農家の經濟にとつて恒常的且つ不可缺の要素になつてゐると云ふことは、我國農業再生產の基礎の動搖を意味するものに外ならないであらう。

なほ右の剰餘は自作農、小作農の各平均の數であるか、之を個別的にみれば左の如く、剰餘ある農家は自作農に多く、またその剰餘額も自作農において大であるが、之に反して小作農においては不足せる農家の割合は自作農よりも大である。而してその不足額は二百圓乃至百圓未滿であるが、吾々はこれが優良農家であることを考へなければならない。普通一般の農家特に小作農においてはその不足額及び不足農家戶數も相當に大なるものと推測されるのである。

	剰餘ある農家 自作農	剰餘ある農家 自小作農	剰餘ある農家 小作農	剰餘ある農家 計	不足せる農家 自作農	不足せる農家 自小作農	不足せる農家 小作農	不足せる農家 計
過不足額	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶
百圓未滿	二八(二五)	二八(三〇)	三二(三二)	八七(八七)	一〇(一六)	二(二二)	二〇(三五)	四二(五三)
百圓以上二百圓未滿	一五(二三)	二三(二三)	一九(一八)	五七(五三)	六(五)	二(四)	二(四)	一〇(一三)
二百圓以上三百圓未滿	二(一四)	一六(一四)	三(七)	二九(三五)	五(六)	一(三)		六(八)
三百圓以上四百圓未滿	二(一〇)	七(五)	四(三)	二三(一八)				
四百圓以上五百圓未滿	八(五)	五(三)	一(一)	一四(八)				
五百圓以上	二	一	—	三	—	—	—	—

六百圓未滿	(三)	(一)	—	(三)	—	(一)	—	(一)	—	(三)
六百圓以上	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七百圓未滿	(一)	—	—	—	(一)	—	—	—	—	—
七百圓以上	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—
八百圓未滿	(三)	—	—	—	(三)	—	—	—	—	—
八百圓以上	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—
九百圓未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九百圓以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千圓未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	七八	八〇	六七	三五	三	一六	三	五九		
	(七一)	(七六)	(六〇)	(二〇七)	(二八)	(二〇)	(二九)	(七七)		

調査農家戸數　九九　九六　八九　二八四

〔備考〕一括弧を附したる數字は本調査の手當を控除したる場合とす。（農林省より交付する手當は一戸に付二〇圓なるも府縣に依り三〇圓又は四〇圓交付するもの數縣あり）

(チ) 農家の負債

農家の收支において「剩餘」が生じない場合にはそれだけ農家の負債となるであるが、こゝに負債とは借入金、購入品未拂代金、未拂利子、未拂小作料其の他之に類する金錢又は現物負債を謂ふ。

起債目的別負債の調査農家平均一戸當金額及割合を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業用負債	三五二、二五圓 (四八・七七%)	三九二、七八圓 (五一・六三%)	三三一、九二圓 (四四・五六%)	三三二、三一圓 (四八・八一%)
兼業用負債	一一、九〇 (一・六五)	五、四七 (〇・七二)	〇、〇八 (〇・〇二)	五、八二 (〇・八八)
家事用負債	三五八、〇八 (四九・五八)	三六二、六一 (四七・六六)	二七五、九六 (五五・四二)	三三三、三三 (五〇・三一)
合計	七三二、二三 (一〇〇・〇〇)	七六〇、八六 (一〇〇・〇〇)	四九七、九六 (一〇〇・〇〇)	六六〇、三五 (一〇〇・〇〇)

すなはち調査農家一戸當負債額は三者平均で約六百六十圓に達してゐる。いま農家の負債に關する昭和七年農林省農務局の調査によれば（本邦農業要覽）、農家一戸當負債平均約八百三十七圓にして、負債總額は四十七億一千七百萬圓に達する。尙利率別負債額をみるに一割未滿のもの最も多く一割二分未滿、一割五分未滿七分未滿之に次ぎ一割五分以上のもの最も少きが如し。

(リ) 諸負擔

諸負擔は金錢又は物品を以て支拂ひ又は支拂ふべき負擔にして租稅の外農會其の他產業團體の負擔其の他一切の公共的事業の負擔を含む。但し間接稅（兼業等の爲納稅したるものを除く）、登錄稅、不動產取得稅、相續稅、手數料等に相當するもの、組合出資金の類及神社佛閣くの獻納、喜捨其の他任意寄附金の類は之に含まず。

いま、農業、兼業、家事諸負擔を合計せる諸負擔總額をみるに

次の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
國税 田租	九・二七	二・一圓	〇・〇五圓	二・八一圓
國税 畑租	一・五五	〇・二六	〇・〇二	〇・六一
國税 宅地租	一・二一	〇・九二	〇・六一	〇・九一
國税 其他地租	〇・二四	〇・〇六	〇・〇一	〇・一〇
國税 其の他	—	—	—	—
國税 小計	一二・二七 (一六・六六)%	三・三五 (八・六〇)%	〇・六九 (四・〇〇)%	五・四二 (一二・五四)%
道府縣税 地租附加税	一九・一四	九・〇二	一・六九	九・九五
道府縣税 家屋税	四・四四	二・九〇	二・一一	三・一五
道府縣税 其の他	三・六二	三・六二	三・一九	三・四八
道府縣税 小計	二七・二〇 (三六・九三)	一五・五四 (三九・九〇)	六・九九 (四〇・五五)	一六・五八 (三八・三〇)
市町村税 地租附加税	一一・一〇	五・五四	一・〇四	五・九〇
市町村税 家屋税附加税	二・一八	一・五四	〇・九八	一・五七
市町村税 戸數割	一八・三一	一〇・三三	五・一九	一一・二八
市町村税 其の他	二・六一	二・六五	二・三五	二・五三
市町村税 小計	三四・二〇 (四六・四二)	二〇・〇六 (五一・五〇)	九・五六 (五五・四五)	二一・二八 (四九・一六)
租税總額	七三・六七 (一〇〇・〇〇)	三八・九五 (一〇〇・〇〇)	一七・二四 (一〇〇・〇〇)	四三・二九 (一〇〇・〇〇)
其の他 農會費	三・五九	一・六八	〇・三八	一・八八
其の他 其の他産業團體の負擔	六・七一	四・五六	一・二九	四・一九
負擔 其の他 小計	一八・五九	九二・二六	四九・九五	五四・五三
負擔 諸負擔總額	九二・二六	一一・〇〇	四・七六	二・四五
負擔 內譯 農業諸負擔	七二・五五 (二一・〇)	三七・五一 (八・六)	三・〇五一 (二・七)	四一・〇四 (九・七)
負擔 內譯 兼業諸負擔	四・一四 (三五・四)	一・五五 (二一・七)	一・〇九 (二二・一)	二・二六 (二四・四)
負擔 內譯 家事諸負擔	一五・五七 (二・二)	一〇・八九 (一・八)	七・二三 (一・四)	一一・三三 (一・九)

〔備考〕—括弧内は農業經營費、兼業費、家計費をいづれも一〇〇・〇〇とせる各種負擔の割合。

右によれば諸負擔とは殆んど租税のことであるから、(かく云へばとて租税外の公課平均約十一圓は極めて小さい農家の經濟にとつて決して輕い負擔ではあり得ないことは云ふたでもない。)いま租税についてみれば、課税主體から云ふと道府縣並に市町村による道府縣税、市町村税、すなはち所謂地方税が重要であり、また税の種類から云へば、地租關係の租税及び戸數割、家屋税が重要であることを知る。すなはち地租及び戸數割、家屋税關係の地方税の重壓が農民の負擔を重からしめてゐるのである。而してこのことは事の性質上同時に租税の重壓の固定化を意味するものに外ならない。

なほ右の直接税の外に消費税（農林省の調査によれば昭和八年

度において調査農家平均一戸當十三圓五十七錢の消費税を負擔してゐる）關税等が目に見えぬ力を以て農民を收奪してゐる事實を忘れてはならないのである。

更に右表より明らかなる如く、諸負擔特に租税負擔は自作農に重く小作農に輕いのであるが、これはその階級的地位の相違に基く當然の結果であつて、小作農にはその代りに小作料といふ遙かに重い負擔があるのである。（小作料については、本篇第二章小作狀態を參照）

第四章　農業勞働者

農業勞働者數

大正八年に於ける全國農業勞働者總數は三百十一萬人であつて、内純勞働者三十七萬人、即ち農業勞働者總數の一割二分に常り、兼業勞働者數は二百七十四萬人即ち農業勞働者總數の八割八分に當る。

更に之等農業勞働者を雇傭契約の種類から分類するときは日傭勞働者は百八十一萬人、季節傭は九十二萬人、定傭は三十八萬人であつて、農業勞働者總數に對し夫々五割八分、三割、一割二分となる。

第一部第三篇　農業勞働狀態

	男子	女子 幼年者	計	農業勞働者總數に對する百分率
日傭 兼業勞働者	九五〇、〇七〇人	六四七、二四五人	一三、九二一、六一〇、三六人	五一・七
純勞働者	一一九、八六一	八〇、九七二	二〇二、七一四	六・五
小計	一、〇六九、九三一	七二八、二一七	一、八一二、九四一	五八・二
季節傭 兼業勞働者	四〇八、七二九	四〇五、三九九	八二三、八七八	二六・四
純勞働者	五二、〇一九	四二、二三三	九五、八二八	三・一
小計	四六〇、七四八	四四七、六三二	九一九、七〇六	二九・五
定傭 兼業勞働者	一八八、四六三	一二六、一六〇	三一〇、四五四	九・九
純勞働者	四九、五三八	二三、九一四	七四、四八二	二・四
小計	二三八、〇〇一	一四〇、〇七四	三八四、九三六	一二・三
兼業勞働者計	一、五四七、二六二	一、一六八、八〇四	二八、四九二	二、七四四、五五八	八八・〇
純勞働者計	三三一、四一八	一四七、一一九	四、四八七	三七三、〇二四	一二・〇
合計	一、七六八、六八〇	一、三一五、九二三	三、九七九	三、一一七、五八二	一〇〇・〇
農業勞働者總數に對する百分率	五六・七	四二・三	一・一	一〇〇・〇	—

〔備考〕一、本表は町村毎に調査したる地方廳の報告に依る。

二、日傭及季節傭は付ては大正八年の一年間の狀況に依り、定傭に付ては大正九年十月一日の狀況に依る。

三、表中兼業勞働者とは純勞働者に非ざる（一）農業經營者にして賃銀を得て農業勞働に從事することあるもの（二）農業經營者の家族にして賃銀を得て農業勞働に從事することあるもの（三）農業以外の事業經營者にして賃銀を得て農業勞働に從事することあるもの（四）農業以外の事業經營者の家族にして賃銀を得て農業勞働に從事することあるものを包括す

（以上、昭和十一年版本邦農業要覽に據る）

農業勞賃

これ等農業勞働者の賃銀についてみるに昭和十年に於ける農作年傭は一日平均男四十八錢、女三十二錢、季節傭は男九十五錢、女七十八錢、日傭は男八十五錢、女六十五錢である。

また養蠶傭賃銀は農作傭賃銀に比して稍高位にある。

最近における農業勞賃の趨勢をみるに左の如し。

(一) 農作傭賃銀（農林省、農作傭賃銀統計表）

		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
年傭	男	〇・四八	〇・四一	〇・三三	〇・二九	〇・三二	〇・三〇	〇・三二
	女	〇・六六圓	〇・五七圓	〇・四七圓	〇・四三圓	〇・四四圓	〇・四四圓	〇・四八圓
日傭	男	一・三五	一・一四	〇・八六	〇・七七	〇・七九	〇・七九	〇・八五
	女	一・〇三	〇・八七	〇・六四	〇・五五	〇・五七	〇・六一	〇・六五
季節傭	男	一・四五	一・二五	〇・九五	〇・八五	〇・八九	〇・八八	〇・九五
	女	一・〇八	〇・九六	〇・七二	〇・六六	〇・六九	〇・六九	〇・七八

(二) 養蠶傭賃銀（農林省、製絲職工及養蠶賃銀統計表）

		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
年(一日)傭	男	〇・九四圓	〇・七三圓	〇・五九圓	〇・五三圓	〇・五八圓	〇・五七圓	〇・六一圓
	女	〇・七二	〇・五一	〇・三八	〇・三七	〇・四一	〇・四一	〇・四四
季節傭	男	一・三二	一・〇五	〇・八九	〇・八一	〇・八六	〇・八四	〇・九五
	女	一・〇一	〇・八四	〇・六七	〇・六二	〇・六五	〇・六六	〇・七四
日傭	男	一・五二	一・〇九	〇・八六	〇・八九	〇・八八	〇・九六	〇・九六
	女	一・二	〇・八五	〇・六七	〇・六九	〇・七〇	〇・七五	

すなはち、農業賃銀は農作傭賃銀においても養蠶傭賃銀においてもいづれも昭和五年農業恐慌以來著しく低落の傾向を辿つて來たが昭和八年展に至つて稍上騰に轉じ九年は大體において保合を示したが、本年度は更に幾分の昂騰を示してゐる。

第四篇　其他の勞働者の狀態

第一章　林業勞働者狀態

林業勞働者數　我が林業勞働者數の調査としては國勢調査によるものと山林局調査によるものとがある。

一、國勢調査による數。昭和五年國勢調査の結果によつて見るに林業に從事するもの〻數は總數一七五、三四二人で、これは總人口の〇・五九%に當る。このうちその產業上の地位が「使用人」たる部類に屬するもの、從つて大ざつぱに林業勞働者と目し得るものは一一一、二一〇人で林業に從事するもの〻六三・四%である。

この林業勞働者とも目し得べきもの〻うち男子は八一、八〇六人で林業勞働者の約七三・六%に當る。いま林業從事者を產業上の地位別、男女別に示せば次の如し。

產業上の地位		男	女	計
雇	主	三三、五三三	二〇七	三三、七二九
使用人	單獨	二九、八一三	五九〇	三〇、四〇三
	總數	八一、八〇六	二九、四〇四	二一一、二一〇
		一四五、一四一	三〇、二〇一	一七五、三四二

二、山林局調による數。「山林要覽」(第七次、昭和十一年六月刊行)によるに最近の林業勞働者總數は次の如く一、七四一、八一三人で、うち男子は一、四一四、六二〇人で總數の八一・二%に當る。但し總數は林野別に調査年度を異にしてゐること次表に記入せる通りであつて確定するわけにゆかない。從つて林業勞働者總數の趨勢を適確に指示することは困難であるが、參考までに附記するならば、昭和五年度の總數は一、五〇二、一六二人であつた。(昭和八年度本年鑑參照)

林業勞働者數(山林局調)

林野別	男	女	總數
【內地】			
御料林(昭和八年展)	三三一、六五六	九〇、五六六	四二二、二二二
國有林(昭和九年展)	一〇一、四九五	三五、九五二	一三七、四四七
公有林野官行造林(昭和九年展)	九二三、一五四	一九三、八六二	一、一一六、〇一六
民有林(昭和十年度)	一、三五五、三〇五	三二〇、三八〇	一、六七五、六八五
計			
【北海道】			
御料林(昭和八年度	—	—	—
國有林(昭和八年度)	三〇、六〇〇	三、八九七	三四、四九七
民有林(昭和十年)	二八、七一五	二、九一六	三一、六三一
計	五九、三一五	六、八一三	六六、一二八
【全國計】			
御料林	—	—	—

國有林	三六、二五六	九四、四六三	四五六、七一九
公有林野官行造林	一〇一、四九五	三五、九五二	一三七、四四七
民有林	九五〇、八六九	一九六、七七八	一、一四七、六四七
計	一、四一四、六二〇	三二七、一九三	一、七四一、八一三
右割合	八一・二	一八・八	一〇〇・〇

右の總數を年齢別に見れば次の如し。

	十六歳未滿	十六歳以上	總數
林野別	六十歳未滿	六十歳以上	
御料林	—	—	—
國有林	四四一、七〇五	一五、〇一四	四五六、七一九
公有林野官行造林	一三二、二三三	五、二一五	一三七、四四七
民有林	一、〇〇二、一六一	一四五、四八六	一、一四七、六四七
計	一、五七六、〇九八	一六五、七一五	一、七四一、八一三
右割合	九〇・五	九・五	一〇〇・〇

同じく右山林局調により林業勞働者の府縣別分布を見るに、五萬人以上を擁する縣は左の如し。

北海道	六六、一三八	福島	五五、三六〇
青森	六五、六六六	長野	七〇、〇五四
岩手	一三〇、七五九	島根	六七、七三四
宮城	五七、五七六	福岡	五八、七三一
秋田	八九、二九九	鹿兒島	八一、一三五
山形	五三、七七九		

勞働條件　林業勞働者の勞働條件乃至生活狀態の一般的調査は之を缺く。こゝでは前掲「山林要覽」によつて、國有林並に公有林野官行造林事業に從事する勞働者の男女別平均賃銀をみることゝする。

	國有林事業	公有林野官行造林事業
昭和七年 男	〇・九六	〇・七七
昭和七年 女	〇・四八	〇・四八
昭和八年 男	一・〇〇	〇・七九
昭和八年 女	〇・四九	〇・四九
昭和九年 男	一・一三	〇・八三
昭和九年 女	〇・五一	〇・五一

（備考）—平均賃銀は賃銀總額を總延人員を以て除し算出せるものとす。

第二章　漁業勞働者狀態

漁業勞働者數　昭和五年國勢調査の結果を見るに「漁業に從事する者」の總數は五四六、六二四人で、このうち大體勞働者と見做され得る「使用人」は三一四、三七八人で總數の約五八%に當る。その男女別數は左表の如し。

	男	女	計
總數	五〇一、〇七八	四五、五四六	五四六、六二四
雇主	二二五、〇六五	七五五	二二五、八二〇
單獨	二二四、七五五	一、六七一	二二六、四二六

使用人　二七一、二五八　四三、一二〇　三四、三七八　二四八、八〇六

次に、農林省調査（第十一次農林省統計表）によれば、昭和九年末現在における水産業者の總數は、一、五二二、九一六人にして前年に比し二、七四一人の増加を示してゐる。男女別にみれば男子は一、二三一、〇二一人にして總數の八〇・九%に當る。總數中被用者數は八八一、一八一で總數の五七・九%に當り。前年に比して絶對數並に比率いづれも多少の増加を示してゐる。而してこの被用者の増加は男女いづれにも之を見られる。

次に本業としての水産業者についてみるに、總數において前年に引つゝき漸増の傾向にあり、七九六、〇三〇人にして前年に九八六人で、これは昭和六年まで漸減この内業主は二六四、の傾向あつたが以後やゝ増加の傾向にある。被用者は五三一、〇四四人で總數の六六・七%に當り絶對數、比率とも漸増の傾向を示してゐる。

更に副業としての水産業者についてみるに、被用者は男女ともにいづれも昭和六年以來漸増の傾向にある。

本業	業主	被用者	計	百分率
漁撈	二三三、九二八	四一六、〇九八	六四九、〇二六	二四、七七六
養殖	七、三九五	一七、三八一	二三、二二八	一、三五〇、一三七
製造	二四、六六三	九七、五六五	一二三、二二八	七二五、八八六
計	二六四、九八六	五三一、〇四四	七九六、〇三〇	一〇〇・〇〇
百分率	三三・二九	六六・七一	一〇〇・〇〇	

副業	本業、副業合計	百分率
漁撈	二四八、八〇六	二〇五、五一四
養殖	八六、六八五	三九、五四六
製造	四〇、二五八	一〇五、〇七七
計	三七五、九四九	三五〇、一三七
百分率	五一・七九	四八・三一
本業、副業合計	六四〇・七三五	八八一・一八一

農林省調査においては右の如く大體漁業勞働者と見做される水産業者中の被用者は本業、副業併せて八八一、一八一人であり、前掲昭和五年國勢調査における「漁業に從事する者」の中の「使用人」三一四、三七八人に比して非常な隔たりがあるが、これは主として調査上の分類方法の差違によるものと思はれる。即ち前者は單なる行政上の分類であるが、後者は本業についてのみの産業並に職業上の分類であつて、前者における「製造」は職業分類上の「工業」の項目に分類されてゐる爲、農林省調査における被用者數（本業）は國勢調査に比し當然過大とならざるを得ないのである。そこでいま本業における被用者數五三一、〇四四から「製造」被用者九七、五六五を差引けば四三三、四七九人となり、國勢調査における「使用人」にやゝ近い數が得られる。

尚ほ、農林省調によつて水産業者總數の地理的分布を見れば、北海道の一九六、九九六人が首位を占め、これに次いで長崎縣の八二、三八〇人、千葉縣の七三、九四〇人の順序で、以下五萬人を超えるものは靜岡縣、三重縣である。

漁船　漁船總數は昭和三年來極めて僅かの増加を示してゐ

るのみであるが、動力を有する漁船、すなはち出漁乃至トロール用の大型蒸氣機關漁船や沖合漁撈用の發動機漁船は急テンポ（二倍以上）で增加してをり、而かもこの增加率は大型蒸氣機關漁船に大であつた。しかるに昭和九年度においては從來の傾向と異り、大型蒸氣機關漁船が急激に減少してゐるのが目立つ。併し發動機漁船は依然として急テンポを以て增加の趨勢を辿つてをり、この增加は漁船の大部分を占めるところの內地沿岸漁撈用の動力を有せざる小型漁船の減少を相殺してなほあまりがある。即ち漁船總數は緩慢ながらも依然漸增の傾向にあるのである。而してかくの如き發動機漁船の激增は漁船並に漁獲方法の進步を語るものと謂ふべきであらう。

	動力を有せざるもの	動力を有するもの　蒸氣機關を有するもの	動力を有するもの　發動機を有するもの	總數
昭和三年	三三四、六八一	一〇九	二五、三三六	三六〇、一三六
同　四年	三二八、八五八	一六八	三〇、九三五	三五九、九六一
同　五年	三三三、三三八	一五九	三五、九〇八	三五九、二九五
同　六年	三一八、四四三	一八五	四二、〇六二	三六〇、六九〇
同　七年	三一五、二一七	二四四	四五、二三五	三六〇・六八六
同　八年	三一四、四三四	二五〇	四八、七八九	三六三、四七三
同　九年	三一一、五五三	八七	五二、九四二	三六四、五八二

遭難漁船及び乘組員數　昭和九年中の遭難漁船數は五、四九六隻で前年に比すれば一、九六九隻の增加であるが前々年に較ぶれば一二、四八七隻（五倍强）といふ異常な增加を示してゐる。遭難船を種類別に見れば、動力を有せざる漁船は一二、五九六隻（八一・三％）で動力を有する漁船は二、九〇〇隻（一八・七％）である。動力を有せざる漁船のうちでは依然五噸（五十石）未滿の小型船が大部分（九八・二％）を占め一二、三六六隻に達してゐる。

次に遭難者數四、四四八人を遭難種類別によつてみれば、その乘組員數の最も多きものは破壞の二、四三四人（五四・七％）、これに次いで沈沒の七〇四人（一五・八％）、其の他の五九七人（一三・四％）、坐礁又は坐洲の四三六人（九・八％）、行衞不明の二七八人（六・三％）、である。

	遭難漁船數	乘組員數	死亡又は行衞不明者數	遭難漁船數	乘組員數	死亡又は行衞不明者數
昭和三年	二、一三七	三、三二一	四七二	同七年	三、〇〇九	二、二三一	五六九
同　四年	一、五〇三	三、一九三	四一九	同八年	一、三、五二七	五、八二九	七一四
同　五年	三、一九七	三、三五〇	四七九	同九年	一五、四九六	四、四四八	五九六
同　六年	一、五八六	四、〇二四	一、一七四				

生活狀態　漁業勞働者の生活狀態については未だ一般的な調査がない。たゞ昭和十年春から明石水產會によつて明石の約五百戶の漁家につき、その生活狀態が調査されつゝある。これは本邦における最初の漁家の經濟調査で頗る注目に値するものである。この調査は收入、支出から趣味、嗜好に至るまで、三十五項目百三十餘に分類されて、子供の小遣ひから

世帶主の晩酌の量にまで及んでゐる。以下再錄するところのものは同年十一月上旬よりにおける調査濟の約三百戸のうちから上の部に屬する漁家の生活狀態についてゝある。

先づ收入は總額一千百七十七圓で、その月別內譯は一月から三月まで月平均七十五圓、四月から七月まで月年均五十圓、五月から七月までは遊漁船として別途收入月平均六十四圓、八月と九月は書入れ月で百三十圓、十月から十二月までは月平均百圓である。以上の收入は共同販賣所の水揚高調査であるが、明石の漁師は强力な漁業組合に統制されてをり拔け賣りなど全然ないから收入は判然としてゐる。

支出は七百七十六七圓十五錢で、これは出漁必需品代三百五圓九十五錢　內譯—油代九十六圓二十五錢、餌料その他百四十八圓漁船漁具修理費六十一圓七十錢）と雇漁夫支拂金四百七十圓八十錢（氷揚高の四割）とから成る。而して右收入から支出を差引いた四百圓二十五錢がこの家の純收入である。

こゝは親子四名（夫三十六、妻三十二、子供は九歲と四歲）で、立派な漁船を所有し、雇漁夫一名を使つて文鎭漕と一本釣漁業に從事し、住家は珍らしくも自分の所有である。併し親子四名の生活費はいくら切詰めても五百四十六圓三錢はかゝる。すなはち家屋稅十五圓、主食物費百四十二圓五十錢、副食物費六十四圓（自分が獲つた魚類を食したものは計算せず）光熱費五十二圓八十四錢、被服什器費五十二圓、衞生費二十一圓六十錢、敎育費十六圓（子供が小學校三年生。交際娛樂費五十圓、主人の晩酌と煙草代六十圓、この外子供二人の小遣が七十二圓餘である。これで百四十五圓七十八錢といふ赤字が出るが、妻女が內職で年額約二百圓の收入のあるところから赤字を埋め、二人の子供に每月一圓づゝの貯金と新しい漁船を造るために月額五圓の賴母子講をかけてゐる。借金せずに月額七圓づゝでも貯蓄してゐる漁家は極めて珍らしいのが漁村の現狀であるが、それでも彼等は都會に住みながら水道も使はず、新聞や雜誌は勿論讀んでゐない。唯一の娛樂は活動寫眞と浪花節であるがそれも月に一度が關の山である。

かくの如くこの一家の經濟調査だけによつてみても漁家の生活は魚獲による收入だけでは絕對に不可能であり、辛うじて副收入によつて生活してゐる有樣であるが、しかもこれは前述の樣に上の部に屬する漁家の生活狀態であり、更に明石附近の漁家の收入は全國の漁家の平均收入より約四割も高率であるといふ事實を考慮に入れるならば、全國三百五十萬餘の漁家の生活は如何に悲慘なものであるか思ひ半ばにすぎるものがあるであらう。

第三章　商業使用人狀態

商業使用人數　昭和五年國勢調査の結果を見るに商業における「使用人」の數は二、二八二、五五六人であり、このうち男子は一、二九九、八三一人で使用人數の五六・九％に當る。

いまこれを商業における雇主および單獨に對比するに次の如し。

	男	女	計	同上割合
總數	三、〇二三、九〇三	一、四六四、一九五	四、四七八、〇九八	一〇〇・〇
雇主	八二六、八一四	一三六、二四二	九五三、〇五六	二一・三
單獨	八八七、二五八	三五五、三三八	一、二四二、四八六	二七・七
使用人	一、二九九、八三一	九八二、七二五	二、二八二、五五六	五一・〇

次に同じく右調査の中分類により商業を三つの都分に分つて使用人數の割合を見れば次の如し。

	使用人數	同上割合
商業的職業	一、四五五、〇六五人	六三・八%
金融保險に從事する者	四四、一九九	一・九
接客業に從事する者	七八三、二九二	三四・三
計	二、二八二、五五八	一〇〇・〇

勞働條件　商業使用人の勞働條件についても一般的調査を缺く次第であるが、昨年度本年鑑においては給料に關して、中央職業紹介事務局「昭和七年職業紹介年報」附表「就業者職業別給料調(男)」を紹介しておいた。

本年度は適當なる調査が見當らないので省略することゝした。

第四章　自由勞働者狀態

日傭勞働者數　自由勞働者といつた名目に該當する勞働者の數は判然しない。日傭業といふものも所謂自由勞働者とは異るであらう。第一回國勢調査（大正九年）の結果によれば「日傭業」を本業とする者の數は四四一、四四八人（內、女子は三七・二%を含む）であるが、第二回國勢調査（昭和五年）にはこの項目があらはれてゐない。

社會局調によれば、「日傭勞働者其の他」の數は昭和十年六月末現在において二、四五七、一九八人、その男女別並に前年との比較を示せば左の如し。

	男	女	計
昭和九年六月	一、八六六、一九一	四七〇、〇五〇	二、三三六、二四一
昭和十年六月	一、九四七、三〇九	五〇九、八八九	二、四五七、一九八
右比率	七九・二	二〇・八	一〇〇・〇

失業狀態　日傭勞働者の失業狀態については適確なる資料を缺ぐのであるが、社會局發表の「失業狀況推定月報概要」によれば、最近の失業者數および失業率は左の如し。

（中央職業紹介事務局、「職業紹介公報」）

	失業者數		失業率	
	昭和十年	昭和九年	昭和十年	昭和九年
一月	一七八、三八〇	一八五、一〇二	九・九三	一〇・三六
二月	一八二、六〇八	一九〇、九九七	一〇・一九	一〇・六七
三月	一八一、一四三	一九〇、五三五	一〇・〇六	二〇・六〇

	区別	集合場所	職別	最高	最低	普通	労働時間	備考
四月	芝	日之出	沖仲仕	四、五〇	二、五〇	三、〇〇	日出—日没	労働時間は大體日出より日没までなるも午前三時に就労するものは午後二時終了
五月	芝	日之出	陸仲仕	三、五〇	一、八〇	二、五〇		
六月	芝	日之出	雑役	二、〇〇	一、〇〇	一、三〇		
七月	芝	南濱	沖仲仕	二、五〇	一、三〇	二、〇〇	前八、〇〇—後五、〇〇	労働時間は沖陸仲仕は日之出町と同様のものあるも大部分は雑役にして午前八時より午後五時迄又は午前九時より午後六時迄
七月	芝	南濱	陸仲仕	一、九〇	一、〇〇	一、三〇		
八月	芝	南濱	雑役	一、八〇	一、〇〇	一、三〇		
九月	神田	神田青果市場	人夫	一、八〇	一、八〇	一、六〇	七、〇〇—五、〇〇	人夫は野菜果實置場の手傳掃除、運搬等に從事し時により午前七時より午後八時頃迄就業、カルコ（後押）は運搬距離により相違あり仕事あれば一日數回反復す。
十月	神田	三河町	カルコ	一、八〇	一、〇〇	一、六〇	不定	
十一月	日本橋	坂本公園富士瓦斯紡績株式會社前	荷場	二、五〇	一、五〇	二、〇〇	八、〇〇—五、三〇	
十二月	日本橋	坂本公園・富士瓦斯紡績株式會社前	雑役	一、五〇	一、〇〇	一、三〇	就労—日没	
			雑役	一、三〇	一、〇〇	一、三〇	八、〇〇—五、三〇	

勞働條件　その全般的な狀態は知り難い。前年度本年鑑には大阪地方職業紹介事務局、「日傭勞働者勞働賃銀並勞働時間」昭和九年九月刊）を紹介したが、こゝでは東京地方職業紹介事務局、「東京市日傭勞働者屋外集合狀況調査」（昭和十年九月刊）によつてその概要を窺ふことゝする。すなはち日傭勞働者の各集合場所における一日の賃銀並に勞働時間をみるに左の如し。

下谷	三橋町省線ガード下	鳶（町） 土工 石工手傳	二、〇〇 一、五〇 二、二〇	一、三〇 一、〇〇 一、八〇	一、五〇 一、三〇 二、〇〇	小間割	午前七時乃至九時より就業するき仕事は殆ど小間割なり。
四谷	旭町	土工 人夫	一、八〇 一、五〇	一、三〇 一、〇〇	一、五〇 七、〇〇—六、三〇	集合者職種は車力、鳶、人夫、手傳等なり。	
浅草	傳法院前	鳶（町） 人夫	一、五〇 一、三〇	一、〇〇 、六〇	一、三〇 七、〇〇—七、〇〇		
	泪橋市電停留場前	土工 人夫	一、八〇 一、四〇	一、三〇 、八〇	一、五〇 七、〇〇：五、〇〇	請負の場合午前六時より十時間、個人の場合午前八時より午後五時	
本所	東駒形四丁目	土工 雑役	一、八〇 一、五〇	一、〇〇 九〇	一、三〇 七、〇〇—五、〇〇	稀には河岸人夫の求人あり二、五〇錢位を稼ぐ	
深川	一木橋附近	河岸人夫	三、五〇	一、三〇	二、五〇—七、三〇—五、三〇		
	富川町附近	水場 土工 人夫	二、四〇 一、八〇 一、五〇	一、四〇 一、三〇 八〇	一、五〇 一、四〇—七、三〇—六、〇〇	水揚人夫は勞働時間不定	
	深川公園	土工 人夫 雑役	一、八〇 一、四〇 —	一、三〇 一、〇〇 八〇	一、五〇 一、三〇—七、三〇—五、三〇	稀には河岸人夫の求人あり最高二、三〇錢	
城東	進開、本村、三島橋附近	河岸人夫 雑役	二、〇〇 一、八〇	一、四〇 一、〇〇	一、八〇—不定 一、三〇—七、三〇—五、三〇定	一日の稼高は仕事の回數によりて異る。從て最高者は日により三圓位稼ぐものあり、本市場は概して仕事豐富なるが如し。	
淀橋	東洋青果市場	カルコ	二、五〇	八〇	一、四〇—不定		

〔備考〕—本調査は昭和十年八月十三日各集合場所における實地調査である。

各集合場所に集る日傭勞働者の大部分は人夫供給請負業者の手を通じて就業し、事業主に直接雇傭せらるものは比較的少數である。而して供給業者の手によつて就業せるものは頭刎をされるのであるが、その額は最低二割にして多きは四、五割に達してゐるものゝ如くである。

なほ各集合場所別の一ケ月の稼働日數、稼高は左の如し。

區別	集合場所	一ケ月の就勞日數 最高	最低	普通	一ケ月の稼高 最高	最低	普通	備考
芝	日之出町南濱町	二〇日	二〇日	二三日	六〇圓	二〇圓	四〇圓	昨年より稍景氣好きが如し
神田	神田青果市場三河町	一八	八	一二	二二	一五	一八	當所は殆どルンペンにして稼高少し
日本橋	坂本公園富士紡績株式會社前	二二	二	一八	五〇	二〇	二二	
下谷	三橋町省線ガード下	二二	一〇	二二	二五	一六	一八	
四谷	旭町	二五	八	一七	二〇	一〇	二〇	
淺草	傳法院前汨橋市電停留場前	二〇	一〇	一五	二二	八	一八	本年は特に好況なるが如し
本所	東駒形四丁目	二五	一〇	二〇	四〇	一五	二四	
深川	一木橋附近深川富川町附近公園	二七	一七	二〇	一〇〇	三〇	五五	
		二六	一〇	二〇	四四	一五	二八	
		二〇	六	一〇	四〇	八	一五	
坡東	進開、本村、三島橋附近	一八	一〇	一二	二五	一〇	二〇	當所は神田市場に比し集合者の質良好にして稼高多し
淀橋	東洋青果市場	二八	二〇	二二	四〇	一六	二五	
平均		二〇・三	一〇・一	一四・二	三四・八	一三・三	二二・三	

第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態

第一章　中間階級者狀態

中間階級者をいま假に筋肉勞働者以外のものでその生活の根底が自己の勞務に依存せるものと規定すれば、具體的には俸給生活者（勞働者以外の使用人階級）の大部分、自由職業者、中小商工業者の大部分、自作農、恩給生活者等を指すことが出來やう。これを單に收入額から規定すれば、現在では大約月收六十圓以上三百圓以下のものを包括すると見て、常識的にさしたる不都合はあるまい。

かゝる意味の中間階級者の數はこれを完全に捕捉することは困難で、たゞ種々の觀點から一面的に捉へた數字をもつて參考に資し得るに止る。いまその二三を試みれば左の如くである。

昭和五年國勢調査の結果によれば、無職業を除き各職業を通じての有業者二九、六一九、六四〇人中雇主たる者六、一四九、九四四人、單獨三、三九五、八四五人、使用人二〇、〇七三、八五一人となつてゐる。この單獨の大部分及び約二百萬内外と推定される職員（第一篇第一章參照）は中産階級の主たる構成の一つと見ることが出來よう。

所得稅表（主稅局第六十一回統計年報書）に依れば、昭和九年度に於て年收三千圓乃至千二百圓の第三種所得稅納稅者は五八九、六七五人である。勿論中間階級者たる觀念に適合するものは、寧ろ免稅點以下に於て莫大な數字に昇るであらう。尙ほ營業稅表（上掲年報書）に依れば、昭和九年度の各營業者を通じて納稅額二百圓未滿の個人は八〇三、〇四四人である。

以下中産階級者の一典型として俸給生活者狀態につき記述する。

第一　俸給生活者數

俸給生活者は中間階級者の主要なる部分をなすが、その總數幾何に達するやは明確に知り難い。こゝでは俸給生活者中特に官公吏、教員について述べる。

官公吏數　國庫金を以て俸給を支給する官吏は昭和九年末に於ては五二二、九三八人、府縣吏員及市町村吏員は昭和八年末現在に於て一一八、六二五人である。之を種類別に見れば次の如くである。（内譯は第一統計第二十表參照）

官　吏（昭和九年末）

文官	武官	宮內官	計
四九四、五七二	二三、七五七	四、六〇九	五三、九三八

公吏（昭和八年末）

府縣吏員	市吏員	町村吏員	計
一、七一八	三九、七四三	六三、一六四	一一八、六三五

〔備考〕—第五十四回帝國統計年鑑に據る。

教員數 昭和八年度に於ける官公私立學校教員數は總數三五四、〇九一人にて前年度に比し八、九〇〇人の増加を示してゐる。その主なる內譯を示せば左の如くである。

幼稚園	五、五三七（一九四増）	高等學校	一、四三三（一八増）
小學校	二四五、七二三（七、二〇八増）	高師・教員養成所	四三九（七七減）
實業補習學校	二一、九五一（一、〇一九増）	各種專門學校	七、四六八（三六増）
高等女學校	一五、三〇五（二六増）	大學	六、二八五（一〇〇増）
中學校及師範學校	一五、六九一（二九一減）	其他各種學校	一八、一二三（七〇減）
實業學校（甲乙種）	一六、一五七（五四七増）	合計	三五四、〇九一（八、九〇〇増）

〔備考〕—昭和十年「文部時報」により計算、括弧內は昭和七年度との比較。

第二 俸給

官公吏 官公吏の一人一年の平均俸給額は左の通りである。

官吏（昭和九年末）

文官	武官	宮內官
七、二〇〇圓	—圓	九、三一〇圓

公吏（昭和八年末）

府縣吏員	市吏員	町村吏員
五七二圓	八六九圓	四二一圓

〔備考〕—第五十四回帝國統計年鑑により計算。

教員 平均月俸額は左の如し。

	昭和七年	昭和六年
小學校本科正教員	六〇・二六圓	六一・〇九圓
中等教員	一〇〇・二五	一一七・二五

學校卒業生初任給 中央職業紹介事務局調査「會社銀行定期採用狀況」（昭和十年五月一日現在）に據れば、內地及朝鮮臺灣、樺太、滿洲國、大連所在の資本金一千萬圓以上の會社銀行四四四（採用者ありたる所二八二）の學歷別による初任給の月平均額は次の如くである。この初任給は連年低下の傾向にあり、本年度のものも、之を前年度に比較すれば中學校出技術者を除く外何れも低下して居り、その低下率は平均五%强に當つてゐる。

昭和十年度	大學出	專門學校出	中等學校出	平均
事務者	六三・四四圓	五四・六三圓	三四・五四圓	五〇・八七圓
技術者	六五・五一	五九・〇八	四三・三七	五五・九九

昭和九年度	事務者	技術者
	六四・九九	七九・一七
	五六・五五	六四・七一
	三五・〇一	四〇・四三
	五二・一八	六一・四三

第三　生計費

昭和十一年三月內閣統計局の發表せる昭和九年九月一日より昭和十年八月三十一日に至る滿一ケ年の家計調査報告に據れば、同期間に於ける給料生活者（官公吏銀行會社員教職員）五八九世帶（調査地域―札幌市及其の附近、仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪市及其の附近、廣島、德島、八幡、長崎の十都市）の生計費は次の如くである。（內閣純計局「家計調査報告」）

實收入

給料生活者世帶五八九（其の總人員二、二七〇・六六人、一世帶一箇月平均實收入は九六圓八七錢にてうち勤勞收入は八七圓二八錢（實收入の九〇・一〇%）である。この勤勞外收入は九圓五九錢（九・九〇%）である。この勤勞收入割合を昭和八・九年調査の九〇・〇六%に比すれば、稍々增加を示して居る。上記二收入の細別並にその各項目が實收入中占める割合を前調査のそれと比較すれば左の如くである。

	今次の調査 昭和八・九年調査	今次の調査	今次の調査 昭和八・九年調査
世帶總額	五八九圓		
總額	九六・八七圓	五七〇圓	
一、勤勞收入（全額）	八七・二八	九七・四八	一〇〇・〇〇%
1 世帶主收入	八五・五六	八七・七九	九〇・一〇
2 世帶主の配偶者收入	一・〇三	八五・八四	八八・三三
3 家族收入	〇・六九	〇・八七	一・〇六
二、勤勞外收入（全額	九・五九	一・〇八	〇・七一
1 財產收入	〇・四五	九・六九	九・九〇
2 受贈	七・三一	〇・五一	〇・四六
3 其他	一・八三	七・五一	七・五五
		一・六七	一・八九

	今次の調査 昭和八・九年調査	今次の調査	今次の調査 昭和八・九年調査
一、勤勞收入（全額）	八七・二八	九〇・一〇	九〇・〇六
1 世帶主收入	八五・五六	八八・三三	八八・〇六
2 世帶主の配偶者收入	一・〇三	一・〇六	〇・八九
3 家族收入	〇・六九	〇・七一	一・一一
二、勤勞外收入（全額	九・五九	九・六九	九・九四
1 財產收入	〇・四五	〇・五一	〇・五三
2 受贈	七・三一	七・五一	七・七一
3 其他	一・八三	一・六七	一・七一

次に實收入を收入階級別に見れば、左表の如く六〇圓未滿級の五六圓三一錢より一階級を昇る每に平均一二圓二九錢を遞增して一〇〇圓以上級の一一七圓七七錢に及んで居る。

實收入（總額）	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
一、勤勞收入（全額）	五六・三一	六五・七四	七五・二五	八四・九五	九四・八一	一一七・七七	九六・八七
1 世帶主收入	五三・八〇	六一・一八	六八・九九	七七・八九	八六・三一	一〇四・二四	八七・二八
2 世帶主の配偶者收入	五三・三三	六〇・四〇	六八・五八	七六・二六	八四・五五	一〇一・八一	八五・五六
3 家族收入	〇・四七	〇・二四	〇・二四	〇・八二	一・一二	一・五三	一・〇三

3 家族收入	—	〇・五四	〇・一七	〇・八一	〇・六五	〇・九〇	〇・六九				
二、勤労外収入（全額）	二・五一	四・五六	六・二六	七・〇六	八・四九	一三・五三	九・五九				
1 財産収入	〇・一三	〇・一九	〇・一六	〇・二三	〇・五〇	〇・七〇	〇・四五				
2 受贈	二・〇二	三・八二	五・四五	五・四五	六・六八	九・八九	七・三一				
3 其の他	〇・三七	〇・五五	〇・六五	一・三九	一・三一	二・九四	一・八三				
2 實支出								今次の調査	昭和八、九年調査	今次の調査	昭和八、九年調査
總額								八六・一三圓	八六・二五圓	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%
一、飲食物費								二八・四一	二六・九〇	三二・九九	三二・一九
二、住居費								一五・五四	一五・九四	一八・〇四	一八・四八
三、光熱費								四・三六	四・三三	五・〇六	五・〇二
四、被服費								一〇・四七	一〇・八七	一三・一六	一三・六〇
五、其の他の諸費								二七・三四	二八・二一	三二・七五	三二・七一

3家族收入

二、勤労外收入（全額）

1財産收入

2受贈

3其の他

2實支出

給料生活者の一世帯一箇月平均實支出は八六圓一二錢であつて、實收入の八八・九〇%に該る。實支出中飲食物費は二八圓四一錢（實支出の三二・九九%）住居費は一五圓五四錢（一八・〇四%）、光熱費は四圓三六錢（五・〇六%）、被服費は一〇圓四七錢（一二・一六%）であつて、其の他の諸費は合計二七圓三四錢（三一・七五%）に上つてゐる。之を前調査（昭和八、九年調査）のそれと比較すれば、前調査に於ては支出各項目の實支出中に占める割合は、飲食物費三一・一九%、住居費一八・四八%、光熱費五・〇二%、被服費一二・六〇%、其の他の諸費三二・七一%であつて今次調査の割合と殆んど大差はない。即ち左表の如くである。

次に實支出總額及五大費目別支出を收入階級別に見るに、左表に示す如く實支出總額は收入階級の上進に伴ひ一階級毎に平均一〇圓七八錢を漸增して六〇圓未滿級の四八圓八四錢より一〇〇圓以上級の一〇二圓七六錢に昇つて居る。而して一〇〇圓未滿級の實支出八四圓〇九錢が調査給料生活者世帯の實支出を代表するものとして最も平均額に近い。

實支出（總額）	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
一、飲食物費	四八・八四圓	六一・六六圓	六九・四五圓	七六・七三圓	八四・〇九圓	一〇二・七六圓	八六・一三圓
	二〇・三〇	二三・九四	二五・一九	二六・八三	二七・九二	三一・五五	二八・四一

二、住居費	九・〇二	一一・五七	一三・二二	一四・二八	一七・九九
三、光熱費	二・七五	三・六四	三・八五	四・一二	四・八九
四、被服費	五・二六	六・二一	七・三〇	九・二三	一三・三七
五、其の他の諸費	二一・五一	一六・四〇	一九・八九	三三・二七	三四・九六

3　收支過不足

次に勤勞收入對實支出及び實收入對實支出の關係について見れば、勤勞收入八七圓二八錢は實支出八六圓一二錢に對し一圓一六錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合一・三三%）であり、實收入總額九六圓八七錢は實支出に對し一〇圓七五錢の剩餘（一一・一〇%）となる。之を前調査のそれと比較すれば、前調査に於ては前者の關係では一圓五四錢（一・七五%）、後者の關係では一一圓二三錢（一一・五二%）の剩餘であつて、剩餘額も其の割合も共に今次調査のものが僅か乍ら、減少して居る。

	今次の調査 額	昭和八、九年調査 額	勤勞收入對實收支	實收入對實收支
實收入（總額）	九六・八七圓	九七・四八圓		
內勤勞收入	八七・二八	八七・七九		
實支出	八六・一三	八六・二五		
勤勞收入對實支出（過足）	一・一六	一・五四	一・三三	一・七五
實收入對實支出（過足）	一〇・七五	一一・二三	實收入一〇〇に付 一・一〇	實收入一〇〇に付 一・五三
實收入對實支出（不足）	—	—	—	—

次に收支過不足狀況を收入階級別に見れば、勤勞收入對實支出の關係に於ては六〇圓未滿級の剩餘は最も多く四圓九六錢（九・二二%）であるが、七〇圓未滿級は四八錢（〇・七八%）の不足、八〇圓未滿は四六錢（〇・六七%）の不足である。其の他の階級は何れも勤勞收入に剩餘を生じ、其の剩餘額は九〇圓未滿級一圓一六錢（一・四九%）、一〇〇圓未滿級二圓二三錢（二・五八%）、一〇〇圓以上級一圓四八錢（一・四二%）である。次に實收入と實支出の關係に於ては何れの收入階級も剩餘を生じ、六〇圓未滿級は七圓四七錢（一三・二七%）でその割合最も多く、七〇圓未滿級の四圓〇八錢、（六・二一%）最も少いのであるが、八〇圓未滿級の五圓八〇錢（七・七一%）より漸增して一〇〇圓以上級の一五圓〇一錢（一二・七五%）に上つて居る。即ち左表の通りである。

		六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	平均
實收入（總額）		五六・三二圓	六五・七四圓	七五・二五圓	八四・九五圓	九四・八一圓	一二七・七七圓	九六・八七圓
內勤勞收入		五三・八〇	六一・一八	六八・九九	七七・八九	八六・三二	一〇四・二四	八七・二八
實支出		四八・八四	六一・六六	六九・四五	七六・七三	八四・〇九	一〇三・七六	八六・一三
勤勞收入對實支出	過	四・九六	—	—	一・一六	二・二三	一・四八	一・一六
	不足	—	〇・四八	〇・四六	—	—	—	—
實收入對實支出	過	七・四七	四・〇八	五・八〇	八・三	一〇・七二	一五・〇一	一〇・七五
	不足	—	—	—	—	—	—	—
勤勞收入對實支出	過	九・二三	—	—	一・四九	二・五八	一・四二	一・三三
	不足	—	〇・七八	〇・六七	—	—	—	—
實收入對實支出	過	一三・二七	六・三二	七・七一	九・六八	一二・七五	一二・七五	一二・一〇
	不足	—	—	—	—	—	—	—

勤勞收入一〇〇に付

實支入一〇〇に付

4 總收入及び總支出

總收入 一世帶一箇月平均總收入は一六六圓八三錢であつて、內實收入は九六圓八七錢（總收入の五八・〇七%）、實收入以外の收入は六九圓九六錢（四一・九三%）である。實收入以外の收入中前月よりの繰越四一圓九一錢（二五・一二%）最も多く、掛買の一三圓〇五錢（七・八二%）、貯金引出の一圓六一錢（六・九六%）之に亞ぎ、遙かに下つて負債に一圓三八錢、貸金受入に七七錢、無盡取金に四一錢、保險金に三七錢、質入に二錢、其の他に四四錢を示して居る。

收入階級別に總收入を示せば左表の通りである。

	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	平均
總收入（總額）	九九・九四	一二三・六七	一三九・八六	一四八・二五	一六二・七二	二〇一・八八	一六六・八三
一、實收入（全額）	五六・三二	六五・七四	七五・二五	八四・九五	九四・八一	一二七・七七	九六・八七

二、實收入以外の收入（全額）

1 繰越	四三・六三	四七・九三	五四・六一	六三・三〇	六七・九一	八四・一一	六九・九六	一〇二	一〇〇圓以上	平均
2 貯金引出	二八・四七	二九・二〇	三一・九三	三九・三三	四一・九四	四九・三三	四一・九一	一〇一・八八圓	二〇一・七六	二〇一・八二
3 無盡取金	五・〇〇	四・九八	八・〇一	八・八一	九・四〇	一六・五〇	一一・六一	一〇二・七六	一〇二・七六	一〇二・七六
4 保險金	—	〇・二三	〇・八八	〇・三七	〇・六一	〇・二三	〇・四一	九九・一三	九九・一三	九九・一三
5 貸金受入	〇・〇七	〇・一三	〇・四〇	〇・〇八	〇・二九	〇・五八	〇・三七	四九・七四	四九・七四	四九・七四
6 質入	—	〇・〇三	〇・二八	〇・三三	〇・四八	一・三八	〇・七七	三四・八七	三四・八七	三四・八七
7 負債	〇・三三	〇・六三	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三	〇・〇三	〇・八一	〇・八一	〇・八一
8 掛買	九・七六	一三・四一	〇・六八	一・二九	一・九九	一・五九	一・三八	一四・一七	一四・一七	一四・一七
9 其の他	—	〇・〇六	一三・二〇	一三・〇一	一三・七四	一四・一七	一三・〇五	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
			〇・三三	一・〇八	〇・四五	〇・三〇	〇・四四			

總支出　一世帶一箇月の平均總支出は總收入と同額の一六圓八三錢であつて、內實支出は八六圓一二錢（總支出の五一・六二%）、實支出以外の支出は八〇圓七一錢（四八・三八%）である。實支出以外の支出中翌月への繰越の四二圓二一錢（總支出の二五・三〇%）最も多く、貯金の一七圓一九錢（一〇・三〇%）、掛買拂の一三圓〇七錢（七・八三%）之に亞ぎ、遙かに下つて保險料に四圓二四錢、負債返還に一圓三一錢、貸金に一圓〇一錢、無盡掛金に八一錢、質受金に三錢其の他に八四錢を示して居る。

總支出（總額）

一、實支出（全額）	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
二、實支出以外の支出（全額）							
1 繰越	九九・九四圓	一二三・六七圓	一三九・八六圓	一四八・二五圓	一六二・七二圓	二〇一・八八圓	一六六・八三圓
2 貯金	四八・八四	六一・六六	六九・四五	七六・七三	八四・〇九	一〇二・七六	八六・一三
3 無盡掛金	五一・一〇	五三・〇一	六〇・四一	七一・五二	七八・六三	九九・一三	八〇・七一
	二八・六九	二九・二八	三三・〇七	三九・五九	四二・二六	四九・七四	四二・二一
	七・八五	五・四一	一〇・三三	一一・七四	一六・四一	三四・八七	一七・一九
	〇・〇四	〇・九六	〇・八一	一・〇八	〇・四六	〇・八二	〇・八一

4 保険料	三・三	三・〇一	三・一四	四・〇一	四・〇〇
5 貸金	〇・一〇	〇・三六	〇・五五	〇・八四	一・〇一
6 質受金	〇・〇四	—	〇・〇二	—	〇・〇三
7 負債返還	〇・八七	〇・三七	〇・七六	一・三二	一・五六
8 掛買拂	一〇・〇四	一三・四〇	一三・一六	一三・〇三	一三・九一
9 其の他	〇・一五	〇・三三	〇・五八	〇・九一	〇・六三
三月				一、七四四、四六四	五・一〇
四月				一、七四八、一八二	一・六七
五月				一、七五五、一〇二	〇・〇五
六月				一、七五七、一〇六	一・六〇
七月				一、七五九、〇一四	一四・一六
八月				一、七六一、四六一	一・一一
九月				一、七五八、一五三	六七、七四三
十月				一、七六三、二七九	六七、九二〇
十一月				一、七八七、三四〇	六八、〇八六
十二月				一、七八七、〇一二	六八、二三五
					六八、二九七
					六七、六七六
					六七、八六八
					六七、五八一
					六七、八八一
					六八、一七六

第四　失業狀況

俸給生活者の失業は、一昨年來輸出品製造及び軍需工業が活況を呈するに至つてから、少くも、此の方面に於ては稍々緩和されて來てゐる。もとよりそれは極く限られた一部の現象ではあり、またその正確なる數字を得ることは困難であるが、社會局調（「失業狀況推定月報」）によれば給料生活者の月別失業狀態は左の如くであつて、全般的に僅少ではあるが前年同月より減少を示してゐる。今年九月の失業率を前年同期のそれと比較して見れば約〇・〇五％の減少であり、更に之を昭和八年同期のそれに比すれば約〇・一七％の減少となつてゐる。

	調査人口	失業者推定數	失業率
昭和九年九月	一、七三五、三八九	六七、八七三	三・九一
昭和十年一月	一、七三七、四八二	六七、二五一	三・八七
二月	一、七三九、六九〇	六七、八〇六	四・〇〇

次に給料生活者の失業狀況を裏面より語る一資料として學校卒業生就職の趨勢を見るに、中央職業紹介事務局の調査に成る昭和十年度「知識階級就職に關する資料」に據れば左表の如くであつて、就職者の割合は前年に比し大學卒業生に於て六　七％、專門學校卒業生五・三％、甲種實業學校卒業生六・八％の何れも上向を示して居る。昭和七年までは連續低

下を示してゐたが、昭和八年以來上昇に轉じたものである。

	大學 本年 實數	大學 本年 百分比	大學 前年 實數	大學 前年 百分比	專門學校 本年 實數	專門學校 本年 百分比	專門學校 前年 實數	專門學校 前年 百分比	甲種實業學校 本年 實數	甲種實業學校 本年 百分比	甲種實業學校 前年 實數	甲種實業學校 前年 百分比
卒業生總數	一三、五八八	一〇〇・〇	一三、九一三	一〇〇・〇	二〇、六九五	一〇〇・〇	二〇、五七八	一〇〇・〇	二七、九九八	一〇〇・〇	二一、九五三	一〇〇・〇
就職決定數　自校紹介	四、七六六	三七・九	四、〇六七	三一・五	八、五七〇	四一・四	七、五四八	三六・七	一三、五五七	四八・四	九、〇一四	四一・一
就職決定數　其他の紹介	一、三八一	一〇・九	一、三六八	一〇・六	二、一八二	一〇・六	二、〇六五	一〇・〇	一、七六四	六・三	一、四八五	六・八
就職決定數　計	六、一四七	四八・八	五、四三五	四二・一	一〇、七五二	五二・〇	九、六一三	四六・七	一五、五二一	五四・七	一〇、四九九	四七・九
自營	五一五	四・一	五三九	四・二	一、三三六	六・五	一、六七二	八・一	七、二九〇	二六・〇	六、〇〇八	二七・三
上級學校入學	一、八三五	一四・六	一、六四八	一三・八	二、〇三四	九・八	一、九五七	九・五	二、五〇六	九・〇	一、九三九	八・八
未就職其他	四、〇九一	三二・五	五、二九一	四〇・九	六、五七三	三一・七	七、三三六	三五・七	二、八八一	一〇・三	三、五〇七	一六・〇

第二章　婦人勞働者及び職業婦人狀態

第一　女工

女工數、女工賃銀、勞働時間等は一般勞働者の項に一括記述し本章には職業婦人狀態のみを記述することゝした。よつて婦人勞働者に關しては夫々の項につき見られたし。即ち**女工數**（女工總數、工場女工數、業態別工場女工數、年齡別工場女工數、鑛山女子勞働者數）は第一部第二篇第一章第一乃至第三及び第四篇第四章を、**賃銀**（工場女工賃銀、女鑛夫賃銀）については第二篇第二章第三を、**勞働時間**（就業時間、休憩時間、休日、就業時間延長）については第二篇第二章第四を、**勞働災害**については第二篇第二章第五を夫々參照を乞ふ。

第二　職業婦人

1　數

昭和五年國勢調査の結果によれば我國女子有業者の總數は一〇、五八九、四〇三人であり、このうち雇主三五四、七九二人、單獨八三六、八六九人、使用人九、三九七、七四二人となつてゐる。所謂職業婦人と稱せられるものが、そのうち

幾何を占むるやは判然しない。たゞその輪廓を知り得る一助として、此種婦人の大部分を占めると思はれる商業、交通業及び公務自由業における單獨及使用人の數を掲げて置く。

全國女子有業者（昭和五年十月一日現在）

	總數	女子有業者	女百に付男	職業別割合
農業	一〇、五八九、四〇三	一七九・八	一〇〇・〇	
水産業	六、三九七、〇四二	一三一・〇	六〇・四	
鑛業	四五、五四六	一、一〇〇・〇	〇・四	
工業	四一、〇四六	五一三・〇	〇・四	
商業	一、四三〇、四三〇	二九八・五	一三・五	
交通業	一、四六四、一九五	二〇五・八	一三・八	
公務自由業	七八、九七九	一、三〇二・四	〇・八	
家事使用人	三五二、三四八	四八〇・二	三・三	
其の他の有業者	六九七、一一六	一三・一	六・六	
	八二、七〇一	五九〇・三	〇・八	

商業、交通業及公務自由業に於ける女子有業者の産業上の地位

	總數	雇主	單獨	使用人
商業	一、四六四、一九五	一三六、二四二	三五五、二三八	九八二、七二五
交通業	七八、九七九	八〇六	九二五	七七、二四八
公務自由業	三五二、三四八	四、七七二	五八、三九〇	二八九、一八六
計	一、八九五、五二三	一三一、八二〇	四一四、五四三	一、三四九、一五九

更に近年職業婦人が急速に増大しつゝある事は明かであるが、その明確なる數字を知る事は出來ない。僅かに左の數種の職業についてその數の近年に於ける消長を窺ひ得るのみである。

	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
一、醫藥劑師	三、五二九	三、九八六	四、七七〇	五、六七〇	六、七二〇
二、産婆、看護婦鍼灸、按摩師	一三八、七三四	一五四、一五三	一六三、二八四	一七一、七五四	一八〇、四八六
三、學校教員	一〇一、〇一八	九九、六三一	一〇三、〇三四	二〇四、一[illegible]六	—
四、藝娼妓、酌婦	二〇七、七二七	二一〇、四三四	二一三、五〇七	二〇九、〇九二	二〇三、三六四
五、女カフエー、バー給	六六、八四〇	七七、三八一	八九、五四九	九九、三一二	一〇七、四七八

〔備考〕一、二は昭和九年衞生生局年報、三は文部時報、四、五は第十一回警察統計報告による。

婦人の職業戰線への進出の一面を示すため左に中央職業紹介事務局調査にかゝる女子專門學校並に女子商業學校卒業生の昭和九、十年度に於ける就職狀況を掲げて置く。（中央職業紹介事務局「知識階級就職に關する資料」）

女子諸學校卒業生就職狀況（昭和十年三月卒業のもの）

	卒業生人	就職決定者數人	自營	上級學校入學人	未就職	其他人
女子專門學校	三、九八九	一、二五〇	一一三	三五九	三六四	一、九〇三
女子商業學校	一、一二三	五三三	一三四	五〇	八一	三二五
合計	五、一〇二	一、七七二	二四七	四〇九	四四五	二、二二八

百分比	一〇〇・〇%	三四・七%	四・九%	八・〇%	八・七%	四三・七%	看護婦	五	九	一四	一・〇
前年合計	四、四〇五人	一、四三五人	四一〇人	二九二人	四一五人	一、八六三人	製圖手	一	—	一	〇・一
前年百分比	一〇〇・〇%	三三・三%	九・四%	六・六%	九・四%	四二・三%	車掌	—	一	一	〇・一
							エレベーターガール	五	三	八	〇・六
							劇場從業員	—	—	—	—
							食堂給仕	—	—	—	—
							女工	八	—	八	〇・六
							女中	—	四	四	〇・三
							給仕	—	三	三	〇・二
							小學教員	一	四	五	〇・四
							保姆見習	三	三	六	〇・四
							藥局生見習	一	—	一	〇・一
							合計	九三	四三三	一、三六四	一〇〇・〇

〔備考　—女子專門學校は女子專門（文、家政、法、商の各科）女子醫專、同藥專、齒を含む四二校、女子商業は甲種實業學校十五校の調査である。

次に高等女學校昭和十年度卒業生の就職狀況を中央職業紹介事務局調査についてみるに、調査七十四校卒業生總數一一、一四九人中の就職希望者數二、三二六人（卒業生總數の二〇・九%）にて就職決定者數は一、三六四人で、就職希望者に對する割合は五八・六%となつてゐる。尙この就職決定者を職業別に見れば次に揭げる表の如く、事務員（六九・五%）を第一とし、商店員（二二・一%）電話交換手、タイピストの順となつてゐる。（前揭「資料」に據る）

高女卒業生職業別就職狀況　昭和十年度）

	學校の紹介に依るもの	其他の紹介に依るもの	計	百分比
事務員	七二三	二三五	九四八	六九・五
商店員	一四八	一五三	三〇一	二二・一
外交員	—	—	—	—
社會事業從事員	四	三	七	〇・五
タイピスト	九	八	一七	一・二
電話交換手	三三	七	四〇	二・九

2　生活狀態

職業婦人の生活狀態の一班を窺ふものとして玆には中央職業紹介所並に大阪市社會部の調査に據り、職業婦人の給料、勤務時間、身分年齡等を揭げて置く。

給料　中央職業紹介事務局の調査（「知識階級就職に關する資料」）によれば昭和十年度高等女學校卒業就職者の給料は、就職先が多種多樣であるため、その給料額も多樣ではあるが、その最高は四五圓、最低九圓（食事給與）普通二四圓となつてゐる。之を就職先別に見れば次の如くである。

高女卒業生給料

（中央職業紹介事務局「知識階級就職に關する資料」）

就職者數	給料 最高額	給料 最低額	給料 普通額
事務員	九四一圓	四五（食事付）圓	九圓	二四圓
商店員	三〇一	三六	二五	二三
外交員	—	—	—	—
社會事業從事員	七	二五	一六	二五
タイピスト	一七	三三	一五	二七
電話交換手	四〇	二七	一五	一八
看護婦	一四	三〇	三	二〇
製圖手	一	二七	二七	二七
車掌	一	一五	一五	一五
エレベーターガール	八	三〇	二五	二七
劇場從業員	—	—	—	—
食堂給仕	—	—	—	—
女工	八	一五	一四	一五
女中	四	一三	一〇	一二
給仕	三	二一	二一	二一
小學教員	五	三五	二五	二八
保姆見習	六	一〇	一〇	一〇
藥局生見習	一	不明	不明	不明

次に同じく給料を、大阪市社會部調査「婦人職業の分野に就いてし」についてみれば、銀行、會社、商店合計十七箇所に勤務せる職業婦人の昭和十年五月現在の現給は左の如くである。

學歷・勤續年數別平均現給（大阪市社會部「婦人職業の分野」）

府縣立高女卒（初任給）	二六・九一圓	（日給〇・九九圓）
大學專門學校卒	就職後三年未滿	四九・六七
	同五年未滿	五八・六七
	同十年未滿	七一・五〇
	同十年以上	八〇・〇〇
	全平均	六〇・八九
公私立女中途退學	就職後三年未滿	二七・八九
	同五年未滿	三八・三〇
	同十年未滿	四〇・二五
	同十年以上	六七・七五
	全平均	三五・七九
公私立高女卒	就職後三年未滿	三〇・五七
	同五年未滿	三九・六〇
	同十年未滿	四九・七四
	同十年以上	五九・五六
	全平均	三四・九〇
公私立高等小學校卒	就職後三年未滿	二四・四八
	同五年未滿	二七・二一
	同十年未滿	三九・九二
	同十年以上	五七・二三
	全平均	三一・八三
實科女卒	就職後三年未滿	二九・八七
	同五年未滿	四〇・七五
	同十年未滿	五一・四四
	同十年以上	五六五〇〇
	全平均	三五・八三
總平均		三四・六〇

勤務時間　上掲大阪市社會部調査によれば、上記十七社勤務婦人の勤務時間は午前八時より午後五時迄の九時間が最も多い。尚同上調査に從へば、大阪市職業紹介所の求人先の職業婦人の勤務時間は左表の如く九時間が最多數（二三%）で、

八時間之につぎ（二二一%）續いて十時間の一八%と云ふ順になつてゐる。

仕事別勤務時間（大阪市社會部「上掲書」）

	未滿八時間	八時間	八時間半	九時間	九時間半	一〇時間	一〇時間半以上	計
事務員	三	一三三	五四	一三〇	九三	五九	二五	三八
店員	一	—	—	—	—	四	六	三
其他	三	三	—	四	—	二	—	一四
計	三六	一三六	五四	一三四	一三	六五	三三	五六四

年齢・身分　大阪市社會部調査に據れば上記十七社勤務の婦人の年齢・身分を見るに、二五歳迄の者八三・四%を占めて居り、身分關係においては未婚者が九三・五%を占めて居る。詳細は次表の如くである。

就職婦人身分別年齢（大阪市社會部「上掲書」）

	一五歳以上一七歳まで	一八歳以上二〇歳まで	二一歳以上二五歳まで	二六歳以上二九歳まで	三〇歳以上三四歳まで	四〇歳以上五〇歳以上	計	割合
未婚	三〇人	二四三	二二三	六六	五三	一七	二	六二三
有配偶	—	—	一	二	一四	四	四	二五
離婚	—	—	—	—	一	三	二	一
死別	—	—	—	—	二	四	一	一
不明	—	—	—	—	—	一	一	二
合計	三〇	二四三	二二五	六八	七〇	二九	一〇	六六五
割合	四・五%	三六・四	三二・三	一〇・二	一〇・五	四・四	一・五	一〇〇・〇

第三　藝娼妓酌婦

藝妓

藝妓數及藝妓置屋數（第十一回警察統計報告による）

	藝妓置屋數	藝妓數
昭和六年末	二、三四三	七七、三五一
同　七年末	二、〇四〇	七四、九九九
同　八年末	二〇、九四九	七四、二〇〇
同　九年末	二、一九七	七二、五三八

藝妓數は昭和四年以降漸減の傾向にあり、昭和九年も此傾向を辿り前年より一、六六二人の減少となつてゐる。

藝妓年齢（第十一回警察統計報告による）

	一四歳未滿	一四—一七歳	一七—二〇歳	二〇—二五歳	二五—三〇歳	三〇歳以上	計
昭和九年末	四六八	一三、七八一	一七、九九二	二〇、一五四	一一、五二〇	九、六二三	七二、五三八
藝妓百人中の割合	〇・六	一七・六	二四・八	二七・八	一五・九	一三・三	一〇〇・〇
同前年の割合	二・一	一六・一	二四・八	二八・一	一五・九	一三・〇	一〇〇・〇

娼妓

娼妓、貸座敷營業者及び遊客數

	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數
昭和五年末	一〇、八六一	五三、一一七	二三、八二七、七三〇
同　六年末	一〇、七九九	五二、〇六四	二二、三九三、八七〇
同　七年末	一〇、五〇〇	五一、五五七	二二、七三六、三四一

同　八年末	一〇、二八一	四九、三〇二	二四、九二三、五〇四
同　九年末	九、七三八	四五、七〇五	二五、八三八、七七六

酌婦數（第十一回警察統計報告による）

昭和九年末	八五、一三一	昭和八年末	八五、五九〇
		昭和七年末	八五、九五一

第三章　少年勞働者狀態

少年勞働者については之を第一部第二篇に記述し、茲では徒弟に關する記述のみをすることゝした。よつて工場少年勞働者及び鑛山少年勞働者については第二篇第一章第三、同じく賃銀については第二篇第二章第三につき見られたし。

徒弟

昭和九年中工場法施行令第二十八條の規定に基き、地方長官の認可を受けたる規程に依り徒弟を收容しつゝある工場は、全府縣を通じて十七工場であつて、その收容徒弟數は九百十一人である。之を前年に比すれば工場數に於て八工場を增し、徒弟數においても三百十五人の增加を見てゐる。本年中新たに認可を受け徒弟を收容するに至つた工場は九工場であつて、之を廢止した工場は崎玉縣に一件（八名）ある。徒弟數三百十五人の增加を見たのは、總ての既設工場においてその收容徒弟數を增加したのと、新たに認可を受け徒弟を收容した工場が八工場に及んだのである。累年の狀況左の如し。昭和九年工場監督年報

	收容工場數	徒弟數		收容工場數	徒弟數
昭和四年	一三	六八〇	同　七年	一〇	五一六
同　五年	一三	六一〇	同　八年	九	五九六
同　六年	一四	四九八	同　九年	一七	九一一

第六篇　勞働移民狀態

第一章　海外移民狀態

第一　一般狀態

海外在留邦人數　昭和五年第二回國勢調査と同時に行はれた在外本邦人國勢調査に據れば、昭和五年十月一日現在海外在留邦人（朝鮮人、臺灣人を含む）は五一八、八六五人（內女二一七、四九七人卽ち女子は總數の四一・九%に當る）にして、これを第一回國勢調査の結果たる四六四、五一八人に比較すれば五四、三四七人の增加を示してゐる。しかしこれら國勢調査による數字と每年外務省より發表される海外在留本邦內地人の數とは著しい開がある。後者による昭和九年十月一日現在數は一、〇五八、三二八人で、うち女子は四六〇、八五六人である。今この外務省調にもとづき在留國別、職業別、民籍別に見、併せてその割合を算出すれば左の如くである。

在留地別本邦內地人　一萬人以上本邦人在留國を擧ぐれば左の如し。（昭和九年十月一日現在、外務省調）

	男	女	計	總數に對する割合
海外各地總數	五四七、四七三	四六〇、八五六	一、〇五八、三二八	一〇〇・〇
關東州	四五、六二九	一、七五四	四七、三八三	四・五
南洋委任統治地域	二三、九九八	三九、八八五	六九、四五三	六・六
滿洲國	一三九、四一三	一〇四、四五五	二四三、八六八	二三・〇
中華民國	三〇、三六四	二五、六八五	五六、〇四九	五・二
比律賓群島及グアム島	一四、五七七	六、二六一	二〇、八三八	一・九
北米合衆國　本土	八四、九二三	六一、七八五	一四六、七〇八	一三・八
北米合衆國　布哇	七八、一〇九	七二、七二三	一五〇、八三二	一四・二
英領カナダ	一三、二三五	八、八三七	二一、〇六二	一・九
ペルー國	一三、九一五	七、二二二	二一、一二七	一・九
ブラジル國	九六、七五七	七六、七四三	一七三、五〇〇	一六・四

職業別海外在留本邦內地人　同じく外務省調による昭和九年十月一日現在の狀況は左の如し。

	關東州	南洋委任統治	海外各地	總數	同上割合
總數	一四五、六二九	三九、八八五	八七二、八一四	一、〇五八、三二八	一〇〇・〇
一、農業	一、七五四	二一、〇六二	八五、五四四	九八、三五四	九・三
一、水產業	一、〇六七	一、九二七	七、九七四	一〇、九六八	一・〇
三、鑛業	九八二	一〇二	四、七四二	五、八二六	〇・六
四、工業	二九、三八八	三、二〇一	三二、一三〇	六三、七一九	六・〇
五、商業	二九、四六〇	三、一九三	八三、五二九	一一六、一八二	一〇・九
六、交通業	二四、〇〇八	七九一	二三、一七五	四七、九七四	四・五
七、公務自由業	三六、六七二	一、〇四一	二九、五六七	六七、二八〇	六・三
八、家事使用人	二、三三四	三四三	一三、四七九	一六、一五六	一・五

九、其他有業者　一〇、六二三　二、二五六　一九、六〇五　三二、四八四　三・一

十、無　業　九、三四一　一五、九七五　五七四、〇六九　五九九、三八五　五六・六

民籍別海外在留本邦人　同じく右外務省調にもとづき海外在留本邦人をその民籍によつて分てば左の如し。

	男	女	計	割合
總數	九五〇、一七八	八〇二、四一五	一、八〇二、五九三	一〇〇・〇
內地人	五四七、四七二	四六〇、八五六	一、〇五八、三二八	五三・二
朝鮮人	三九四、六五〇	三三五、五六二	七三〇、二一二	四〇・五
臺灣人	八、〇五六	九、九九七	一四、〇五三	六・三

海外移民數　昭和九年中におけるわが海外移民數（渡航許可員數）は二八、〇八七人（男子一六、四一九人、女子一一、六六八人）にて、前年より七七〇人の增加となつてゐる。最近數ケ年の趨勢を見るに左の如し。

	渡航許可員數 男	渡航許可員數 文	渡航許可員數 計	歸國移民數
昭和四年	一六、三三〇	九、三七四	二五、七〇四	一四、〇七三
同五年	一四、一三〇	七、六九九	二一、八二九	一四、五四六
同六年	七、〇五二	三、三三二	一〇、三八四	一三、九六五
同七年	一一、四〇八	七、六二五	一九、〇三三	一三、一七〇
同八年	一五、九一九	一一、三九八	二七、三一七	一四、一四一
同九年	一六、四一九	一一、六六八	二八、〇八七	—

〔備考〕—第五十四回帝國統計年鑑による。

移民地別移民數累年表

	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	同上割合
ブラジル	五、五六五	一五、〇九二	二三、二九九	三、九六〇	八一・七五
比律賓群島	一、一〇九	七四七	九四一	一、五四四	五・五〇
ペルー	二九九	三六九	四八一	四七三	一・六八
カナダ	一〇六	九八	九一	一〇五	〇・三七
ソヴィエト聯邦	一、二三六	一、〇九六	一、〇九五	一、三一〇	四・七〇
英領海峽植民地及馬來諸邦	五四九	三五六	三二三	五九八	二・一三
アルゼンティン	三六二	二三九	一三五	一二二	〇・四〇
蘭領東印度	四四七	五三三	四六八	三五六	一・二七
メキシコ	二八三	一四九	八五	八〇	〇・二八
濠洲及新西蘭	三四	九二	五九	一〇五	〇・三七
其の他	三九二	二六二	三四一	四三四	一、五五
計	一〇、三八四	一九、〇三三	二七、三一七	二八、〇八七	一〇〇・〇〇

〔備考〕—第五十四回帝國統計年鑑による。

第二　北米合衆國及び加奈陀

移民問題　北米合衆國に於ける我が移民に對する米當局の態度には本年も特記すべき程の變化はなかつた。昭和九年一部に移民制限緩和論が唱えられ國內に相當の共鳴者を見た樣であつたが、西部地方方面の反對運動に强力なるものあつて、その後一向進展の模樣もない。寧ろ反對に西部特に加州地方に於ける日本移民排擊の運動は本年も可成執擁に行はれてゐ

る。即ち加州下院に於ける漁業特許制限案―歸化權なき外人たる邦人の漁撈禁止―、外人登記法案の提出がそれである。之等の法案は何れも日米國交に有害なりとする反對論に壓せられて、三法案とも握潰しの運命に遭ふことゝなつたのであるが。

更にアリゾナ州に於いては昨年から今年春にかけ同地在留七百の日本人農民に對し熾烈なる暴力的排斥運動が行はれたが、遂に本年二月アリゾナ州會に排日土地法案が提出された。同法案は同州現行土地法より遙に苛酷なものであつて、邦人の農園の占有、使用、耕作及び收穫を禁ずるのみでなく、邦人の耕作及收穫の指揮、監督乃至管理をも禁ぜんとするものである。此法案の外更に二月十八日に同じく日本人農民驅逐を目的とする外人土地法案が同州上院に提出された。これ等法案成立の曉には同地居住邦人農民は完全に生計の手段を失ふことゝなるので在留邦人は日本人會を通じ有力米國人に極力諒解工作を進め必死の阻止運動を行つた。法案は州下院委員會に回付され憂慮すべき形勢にあつたが、米中央政府は該排日土地法案は日米間に重大國際問題を惹起するおそれありとの警告を發したので委員會は同法案の推薦を拒絶しその儘本會議に回付したゝめ同案支持の空氣は著しく緩和された。かくて下院提出の法案は審議未了、上院提出の法案は上院を通過したが、下院に於いて審議未了となり、茲に兩法案とも排日議員の策動にも拘らず握潰しの憂目をみる事となつた。

尙齋藤駐米大使は上記のカリフオルニア、アリゾオ及びワシントン各州議會で排日方策を法律化せんとする運動に對し米國政府に於て適當の措置を執るべき旨要請し、ハル國務長官は之に對し「兩國關係の進展を阻害するが如き行爲に對しては政府當局は嚴正なる態度を執るべき」旨解答するところがあつた。

北米への移民數　昭和九年における北米合衆國、カナダ、布哇への我が移民數、歸國移民數（昭和八年）並に在留邦人の送金額は左の如くである。

	渡航許可員數	歸國移民數	送金額
カナダ	一〇五（內、女三六）	一、三九四（內、女八一三）	一、〇三八、一九二圓
北米合衆國	―	六、七六七（內、女二、七六二）	八、五四八、九一一
布哇	―	四、三六一（內、女一、九七一）	四、一四八、五八三

〔備考〕―第五十四回帝國統計年鑑による。

在留本邦內地人數　昭和九年十月一日現在における北米合衆國並に加奈陀において本邦內地人の多數在留せる地方を擧ぐれば左の如し。

	男	女	計
北米合衆國本土總數	八四、九二三	六一、七八五	一四六、七〇八
（在紐育總領事館管內）	二、五三三	一、〇八七	三、六二〇
（在・カゴ領事館管內）	七〇五	四三二	一、一二七

在ニユー・オルレアンス領事館内	四六九	二七三	七四二
在ポートランド領事館管内	三、五〇四	二、四八二	五、九八六
在シアトル領事館管内	九、九五七	六、七九六	一六、七五三
在桑港總領事館管内	三六、二四〇	二三、六一二	五八、八五二
在ロスアゼルス領事館管内	三一、五一五	二八、一一三	五九、六二八
布哇(在ホノルル總領事館管内)	七八、一〇九	七二、七二三	一五〇、八三二
英領カナダ	二三、二三五	八、八三七	二一、〇六二

〔備考〕―外務省「海外各地在留邦人人口表」による。

在留本邦内地職業別數 同じく昭和九年十月一日現在における北米合衆國および加奈陀における本邦内地人の職業別數左の如し。

	北米合衆國 本土	北米合衆國 布哇	北米合衆國 總數	英領カナダ
農業	二〇、八七〇	一六、五七五	三七、四四五	一、七九四
水産業	一、二五〇	一、一七一	二、四二一	一、一三一
鑛業	三五二	―	三五二	一〇三
工業	二、二九五	四、八四五	七、一四〇	一、七六八
商業	八、五七七	六、五六六	一五、一四三	九八四
交通業	一、四五五	一、六五五	三、一一〇	二七三
公務自由業	一、七七〇	一、三四五	三、一一五	一五二
家事使用人	三、〇四五	四、四一九	七、四六三	一八〇
其他の有業者	四、六四二	六、四八三	一一、一二五	三九三
無業	一〇二、四五三	一〇七、七七三	二一〇、二三六	一四、二八四

第三　南米

南米は、現在在住する邦人數からいつても固より主要なる地方であるが、毎年わが移民の向ふ地方としては何と云つてもこの地方が第一である。而して南米在留邦人の殆んど大部分がブラジル及びペルーに住んでゐる。

ブラジル　昭和九年度のわがブラジル移民は二二、九六〇人で、昨年の二三、二九九人に比し三三九人の減少となつてゐる。ブラジル移民は昭和七年同國政情の安定並に我財界好轉などの影響によつて茲三年程飛躍的增加發展を示してゐたものであるが、昭和九年五月伯國新憲法に附帶して移民制限條項が同國議會を通過したゝめ早くも昭和九年度に於ては移民數の減少を示したものと考へられる。然し乍ら多少の減少は見たものゝブラジル向け移民は我國海外移民總數中の八一・七五%を占め、依然として最高率を示してゐる。

上記の移民制限法（外國移民の入國を定住民の二分に制限する）を含む新憲法は昨年實施されるに至つたが、我國は同年二萬八千の移民契約があつたので、昭和十年三月迄制限法の實施が延期され、四月よりその正式適用を受けることゝなつた。かくて同國移民法委員會は本年四月より年末迄の邦人入國許可數を二千八百餘名に制限する旨決定之を發表した。我國の伯國向移民はこの制限法により從來の二割足らずに激

減する事となるので我國當局は經濟使節團の派遣を初め種々の對策を講じて制限緩和乃至撤廢の運動を試みつゝある。

一方伯國内に於てもサン・パウロ州の如きコーヒー耕作地はもとより、他の棉花栽培の盛んに行はれつゝある諸州では、この制限法のため急激に勞働力の不足を來し、之等諸州内の耕作主、耕作地を沿線にもつ鐵道會社等は勞働力不足問題解決促進方を州政府に嘆願するに至つた。この問題は直ちに政治問題化し、サンパウロ州、リオ・グランデ・ド・スル州等の州代議士は議會に入國緩和便法を要求するに至つた。そして六月にはパラ州選出議員レオン氏がパラ、アマゾン兩州選出多數議員の支持を受けて開會中の下院に日本農業移民に對し移民制限外入國を許可すべき辯法案を提出した。かゝる事情の下にブラジル政府は九月遂に各州の勞働力不足補整の目的をもつて新憲法による移民二分制限條項の解釋並に適用を緩和することに方針を決定し、昭和十年度入國移民を約一萬人增加する事に決定した。但し右一萬人のうちどれだけが日本移民に割當てられるやは不明である。

次に拓務省調査に基きブラジルに於ける本邦人の分布狀態並に職業狀態を摘記して置く。

邦人の分布狀況を觀るに、總數の九割三分はサンパウロ州に在留して居る。サンパウロ州は伯剌西爾の東南に位し、文化の最も發展せる同國の中心地であり大珈琲產地であつて、邦人の大部分が珈琲園に勞働し　は珈琲園を經營して居る關係上同州に斯く多數が在留して居るのである。サンパウロ州の約十五萬人に比較すればミナス・ジェラエス其他南部三州の約五千人、パラー、リオ・デ・ジャネイロ、アマゾーナスの諸州其の他の二千五百人等は言ふに足らぬ少數である。

在留者を職業別に觀るに、伯剌西爾が大農業國なること、我が移民の殆んど全部が農業の目的を以て渡航せること等より農業に從事する者最も多數を占め、其の見込數十六萬人餘に及んで居る。其の他には商業の約二千人、工業の約一千人、公務自由業の約四百人、家事使用人の約二百五十人等が之に次いで居る。

ペルー　昭和九年中におけるペルーへの我移民數は四七三人にて、昭和六年以來激增の傾向にあつたが本年は昨年に比し八名の減少となつてゐる。いま拓務省調査により在留邦人數、その分布狀態、職業別在留邦人數等を見るに左の如くである。

昭和九年十月一日現在に於ける在祕邦人數は二萬一千百二十七人にして、リマに約一萬七千人、其の他は各地に散在して居る。在留邦人は都會集中の傾向を有しリマ市カヤオ市及其の附近に集團して居る。

是等邦人を職業別に觀ると、商業の約五千人、農業の約二千人、工業の約五百人　公務自由業の百五十人である。リマ及カヤオ兩市に集中せる邦人は殆んど商業に從事せる者にして、其の數

一萬二百餘人である。地方に於て商業に從事する者を合せると一萬七千二百餘人に達する。

第四　其他

フイリツピン　昭和九年に於けるフイリツピン群島への我移民は一、五四五人で、前年に比し六〇四人の增加となつてゐる。最近四ケ年の同地向我移民數は次の如くである。

フイリツピン移民數

	男	女	計
昭和六年	八一四	二九四	一、一〇九
同七年	四八一	二六六	七四七
同八年	六〇四	三三七	九四一
同九年	一、〇四〇	五〇四	一、五四五

次に最近における同地の移民事情を拓務省調によつて見るに大要左の通りである。

比律賓群島在留の邦人總數は昭和九年十月一日現在調て二萬五百五十八人である。

是等の邦人はマニラ市に四千七十六人、ルソン島（マニラ市を除く）に一千五百六十七人、ダバオ、コダバト州に一萬三千百四十一人でダバオに最も多數在住して居るが、是れは後述の如く同地に邦人の麻栽培業者が多く、又移民の大多數が此の麻耕地に勞働して居る爲である。

第一部第六篇　勞働移民狀態

在留邦人の從事する職業に付て觀るに農業者最も多く、殆んど全部がダバオ、コダバトニ州に住居し、其數八千人である。

邦人の栽培する農作物の最も重要なるものはマニラ麻である。元來麻はダバオに於て邦人の手で始められ又發達せるものであつて、現在の植付面積は一萬六千餘陌に達する。

移民は入島後は主として邦人麻栽培會社に雇はれ其の耕地で勞働に從事する。農業者中には椰子の栽培に從事する者、護謨、砂糖等を栽培する者もあるが極めて少數である。

比律賓群島には漁業移住者が相當あり、ダバオ、マニラ等に在住し外南洋に於て漁獵するのであるが和當の成績を擧げて居る。

其の他には大工、左官の手先の職業と銀行、會社其の他小商業に從事する者が多い。

滿洲國　昭和七年三月滿洲國創始後その內政の整備と產業の發展が着々として進められるに伴ひ、この地における諸般の事情は一變し、玆に本邦人の移民として渡航するもの漸次增加するに至つた。然し乍らその移民數の總括的な數字は未だ明でない。いま關東局並に滿洲國々務院統計處の發表により在滿邦人の狀況をみるに、昭和九年末に於ける關東州及び南滿鐵道附屬地における現在人口總數は一、四九七、六〇〇人にてうち本邦人は三四五、四三〇人にて、之を前年末て比すにば三六、四〇一人にて每年略々同率の增加を示してゐる。また關東州及び滿鐵附屬地を除く滿洲國大同二年末（昭

和八年）現在の人口は滿洲國々務院統計處統計によれば總數三〇、八七九、七一七人にて、うち日本人は五九〇　七六〇人（一・九%）である。之を前年末に比すれば二四、二八九人の增加となつてゐる。

關東州及び南滿洲鐵道附屬地現住人口（昭和九年末）

（關東局第二十九統計書）

		%
總人口	一、四九七、六〇〇	一〇〇・〇
滿洲人	一、一四九、九四九	七六・八
內地人	三二四、八六七	二一・〇
朝鮮人	三〇、五六三	二・〇
外國人	二、三二	〇・一

之を主要都市について見れば次の如くである。

（同上統計書）

	總人口	內地人	朝鮮人	滿洲人	外國人
旅順市	一四二、二七九	一三、二一五	一六一	一二八、八七三	三〇
大連市	二四一、八一	八一、三三〇	一、二九四	一五八、四六八	七二三
奉天市	七二、五〇六	五〇、六〇八	一、六〇八	一九、五八〇	七一〇
新京市	五八、八七二	三〇、一〇九	一、二六九	二五、六九三	三七七

滿洲國現住人口（關東州及滿鐵附屬地を含まず）

	大同二年末（昭和八年）	大同元年末
總數	三〇、八七九、七一七	二九、六〇六、一一七
滿洲人	三〇、一九〇、五二六	二八、九〇二、五九二
日本人	五九〇、七六〇	五六六、四七一
其他	九八、四三一	一三七、〇五四

（滿洲國々務院統計處編「滿洲國年報」）

昭和七年以來特別農業移民を入植せしめてゐる拓務省は本年第四次移民團五百名を募集した。これは昭和十年度豫算をもつて入植せしむべき移住者であつた、うち百名は既設の各種長期訓練所に於て訓練を受けたるものをもつて充て、殘り四百名は從來と異り北海道、沖繩を除きたる全國各府縣より募集したものである。全國より募集せる四百名は約一ヶ月間に亘る基礎訓練を施したる後、昭和十一年二月下旬濱江省密山縣內城子河地區及哈達河地區の二ヶ所に入植せしめる豫定である。

政府の特別農業移民は本年の第四次迄合計約一千八百戶を入植せしめてゐる。

對滿洲移民國策遂行の中心機關となるべき大移民會社を設立すべき議は昨年來拓務省、關東軍、滿鐵の間に於て種々協議を重ね具體案を立案しつゝあつたが、本年十月漸く成案を得、十二月十二日滿洲拓植株式會社法の公布によつて同名の會社が設立されるに至つた。同會社は滿洲國、滿鐵、日本民間各五百萬圓計一千五百萬圓の日滿合辦會社であつて、本社を新京に置き、その主たる事業としては（イ）移住用土地の

取得、管理及分譲、(ロ)移住者に必要なる施設、(ハ)移住者に必要なる金融、(二)その他以上各號に關聯附帶する事業等である。

尚之より先き對滿移民會社の事業を支持助成して、滿洲移民事業の發展を助成する目的をもつて、本年十月齋藤實子を會長とする滿洲移住協會が創立された。同移住協會は(イ)移民事業に關する調査、宣傳及紹介、(ロ)移住者の訓練並に渡航斡旋、(ハ)移住者宿泊所の設立及經營等の諸事業を行ふ民間團體である。

拓務省の特別農業移民以外民間の自由移民としては左の如きものがある。

天照村(天照園移民) 東京深川埋立地の勞働者收容所出身の移住者を昭和七年以降通遼縣錢家店の東亞勸業株式會社農場に小作人として入植させたもので、現在移住者八十四名である。

天理村(天理教移民) 天理教園本部の經營でハルピン郊外阿什河にあり、昭和九年十一月より移民を送致し、現在員數は六十二戸、三百 十名である。

右の他昭和七年十月吉林省寧安縣鏡泊湖畔に設立された**鏡泊學園**は本年十一月財政難及移民不適當等の原因のため解散するに至つた。同園卒業生百三十八名中八十名は各地拓務省移民に參加し、殘餘は現地に當り開墾に從事する事となつた。

第二章 移入民狀態

第一 移入鮮人

1 移入鮮人數

內地臺灣および樺太に在留する朝鮮人の最近の數は不明であるが、昭和六年十二月現在においては三一八、二二一人と報ぜられてゐる。次に慶尙南道警察部において調査せるところによれば昭和七年一ヶ年間における釜山經由の內地渡航鮮人數は計六九、四八八人で一ヶ月平均五、七九一人に當つてゐる。渡航者中勞働を目的とせるものは、三、四の兩月に最多い。

2 移入鮮人生活狀態

移入鮮人の生活は多少とも內地人の生活と同一化されつゝあるが依然としてその大部分が下積の生活で著しい改善の跡は見出し難いであらう。いま內地鮮人の生活狀態に關し大阪府社會課調「在阪鮮人の生活狀態」(昭和九年六月)に據りその要點を左に揭げることにする。この調査は大阪府學務部社會課が昭和七年六月より同年十二月末迄七ヶ月に亘つて、市內二十六警察管轄區域に一戸を構へて居住する朝鮮人の世

帶につき調査したものであつて、調査世帶總數は一一、八三五、この人口總數は五〇、八九六人である。

一、職業　職業としては工業に屬するものは七、一三七人で最も多く次が商業の二〇七人、日傭雜役夫等人夫を主とする其の他の有業者一、〇六一人、公務自由業六三人、農業四九人、鑛業一五人、家事使用人二人となつて居り、水産業に從事する者は皆無である。而して無職の者は一、三〇一人あるがこれは大部分失業者又は未就職者と見られるのである。

各種職業の中比較的多數從事せるものを見ると鐵工が最も多く八九五人あり、次は土木人夫の六八六、土工の六二一、日傭人夫の四五三、手傳の四五二、仲仕の三五二、硝子職工の三〇〇、屠物商の二五六、ミシン裁縫職の二一六、製材職工の二一〇、下宿業の二一六人等であつて、その職業々態に依つても略彼等の生活狀態の一面を知り得るであらう。

二、職業の確實性　自營業者たると使用人たるとを問はず現在の職業に就いてゐるもの一〇、五三四人についてその職業が固定的であるか又は不安定であるかを見てみると、その中七五　六%に當る七、九七二人が安定と認められる狀態にあり殘り二四、三二%に當る二、五六三人が不安の狀態にある。

而して不安定のものゝ比較的多い地域は朝日橋、天王寺戎、天滿　阿倍野、住吉、鶴橋、平野、十三の九區域であつて、いづれも不安定者が三〇・〇〇%以上あり、就中住吉區域にあつては不安定者が五七・四四%の多きを占めてゐる。

三、勤務時間　前項に見る如く職業の不安定の狀態にあるものは有業者の約二割五分を占めてゐるが、今これを勤勞時間別に見ると勤勞時間の定まらないもの及び十時間以下のものにはその職業不安定のもの比較的多く、十時間以上のものは比較的安定してゐると見ることが出來る。即ち勤勞時間不定のもの二、七〇七人の中三〇・四四%に當る八二四人がその職業不定であり、十時間以下のもの五、〇二九人の中二五・七三%に當る一、二九四人が職業不定であるに對し十時間以上の勤勞時間のものにあつては、二、七九八人の中四四四人がその職業不定であつて、これを割合にすると一五・八七%の少數となつてゐる。

四、賃銀　日給勤勞者の賃銀は、五十錢以下のものより最高は二圓以上のものに至つてゐるが一圓より一圓五十錢までのものが最も多く總數の過半數五五・八二%を占め、次いで五十錢以上一圓以下のもの二五・〇七%、一圓五十錢以上二圓以下のもの一五・〇八%となつてゐる。又五十錢以下のものは一・二五%あり二圓以上のものは二・七八%あつて此の總平均賃銀は一圓三十四錢となり、最低は高津區域の八十六錢、最高は天王寺、市岡兩區域の一圓五十八錢となつてゐる。

賃銀	世帶數	百分比
五十錢以下	九二	一、二五
六十錢以下	四三	〇、五八
七十錢以下	八三	一、一三
八十錢以下	二一三	八、八七

九十錢以下	一二七	一、七二	
一圓以下	一、三八七	一八、七八	
一圓十錢以下	二四六	三、三三	
一圓二十錢以下	一、〇三〇	一三、九四	
一圓三十錢以下	一、二三〇	一六、五二	
一圓四十錢以下	三四二	四、六三	
一圓五十錢以下	一、二八五	一七、四〇	
一圓六十錢以下	二四四	三、三〇	
一圓七十錢以下	一六六	二、二五	
一圓八十錢以下	二一七	二、九四	
一圓九十錢以下	四六	〇、六二	
二圓以下	四四一	五、九七	
二圓以上	二〇五	二、七八	
計	七、三八六	一〇〇、〇〇	
平均賃金	一、三四圓		

尙同調査による世帶關係、居住、生計及び教育程度等は前年度版本年鑑に之を收錄した。ついて見られ度し。

3　移入鮮人に關する事件

移入鮮人に關する事件としては、思想事件を別とし、日鮮人間の衝突があり、鮮人同志の衝突がある。從來最も多數を占めてゐたのは、日鮮人間の衝突では、賃銀支拂その他雇傭關係に由來するものであつて、單なる民族的感情にもとづく騷擾は近來著しく減少した。また鮮人同志の衝突としては思想的左右對立に起因するものは漸次減少し、單に作業上の行違若くは感情のもつれに由るものが多い。本年の事件としては特に此種のものが多かつた。いま本年一般に報導せられた主なるものを拾へば左の如くである。

▲福井市外錦華紡績新築工事場で內鮮人土工五十餘名が大亂鬪を演じ十數名の負傷者を出した。原因は土工が人夫監督に叱責されたゝめ。（二月）

▲山口市鰐石町、同大附町の鮮人親分同志が仁義の强要から亂鬪となり十數名の重輕傷者を出した。（二月）

▲京都府北桑田郡平尾町駐在所へ二十數名の鮮人が押しかけ警官二名と亂鬪を演じた。原因は駐在所で取調中の拘留鮮人釋放要求のため。（二月）

▲青森縣久慈工營所使用の鮮人土工四十名は幼兒轢殺から列車妨害事件を起した鮮人に同情し鐵道側に弔慰金、慰藉料を要求した。（三月）

▲富山縣下の鮮人勞働者からなる左翼系親　會はその總會を阻止せんとした同じく鮮人の右翼淳和會の幹部を襲擊した。（四月）

▲黑部奧山小屋の日本電力平工事場において內鮮人土工が亂鬪。原因は作業に關しての感情の衝突。（五月）

▲岡山縣久米郡西川村鮮人土工十三名は同社の土木請負業者宅へ押しかけて暴行。原因は同請負業主よりの解雇失業手當四百圓

を要求したが拒絶されたゝめ。（九月）

▲西宮市廣田字芦部の土工十數名は泥酔者の惡口から亂鬪となり重傷二名。（九月）

▲京都府天田郡金谷村字宮垣の飯場で作業上の行違から土工五十名が亂鬪。（九月）

▲名古屋市東區大曾根町市立大曾根勞働紹介所へ求職に來てゐた朝鮮勞働者二百名が同鄕人の失業を誤解憤慨して同紹介所長を襲擊。（十月）

▲大阪市東成區飼猪野に於て家賃不拂による鮮人家屋の强制執行に對し附近の朝鮮人百數十名が暴力を振つて妨害。（十月）

▲瀨戸市湯野、赤津の採掘場地下坑内で盜掘の朝鮮人約百名を檢擧。（十二月）

4　移入鮮人の運動

近來に於ける移入鮮人の運動としては、内鮮人間の融和、鮮人間の融和、鮮人同志の相互救濟を目的とする相愛會、階級的運動、排日的運動等に大別し得るのであるが、このうち排日運動は時に兇激なる行動となつて現はれることあるも、概して表面化するものは稀れであり、且つ次第に減少の傾向にあつて、本年度も殆んどかゝる事例を見なかつた。階級運動は鮮人獨自のものは尠く、概して内地人の一般的な勞力運動のなかに包括されて進められてゐる。相愛會風の融和運動は比較的盛んであるが、最近は内地人有志乃至は地方當局の援助を仰いで共同的に行はれるものが益々多い。從つてこゝに特記すべきほどの移入鮮人獨自の運動は極めて微弱であり、またその必要も次第に減少しつゝあるのであらう。いま内地人または地方當局の助勢のもとに行はれつゝある相愛會風の運動の本年度に於ける狀況を示す一端として、主なる事例を拾ひ擧ぐれば次の如くである。

▲名古屋市東區在住朝鮮人の融和親睦を圖るため設立された善倫會創立大會は四日東區鍋屋町京桝座に於て行はれ住宅難緩和の件その他を可決した。（二月）

▲大阪府社會課では内鮮融和會と協力して大阪府に居住する約一萬人の不就學兒童の積極的救濟に乗出すことゝなり先づ本年度の入學適齡兒童のみを全部就學せしめることに決定。（三月）

▲在關朝鮮人六千人の親睦機關二十二團體の大同團結懇該會を二十八日市内昭和館に於て開催。（三月）

▲内鮮融和と内鮮人の保護救濟化機關の確立を目標として郡内在住約六十名に依る郡内鮮協和會が五日玉島警察署樓上で擧行された。（三月）

▲福岡縣飯塚警察署管内在留鮮人の共存共榮の精神に立脚し其の福利增進並人格の向上發展を目的とする融和團高昭和會創立大會が飯塚公會堂で擧行された。（五月）

▲京都在住の朝鮮人に對し内鮮融和と鮮人の修養向上を目的とする東亜博愛會發會式が京都市公會堂で行はれた。（八月）

▲名古屋鍋屋署管内在住の朝鮮人千五百名に依り思想善導教化

と親睦の目的から中部日本善倫會を結成する事に決定。（十一月）

第二　移入中華民國人

本邦内地在留中華民國人は昭和九年末現在二二、七四一人（第五十四回帝國統計年鑑）にて昨年に比し二、八〇九人の増加となつてゐる。この數を内地在留外國人總數三二、七四一人に對比すれば六九・七％にてこれまた前年の六八・一％より増加を示してゐる。

第一部（勞働者狀態）統計表

第一表（其一）國勢調査に依る職業別人口（有業者）（昭和五年十月一日）

	總數（有業者）	總數	雇主	單獨	使用人 總數	使用人 男	使用人 女	各業總數一〇〇中 雇主	單獨	使用人
總數	二九、六一九、六四〇	三、三九五、八四五	六、一四九、九四四	二〇、〇七三、八五一	一〇、六七六、一〇九	九、三九七、七四二	二〇・七	一一・五	六七・八
農業	一四、一四〇、一〇七	七三九、三三四	四、二七七、一六六	九、一三三、六一七	三、一七三、二八三	五、九六〇、三三四	三〇・二	五・二	六四・六
農耕に從事する者	一三、五四九、四九一	六七三、一〇四	四、一七六、七三一	八、六九九、六五六	三、〇一七、九四五	五、六八一、七一一	三〇・八	五・〇	六四・二
畜産に從事する者	六〇、六三〇	一二、六九四	一三、二五一	三四、六八五	二三、四六二	一二、二三九	二一・九	二〇・九	五七・二
蠶業に從事する者	三五四、六四四	一三、一二三	五三、四五五	二八八、〇六六	五一、〇七〇	二三六、九九六	一五・一	三・七	八一・二
林業に從事する者	一七五、三四二	三〇、四〇三	三三、七二九	一二一、二一〇	八一、八〇六	二九、四〇四	一九・二	一七・四	六三・四
水産業	五四六、六二四	一二六、四二六	一二五、八二〇	三二四、三七八	二七二、二五八	四二、一二〇	二二・二	二二・三	五七・五
漁業に從事する者	五四六、六二四	一二六、四二六	一二五、八二〇	三二四、三七八	二七二、二五八	四三、一二〇	二二・二	二二・三	五七・五
鑛業	二五一、二三〇	五、三二〇	四、四八〇	二四一、四三〇	二〇〇、四九六	四〇、九三四	一・八	二・一	九六・一
採炭に從事する者	一八二、五五八	一一九	四三五	一八二、〇〇四	一四六、五八四	三五、四二〇	〇・二	〇・一	九九・七
採鑛に從事する者	三一、八七三	六〇八	六一七	三〇、六四八	二七、二〇六	三、四四二	一・九	一・九	九六・二
石油鑛業に從事する者	二、八四五	一四	三三	二、七九九	二、七二四	七五	一・一	〇・五	九八・四
土石採取に從事する者	三三、九四四	四、五六九	三、三九六	二五、九七九	二三、九八二	一、九九七	一〇・〇	一三・五	七六・五
工業	五、六九九、五八一	九七五、二五六	六八六、六四四	四、〇三七、六八	二、八〇八、九八五	一、二三八、六九六	三・一	一七・一	七〇・八
窯業土石加工に從事する者	一六九、四一四	九、七一五	二、八五四	一三七、八四五	一一〇、五三四	二七、三一一	三・九	五・七	八一・四
金屬工業、機械器具製造、造船運搬用具製造に從事する者	七〇五、三九五	七八、七八〇	七四、一三四	五五二、四八一	五三三、七六二	一八、七一九	一〇・五	一一・二	七八・三

精巧工業に從事する者	五七、九三一	五、九七一	一一、一〇三	四〇、八四八	三八、五五〇	二、二九八	一〇・三	一九・二	七〇・五
化學製品の製造に從事する者	一三七、五三七	一一、五五〇	七、五〇一	一〇八、四八六	八四、〇八五	一四四、四〇一	九・〇	五・九	八五・一
紡織工業に從事する者	一、三六一、一五三	九四、〇六一	九六、〇六一	一、一七一、〇七六	三〇九、二〇八	八六一、八六八	六・九	七・一	八六・〇
被服、身裝品製造に從事する者	四九七、六九五	七一、三四七	一五九、二二五	二六七、一三二	一七五、六九五	九一、四三八	一四・三	三二・〇	五三・七
紙工業印刷に從事する者	二六五、二六三	三四、五八一	三二、三二七	一九八、三五五	一六三、六四七	三四、七〇八	一三・〇	一二・二	七四・八
皮革、骨、羽毛類製造に從事する者	三二、一一九	四、六〇一	五、五三七	二二、九八一	一八、九六一	四、〇一一〇	一三・九	一六・七	六九・四
木竹草莫類に關する製造に從事する者	七〇三、三三五	一一二、六一六	二〇三、四〇六	三八七、三〇三	三四七、〇八六	四〇、二一七	一六・〇	二八・九	五五・一
鹽に從事する者	二一、八四六	二、二一二	九六	一九、五四〇	一五、九四四	三、五八六	一〇・一	〇・五	八九・四
飲食料品嗜好品製造に從事する者	四四六、八〇三	一〇七、〇三〇	四〇、五九二	二九九、一八一	二〇七、五二四	九一、六五七	二三・九	九・一	六七・〇
土木建築に從事する者	一、〇〇〇、〇七八	一二四、三七三	三〇九、七二三	五五五、九八二	五五二、六七四	三、三〇八	一三・四	二一・〇	五五・六
瓦斯、電氣、水道に從事する者	一二八、六二四	—	一、七六八	一二六、八五六	一二六、七一八	一三八	—	一・四	九八・六
其の他の工業的職業	一八一、四〇六	一二、三五九	一九、四三三	一四九、六一四	一二四、五八七	二五、〇二七	六・八	一〇・七	八二・五
商業	**四、四七八、〇九六**	**九五三、〇五六**	**一、二四二、四六六**	**二、二六二、五五六**	**一、二九九、〇二二**	**五二一、三五五**	**二二・二**	**二七・七**	**五一・〇**
商業的職業	三、二五五、二二五	六九七、四七四	一、一〇二、六七六	一、四五五、〇六五	一、〇三六、七五四	四一八、三一九	二二・四	三三・九	四四・七
金融保險に從事する者	六一、八四三	四、八一〇	二二、八三四	四四、一九九	四二、〇〇四	二、一九五	七・八	二〇・七	七一・五
接客業に從事する者	一、一六一、四〇	二五〇、七七二	二二六、九七六	七八三、二九二	二二一、〇七三	五六二、二二九	二一・六	一〇・九	六七・五
交通業	**一、一〇七、五四**	**六〇、九五八**	**二二一、二四八**	**九五五、二六八**	**八四八、〇二〇**	**二四、六四八**	**五・五**	**二一・〇**	**七三・五**
運輸に從事する者	九三五、九二二	六〇、九五八	二二一・二四八	七五二、六一六	七二四、一五七	二九、四五九	六・五	一二・〇	八〇・五
通信に從事する者	一七一、六五二	—	—	一七一、六五二	一二二、六六二	四七、七八九	—	—	一〇〇・〇
公務、自由業	**二、四四〇、二五一**	**四八、九六八**	**二七二、九六六**	**一、九二二、二三七**	**一、四二〇、二五一**	**三六九、一六六**	**二・四**	**八・五**	**八九・一**
官吏、公吏、雇傭員	四三六、二九二	—	—	四三六、二九二	四二〇、〇〇五	一六、二八八	—	—	一〇〇・〇

第一表（其二）大正九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較　（内閣統計局調）

産業	昭和五年人口	昭和五年ト大正九年トノ人口ニ依リ類似産業ヲ組替ヘタル大正九年人口	有業者一萬中 昭和五年	有業者一萬中 大正九年	大正九年ニ比シ増減（△） 人員	大正九年ニ比シ増減（△） 割合%
総數	五五〇、〇〇五	五三、九三二	一	一	二、四六六、九三二	二五
有業者（一一九）	二九、六一九、六四〇	二七、二〇〇、七四〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、三五六、六五六	八七
一 農業	一四、一三一、〇三五	一四、一六六、五九二	四、七二一	五、一四一	△一五五、五六七	△一一
耕作	一三、五〇三、九一五	一三、六八八、三六九	四、五九九	五、〇二二	△一八四、四五四	△一三
畜産	六二、七九一	四三、五八一	二二	一六	一九、二一〇	四一
蠶業	二四九、〇七二	二四八、八六九	一一八	一二八	一〇三	一
其ノ他ノ農業	二六、一七九	二六、七一八	一〇	一〇	一、四六一	五五
林業	一七、〇六八	一七九、〇五五	六三	六六	八、〇一三	四五
漁業	五七、四五〇、〇〇五	五三、九三一、九三五	五、六	五、〇	九三、九	
其の他の有業者	五七、九六六	二、八二二	三、七二九	五六、三五五	四五七、九六二	八六、三六三
家事使用人	七八一、三二九	—	—	七六一、三二九	六四、二〇三	一
其の他の自由業	五八、三〇二	二、七二六	二四、四七四	三一、一二二	三〇、三七三	四六
記者、著述家、藝術家、遊藝家	一一四、七七三	五、二〇七	四五、二六九	六四、二九七	五四、三〇九	九、九八八
其の他の自由業	五八、三〇二	二、七二六	二四、四七四	三一、一二二	三〇、三七三	七三九
家事使用人	七八一、三二九	—	—	七六一、三二九	六四、二〇三	一
其の他の有業者	五七、九六六	二、八二二	三、七二九	五六、三五五	四五七、九六二	七八、三六三	〇五	五六	九三九
陸海軍現役軍人	二四二、七九六	—	—	二四二、七九六	二四二、七九六	—	—	—	一〇〇·〇
法務に從事する者	七、四九二	二、五二九	三、四七四	一、四八九	一、四八九	—	三·七	四六·四	一九·九
教育に從事する者	三七、一九二	一九六	六九九	三六、二九七	二四、六二三	一〇、六七四	〇·一	〇·二	九九·七
宗教家	一五一、二四八	三八五	七、二八一	一四三、五八二	一二、七九四	三一、七八八	〇·三	四·八	九四·九
醫療に從事する者	二六六、六三七	三七、八九六	九二、七〇七	一三六、〇三四	三七、三二九	九八、七〇五	一四·二	三四·八	五一·〇
書記的職業	四三九、四二八	九	七二	四三九、三三七	三九九、三三三	四〇、〇〇四	〇·〇	〇·〇	一〇〇·〇
記者、著述家、藝術家、遊藝家	一一四、七七三	五、二〇七	四五、二六九	六四、二九七	五四、三〇九	九、九八八	四·五	三九·五	五六·〇
其の他の自由業	五八、三〇二	二、七二六	二四、四七四	三一、一二二	三〇、三七三	七三九	四·六	四二·〇	五三·四
家事使用人	七八一、三二九	—	—	七六一、三二九	六四、二〇三	一	—	—	一〇〇·〇
其の他の有業者	五七、九六六	二、八二二	三、七二九	五六、三五五	四五七、九六二	七八、三六三	〇·五	五·六	九三·九

2 水産業	五六、四三六	五三六、六〇四	一九三	一九七	三一、八三三	五九
漁業	五六、四三六	五三六、六〇四	一九三	一九七	三一、八三三	五九
3 鑛業	三三五、四七六	四四七、七一七	一〇七	一六四	△一三、三四一	△二九五
採鑛業	二八〇、三四五	四一八、二〇五	九五	一五三	△一三七、八六〇	△三三〇
土石採取業	三五、一三一	二九、五一二	二二	一一	五、六一九	一九〇
4 工業	五、八五、九一一	五、一三八、七五八	一、九六四	一、八六五	七五、三三七	一四三
窯業土石加工業	二一〇、五三四	二一四、七二二	七一	七九	△四、一八八	△二〇
金屬工業	三九八、九一六	三一七、二〇五	一三五	一一六	八一、七一一	二五八
機械器具製造裝置業	二五〇、六八八	二九五、四一九	八五	一〇八	△四四、七三一	▲一五一
造船業運搬用具製造業	一九九、八五二	一九四、八九二	六七	七一	四、九五九	二五
精巧工業	五六、七九一	五一、七五一	一九	一九	五、〇四〇	九七
化學工業	一七八、二九四	一四八、九六〇	六〇	五五	二九、三三四	一九七
紡織工業	一、四八八、九四一	一、四一二、〇七一	五〇二	五一八	七五、八七〇	五四
被服身裝品製造業	四七一、三一六	三六〇、四〇五	一五九	一三二	一一〇、九一〇	二〇八
紙工業印刷業	二六六、六五九	二〇六、〇一四	九〇	七六	六〇、六四五	一九四
皮革骨羽毛品類製造業	二三、〇四四	四四、一七七	一一	一六	△一一、一二二	△二五二
木竹草蔓類ニ關スル製造業	六五二、〇一〇	六六五、九六二	二二〇	二四四	△一二、九五二	△二一
製鹽業	二二、四六〇	二二、六八九	八	九	△一、二二九	△五二
飯食料品製造業	四九五、八七四	二一六、二九〇	一六七	一一六	一七九、四八四	五六二
土木建築ニ關スル業	九六二、七二二	七五八、四二〇	二五五	二七八	一〇四、二〇一	二六九
瓦斯電氣水道業	一二二、二六二	八二、九二〇	四一	二〇	二九、四四一	四七六
其ノ他ノ工業	六五、五二八	四、七五九	二二	一六	一〇、七六九	四六四
5 商業	四、九五、五五	三、六六一、六四九	一、五六一	一、二四二	六〇〇、四四一	二四〇

商品販賣業	三、二九六、一四七	二、四三三、八五五	一、一一三	八八九	八七二、二五二	三六〇
媒介周旋業	一六八、〇一〇	二〇九、三二三	五七	七七	△ 四一、三一二	△ 一九七
金融保險業	一八三、六二〇	一三二、〇五一	六二	四八	五一、九六九	三九一
物品賃貸業	二一、九一二	一九、七五四	七	七	二、一五八	一〇九
娯楽興業ニ關スル業	八二、二八九	二九、六一六	二八	一一	五二、六七三	一、七七九
接客業	一、一四二、三七八	八三六、三三〇	三六六	三〇七	三〇六、〇四八	三六六
其ノ他ノ商業	一一、二九	一〇、六八一	四	四	六一八	五八
6 交通業	九四五、一一六	九五一、八三二	三一九	三四九	△ 六、七四七	△ 七
交通業	九四五、一一六	九五一、八三二	三一九	三四九	△ 六、七四七	△ 七
7 公務自由業	二、〇〇五、一九二	一、五一六、七五五	六七七	五五六	四八、四一七	三二二
公務	一、〇〇一、〇八七	七九二、二六九	三二八	二九一	二〇七、一一八	二六二
法務	一四、二二一	七、二九五	五	三	六、九二七	九五一
教育	三八、五一五	二五七、七四九	一二一	九五	一二〇、七六六	五〇七
宗教	一六〇、七六六	一四一、六二二	五四	五二	一八、一二二	一二五
醫療	二五一、〇九一	一八二、四一五	八五	六七	六、六七六	二七六
著述藝術遊藝	六〇、七六五	七六、六四	二一	二八	△ 一五、八九九	△ 二〇七
其ノ他ノ自由業	一二八、七二六	五七、七六〇	四二	二一	七〇、九七六	一、二二九
8 家事	八二二、一六七	六六二、〇五二	二五一	二四二	一四〇、〇四五	二二二
家事	八〇二、一六七	六六二、〇五二	二五一	二四二	一四〇、〇四五	二二二
9 其ノ他ノ産業	七〇、五六二	五八、七四四	二四	二二	一一、八一八	二〇一
其ノ他ノ産業	七〇、五六二	五八、七四四	二四	二二	一一、八一八	二〇一
10 無業	二四〇、二三五	二六、七〇二、二六九	一	一	六、二二八、〇九六	二二四
無業	二四〇、二三五	二六、七〇二、二六九	一	一	六、二二八、〇九六	二二四

第一表（其三）工場鑛山等に於ける勞働者數（昭和十年十二月末現在　社會局調）

(1)

	工場勞働者									鑛山勞働者		
	官營		公營		民營		計					
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男	女	計
北海道	三、三四	二〇〇	八九	三	三、四一九	一〇、七一三	三五、八二一	一〇、九一六	四六、七九八	三五、七九四	二、一一〇	三一、九〇四
東京	一〇、三〇七	七、九二八	三、六一一	四六七	二六、八、四一	八、六、二四〇	二八、二、三五九	九四、六三五	三七、六、九八四	一七七	一	一七七
京都	六、九三三	一、一七七	九〇三	四五	四八、二三七	三七、六三一	五六、〇八二	三八、八五三	九四、九三五	七二〇	三六	七五六
大阪	九、七九九	一、四五五	二、〇二〇	一三七	二五六、二四六	一一九、九八〇	二六八、〇六五	一二一、八六二	三八九、九二七	一	一	一
神奈川	三、五一四	五九六	一、五八五	四〇一	五六、九四二	一八、九九三	八一、〇四一	一九、九九〇	一〇一、〇三一	二〇七	一	二〇七
兵庫	一、三五六	八七	五六一	一〇八	一二三、三五五	六九、六六四	一二四、一二二	六九、八五九	一九三、九八一	三、二九六	三六〇	三、六五六
長崎	一三、三九六	四九六	三六	一	一六、九九七	四、五九九	三〇、四二九	五、〇九五	三五、五二四	一八、一四二	二、九八七	二二、一二九
新潟	三三〇	一四	一五〇	一一一	二一、三二七	一四、七一二	二一、七一七	一四、八四七	四六、五六四	三、九九七	四五〇	四、一四七
埼玉	三、一七五	四九	一〇六	三〇	一四、一〇六	一七、四四二	一七、四八七	一七、一二二	五五、〇〇八	三七一	一	三七二
群馬	五六五	三三〇	一六	一	一三、九六八	四〇、九八七	一四、五四九	四一、三〇七	五五、八八六	一、四六八	一〇七	一、五七五
千葉	四七	一	三三	五	一四、一〇五	三、五一六	一四、一七四	三、五二二	一七、六九五	一	一	一
茨城	四九九	三七七	四五	一五	一七、三四三	五、二三五	一七、八八七	五、五四五	二三、四三二	五、六八二	八一七	六、四九九
栃木	三六八	六八四	五	一	一一、三九一	一〇、五五六	一一、七六四	一一、四〇〇	二二、〇〇四	五、九〇一	四七六	六、三七七
奈良	一	一	一	一	七、一二〇	八、九七七	七、一二〇	八、九七七	一六、〇九七	三〇四	七二	三七六
三重	一六〇	五	六〇	四七	一八、七六二	二八、六九四	一八、九八二	二八、七四六	四七、七二八	三、九三三	一〇六	四、九九
愛知	六、五九八	一、〇八四	六九六	二七	一〇八、四二二	一一七、八二四	一一五、七二八	一一八、九三二	二二四、六六二	七七五	九七	八七二
靜岡	九六三	六四二	五三	一一	三五、一二一	四一、九九〇	三六、一三七	四二、六四二	七八、七七〇	二、四七九	二二九	二、六九八
山梨	五	一	四〇	一	六、〇〇六	一五、八五二	六、〇八一	一五、八四二	二二、九〇五	四二四	五〇	四八四
滋賀	一六一	一七二	四二	一	一一、七二二	一〇、〇七九	一一、九一六	一〇、一二二	二一、一六八	一一九	二二	一四一

岐阜	六九三	一〇〇	一三四	四四八	二一、六四二	五一、二四五	二二、四六九	五一、七九三	七四、二六二	一、七三〇	六五	一、七九五
長野	六三三	三	一六	五五	一四、一四三	五四、二五九	一四、七九一	五四、三一七	六九、一〇八	八〇一	四一	八四二
宮城	四一〇	九九一	三八	七五	七、一〇八	五、六一四	七、七四六	六、六八〇	一四、四二六	二、二八八	四〇八	二、六九六
福島	五四二	七六三	—	—	一三、七五五	一八、三五二	一四、二九七	一九、一一五	三三、四一二	一三、五一五	二、一一二	一五、六二七
岩手	三四八	六九	八九	三九四	六、〇六〇	三、〇五三	六、四九七	三、五一六	一〇、〇一三	三、九九二	三二二	四、三一四
青森	一九六	三八	二五	—	三、八六二	一、〇六五	四、〇八三	一、一〇三	五、一八六	三〇六	三五	三四一
山形	二四六	三五〇	八六	四三	七、二二九	一五、六五七	七、五六一	一六、〇五〇	二三、六一一	一、三三〇	二三七	一、五六七
秋田	七二八	三六	一〇三	三〇	八、九三二	一、七一九	九、七六三	一、七八五	一一、五四八	八、九四九	一、一一六	一〇、〇六五
福井	—	—	六一	一四	一三、三五五	三四、三九九	一三、四一六	三四、四一三	四七、八二九	二九七	二二	三一九
石川	二八二	五八八	一三四	七	一五、〇八三	二八、六〇四	一五、四八九	二九、一九九	四四、六八八	九二五	一四七	一、〇七二
富山	—	—	一三四	七六	一一、九二五	一六、五〇三	一二、〇四九	一六、五七九	二八、六二八	三〇	—	三〇
鳥取	三四三	一四二	—	—	二、七二五	六、一四三	三、〇六八	六、二八五	九、三五三	五五〇	九八	六四八
島根	三四	四一	二六	—	五、二六七	六、六九九	五、三三七	六、七四〇	一二、〇六七	六六七	一四六	八一三
岡山	一七七	四九四	一〇	五	二一、一六二	三〇、八四〇	二一、三四九	三一、三三九	五二、六八八	一、五六五	一五一	一、七一六
廣島	三九、〇〇一	二、四三三	一〇三	二一〇	三三、五八〇	二二、三三一	七二、六八四	二四、八六四	九七、五四八	一九二	一六	二〇八
山口	一、三六八	一〇七	二三五	五	二一、六八二	八、一二七	二三、一八五	八、二三九	三一、四二四	一二、四五〇	二、一九五	一四、六四五
和歌山	—	—	六	—	一三、三三七	二二、八一九	一三、三三三	二二、八一九	三六、一五二	五六三	一一六	六七九
德島	三〇一	六〇三	四	二四	七、九一四	九、三〇一	八、二一九	九、九二八	一八、一四七	七七九	七八	八五七
香川	三三七	三四〇	一一	一五	九、五一九	七、七九八	九、七五七	八、一五三	一七、九一〇	七九	六	八五
愛媛	一五八	三六三	二二	一五	一六、六六二	二二、三三九	一六、八〇二	二二、七一七	三九、五一九	四、二三一	四一五	四、六四六
高知	三八五	八〇	五三	一一五	六、六三五	六、四九八	七、〇七三	六、六九三	一三、七六六	九三七	一八〇	一、一一七
福岡	五、三三六	九〇一	四〇	一一	九二、四四四	二三、八七五	九七、八二〇	二四、七八七	一二二、六〇七	八八、〇一六	九、二八九	九七、三〇五
大分	一〇六	二六四	四四	三	二、八四二	七、一一三	二、九九二	七、四〇〇	一〇、三九二	四、〇一六	二八四	四、三〇〇
佐賀	—	—	—	—	六、七五九	四、三七〇	六、七五六	四、三七〇	一一、一二六	六、二二一	八六五	七、〇八六

熊本	三八	九三五	三	三	八、三三	九、三四	八、四三	一〇、三五一	一八、九四	六、一六五	一四一	六、三〇六
宮崎	一	一	三六	一	一三、八一〇	一一、九八〇	一三、八四六	一一、九八〇	二五、八三六	二、一四四	一九二	二、三六九
鹿児島	六八	九四九	四三	八	六、五二三	九、〇六〇	四、二五四	一〇、〇一四	一十、二四一	四、二六九	四二四	四、六九六
沖縄	一	一	一四三	六	一、八九五	三〇四	二、〇三八	三一三	二、三五一	五六九	一二二	六九一
計	一三、四九八	二六、〇四四	一一、九一九	二、九六九	一、四八、五一三	一、一三二、〇一四	一、六二一、八六九	一、一六二、〇三一	二、四一、九〇二	二四四、六六八	二四、一三六	二四四、八〇四

(2)

	運輸交通通信労働者			日傭労働者其他			(1)・(2) 合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	二四、六二〇	二、三五五	二六、九七五	二六、九〇九	二五、三〇二	一四二、二二一	二二三、二〇五	四〇、六八三	二五三、八八八
東京	九、二一六	一四、六二三	八二、七二九	一〇一、〇五〇	一五、二六一	二六、七六六	四五三、一五七	二二四、五〇九	五七七、六六六
京都	一三、九四七	一、三一四	一五、二六一	四一、七二九	九、五一九	五一、二五八	二二一、四八八	四九、七二二	一六二、二一〇
大阪	五五、二六三	九、二一〇	六四、三七三	八五、九三五	一七、九五二	一〇三、八七七	四〇九、二六三	一四八、九二四	五五八、一八七
神奈川	二〇、二二三	三、七八六	二三、九九八	五七、二九九	四、九四〇	六二、二三九	一五八、七五九	二八、七一六	一八七、四七五
兵庫	一八、九〇〇	四、二〇九	二三、〇〇九	六三、二五七	八、八一八	七二、〇七五	二〇九、四五五	八三、一四六	二九二、七二二
長崎	四、〇四八	七四八	四、七九六	一六、六一三	五、六六六	二二、二七九	六九、二三二	一四、四九六	八三、七二八
新潟	八、八〇二	一、七八五	一〇、五八七	三八、〇八一	一四、〇一八	五二、〇九九	七二、二九七	四一、一〇〇	一二三、四九七
埼玉	七、三八七	七六七	八、一五四	二七、四九九	一〇、七二二	三八、二二一	六二、七四四	三九、〇二二	一〇一、七五五
群馬	六、四八〇	七七八	七、二五八	一九、二六五	六、二三六	二五、五〇一	四一、七六二	四八、四二八	八〇、一九〇
千葉	八、七二二	七二〇	九、四六二	一七、五六五	七、三五〇	二四、九一五	四〇、四七一	二一、六〇一	六二、〇七二
茨城	六、一二三	五九三	六、七二六	二二、七〇五	一〇、五八八	三二、七九三	五二、四〇七	一七、五一三	六九、二一〇
栃木	四、二七九	八三六	五、二二五	一六、九九五	二、八〇一	二〇、八九六	二八、四〇〇	一六、四五三	五五、二九三
奈良	二、四一〇	二八九	二、七九九	二六、一八九	七、〇〇六	三三、一八五	二七、〇二二	一六、四四四	五二、四六七
三重	八、六一〇	一、〇二四	九、六三四	四四、四二九	一五、五六二	六〇、〇二一	七二、四二四	四六、四五八	一二七、八八二
愛知	二二、七六二	二、五八八	二五、二五〇	七四、四九八	一六、一六五	九〇、六六三	二二一、七六三	一二八、八六五	三五〇、四五八

静岡	二一、九〇八	一、六五五	一四、五六三	六五、三六一	一三、三八五	八八、六五六	一二六、八九五	五六、九〇三	一八四、六九八
山梨	四、三〇二	二五九	四、五六一	一三、〇三八	二、一二六	一五、一六五	二三、八二五	一八、二九〇	四二、一一五
滋賀	二、九〇二	三四九	三、二五一	一六、〇六九	五、六一〇	二二、六六九	三二、〇〇六	二六、三三三	五八、三五九
岐阜	六、四四四	五六三	八、〇一六	三一、三九八	六、九〇三	三八、三〇一	六三、〇四一	五九、三三四	一三二、三六五
長野	八、〇三四	一、一〇六	九、一四一	六八、一三一	一〇、九二八	六九、〇五九	九一、六五六	六六、三九三	一五八、一五〇
宮城	一〇、二二四	二、一六六	二二、三九〇	三四、〇六六	一三、二六五	四六、三三三	五四、三一五	二二、五二九	六六、八四四
福島	六、九四二	八三四	八、六六六	三六、五九八	一三、六四二	五一、二四〇	六三、三五二	三五、六〇三	一〇九、〇五五
岩手	三、九〇五	二二二	四、二二六	五〇、三二八	一五、四三五	六五、六六三	六四、六二二	一九、四九五	八四、二二六
青森	六、六四五	五四五	六、一九〇	二三、五五四	九、六三三	三五、一八六	三六、五八八	二二、三一六	四六、九〇四
山形	四、三六二	五三〇	四、九〇二	三五、六六〇	二二、八二三	四八、六〇三	四九、〇四三	二九、六四〇	六八、六八三
秋田	一、六一〇	三三五	二、〇四五	四八、六八九	二〇、八〇二	六九、五九一	六九、二二二	二四、〇三八	九三、二四九
福井	二、六五〇	四二一	三、〇六一	一五、四六六	四、二九二	一九、六五八	三一、八二九	三九、一四八	六〇、九六六
石川	五、六六九	六三八	六、五一六	二二、三六六	八、六五一	三一、二一六	四四、三五九	三八、八三五	八三、三九四
富山	四、四二二	六五四	五、二二六	二八、二九〇	六、三八六	三四、六六六	四四、八四一	二三、六一九	六八、五六〇
鳥取	二、六九九	五九五	四、二九四	一八、四九八	六、二三六	二五、六四四	二三、八一五	一四、二二四	四〇、〇二九
島根	四、一六四	二〇六	四、四八〇	二一、五六〇	二二、九〇六	四四、四六六	四一、六二八	二〇、〇九八	六一、八二六
岡山	八、二六一	二、六九九	二二、一六〇	二六、六六六	八、六四〇	二六、四二六	五九、〇六二	四二、九二九	一〇二、九九一
広島	一〇、九八二	一、二六六	二二、二五八	四二、二二四	一四、一四八	五六、四六二	二二六、一八二	四〇、四〇四	一六六、五八六
山口	六、五六一	四九六	六、〇六六	二六、二六〇	六、六二二	二二、〇二二	六九、四六六	一八、六八二	八八、一五八
和歌山	二、六六二	四二五	四、一九六	二六、八六六	二二、六二八	四九、四九五	五四、二二五	二五、九八八	九〇、五二二
徳島	五、四六八	八四一	五、二二九	二二、五六五	六、一四六	二六、六二一	二五、〇四一	一六、九九二	五二、〇二四
香川	二、〇一〇	五二五	二、五二五	二二、四六二	六、八二〇	二九、二〇二	二五、二一八	一五、二一四	五〇、八二二
愛媛	二、八六二	六八五	四、六九八	四九、一〇二	二五、一一二	六四、二一六	六四、〇〇九	四九、〇二〇	一二二、〇二九
高知	五、二五〇	八〇二	六、一五二	四九、四二五	一四、四一五	六二、八五〇	六二、六九五	二二、〇九一	八四、八八六

第二表（其一）工場法適用工場及職工數（昭和九年十月一日現在工場監督年報ニ據ル、以下同斷）

	常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場						事業ノ性質危險又ハ衛生上有害ノ虞アルモノニシテ常時十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場						小計					
	工場數	職工數					工場數	職工數					工場數	職工數				
		男	女	計				男	女	計				男	女	計		
		染織工場			機械及器具工場			化學工場			飲食物工場			雜工場			特別工場	
福岡	一八、七四四	一三、〇七五	一七二、二八一	一七五、三一三	七、八二三	二一、七〇一	四、三三一	四、三四四	一七三、四三七	一七、八六四	二一、七八三	二一、七二九	一五、三〇六	一六、〇九五	一六、五三〇	四一、四八四	一一、六九四	五八、五六〇
大分	四、三三一	七四二、八四九	三六、四〇七	二七九	二、八八八	二〇、七五二	八七、七六三	六五、八二四	二三、六〇八	四、五一一	一九、八一七	一〇、八五一
佐賀	三、七七八	九一五、一三〇	四二一、七二〇	四九七	一五、四七二	五四、九七五	二六一、二〇〇	八九、四三二	五一、八七六	一七一、八六九	一〇、二四三
熊本	五、二七五	三、一三三	一〇、〇〇二	五八四	五、六二九	二一、七二四	三、六七二	八一〇	一三、八七一	三七、六二六	一〇、〇三六
宮崎	五、九七〇	五、一五九	三四、二〇五	四五一	二二、五〇五	六、四二一	一七、〇八〇	一、九二一	七、〇八〇	五八	二、〇五五	三九、六八一
鹿兒島	一〇、一三三	一六、二〇七（一六、三三二）	一七、八二四	八一〇	五六、九五六	一〇、九三二	三五、二四一	一、〇三六	三、二八〇	四、二五八	二〇、六二八
沖繩	四、六四一	一七七、四四〇（一四、九九四）	四〇九、五一八	六八	四、七〇九	六六、七九四	一一、六九四	八九、四二九	一八四、三一〇	二三、六六六	一五七、六一九
計	四七二、一〇一	七四四、七七〇（六〇、六〇四）	三七、四四三	七二、三七四	五四四、四七五	一、七九七、三二一	四九八、〇八六	二、二九五、四〇八	四、一四六、九六〇	五、九〇六、五八九	二、〇〇四、七七五
		九二三、二一〇（七五、五九八）	四四六、九六一								二七三、七三九	二一、五五〇	九二、四六〇	五七、八五五

	内閣	内務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農林省	商工省	遞信省	鐵道省	計
官營工場 工場數	三	一七	四八	八三	二	二七	一	三	二〇五（八八）	三九八
職工數 男	一、六三二	五一三	七、八一三	二五、九七二	六八、三〇〇	六三二	一三〇	一七五	一三、七一八（二八八）	一一八、八八四
職工數 女	一、四六八	一	一五、二七〇	五、六二一	一、七〇三	一二四	一四	三一	六〇三（一）	二四、八一四
職工數 計	三、一〇〇	五一四	二三、〇八二	三一、五八三	七〇、〇〇三	七四六	一四四	二〇六	一四、三二〇（二八八）	一四三、六八九

備考　民營工場中括弧内ノ數字ハ工場法一部適用工場（織物業—工場一二、九九三、男一〇、六三八、女五三、三八四、撚糸業—工場三、三九、男四、三五六、女七、二二〇）ヲ、鐵道省ノ括弧内ハ工場法施行令第三條該當ノモノヲ示ス。

第二表（其二）　常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場數業務別表（昭和九年十月一日現在）

職工數	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
五〇人未滿工場	九、八六四	六、八一四	三、三五二	三、一二一	六、一六三	三九八	二九、七〇一	二三八	二九、九三九
五〇—九九人工場	一、五四五	五〇二	五一七	三二九	三九〇	二〇	三、一九三	五〇	三、二四三
一〇〇—四九九人工場	一、三二一	三九九	三九六	一二四	一九七	二四	二、四五一	五七	二、五〇八
五〇〇—九九九人工場	三九	五九	三九	四	六	四	三四一	三三	三七四
一〇〇〇人以上工場	一六	四八	二〇	—	二	三	一八九	二〇	二〇九
計	一三、〇七五	七、八二三	四、三二四	三、四四八	六、〇五七	四四九	三五、八七五	三九八	三六、二七三

第二表（其三）　常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工數業種別表（昭和九年十月一日現在）

	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
五〇人未滿工場 男	五三、四二三	一三〇、二七九	四九、一三六	四二、〇二九	七五、三〇二	五、九五五	三四五、一二四	五、一九七	三五〇、三二一
五〇人未滿工場 女	一四八、〇二八	九、四八一	一九、〇六二	八、九六〇	二九、五九九	八四	二一五、二二四	三六三	二一五、五七七
五〇—九九人工場 男	二一、四七六	三〇、八六一	二三、八三七	九、一六八	一六、八三八	一、五六〇	一〇四、七三七	二、九八四	一〇七、七二一
五〇—九九人工場 女	八四、七四五	三、八〇九	一三、五七三	五、六八四	八、五九一	三	一一五、四〇五	三〇一	一一五、七〇六

		合計	1000人以上工場	500—999人工場	100—499人工場
		計	男	女	男	女	男	女
工場		一〇、三五九	三〇、〇五六	一五、二三九	二一、三五六	二一、九三五	四六、三五〇	二二、一六六
職工	男	一五、二六一	一五、二六一	一五、二六一	三五、三三三	三五、三三三	四一、〇五六	九、六四二
	女	九四二、六四九	九四二、六四九	三六、九五〇	二〇、九六四	一六、〇四二	三五、九六四	二〇、九六四
計		一〇、一六二、〇三九	四六、一二二、〇	三六、一六二、〇〇	二六、一六九、四三	一、九六六、〇四四	四六、一二二、〇	三六、一六二、〇〇

第二表（其四）寄宿舎ノ設アル工場及寄宿職工業種別表（昭和九年十月一日現在）

寄宿職工收容人員區分		染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
一〇人未滿工場	工場	二、九四	四、四九二	一、〇三九	九三三	二、〇四九	三四一	一一、四〇四	一六	一一、四三三
	職工 男	五、六一二	一四、九九一	三、三九一	二、九六九	六、一三九	六六九	三四、一六九	六九	三四、二五六
	職工 女	九、四一三	九二	二一六	六九	三五四	二	六、一二六	三	六、一二九
10—49人工場	工場	二、一九九	三三九	一三六	一、一五六	二三一	九	五、〇三六	一〇	五、〇四六
	職工 男	二二、九六四	四、六〇九	二、〇九一	二〇、〇九〇	五、〇四一	一一九	四三、一二二	一九五	四三、三〇九
	職工 女	五四、五七九	二〇	一九一	三九六	五九四	—	五五、九二〇	二三	五五、九四三
50—99人工場	工場	六一六	六	六	五一	六	—	六六九	五	六九二
	職工 男	五、九二三	四九二	三六四	二、一四五	四四	—	九、九六六	三〇九	一〇、〇九九
	職工 女	三六、九四六	一五五	一九	三九三	三二一	—	三九、六一六	六六	三九、六四〇
100—499人工場	工場	六九九	四	五	二五	四	一	九三六	二	九四〇
	職工 男	一〇、三五〇	三九二	三六三	二、三六六	三六	二一六	一四、九六五	二九三	一五、〇三六
	職工 女	一四五、九六一	二一一	四六〇	三三六	三三三	—	一四九、一一一	—	一四九、一一一

五〇〇人以上	工職	工場	三四〇	—	二	—	—	—	三五一	—	三五一
		男	一〇、〇九四	—	四、七三七	—	—	—	一四、八三一	—	一四、八三一
		女	二〇八、五五三	—	一四、二六	—	—	—	二二二、六七九	—	二二二、六七九
合計	工職	工場	七、五〇六	四、八二二	一、一七四	一、九六五	二、二八八	三五一	一八、一一八	三五	一八、一五三
		男	四四、九八三	二〇、六六四	一〇、九六六	二九、五七〇	九、二六〇	一、一〇二	一二六、六四五	八六六	一二七、五一二
		女	四五五、二七四	四三八	一四、九四四	一、一六二	一、五八二	二	四七二、四五二	一一四	四七二、五六六
		計	五〇〇、二五七	二一、一〇二	二五、九六〇	三〇、七三二	一〇、八四二	一、二〇四	五九〇、〇九七	九八〇	五九一、〇七七

第三表（其一）鑛夫數累年表（昭和九年本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同節）

	金屬山	石炭山	石油山	其他ノ非金屬山	砂鑛	計
大正十四年	四、八六一	二五二、八九八	七、三三〇	五、三四七	五四二	二六〇、九六八
昭和元年	四六、九二三	二二五、〇四四	六、四〇六	五、一八九	四二二	二九二、九八四
同二年	四五、六五六	二二九、一六七	五、八八九	四、九一七	二〇二	二九五、九二二
同三年	四四、六四六	二二七、八九〇	五、八一六	四、八二〇	二七六	二九二、四四八
同四年	四、八六一	二二八、七六一	五、九〇〇	四、二九四	二六五	二八七、二二九
同五年	四五、〇二五	二〇四、五二六	四、九七二	三、九四五	二五二	二五八、八二二
同六年	二九、五九六	一五四、二九八	四、二五四	四、一〇七	二四八	二〇二、七〇二
同七年	二九、六九八	一二七、九七五	四、一〇二	四、〇六四	四七二	一八六、二一二
同八年	四九、二〇九	一四二、六〇二	四、一〇五	五、二〇四	五六四	二〇二、九〇四
同九年	五七、五〇七	一六八、五二四	四、二六二	五、九二四	—	二二六、二四七

備考　砂鑛ハ年末、他ハ六月末現在ヲ示ス。

第三表（其二）業態別鑛夫數（昭和九年六月末現在）

第一部　統計表

(1) 金屬山

	男	女	計
坑內 採鑛夫	三、五〇四	—	三、五〇四
坑內 支柱夫	三、一一九	—	三、一一九
坑內 手子	三、五七七	八	三、五八五
坑內 運搬夫	七、五三三	一五	七、五三八
坑內 機械夫	一、〇一八	—	一、〇一八
坑內 工作夫	一〇四	—	一〇四
坑內 雜夫	三、五七九	六	三、五八五
坑內 計	三一、四二四	二九	三一、四五三
坑外 採鑛夫	三六九	—	三六九
坑外 選鑛夫	二、七六四	三、六一六	六、三八〇
坑外 運搬夫	一、七五七	一〇七	一、八六四
坑外 機械夫	二、二一三	—	二、二一三
坑外 工作夫	二、二五一	—	二、二五一
坑外 雜夫	五、五四九	一、〇七八	六、六二七
坑外 計	一四、九〇二	四、八〇一	一九、七〇三
製錬 製錬夫	三、四七〇	一四一	三、六一一
製錬 運搬夫	八二九	九二	九二一
製錬 機械夫	六〇八	—	六〇八
製錬 工作夫	二〇八	—	二〇八
製錬 雜夫	七七〇	二二三	九九三
製錬 計	五、八九五	四五六	六、三五一
合計	五二、二二一	五、二八六	五七、五〇七

(2) 石炭山

	男	女	計
坑內 採炭夫	五六、三七七	—	五六、三七七
坑內 支柱夫	二一、五九五	—	二一、五九五
坑內 後山	一四、七六三	五、五二〇	二〇、二八三
坑內 運搬夫	七、五三三	二一	七、五五四
坑內 機械夫	五、九三〇	—	五、九三〇
坑內 工作夫	三、六九三	—	三、六九三
坑內 雜夫	七、九三一	五七	七、九八八
坑內 計	一一七、八二二	五、五九八	一二三、四二〇
坑外 採炭夫	四六	—	四六
坑外 選炭夫	二、八四六	一〇、一五三	一三、九九九
坑外 運搬夫	七、四三四	二六五	七、六九九
坑外 機械夫	六、四四七	二	六、四四九
坑外 工作夫	七、七四〇	一	七、七四一
坑外 雜夫	八、二六四	一、九〇一	一〇、一七〇
坑外 計	三三、七七七	一二、三二七	四五、一〇四
合計	一五〇、五九九	一七、九二五	一六八、五二四

(3) 石油山

坑外(精製ヲ除ク)	男	女	計
鑿井夫	七一七	—	七一七
汲油夫	一、五六一	四三	一、六〇四
運搬夫	一〇	八	一八
機械夫	二七九	—	二七九
工作夫	二四〇	—	二四〇
雜夫	五四四	八七	六三一
計	三、三五一	一三八	三、四八九

第四表（其一）國有鐵道從業員統計

(1) 國有鐵道從業員累年表（第五四回統計年鑑ニ據ル）

	屬書記		技手		鐵道醫		鐵道手		雇員		傭人		計		男女合計
大正十三年度末	男	七三八	男	五、一三	男	一〇五	男	一、六四一	男	六一、六三九	男	一〇七、四七五	男	一八五、九一七	一九四、六五七
	女	四	女	二	女	—	女	一	女	三、八〇〇	女	四、九二七	女	八、七四〇	
同 十四年度末	男	七八九	男	五、六六八	男	一二四	男	一、七八〇	男	六二、六七〇	男	一〇五、一八七	男	一八六、三〇五	一九四、六五七
	女	一	女	二	女	—	女	一	女	三、八四二	女	四、七六五	女	八、六一八	

第一部 統計表 一三七

其 (4)

	内坑 採鑛夫	内坑 支柱夫	内坑 手子	内坑 運搬夫	内坑 機械夫	内坑 工作夫	内坑 雜夫	内坑 計	合 精製 製鑛夫	合 精製 運搬夫	合 精製 機械夫	合 精製 工作夫	合 精製 雜夫	合 精製 計
大正十三年度末	二、三七五	九六	一七六	四八七	六	一五	二八〇	二、三七五	一、三一五	三五四	一〇七	一三	三八〇	八五三
同 十四年度末	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	四〇	四〇
	他ノ非金屬山坑採鑛夫	他ノ非金屬山坑選鑛夫	他ノ非金屬山坑運搬夫	他ノ非金屬山坑機械夫	他ノ非金屬山坑工作夫	他ノ非金屬山坑雜夫	他ノ非金屬山坑(製鑛ヲ除ク)計	他ノ非金屬山坑製鑛 製鑛夫	他ノ非金屬山坑製鑛 運搬夫	他ノ非金屬山坑製鑛 機械夫	他ノ非金屬山坑製鑛 工作夫	他ノ非金屬山坑製鑛 雜夫	他ノ非金屬山坑製鑛 計	合計
大正十三年度末	四三一	二三三	一〇七	一三	四二〇	八九三	二、〇八一	二、三八二	九九	五四三	一九〇	一三	二六	五、八七一
同 十四年度末	—	二八二	四五	—	—	一三一	四四八	一、〇三〇	九九	五四三	一五九	—	—	一、五九
	四三一	五〇五	五〇一	一〇一	一五八	八三三	二、五二九	三四九	一三	二六	一九〇	一三	二六	六〇七
	四三一	二三三	四五六	一三	一〇七	八九三	二、〇八一	九九	五四三	二六	一九〇	一三	二六	五、九三四

昭和元年度末	男	八五八	一〇、七一六	六、〇三二	一三七	一、七七三	六五、三二七	一〇五、九一六	一九〇、六二三	一九、五二八
	女	一	一〇	二	一	三	四、二一六	四、六四三	八、九〇五	
同 二年度末	男	九二三	一二、五〇四	六、六一六	一三六	一、八〇五	六九、九五四	一〇五、三五九	一九六、一五一	二〇五、三一四
	女	一	一一	二	一	三	四、四〇九	四、七五七	九、一八三	
同 三年度末	男	九四八	一二、〇七九	七、〇九五	一四六	二、一八三	七四、三八六	一〇三、六二二	二〇〇、三二二	二〇九、七六四
	女	二	一一	二	一	三	四、六三一	四、八〇三	九、四五二	
同 四年度末	男	九九九	一二、五八三	七、四三八	一五一	二、五〇〇	七六、二四五	一〇〇、四二五	二〇〇、二四〇	二〇九、三三二
	女	二	一一	三	一	三	四、四〇一	四、六七二	九、〇九二	
同 五年度末	男	九七〇	一二、六五七	七、五二二	一五八	二、二〇八	七五、六七二	九四、九三五	一九四、九六四	二〇三、四三〇
	女	二	一一	二	一	三	四、〇八一	四、二七六	八、四六六	
同 六年度末	男	九〇〇	一二、四五四	七、三七三	一五九	二、八五九	七五、〇九〇	九〇、二七七	一九〇、一二二	一九七、七五八
	女	一	一〇	二	一	四	三、六五二	三、九七七	七、六四六	
同 七年度末	男	九二〇	一二、五三三	七、四一八	一四五	四、五九二	七五、一九八	八九、四三七	一九〇、二三三	一九七、九一五
	女	三	一〇	一	一	四	三、五三四	四、一三〇	七、六八二	
同 八年度末	男	八五五	一二、七九一	七、四九〇	一五九	四、九八八	七六、四一八	九〇、〇七六	一九二、七九七	二〇〇、五二二
	女	三	一〇	一	一	四	三、四六四	四、二四二	七、七二四	

(2) 國有鐵道從業員職場別（現業調査課調）

	昭和九年（年末）						昭和八年（年末）					
	鐵道手		雇及傭人		計		鐵道手		雇及傭人		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
驛	一、八九三	四	五七、九九六	一、九五六	五九、八八九	一、九六〇	一、六九七	四	五六、六三九	一、九二三	五八、三三六	一、九二六
車掌所	二二六	一	一〇、六四〇	二	一〇、八五六	二	一九七	一	一〇、〇六八	八	一〇、二六五	八
機關庫	一、四〇五	一	二八、三四二	三八	二九、七四七	三八	一、二七九	一	二七、五七四	四二	二八、八五三	四二

檢車所	三一六	—	五、四七七	三五〇	五、七九三	三五〇	二八二	—	五、三七七	三七三	五、六五九	三七三
自動車庫	一	—	一一六	—	一一七	—	一	—	一二九	—	一三〇	—
自動車所	三	—	五二八	—	五三一	—	一	—	二五二	—	二五三	—
電車庫	三六	—	二、一五四	一九	二、一九〇	一九	三一	—	一、九五三	一八	一、九八四	一八
電力區	三九	—	二、三五九	—	二、三九八	—	三七	—	二、一三二	—	二、一六九	—
發電所	六	—	三四〇	—	三四六	—	六	—	三三七	—	三四三	—
變電所	一二	—	五三四	—	五四六	—	一二	—	四八六	—	四九八	—
開閉所	—	—	一〇	—	一〇	—	—	—	一〇	—	一〇	—
車電所	五〇	—	一、六六四	一〇	一、七一四	一〇	四三	—	一、六三六	一〇	一、六七九	一〇
船舶	五一	—	一、九二四	—	一、九七五	—	四三	—	一、八五四	—	一、八九七	—
棧橋	七	—	二四九	—	二五六	—	一一	—	二六八	—	二七九	—
保線區	六七八	—	二六、四九二	一、三三四	二七、一七〇	一、三三四	六二五	—	二五、二〇八	一、三八二	二五、八三三	一、三八二
通信區	八九	—	四、一八九	三	四、二七八	三	八七	—	四、〇一二	二	四、〇九九	二
營業所	六	—	九四	—	一〇〇	—	六	—	一〇三	—	一〇九	—
工場現場	三五一	—	一一、五六七	一六二	一一、九一八	一六二	三一一	—	一一、三五二	二〇三	一一、六六三	二〇三
計	五、一五九	四	一五四、六七五	三、八八三	一五九、八三四	三、八八七	四、六七〇	四	一四九、三八九	三、九六〇	一五四、〇五九	三、九六四

備考　判任以上ヲ除ク。

第四表（其二）地方鐵道職員數（第五四回統計年鑑ニ據ル）

	重役	庶務會計倉庫係	建設及保線係汽車係運搬係	計
昭和四年度	二、四四七	三、〇二三	三七、三八七	四二、八五七
同五年度	二、四二七	三、二六〇	三七、一六五	四二、八五二
同六年度	二、四一八	二、九二八	三六、九八六	四二、三三二
同七年度	二、三四三	二、六七二	三六、五五七	四一、五七二

同　八年度　二、三三三　二、七一五　五五、五三五　四〇、五一三

(2) 地方鐵道從業員（鐵道統計資料ニ據ル）

		蒸氣鐵道	併蒸氣用瓦斯鐵道	瓦斯鐵道	電氣鐵道	併蒸氣用電氣鐵道	總數
昭和三月末	建設	三三	一一七	一	四一七	四一	七八七
	運輸	五、一三一	二、三七七	五四	九、七五八	五、五五一	三、八六一
	保線	一、八九五	九三一	四九	三、七八六	二、〇八八	八、七三九
	電氣	三四	七	一	三、三〇三	一、六六七	五、〇〇〇
	總數	七、三五三	三、四三三	一〇三	一七、一六三	九、三四七	三七、三八七
昭和三月六末	建設	二〇一	一三五	一	四〇〇	七五	八一二
	運輸	三、五七七	三、五一八	六八	一一、九九五	三、五七一	一二、七一九
	保線	一、三四三	一、三三九	四三	四、四一二	一、四六四	八、六〇〇
	電氣	二八	一	一	三、八八九	一、一〇七	五、〇一四
	總數	五、一四八	四、九九二	一一三	一〇、六九六	六、一一七	三七、一六五
昭和三月七末	建設	七二	一〇一	三	一九七	四二	四一五
	運輸	三、六九二	四、一一三	九七	一一、八二八	三、六六二	一二、四〇一
	保線	一、〇〇一	一、五九三	四三	四、九五六	一、四八七	九、〇八〇
	電氣	一	一四	一	四、〇九一	九八四	五、〇九〇
	總數	三、七六六	五、八二〇	一四三	一一、〇七二	六、一七五	三六、九八六
昭和三月八末	建設	三二	四〇	二	一四四	五	一二二
	運輸	三、三二	四、二〇四	九〇	一一、八五三	三、八八七	一二、〇五七
	保線	九三三	一、七一四	四四	四、三八七	一、四〇七	八、四八一
	電氣	一	一	一	四、七三八	一、〇五六	五、七九四
	總數	三、八五五	五、九五八	一五六	一一、一一一	六、〇五六	三六、五五七

昭和三九月末年

	建設	運輸	保線	電氣	總數
總數	一四	五一	一	一四三	一一
電氣	一	一七	一	四、四八一	九六七
保線	七八四	一、六八八	六一	四、三六〇	一、一〇九
運輸	一、八三七	四、一〇二	一一〇	一一、一一七	三、一一七
建設	二、六三五	五、九五八	一八一	二一、七〇〇	三、九七九

第四表（其三）軌道從業員（鐵道統計資料ニ據ル）

昭和三五月六末年

	電氣	蒸氣	瓦斯論	馬力	人力	總數
總數	二、一〇二	二〇	一一	一八	三	二、一〇二
電氣	一、三五八	一六	一四	二	二	一、三五八
蒸氣	一四	二六七	二六四	五八	一四六	二九二
瓦斯論	二	五八	一六三	一六	一四	二一九
馬力	二	一四六	二一	一	一	一七七
人力	二	一四六	二一	一	一	一七七
總數	二、三九二	二、一九八	六、九七五	七、二四九	五〇、〇一四	

昭和三五月末年

	電氣	蒸氣	瓦斯論	馬力	人力	總數
總數	二、四〇八	二〇	一一	一八	三	二、一〇二
電氣	一、三五八	一六	一四	二	二	一、三五八
蒸氣	二、七七四	四〇	二六四	八四	一六二	三、一七七
瓦斯論	五、五九八	一四四	五五	三三	一二	五、四一一
馬力	八、四〇五	四三	一	四	一	八、四五二
人力	八、四五二	一	一	一	一	八、四五二
總數	七、三四九	二九	一	一	一	七、三一〇
電氣	六、七六四	一一〇	六九	二一	一一	六、九七五
蒸氣	二九	五六五	三五〇	一六〇	一四六	一、一九八
瓦斯論	一	一	一	一	一	一
馬力	一	一	一	一	一	一
人力	一	一	一	一	一	一
總數	五〇、〇一四					

	總數	人力	馬力	瓦斯倫氣	蒸氣	電氣
昭和三年末	六四〇	三	三	三	三	六四〇
昭和三年七月末	三三、九三四	二四四	三三九	六一	二四四	三三、九三四
昭和三年八月末	六、〇九三	七一	六八	三一	七一	六、〇九三
昭和三年九月末	六、五三二	九	—	—	—	六、五三二
	四六、二〇九	三一〇	三二〇	六〇	三五一	四六、二〇九
	四六、〇七四	一四三	六〇	三一	二四	四六、〇七四
	四七、七五五	一〇〇	七、〇五一	六三	一〇〇	四三、七五五
	一六〇	—	—	—	—	一六〇
	三三六	—	—	—	—	三三六
	六八	—	—	—	—	六八
	一〇三	—	八	三三	六四	一〇〇
	四四、五一三	六、四九三	四、九二二	四三	四、〇七三	四五、六六三
	二一〇	—	—	—	一五八	二一〇
	三五一	—	—	七〇	二五六	三五一
	八四	—	—	三五	五五	八四
	二二一	—	八	二二	一一	二二一
	四六、六二九	六、四九三	五、〇五八	二五三	二四、六六三	四六、六二九

第四表（其四）船員累年表（海事摘要ニ據ル）

	船員手帳受有者			海技免狀受有者		
	內國人	外國人	計	內國人	外國人	計
昭和四年末	一八九、四六五	四、五二七	一九三、九八二	七一、六三〇	一三三	七一、七六三

第四表（其五）海技免狀受有者種類別累年表（海事摘要ニ據ル）

	甲種船長	甲種一二等運轉手	乙種船長	乙種一二等運轉手	丙種船長	丙種運轉手	機關長	一、二、三等機關士	合計
同五年末	二、二一七	四、八二三	七六、七八七	二二七、七四〇	一三三	七六、九一九			
同六年末	二三三、三四六	五、〇三〇	八五、八二一	二三七、三六六	一三三	八五、九五三			
同七年末	二三三、九一〇	五、〇九八	八九、一七七	二三九、〇〇八	一三三	八九、三〇九			
同八年末	一七五、二五一	二、八七七	九二、七五一	一七八、一三八	一三三	九二、八八三			
同九年末	一六六、六九三	二、二一八	九六、四六九	一六八、九二一	一三三	九六、六〇一			
昭和四年末	三、二六五	四、八七四	一、八四九	一〇、三四二	一五〇	二、六四五	二五、七五七	七一、七六二	
同五年末	三、四〇四	四、九〇〇	一、八六五	一一、四四三	一六三	二、六七二	二八、〇七七	七六、九一九	
同六年末	三、四九四	五、〇七五	一、八八二	一三、九一三	一六三	二、七七六	三三、二一一	八五、九五三	
同七年末	三、五四七	五、二五三	一、八六九	一三、五七二	一六三	二、八六二	三三、九六七	八九、三〇九	
同八年末	三、五三九	五、四八七	一、八五四	一四、二五〇	一六二	二、八六二	三五、七四二	九二、八八三	
同九年末	三、五三九	五、六九四	一、八四〇	一四、七七〇	一六一	二、八五七	三七、五〇二	九六、六〇一	
	（一）			（五）		（七九）	（四七）	（一三）	

備考　括弧内數字ハ總數中ノ外國人數ヲ復示ス。

第四表（其六）郵便電信電話局從業員累年表（遞信省調）

	總數	通信事務員	電話事務員	通信工員	郵便部	電信部	保險部	集配手計	遞送手	郵便手	信使	其他
昭和元年（三月末）男	八二、六九四	三〇、一四二	二	六〇	三、一六七	一〇、四五八	—	四二、六二五	五、六六一	二、八九六	一、一〇五	二〇三
女	三三、〇四四	一四、六七一	一八、二九四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一一五、七三八	四四、八一三	一八、二九六	六〇	三、一六七	一〇、四五八	—	四二、六二五	五、六六一	二、九二四	一、一五六	二〇三

同 二年	男	一、三三、九二九	三〇、九二四	三	六三	三三、三〇四	一〇、四〇六	—	四三、九一〇	三、四六三	一、二二三	一、二一三	一九二
	女	三六、三二八	一三、三八六	一〇、六三九	—	—	—	—	—	—	三〇	三三	—
	計	一一〇、六二三	四六、三二二	一一〇、六六〇	六三	三三、三〇四	一〇、四〇六	—	四三、九一〇	三、四六三	一、二九〇	一、九二一	一九一
同 三年	男	八六、八〇三	三二、四一〇	四	九九	三四、四一〇	一〇、六四九	—	四三、〇三九	三、一三〇	一、二九九	一、二二九	一八九
	女	三九、三八六	一九、二二二	二二、一九〇	—	—	—	—	—	—	二八	三六	—
	計	一二六、一八九	四九、三二二	二二、一九四	九九	三四、四一〇	一〇、六四九	—	四三、〇三九	三、一三〇	一、八九九	一、八二三	一八九
同 四年	男	八九、四八六	三三、三三九	二	八九	三三、八二〇	一〇、九四四	—	四六、三九四	三、〇六一	一、九〇四	一、二二九	一九二
	女	四一、三一四	一八、三三二	二二、〇八二	—	—	—	—	—	—	三〇	三〇	—
	計	一三一、〇〇九	三一、八九九	二二、〇八四	八九	三三、八二〇	一〇、九四四	—	四六、三九四	三、〇六一	一、九三九	一、九二二	一九二
同 五年	男	九二、二四三	三四、八六三	一	一〇二	三九、〇六二	一〇、三六九	—	四九、六二九	三、〇〇六	一、〇三三	二二三	
	女	四四、二三二	一九、三四三	二四、六二二	—	—	—	—	—	—	三一	四六	—
	計	一三六、四九三	三四、四〇八	二四、六二二	一〇二	三九、〇六二	一〇、三六九	—	四九、六二九	三、〇〇六	二、〇九九	二二三	
同 六年	男	九三、九六〇	三三、三六六	—	九九	三一、八一九	一〇、九四四	三、八一八	四八、三九一	四、八九三	二、〇三四	二二六	
	女	四三、九九二	二〇、二二三	二三、三八二	—	—	—	—	—	—	二九	四八	—
	計	一三九、三二二	三三、六九九	二三、三八二	九九	三一、八一九	一〇、九四四	三、八一八	四八、三九一	四、八九三	二、〇八二	二二六	
同 七年	男	九一、九四八	三三、二二九	—	九一	三一、一三九	一〇、三〇〇	六、二二六	四九、九二六	四、三六二	二、二〇一	九〇八	二〇三
	女	四〇、四〇六	二〇、三九四	一九、九六三	—	—	—	—	—	—	二八	四八	—
	計	一三二、三四四	三三、六〇一	一九、九六三	九一	三一、一三九	一〇、三〇〇	六、二二六	四九、九二六	四、三六二	二、二二九	九四九	二〇三
同 八年	男	九一、九〇九	三三、六三三	—	一〇九	三一、九二一	一〇、九三四	六、九九三	四九、〇九八	四、四四〇	二、〇三〇	一〇〇九	二一〇
	女	四六、九二三	二一、九九八	二四、八三三	—	—	—	—	—	—	二二	三九	—
	計	一三八、八三二	三三、六六一	二四、八三三	一〇九	三一、九二一	一〇、九三四	六、九九三	四九、〇九八	四、四四〇	二、〇四六	一〇〇九	二一〇
同 九年	男	九三、一九八	三四、二九八	—	二一〇	二〇、九九九	一〇、四二八	八、二九九	四九、九〇四	四、六一九	二、四六六	九九三	二八
	女	四三、四〇八	二一、九六六	二一、三六六	—	—	—	—	—	—	二一	四三	八
	計	一三六、六〇六	三六、二六六	二一、三六六	二一〇	二〇、九九九	一〇、四二八	八、二九九	四九、九〇四	四、六一九	二、〇四〇	九九三	二六

同十年	男	九五、八九一	三五、〇五七	—	一二三	三三、〇〇七	一〇、六三九	八、一七八	五一、八二四	四、三七六	三、五四四	九五七	二〇
	女	四五、一七一	二三、〇七〇	三、〇一七	—	—	—	—	—	—	三一	四五	八
	計	一四一、〇六二	五八、一二七	三三、〇一七	一二三	三三、〇〇七	一〇、六三九	八、一七八	五一、八二四	四、三七六	三、五七五	一、〇〇二	二八

備考 一、郵便電信及電話局職員中雇員現業傭人及技工傭人ヲ掲グ。
二、其他ノ欄ハ「船長及機關長」「馭者及馬丁（昭和四年以降ナシ）」「水夫及火夫」及「通信技工、通信工手（昭和五年以降）」ノ合計ナリ。

第五表（其一）常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工年齢別數

（昭和九年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル）

	男					女					合計
	一四歲未滿	一四歲以上一五歲未滿	一五歲以上一六歲未滿	一六歲以上	計	一四歲未滿	一四歲以上一五歲未滿	一五歲以上一六歲未滿	一六歲以上	計	
染織工場	八九〇	二、六七五	六、〇一六	一六二、七〇〇	一七二、二八一	三四、二五三	五九、五六三	七九、九八八	五六九、〇四五	七四二、八四九	九一五、一三〇
機械及器具工場	五三八	三、六四六	二、五七二	三五九、五五七	三七五、三一三	四六八	一、五八八	二、七一三	三一、六三八	三六、四〇七	四一一、七二〇
化學工場	三四九	一、一四二	二、六六一	一六九、二八五	一七三、四三七	一、四四五	三、四六一	五、八四三	七七、〇一四	八七、七六三	二六一、二〇〇
飲食物工場	二三	一二八	四二八	六五、二四五	六五、八二四	二四四	六三八	一、一〇六	二二、六二〇	二三、六〇八	八九、四三二
雜工場	二九一	一、一三二	三、二四九	一一五、三二一	一一九、九九三	八九四	二、二六七	四、〇四九	四四、六六六	五一、八七六	一七一、八六九
特別工場	—	一五	六二	四四、九五六	四五、〇三三	—	一	七	一、六八二	一、六九〇	四六、七二三
計	二、〇九一	八、七三八	二三、九八八	九一七、〇六四	九五一、八八一	三七、三〇四	六七、五一八	九三、七〇六	七四五、六六五	九四四、一九三	一、八九六、〇七四
官營工場	二四	六五〇	一、三三三	一一六、八七七	一一八、八八四	七二	四〇三	七二一	二三、六二八	二四、八一四	一四三、六九八
總計	二、一一五	九、三八八	二五、三二一	一、〇三三、九四一	一、〇七〇、七六五	三七、三七六	六七、九二一	九四、四一七	七六九、二九三	九六九、〇〇七	二、〇三九、七七二

第五表（其二）職工五人以上使用工場種類別ニ依ル職工年齢別（昭和九年末工場統計表ニ據ル）

	工場數	總從業員數	職工一六歳未満 男	職工一六歳未満 女	職工一六歳未満 計	職工一六歳以上 男	職工一六歳以上 女	職工一六歳以上 計	職工合計
總計	八〇、三二	二、四〇二、八二	三五、三五九	一八〇、九五二	二二六、三二	一、二二二、七三八	八三五、四〇四	一、九四七、一四二	二、一六三、四五三
紡織工業	二四、三九九	一、〇二五、七〇四	九、八〇五	一五八、八二五	一六八、六三〇	一七五、〇〇〇	六二五、六九〇	八〇〇、六九〇	九六九、三二〇
製絲業	三、一八八	二九六、四三五	一、七〇三	四六、〇五六	四七、七五九	二二、五一九	二二二、八二二	二三五、三四一	二八三、一〇〇
紡績業	五六〇	二四七、四七二	五五三	五九、六四二	六〇、一九五	三三、四三四	一四〇、四二一	一七三、八六五	二三四、〇六〇
撚絲業	一、三五八	二〇、九〇六	四六六	二、九〇六	三、三七二	四、一七二	一二、四一〇	一六、五八二	一九、九五四
織物業	一三、四六五	三四三、七八八	三、九三四	四四、八四三	四八、七七七	五四、一五三	二二五、三〇二	二七九、四五五	三二八、二三二
莫大小製造業	一、五五五	二四、七九三	五〇八	二、一五四	二、六六二	八、〇二七	一二、四三九	二〇、四六六	二三、一二八
及染色、精錬漂白整理業	二、九六六	六八、六九〇	二、四四二	一、三八七	三、八二九	三八、八四六	八、七〇二	四七、五四八	六一、三七七
金屬工業	六、六一〇	二一〇、四二四	三、七六一	八二五	四、五八六	一六七、七四二	一二、三五四	一八〇、〇九六	一八四、六二二
金屬精錬業及材料品製造業	六一五	八七、六四六	二一三	五五	二六八	七二、四三一	一、七五八	七四、一八九	七四、四五七
鑄物業	一、六六四	四四、一七三	一、〇五六	一〇	一、〇六六	三七、六五九	一、二五三	三八、九二二	三九、九七八
鑄物以外ノ金屬製品製造業	三、七一〇	六七、三七〇	二、二五七	七五五	三、〇二二	四八、二六九	八、九八三	五七、二五二	六〇、二六四
鍍金製品製造業	六二二	二二、二三五	二三五	五	二四〇	九、三八三	三六〇	九、七四三	九、九八三
機械器具工業	九、一八一	三六五、三三六	一〇、九二二	三、〇七九	一四、〇〇〇	二七七、二七八	二三、三九一	三〇〇、六六九	三一四、六六九
原動機製造業	四七五	二二、〇三一	三九五	—	三九五	九、四一五	五五二	九、九六八	一〇、三六三
電氣機械器具製造業	五二四	三九、八二三	一、〇三八	五〇三	一、五四一	二六、四二九	四、一八五	三〇、六一四	三二、一五五

無線及有線通信機械器具製造業	一五五	一〇、一二九	一三五	一一〇九	四六六	五、一一五〇	一、六五一	五、一一一
紡織機械器具製造業	五六二	一二九、六三〇	一、〇五五	一二六四	一、三三五	一二、九六五	一、九一一	一四、六九九
工作機械器具製造業	六一二	一五、五一九	六五九	一三三	六六二	一一、九五一	一四四	一三、一九五
照明用機械器具製造業	三五一	一一、一六六	三六一	四五六	六一九	五、六四二	四、三三六	九、九五六
銃砲彈丸及兵器類製造業	九六	一一、六九〇	一四二	一九	一五一	九、六九三	五一五	一〇、四一〇
車輛製造業	一、三五六	四五、一五九	一、四一一	九二	一、五〇三	三六、五九四	一、一五五	三九、五六九
造船業	三九四	五六、九一九	六四〇	一	六四一	四六、五六四	四九一	四九、一一五
其他ノ機械器具製造業	一、三六一	四一、六一三	一、四一六	三〇	一、四四六	三四、五五五	五九一	三五、三六六
窯業	三、五一二	九一、四一五	一一、〇四三	一、四九〇	三、五三三	六三、三一六	一五、五一四	五六、六〇
陶磁器製造業	一、三六九	三一、六一四	四九三	六〇六	一、三〇一	一九、五一〇	六、四三一	一一、一四一
硝子及硝子製品製造業	六四二	一九、六〇一	九一五	二二二	一、一三九	一四、五四〇	一一、一九一	一六、五三一
「セメント」製造業	三四	一〇、四五二	一〇	—	一〇	五、六〇五	一九六	五、六〇五
化學工業	四、三一二	二二五、九六五	一、一二〇	六、一〇〇	九、四三〇	一一二、四九五	五九、二四二	一六一、六四〇
製藥業	二四〇	一一、〇九九	一一六	五四一	六五五	二、四五四	五、一〇五	六、五五九
工業製品製造業	三六八	二四、〇〇二	五八	一〇	六八	一五、三六八	五五二	一六、一四一
「ゴム」製品製造業	七六五	三六、〇六五	二五四	五一五	五六九	一五、一九五	一六、六四〇	三二、五五二
製紙業	五五五	三二、六〇五	一九九	三〇〇	四九九	一一〇、五五九	六、〇一一	一六、五五一
人造絹絲製造業	一五	四六、五一一	一一五	五、九〇〇	六、〇一五	一一〇、九二二	一六、六四五	三五、五五五
肥料製造業	一六九	一一、一六六	四二	一二	五六	六、一五六	四一一	六、六六五
製材及木製品工業	六、五二〇	六五、三六二	一、六〇五	三九四	一、〇〇一	六六、一〇二	六、四六〇	五六、五六四

第一部統計表

製材業	三、一二七	四四、七六一	三八一	四一	四二二	三四、八八四	二、〇七七	三六、九六二	三七、三八三
木製品製造業	三、六〇三	四二、六二三	一、二三六	三五三	一、五七九	三三、二一九	四、四〇三	三七、六二三	三九、二〇一
印刷及製本業	三、二三四	六八、六〇二	二、〇三四	七二〇	二、七五四	四八、一四四	五、九九三	五四、一三七	五六、八九六
食料品工業	一三、五〇〇	一七三、八一八	一、三六一	一、五八五	二、九四六	一二九、四八九	二五、一三〇	一四四、六一九	一四七、五六五
醸造業	六、四六八	八四、九八六	二七六	一三	二八九	六八、七七七	一、五五四	七〇、三三一	七〇、六二〇
菓子「パン」及水飴製造業	一、六四七	二六、五〇六	五七八	一、二〇五	一、七八三	一四、五五八	七、〇四八	二一、六〇六	二三、三八九
罐詰製造業	四二一	一一、七六〇	二七	七二	九七	三、二五三	六、九八九	一〇、二四二	一〇、三三九
水産品製造業	一、六三一	一四、八八八	二〇一	一四五	三四六	九、五一七	四、一八六	一三、七〇三	一四、〇四九
其他ノ食料品工業	一、二五〇	一一、二八六	一六七	五八	二三五	八、一四四	一、五一六	九、六六〇	九、八八五
「ガス」及電氣業	五五二	一〇、八八一	一〇	二	一二	八、一八〇	六八	八、二四八	八、二六〇
其ノ他ノ工業	八、〇七〇	一四二、二六二	二、五八九	五、八三二	八、四一九	六〇、九八九	六一、四四一	一三三、四三〇	一三〇、八四九
紙製品製造業	九九五	五、六四一	三七八	七八二	一、一六〇	六、九六八	五、九七九	一三、九四七	一四、一〇七
裁縫業	二、八〇三	四五、五九三	七三〇	二、五五三	三、二八三	一六、四九四	二三、六八六	三九、一八〇	四二、四六三
其他ノ製品製造業	八五〇	一三、九五九	一四四	二三〇	三六四	七、六九八	四、二八六	一一、九八四	一二、三四八
備考　中分類ハ從業員總數一萬人以上ノモノノミヲ掲グ。									

第六表　鑛夫年齢別表（昭和九年六月末現在、鑛業ノ趨勢ニ據ル）

		十六歳未滿		十六歳以上五十歳未滿		五十歳以上		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
金屬山	坑	一三	—	三〇、六一七	二七	七九四	二	三一、四二四	二九
	坑製	四五〇	一四二	一三、六九九	四、五一七	七五三	一四二	一四、九〇二	四、八〇一
	計	九六	一	五、四八一	四二六	三一八	二九	五、八九五	四五六
錬		五五九	一四三	四九、七九七	四、九七〇	一、八六五	一七三	五三、二三一	五、二八六	五七、五〇七

第七表（其一）工場勞働者異動月別表（社會局調）

昭和十年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇	四九、一六八	四五、四六四	四八、四一〇	四九、五一七	五四、一八五	五三、九〇六	四二、二八五	四二、二〇一	四四、七四三	五三、九〇六	五三、一一一	五五、一一七	五五、三一七
雇入	九二、八三七	八三、一五六	七四、二〇一	九三、七三四	五七、二五三	五五、一七五	七〇、三三五	五三、八七八	五三、四九二	五八、七八五	六六、一四九	五八、七八五	六六、一四九
解雇超過	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雇入超過	四三、六六九	三七、六九一	二五、七九一	四四、二一七	三、〇六八	一〇、四四五	二八、〇五〇	一、二六九	六、三二九	五、七四九	八、六七七	—	一九、五四一
月末現在工場數	五、六七四	五、七二三	五、七四九	五、七六四	五、七七五	五、八三九	六、〇三八	六、〇三一	六、〇九八	六、一二一	六、三七六	六、〇一七	五、九三三
現在職工數	一、三四六、六一五	一、三八四、七四〇	一、四一三、〇八九	一、四五八、三〇三	一、四六四、一六一	一、四七八、一〇六	一、四八五、九九六	一、四八五、六〇六	一、四九二、九三九	一、五〇〇、一二〇	一、五二一、三八四	一、四三三、五九六	一、四五四、四七一

		内	外	計	内	外	計	内	外	計	製錬	坑	坑	計
石炭山	坑	九三	四九六	五八九	九	—	九	—	一五	一五	二五	四〇	一九七	一、一九七
	坑	三一	一七七	二〇八	—	—	—	—	一五	一五	九	二四	三七五	三七五
石油山	坑	一二四、八六三	三〇、七八二	一四五、六四五	三、一八四	八〇七	三、九九一	二、二七六	一、九六八	四二一	一四八	五六九	五、四四三	六、六七〇
	精製	五、四一六	一一、八二一	一七、二三七	一一三	三八	一五一	—	四二一	一四八	一五	五六九	一六、八七二	六一二
其他ノ非金屬山ノ	坑	二、八六六	一、四九九	四、三六五	一五八	四六	二〇四	九九	九八	三九	九	二三六	三、七五九	四〇三
	坑	一五一	三二九	四八〇	二五	二	二七	—	一三	二	一	一四	一五三	五〇八
	製錬	一二三、八六三	三〇、七八二	一四五、六四五	三、一八四	八〇七	三、九九一	二、二七六	一、九六八	四二一	一四八	五六九	五、四四三	六、六七〇
合計	坑	五、五九八	一二、三二七	一七、九二五	三、三五一	八五三	四、二〇四	二、三七五	二、〇八一	八七一	一五九	五、三二七	五三、一一一	七、六一九
	坑	一三三、四二〇	四五、一〇四	一六八、五二四	三、四八九	八九三	四、三八二	二、三七五	二、五二九	一、〇三〇	五、九三四	一五七、二四八	七〇、八二五	八、二七四
	計	一二七、八二三	三二、七七七	一五〇、五九九	三、三五一	八五三	四、二〇四	二、三七五	二、〇八一	八七一	一五九	五、三二七	五三、一一一	七、六一九
	製錬	一二三、四二〇	四五、一〇四	一六八、五二四	三、四八九	八九三	四、三八二	二、三七五	二、五二九	一、〇三〇	五、九三四	一五七、二四八	七〇、八二五	八、二七四
	計	二三、九二七	六、六七〇	三〇、五九七	四〇三	一一二	一、〇九五	三七五	二〇四、四八四	二三、九九六	二三、三五一	二三、九九六	二三六、三四七

前月末現在勞働者一〇〇〇ニ付解雇ノ割合　—　—　—　—　—　—　—　—　—　—　—　—

備考　本調査ハ工場法適用工場中常時職工五〇人以上ヲ使用スル工場ニ付調査セルモノ、以下同ジ

第七表（其二）工場勞働者解雇者歸趨月別表（同前）

昭和十年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇總數	四九、一六八	四五、四六四	四八、四一〇	四九、五一七	四四、一八五	四五、九九九	四三、二八五	五三、九〇六	五二、四五六	四七、七四三	四四、二〇一	一二九、四七二	五五、三一七
同種工業ニ轉職セル者	一〇、一六二	一〇、七五三	一〇、二〇八	一〇、〇〇一	八、五六九	一〇、三六八	一〇、五四六	一二、三四三	一一、四〇四	一〇、五三六	九、九一六	一〇、五四四	一〇、四四六
他種工業ニ轉職セル者	四、三二一	四、二一七	四、五八〇	四、五〇九	五、一九九	四、四二〇	五、八八三	五、三九二	四、八〇二	五、三四二	六、一八八	四、九四八	
歸農セル者	一六、四七六	一四、六七九	一五、八一〇	一八、四五〇	二一、二五八	一五、七〇九	一三、七三五	一七、四七一	一六、八九一	一五、六六二	一三、一七三	六三、四一五	二〇、二三七
其他ニ轉職セル者	七、六五六	七、一六五	七、二五七	六、六七二	六、七七六	五、六三五	五、五五六	八、〇六二	七、八九六	六、七一五	六、四一四	二四、一三一	八、三二九
未從業者	三、五七五	二、二三三	三、二六九	二、六二五	三、三七八	二、八八七	一、九五四	二、二三〇	二、四六一	二、三五三	二、二六〇	一四、三六一	三、六三二
不詳	六、九七八	六、四一七	七、二八六	七、二六〇	九、〇〇五	六、八七九	七、〇七四	七、九一七	八、四一二	七、六七五	七、〇九六	一〇、八三三	七、七三六

第八表（其一）鑛夫異動月別表（社會局調）

昭和十年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇	一〇、五三二	一〇、六〇一	一三、〇二六	一三、八五九	一四、〇四一	一二、八八四	一三、七六五	一三、二五一	一三、六五六	一四、五一四	一三、〇二八	一一、四二三	一三、七九三
雇入	一三、〇九五	一三、一七一	一三、六三九	一四、四七九	一三、九三〇	一五、七四四	一五、六六七	一六、九四六	一七、一九五	一六、一七四	一六、〇六六	一六、一九三	一四、六六六
解雇超過	二、五七二	一、五七〇	六一三	六二〇	—	五七	九七九	二、四一六	三、二九〇	三、〇〇〇	三、一四六	四、六四三	二、〇八二
雇入超過	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
月末現在鑛山數	四〇五	四一四	四二九	四二六	四三七	四四五	四四〇	四四五	四四八	四四九	四五二	四五六	四三七
月末現在鑛夫數	二三五、五一八	二三七、三四一	二三八、四七四	二三八、〇七五	二三九、八一四	二三一、三七一	二三四、三七八	二三七、六九五	二四〇、四六二	二四三、七〇七	二四八、六七九	二三三、八七六	

前月未現在勞働者一〇〇ニ付解雇ノ割合

備考　當時鑛夫五〇人以上ヲ使用スル鑛山ニ付調査

第八表（其二）鑛夫解雇者歸趨月別表（同　前）

昭和十年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇總數	一〇、五三三	一〇、六〇一	一三、〇二六	一三、八五九	一四、〇四一	一二、八二七	一三、七六五	一三、二五一	一三、六五八	一四、五一四	一三、〇二八	一二、四二三	一三、七九三
同種鑛山ニ轉職セル者	四、一三三	四、六五六	五、三八三	五、三七三	四、九七一	六、一九二	五、三七三	五、五七〇	五、六五三	四、九三〇	四、四一五	五、二二八
他種鑛山ニ轉職セル者	一、六〇三	一、七三二	二、四五六	二、二三七	二、四三七	二、二二九	二、二三七	二、四二九	二、六六九	一、七八八	一九四	二、二八六	二、〇四三
歸農セル者	一、〇四六	八七三	一、二七四	一、二五〇	一、〇一六	一、二五八	一、二四五	一、一八四	一、二三一	四九八	一、三〇〇	一、〇〇一	一、一八九
其他ニ轉職セル者	五九〇	四三〇	五六九	五三八	四一七	五三八	六五五	五三五	四七五	五五八	五二五	五二五	五二五
未從業者	三、〇一五	二、七七五	三、一三七	三、一〇二	三、四二六	二、八五五	三、三三八	三、四八九	三、六五二	四、〇八二	三、八三六	三、二一二	三、三二七
不詳													

第九表　失業狀況（推定）（社會局調）

(1) 昭和十年月別表

昭和十年	失業者																							
	俸給生活者				日傭勞働者				其ノ他ノ勞働者				合計			
	調査人口	失業者	失業率		調査人口	失業者	失業率		調査人口	失業者	失業率		調査人口	失業者	失業率	
一月	一、七三七、四八二人	六七、二五一人	三・八七%		一、七九六、〇二八人	一七八、三八〇人	九・九三%		三、九八三、四九五人	一二〇、一五七人	三・〇二%		七、五一七、〇〇五人	三六五、七八八人	四・八七%	
二月	一、七三九、六九〇	六七、八〇八	四・〇〇		一、七九〇、八五九	一八二、六〇八	一〇・一九		四、〇三三、九三三	一二四、五一九	三・〇九		七、五六四、四八二	三七四、九三三	四・九六	

	俸給生活者 調査人口	俸給生活者 失業者	俸給生活者 失業率	日傭勞働者 調査人口	日傭勞働者 失業者	日傭勞働者 失業率	其他勞働者 調査人口	其他勞働者 失業者	其他勞働者 失業率	合計 調査人口	合計 失業者	合計 失業率
三月	一、七四四、四六四	六七、七四二	三・八八	一、七九九、〇一七	一八一、一四三	一〇・〇六	四、〇五六、一八七	一一八、六五七	二・九三	七、五九九、六六八	三六、五四二	四・八四
四月	一、七四八、一八二	六七、九二〇	三・八九	一、七九〇、四九九	一七五、四三三	九・八〇	四、〇八七、八七六	一一六、九七二	二・八六	七、六二六、五五七	三六〇、三二五	四・七二
五月	一、七五五、一〇二	六八、〇八六	三・八八	一、七九七、〇一五	一七六、五七七	九・八三	四、〇九一、二二七	一一七、六一〇	二・八七	七、六四三、三四四	三六二、二七三	四・七四
六月	一、七五七、一〇六	六八、二二五	三・八八	一、八〇二、七三三	一七〇、一六九	九・四四	四、一〇三、一八七	一一三、三七〇	二・七六	七、六六二、〇二六	三五一、七六四	四・五九
七月	一、七五九、〇一四	六八、二九七	三・八八	一、八〇三、一〇二	一七一、三五六	九・五一	四、一二四、二七四	一一三、九〇〇	二・七六	七、六八五、三九〇	三五二、五五三	四・六〇
八月	一、七六一、四六一	六七、六七六	三・八四	一、七九五、三四七	一六九、一二〇	九・四二	四、一三〇、七五三	一一三、〇八四	二・七四	七、六八七、五六一	三四九、八八〇	四・五五
九月	一、七五八、一五三	六七、八六八	三・八六	一、八〇五、九五〇	一六八、一七四	九・三一	四、一一一、四五一	一一〇、七一六	二・六九	七、六七五、五五四	三四六、七五八	四・五二
十月	一、七六三、二七九	六七、五八一	三・八三	一、八一一、一九九	一六八、八九〇	九・三二	四、一二二、八一三	一一一、七五八	二・七一	七、六九七、二九一	三四八、二二九	四・五二
十一月	一、七八七、三四〇	六七、八八一	三・八〇	一、八一五、三一七	一六七、六五五	九・二四	四、一六一、二一三	一一〇、六三二	二・六六	七、七六三、八七〇	三四六、一六八	四・四六
十二月	一、七八七、〇一二	六八、一七六	三・八二	一、八一六、〇九八	一六九、六八八	九・三四	四、一七四、八九〇	一一三、六〇五	二・七二	七、七七八、〇〇〇	三五一、四六九	四・五二

備考　本調査ハ月初ニ於ケル調ナリ。

(2) 累年比較

	俸給生活者 調査人口	俸給生活者 失業者	俸給生活者 失業率	日傭勞働者 調査人口	日傭勞働者 失業者	日傭勞働者 失業率	其他勞働者 調査人口	其他勞働者 失業者	其他勞働者 失業率	合計 調査人口	合計 失業者	合計 失業率
昭和四年十二年	一、六四三、八七三	六三、四一〇人	三・八六%	一、五七四、六九九人	一三〇、七五九人	七・六七%	三、七二三、三六五人	一三一、一〇〇人	三・五二%	六、九四一、九三七人	三一五、二六九人	四・五四%
昭和五年十二月	一、六二四、四六九	六三、五四一	三・九一	一、六一五、〇五七	一四六、五九八	九・〇八	三、六五〇、七二三	一五一、九一一	四・一六	六、八九〇、二四八	三六二、〇五〇	五・二五
昭和六年十二月	一、六六四、二五八	七七、三五〇	四・六五	一、六六五、七九七	一八六、九三六	一一・二四	三、七一七、六五八	二〇四、四五〇	五・五〇	七、〇四七、七一三	四七〇、七三六	六・六八
昭和七年十二月	一、六九二、七二四	八三、六五九	四・九四	一、七八一、七三五	一九三、八一三	一〇・八八	三、七八八、九三三	一八五、九三一	四・九一	七、二六三、三九二	四六三、四〇三	六・三八
昭和八年十二月	一、七二〇、九九三	六九、〇〇三	四・〇一	一、七八九、七五六	一八三、三五一	一〇・二四	三、八九九、三七五	一二六、五六七	三・二五	七、四一〇、一二四	三七八、九二一	五・一一
昭和九年十二月	一、七三八、九三三	六七、五五七	三・八八	一、七八五、三六七	一七六、六四二	九・八九二	三、九九二、八一八	一一六、五五一	二・九二	七、五一七、一一八	三六〇、七五〇	四・八〇
昭和十年十二月	一、七八七、〇一二	六八、一七六	三・八二	一、八一六、〇九八	一六九、六八八	九・二四	四、一七四、八九〇	一一三、六〇五	二・七二	七、七七八、〇〇〇	三五一、四六九	四・五二

第十表（其一）昭和十年勞働賃銀指數月別表（商工省調）

(1) 昭和九年四月ヲ基準トスルモノ

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
纖維工業（一八種）	一〇一・六	一〇三・八	一〇四・一	一〇一・八	一〇〇・七	九九・五	九八・一	九七・八	九九・六	九九・〇	九九・一	一〇〇・三
金屬工業（四種）	九八・八	一〇〇・五	一〇三・八	一〇三・三	一〇五・〇	一〇一・三	九六・〇	九五・七	九九・二	九八・五	九九・二	一〇〇・四
機械器具工業（九種）	九四・九	九九・三	一〇一・一	一〇〇・二	一〇〇・〇	九八・七	九九・四	九八・三	一〇一・一	一〇一・九	一〇三・〇	一〇五・三
窯業（五種）	一〇一・〇	九九・二	九八・八	一〇二・〇	一〇二・八	一〇二・四	一〇〇・四	一〇〇・九	九九・七	一〇〇・〇	一〇一・一	一〇〇・六
化學工業（九種）	一〇三・七	一〇四・〇	一〇三・七	一〇三・六	一〇三・四	一〇三・四	一〇一・八	一〇一・六	一〇〇・三	一〇一・五	一〇一・七	一〇三・五
食料品工業（七種）	一〇三・六	一〇一・四	一〇〇・四	一〇一・一	一〇三・二	一〇一・八	一〇〇・八	九八・八	九八・八	九八・九	一〇〇・三	一〇一・〇
被服及身廻品製造業（四種）	九七・〇	九七・〇	一〇二・三	一〇二・三	一〇一・八	一〇三・三	一〇一・二	九六・五	一〇〇・五	一〇四・〇	一〇七・二	一〇七・二
製材及家具類製造業（四種）	一〇〇・五	一〇〇・五	一〇二・八	一〇四・五	一〇四・〇	一〇三・三	一〇一・七	一〇〇・三	一〇一・七	一〇一・七	一〇三・八	一〇三・八
印刷製本業（二種）	九七・〇	一〇〇・〇	一〇三・〇	一〇二・〇	一〇〇・五	一〇一・五	一〇〇・五	九九・六	一〇〇・六	一〇三・六	一〇九・一	一一六・八
土木建築業（七種）	一〇一・〇	一〇一・〇	一〇一・九	一〇三・一	一〇三・六	一〇四・〇	一〇三・三	一〇三・七	一〇四・〇	一〇四・一	一〇三・九	一〇三・九
仲仕及日傭人夫（四種）	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・八	一〇三・五	一〇三・三	一〇三・五	一〇一・五	一〇〇・六	一〇〇・九	一〇一・四	一〇〇・五	一〇一・五
總平均（男五十九種）（女十四種）	一〇〇・二	一〇〇・八	一〇二・〇	一〇二・二	一〇一・五	一〇〇・五	一〇〇・〇	九九・五	九九・五	一〇一・九	一〇一・八	一〇三・八
	一〇一・九	一〇四・〇	一〇四・一	一〇三・一	一〇〇・九	一〇〇・四	九九・五	九八・七	一〇〇・三	一〇〇・四	一〇〇・二	一〇〇・八

(2) 大正十年乃至同十二年三ケ年平均ヲ基準トセルモノ

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
纖維工業（一八種）	九九・八	八一・七	八一・八	七九・八	七九・四	七八・四	七八・五	七八・三	七九・七	七九・二	七九・三	八〇・三
金屬工業（四種）	八七・一	九〇・一	九一・七	九一・一	九一・八	九〇・六	八八・九	八八・二	九〇・八	九一・〇	九二・〇	九三・九

機械器具工業(九種)	八〇・四	七九・〇	七九・四	八一・七	八二・九	八二・一	八〇・九	八一・五	八〇・五	八〇・八	八一・六	八一・二
化學工業(九種)	八八・七	八八・八	八八・五	八八・八	八八・八	八七・八	八八・八	八八・八	八八・〇	八八・二	八八・四	九〇・〇
食料品工業(七種)	九九・二	九七・七	九六・〇	九八・八	九八・三	九六・二	九四・七	九三・五	九三・七	九三・八	九五・一	九五・八
被服及身廻品製造業(四種)	七二・四	七一・〇	七七・一	七七・九	七六・七	七八・三	七五・九	七二・四	七五・四	七八・〇	八〇・四	八二・九
製材及家具類製造業(四種)	八〇・〇	七九・六	八一・四	八二・七	八二・六	八一・九	八二・〇	八〇・九	八二・〇	八二・〇	八二・九	八七・二
印刷製本業(二種)	九〇・九	九四・二	九七・一	九四・三	九五・一	九二・六	九二・七	九一・七	九二・七	九五・五	一〇〇・五	一〇七・六
土木建築業(七種)	七〇・六	七〇・四	七一・一	七二・五	七二・九	七三・四	七三・九	七三・六	七三・九	七三・九	七三・八	七三・八
仲仕及日傭人夫(四種)	六九・五	六九・九	七〇・五	七〇・六	七〇・六	七〇・六	七〇・一	七〇・一	七〇・五	七〇・五	七〇・六	七〇・六
總平均	八二・四	八三・〇	八三・八	八三・七	八三・〇	八二・六	八三・一	八二・一	八三・一	八三・四	八四・〇	八五・四

備考　昭和九年四月ヲ一〇〇トシ單純算術平均ノ方法ニテ算出セル毎月ノ指數ヲ上記昭和九年四月ノ指數ニ乘ジテ算出セルモノ

第十表（其二）(1)

昭和十年東京勞働者賃銀月別表

（東京商工會議所調）

昭和十年	一月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
紡織工業(七種)	八三・九	八九・三	八五・〇	八〇・八	八〇・五	八二・〇	八二・一	八三・一	八六・〇	八七・一	八六・八
機械工業(五種)	一二八・五	一二四・七	一三一・三	一四〇・〇	一三三・〇	一一七・四	一一八・〇	一三〇・一	一二七・八	一三三・四	一三七・一
化學工業(一二種)	九五・一	九三・五	九四・五	九五・四	九四・二	九四・一	九五・七	九五・九	九六・〇	九六・九	九六・九
飲食物工業(六種)	一二三・五	一二〇・四	一二〇・五	一二四・三	一二四・三	一二四・九	一二四・八	一二四・二	一二三・四	一二三・四	一二三・五
雜工業(四種)	九一・七	九四・五	九四・五	九〇・八	八七・六	八八・三	九一・一	九五・七	九二・四	九一・三	九四・一
其ノ他(一七種)	八六・四	八五・〇	八七・三	八六・二	八五・九	八六・五	八五・四	八五・九	八六・三	八六・九	八八・四
總平均(五一種)	九七・〇	九六・五	九七・五	九七・八	九六・三	九五・三	九五・七	九七・五	九七・三	九七・三	九九・五

備考　大正九年下半期ノ平均ヲ一〇〇トス

(2) 東京職工一人平均實額賃銀並就業日時月表（東京商工會議所調）

（昭和十年）

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總平均	賃銀	二・一一圓	二・一六	二・一六	二・一四	二・一三	二・一三	二・一一	二・一〇	二・一五	二・一四	二・一五	二・二五
	就業日數	二一・四	二一・一	二一・〇	二〇・九	二〇・七	二〇・六	二〇・五	二〇・五	二〇・八	二〇・九	二〇・九	二一・六
	就業時間	二三・六時分	二五・六	二五・五	二六・二	二六・一	二六・五	二五・七	二六・二	二六・四	二六・五	二六・七	二六・九
綿糸紡績女工	賃銀	九・四八圓	一〇・〇〇	一〇・〇七	一〇・〇三	一〇・〇六	一〇・〇一	一〇・〇五	九・五九	一〇・〇三	一〇・〇一	一〇・〇三	一〇・一三
	就業日數	〇・七二	〇・七四	〇・七三	〇・七三	〇・七一	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七二	〇・七一	〇・七二	〇・七二
	就業時間	八・五錢	八・七	八・六	八・六	八・三	八・二	八・二	八・二	八・五	八・四	八・五	八・五
機械捺染男工	賃銀	二五・六時分	二七・一	二四・二	二六・三	二五・一	二六・八	二四・六	二六・六	二六・二	二五・六	二五・二	二六・一
	就業日數	八・二九圓	八・二九	八・二九	三・三〇	八・二九	八・二九	八・二九	八・二九	八・二九	八・二九	八・二九	八・二九
	就業時間	二・九六	二・八七	八・八六	八・五六	二・八七	二・七九	二・九六	二・八二	二・八七	二・七三	二・四九	三・一四
鑄造工	賃銀	一八・六時分	二三・二	二四・七	二五・〇	二五・〇	二五・〇	二四・一	二六・二	二六・二	二六・一	二五・一	二九・二
	就業日數	一〇・三〇圓	一一・二七	一一・五九	一〇・五〇	一二・一八	一二・〇六	一二・四六	一一・五八	一一・二七	一一・二八	一〇・一一	一〇・四四
	就業時間	二八・一錢	二五・一	二三・九	二三・六	二三・六	二三・九	二三・二	二三・五	二三・〇	二三・八	二四・五	二九・二
旋盤工	賃銀	三・三九圓	三・六八	三・六五	三・六一	三・六〇	三・五〇	三・三一	三〇・八	三・三七	三・二八	三・一七	三・一七
	就業日數	三二・〇錢	三三・一	三四・七	三五・二	三三・六	三三・〇	三一・八	三一・二	三一・五	三一・五	三〇・八	二九・八
	就業時間	二一・八時分	二五・七	二四・四	二六・〇	二四・七	二四・五	二四・五	二四・六	二五・四	二五・〇	二六・五	二五・四
	賃銀	一〇・三七圓	一一・〇六	一〇・三一	一〇・一四	一〇・四二	一〇・五五	一〇・五五	一〇・三一	一〇・四七	一〇・〇五	一〇・一七	一〇・三八
	就業日數	三・八七	四・二三	四・二六	四・一五	四・〇九	四・一一	四・一一	四・〇四	四・〇八	四・一〇	四・一二	四・二七
	就業時間	三七・七錢	三七・六	三七・九	三七・六	三七・二	三七・三	三七、四	三七・〇	三六・九	三六・八	三七・七	三八・三
	賃銀	一〇・一五圓	一一・一四	一一・一四	一一・〇三	一〇・五九	一一・〇一	一〇・五九	一〇・五三	一一・〇四	一一・〇八	一〇・五七	一一・〇九
	就業日數	二三・〇圓	二六・二	二六・〇	二六・五	二七・〇	二六・九	二七・〇	二五・九	二六・九	二六・四	二六・六	二六・八
	就業時間	一〇・一五	一一・一四	一一・一四	一一・〇三	一〇・五九	一一・〇一	一〇・五九	一〇・五九	一一・〇四	一一・〇八	一〇・五七	一一・〇九

	賃銀平均	就業日數（一ヶ月平均）	就業時間（一日平均）	賃銀平均一日	賃銀平均一時間
セメント製造工	二・三五圓	二・二八	二・三三	二・三六	二・三四
	二三・九錢	二三・二	二三・一	二三・七	二三・五
洋紙製造男工	三三・一時分	二五・七	二三・〇	二六・二	二七・〇
	一〇・一四圓	一〇・一七	一〇・二九	一〇・一六	一〇・一五
	二・一二錢	一・九六	二・〇四	一・九九	二・〇七
	一九・〇	一七・八	一八・五	一八・一	一八・三
麥酒醸造工	二四・五時分	二七・四	二四・五	二七・一	二六・五
	一一・〇八圓	一一・〇一	一一・〇三	一一・〇五	一一・〇三
	二・〇九錢	一・九三	一・八五	一・八一	一・八七
	二〇・八	二〇・一	一八・七	一八・七	一八・八
洋服仕立男工	二二・二時分	二三・五	二一・七	二四・八	二五・七
	九・三三圓	九・三七	九・五二	九・五六	九・五五
	一・七六錢	一・八二	二・二三	二・七九	一・九一
	一九・八	一九・〇	二三・四	二七・〇	二一・四
	二四・四時分	二六・三	二七・六	二八・四	二八・四
	八・五一圓	九・三五	九・五九	一〇・一八	八・五六
	一・六九錢	一・六〇	一・七一	一・七三	一・七二
	一八・一	一八・一	一八・	一八・三	一八・一
製材工	一九・九時分	二五・五	二四・九	二六・六	二五・五
	九・二〇圓	八・五一	九・二五	九・二六	九・二九
	一・七六錢	一・八二	二・二三	二・七九	一・九一
	一九・八	一九・〇	二三・四	二七・〇	二一・四
活版植字	二四・四	二六・三	二七・六	二八・四	二八・四

工一就業時間（一日平均）　八・五一時分　九・三五　九・五九　一〇・一八　九・四四　八・五六　九・二八　八・二八　八・四三　九・五六　一〇・二四　一〇・四四

備考　職種ニツイテハ市内五工場以上ノ報告ニ基キ普通一人前職工一ケ月間ヲ通算シタル實收賃銀ヲ示ス。

第十表（其三）昭和十年大阪市諸職業賃銀月別表（大阪商工會議所調）

(1) 實數

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製紡績女工	一五六錢	一五一錢	一五一錢	一五六錢	一五六錢	一五六錢	一五六錢	一五六錢	一五七錢	一五九錢	一五七錢	一五八錢
精煉粉工	七五	七五	七七	七七	七八	七七	七八	七三	七三	七三	七三	七三
旋盤工	二八七	二八七	二八七	二九〇	二九〇	二九五	二九〇	二九〇	二八七	二八七	二八六	二八三
製紙工	二三八	二三九	二三九	二三〇	二三一	二三四	二三五	二三四	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
印刷工	一八〇	一八〇	一七二	一七五	一七五	一七二	一七四	一六八	一六六	一六五	一六五	一六五
大阪官工	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二八〇	二八〇	二八三	二八四	二八三	二八四
左石工	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
日雇人夫	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
造幣局（男工）	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
造兵工廠（男工）	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
	二〇〇	二〇〇	二〇一	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
	三一六	三一六	三一六	三一六	三一六	三一六	三一五	二七四	二七五	二七四	二七〇	二七〇

(2) 指數（大正九年七月ヲ一〇〇トス）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製紡績女工	九九	八六	八六	一〇三	一〇三	一〇三	八九	八九	九〇	九一	八九	九〇
製粉工	七三	七三	七五	七五	七六	七五	七六	七三	七三	七三	七三	七三

精煉	一四九	一四九	一四九	一四九	一五三	一五〇	一五〇	一四九	一四九	一四八	一四七
旋盤	一〇三	一〇四	一〇四	一〇五	一〇六	一〇六	一〇六	一〇九	一〇九	一〇八	一〇八
製紙	九八	九八	一〇〇	一〇〇	九八	九九	九五	九五	九四	九四	九四
印刷	九六	九六	九六	九六	九六	九八	九九	九九	九九	一〇〇	一〇〇
大工	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一
左官	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
石工	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
日雇人夫	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七五	七五	七五	七五	七五
造幣局（男工）	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九
造兵工廠（男工）	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一一七	一一七	一一七	一一五	一一五

第十一表（其一）昭和十年工場鑛山勞働者賃銀指數月表（昭和二年基準、內閣統計局調、以下同斷）

(1) 職工

（昭和十年）	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和十年
總數	九七	九八	九八	九四	九四	九五	九四	九三	九四	九六	九七	一〇〇	九六
窯業、土石加工業	七九	七九	七九	七七	七八	七八	七八	七八	七七	七八	七九	八〇	七八
金屬工業	一〇六	一〇七	一〇三	一〇六	一〇四	一〇三	一〇一	一〇一	一〇一	一〇三	一〇四	一〇七	一〇四
機械器具製造業	八九	九二	九一	八六	八五	八六	八五	八四	八五	八七	八九	九二	八七
造船業、運搬用具製造業	九三	九〇	九二	九〇	九〇	八九	八八	八九	八八	九〇	九一	九三	九〇
精巧工業	一〇二	一〇四	一〇五	一〇四	一〇二	一〇〇	一〇一	一〇一	九九	一〇〇	一〇〇	一〇八	一〇二
化學工業	九八	九八	九八	九二	九三	九四	九一	九一	九三	九三	九七	九六	九四

紡績工業	七三	七三	七一	七〇	六九	七一	六九	七〇	七〇	七〇	七〇	七二	七一
被服、身装品製造業	九二	九六	九四	九〇	八九	八九	九〇	九〇	九一	九二	九三	九三	九二
紙工業、印刷業	一〇二	一〇二	一〇二	一〇一	九六	九八	九七	一〇一	一〇〇	九八	一〇二	九九	一〇〇
皮革、骨、羽毛品類製造業	九一	一〇一	九四	九六	九八	九二	九四	九三	九二	九八	一〇四	一〇五	九六
木竹草蔓類ニ關スル製造業	七二	七四	七四	七四	七一	七四	七三	七二	七三	七五	七六	七六	七四
飲食料品製造業	一〇三	九五	九七	九六	九二	九五	九二	九二	九二	九二	九七	九九	九五
瓦斯、電氣、水道業	一〇三	九八	九七	九九	九八	九六	九八	九九	九九	九七	九九	九九	九九
其他ノ工業	一〇〇	一〇三	一〇一	九八	九三	九四	九四	九三	九五	九四	九〇	九一	九五
(2) 交通勞働者													
總數	一一〇	一一〇	一一〇	一一三	一一三	一一三	一一〇	一一〇	一一〇	一〇〇	一一〇	一一〇	一一一
通信業	一〇〇	一〇二	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九九	九八	九八	九八	九九	一〇三	一〇〇
運輸業	一一一	一一一	一一一	一一四	一一四	一一四	一一一	一一二	一一一	一一一	一一一	一一一	一〇二
(3) 鑛夫													
總數	九三	九三	九四	九三	九三	九三	九四	九四	九五	九六	九七	九七	九四
金屬鑛業	九〇	九一	九一	九〇	八九	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
石炭鑛業	九四	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九六	九七	九八	一〇〇	一〇〇	九六
石油鑛業	九七	九五	九五	九三	九八	九六	九二	九四	九六	九二	九四	九三	九四
其他ノ鑛業	七九	八〇	八二	七九	八一	七六	八四	八五	八四	八四	八三	八六	八三

第十一表（其二）昭和九年産業別一日平均賃銀諸手當賞與額月表

(1) 工場勞働者

		昭和十年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	工場	一、〇〇〇	一、〇〇一	一、〇〇三	一、〇〇二	一、〇〇一	一、〇〇〇	一、〇〇一	一、〇〇一	九九九厘	九九七厘	一、〇〇〇	九九七厘
	總平均	一、九〇二	一、九一九	一、九一七	一、八四九	一、八四四	一、八六七	一、八三三	一、八二七	一、八四一	一、八七一	一、九〇三	一、九五一
	男平均	二、四七七	二、四七二	二、四九一	二、四二三	二、四一六	二、四〇四	二、三七九	二、三七二	二、三八〇	二、四一七	二、四五六	
	女平均	七三八	七四八	七三三	七一八	七一二	七一八	七一〇	七一二	七一九	七二四	七三四	七四二
	工場	五四	五四	五四	五五	五六	五六	五六	五六	五五	五六	五五	五四
窯業、土石加工業	總平均	一、七四二	一、七三六	一、七三七	一、六九三	一、七一三	一、七〇五	一、七〇二	一、七〇六	一、六八八	一、七一七	一、七二一	一、七五五
	男平均	二、〇一八	二、〇二四	二、〇〇〇	一、九八五	二、〇〇九	二、〇〇五	一、九八五	一、九八九	一、九六七	二、〇一〇	二、〇一九	二、〇五一
	女平均	七五一	七七一	七五五	七六九	七六九	七七九	七九七	七九五	七九〇	七八四	七七一	八〇九
	工場	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九
金屬工業	總平均	三、一一一	三、一三六	三、一三二	三、〇九三	三、〇三三	三、〇一三	二、九九六	二、九五六	二、九六一	二、九九五	三、〇五一	三、一二〇
	男平均	三、二一五	三、二五二	三、二三七	三、二〇七	三、一四四	三、一二〇	三、〇六五	三、〇五七	三、〇六六	三、一〇三	三、一六四	三、二三八
	女平均	一、一三六	一、一六六	一、一四六	一、一三一	一、一三〇	一、一三三	一、一三三	一、一二八	一、一二五	一、一一七	一、一四一	一、一六七
	工場	九四	九四	九三	九三	九三	九三	九二	九三	九三	九三	九三	九三
機械器具製造業	總平均	二、五六四	二、六二七	二、六一八	二、四六七	二、四四一	二、四五三	二、四二三	二、四〇二	二、四三八	二、四八二	二、五六五	二、六二七
	男平均	二、七二四	二、八〇〇	二、七八六	二、六二四	二、五九四	二、六一〇	二、五八一	二、五四四	二、五九四	二、六二三	二、七三七	二、七九八
	女平均	一、一九〇	一、二二九	一、二〇四	一、一八二	一、一八七	一、一九七	一、一九〇	一、二三一	一、二〇二	一、二〇二	一、二一八	一、二四四

第二部　統計表

	化學工業			紡織工業			製被服、造身裝品業			紙工業、印刷業			精巧工業			用造具船業、製造運業機		
	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均
工場	九三	二一三八	一一七〇	三〇二	一一四〇	九七一	二二	二一二〇	一一四〇	九一	二一二〇	一一四一	二二	二一四〇	一一四一	九一	二一五〇	一一五一
工場	九三	二一五〇	一一八四	三〇三	一一五六	九九八	二二	二一四三	一一四〇	九一	二一四〇	一一四一	二二	二一四一	一一四〇	九一	二一四三	一一四二
工場	九三	二一六〇	一一八八	三〇三	一一五一	一〇〇三	二二	二一七三	一一八〇	九一	二一四〇	一一四一	二二	二一四一	一一四〇	九一	二一四〇	一一四一
工場	九三	二一八〇	一一八〇	三〇三	一一四六	一〇一三	二二	二一八〇	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七一	一一八一	三〇三	一一四一	九八五	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七八	一一八一	三〇三	一一四一	九七四	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七四	一一八一	三〇三	一一四一	九五一	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七一	一一八一	三〇三	一一四一	九五一	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七一	一一八一	三〇三	一一四一	九五一	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七一	一一八一	三〇三	一一四一	九五一	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七一	一一八一	三〇三	一一四一	九五一	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一
工場	九三	二一七一	一一八一	三〇三	一一四一	九五一	二二	二一七一	一一八一	九一	二一四一	一一四一	二二	二一四一	一一四一	九一	二一四一	一一四一

皮革、骨羽、毛品製造業	工場	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
	總平均	二、七五八	三、〇四八	二、八六〇	二、九〇〇	二、七〇六	二、七九八	二、八三一	三、八一七	二、九〇〇	二、七九八	二、八三一	三、八一七	二、九〇〇	二、七九八	二、八三一	三、八一七	二、九〇〇	二、七九八	二、八三一	三、八一七	二、九〇〇	二、七九八	二、八三一	三、八一七	二、九〇〇	二、七九八	二、八三一	三、八一七	二、九〇〇	二、七九八	二、八三一	三、八一七	二、九〇〇	二、七九八
	男平均	三、一七八	三、四五四	三、二五一	三、二六五	三、〇八一	三、一八二	三、二四七	三、二四〇	三、二一九	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九	三、六六〇	三、一五五	三、四三九
	女平均	七六〇	八三九	八三八	八二三	八〇六	七九八	七八六	七九三	七九六	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二	七七二
木竹草莫類ニ關スル製造業	工場	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
	總平均	一、三四二	一、三八七	一、三八八	一、三八一	一、三四一	一、三八一	一、三六〇	一、三四七	一、三六七	一、三九七	一、四一二	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三	一、四一三
	男平均	一、四八三	一、五三二	一、五四五	一、五四一	一、四八四	一、五三三	一、五一一	一、五〇六	一、五三七	一、七五一	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二	一、七七二
	女平均	七五八	七七九	七九一	八〇二	七七二	七七九	七五五	七五五	七五九	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六	七六六
飲食料品製造業	工場	一〇六	一〇七	一〇八	一〇七	一〇六	一〇六	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
	總平均	一、六八九	一、五七〇	一、五九〇	一、五八四	一、五一一	一、五五七	一、五一一	一、五九〇	一、五八一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一	一、五一一
	男平均	二、二三五	二、〇二四	二、〇五七	二、一〇三	二、〇九九	二、一〇三	二、一〇五	二、〇四五	二、〇四〇	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五	二、〇四五
	女平均	一〇七七	九九〇	九九〇	九九六	九四三	九四三	九五〇	九二四	九三三	九四三	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七	九五七
瓦斯、電氣水道業	工場	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
	總平均	二、五六六	二、四四一	二、四三一	二、四六三	二、四六八	二、四五六	二、四四〇	二、四四一	二、四七〇	二、四七七	二、四二六	二、四五八	二、四〇〇	二、四五六	二、四七一	二、四七二	二、四七〇	二、四七七	二、四二六	二、四五八	二、四〇〇	二、四五六	二、四七一	二、四七二	二、四七〇	二、四七七	二、四二六	二、四五八	二、四〇〇	二、四五六	二、四七一	二、四七二	二、四七〇	二、四七七
	男平均	二、五六一	二、四五五	二、四二六	二、四七四	二、四七一	二、四七二	二、四七二	二、四八四	二、四八〇	二、四九二	二、四四〇	二、四九九	二、四四一	二、四七二	二、四八四	二、四九二	二、四四〇	二、四九九	二、四四一	二、四七二	二、四八四	二、四九二	二、四四〇	二、四九九	二、四四一	二、四七二	二、四八四	二、四九二	二、四四〇	二、四九九	二、四四一	二、四七二	二、四八四	二、四九二
	女平均	一、六六四	一、七一八	一、六八三	一、六三九	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六	一、六一六
其他ノ工業	工場	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
	總平均	二、〇〇〇	二、一八一	二、一五〇	二、一七九	二、〇三〇	二、〇四四	二、〇四七	二、〇四三	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九	二、〇五九
	男平均	二、〇〇七	二、〇四四	二、〇四四	二、〇四四	二、〇三一	二、〇四四	二、〇四七	二、〇四三	二、〇四〇	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三	二、〇四三
	女平均	八〇七	八六七	八二〇	七七三	七五六	七五六	七五六	七四三	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五

(2) 交通勞働者

總數 事業場	總數 總平均	總數 男平均	總數 女平均	通信業 事業場	通信業 總平均	通信業 男平均	通信業 女平均	運輸業 事業場	運輸業 總平均	運輸業 男平均	運輸業 女平均
四五三	一、八八四	一、九八六	一、〇三一	三二	一、一九七	一、四八七	九五四	四二三	一、九九八	二、〇二五	一、二三三
四五四	一、八九三	一、九九七	一、〇四二	三二	一、一二三	一、五一六	九五四	四二三	一、九九九	二、〇三三	一、二一七
四七七	一、八九五	一、九九五	一、〇四二	三二	一、一二五	一、五二三	九五〇	四一六	一、九九七	二、〇二九	一、二三六
四四八	一、九三六	二、〇四二	一、〇五九	三二	一、一〇二	一、四七七	九五六	四一七	二、〇四九	二、〇八五	一、二五〇
四四五	一、九三四	二、〇四五	一、〇五二	三二	一、一九二	一、四七三	九四九	四一四	二、〇五二	二、〇八九	一、二四八
四三〇	一、九三一	二、〇四四	一、〇五〇	三二	一、一八二	一、四五七	九四七	三九九	二、〇五一	二、〇八九	一、二四八
四四一	一、八九〇	一、九九五	一、〇四九	三二	一、一八四	一、四六四	九四六	四一〇	二、〇〇一	二、〇三五	一、二五〇
四四一	一、八八八	一、九九七	一、〇四〇	三二	一、一七一	一、四五一	九三九	四一〇	二、〇〇三	二、〇三八	一、二四三
四四四	一、八八四	一、九九三	一、〇三三	三二	一、一六六	一、四四八	九三四	四一三	一、九九八	二、〇三四	一、二三七
四四四	一、八八〇	一、九八七	一、〇四〇	三二	一、一七二	一、四四九	九四一	四一三	一、九九三	二、〇二七	一、二三九
四四四	一、八八七	一、九九三	一、〇四六	三二	一、一八〇	一、四六六	九四四	四一三	二、〇〇〇	二、〇三三	一、二五三
四四〇	一、八八八	一、九九四	一、〇四九	三二	一、一三六	一、五六三	九四五	四〇九	一、九九三	二、〇二六	一、二五七

(3) 鑛山勞働者

總數 鑛山	總數 總平均	總數 男平均	總數 女平均	金屬工業 鑛山	金屬工業 總平均	金屬工業 男平均	金屬工業 女平均
九二	一、六五四	一、七二四	七二三	二八	一、六〇八	一、六八一	六四九
九一	一、六六三	一、七三四	七一五	二八	一、六二七	一、七〇二	六四七
九二	一、六六五	一、七三五	七一九	二八	一、六三〇	一、六九三	六四三
九二	一、六五五	一、七二五	七一八	二八	一、六二一	一、六八五	六三七
八九	一、六五八	一、七二九	七〇六	二七	一、五九九	一、六七三	六二三
八八	一、六六四	一、七三六	七一二	二八	一、六〇七	一、六八一	六三五
九〇	一、六六九	一、七三八	七五〇	二六	一、六一五	一、六八八	六三九
九一	一、六七三	一、七四三	七一五	二八	一、六〇三	一、六七五	六三四
八七	一、六九〇	一、七六一	七二四	二八	一、六〇五	一、六七八	六二六
九一	一、七〇一	一、七七三	七二六	二八	一、六〇九	一、六八一	六二五
九二	一、七一九	一、七九一	七三〇	二八	一、六一六	一、六八九	六二三
九二	一、七二七	一、七九五	七四六	二八	一、六二六	一、六九八	六二九

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
石炭鑛業 鑛山	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
石炭鑛業 總平均	一、六七五	一、六八二	一、六八六	一、六八八	一、六八三	一、六八八	一、六九四	一、七〇六	一、七二七	一、七四七	一、七四七	一、七四七	一、七四七
石炭鑛業 男平均	一、七四五	一、七五一	一、七五六	一、七六〇	一、七五四	一、七六〇	一、七六二	一、七七六	一、七九八	一、八二〇	一、八三九	一、八四〇	一、七七二
石炭鑛業 女平均	七五二	七四六	七四七	七四二	七三八	七四二	七九六	七四七	七四七	七四九	七七四	七九四	七四七
石油鑛業 鑛山	一三	一三	一三	八	一三	八	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
石油鑛業 總平均	一、七〇四	一、六七二	一、六六〇	一、六八六	一、七一二	一、六八六	一、六一九	一、六四八	一、六八七	一、六〇九	一、六四七	一、六三三	一、六七四
石油鑛業 男平均	一、七四九	一、七一五	一、七〇三	一、七二三	一、七六〇	一、七二三	一、六六四	一、六九四	一、七二六	一、六五一	一、六九二	一、六七四	一、六九二
石油鑛業 女平均	八六七	八四八	八三四	八〇	八五九	八〇	八三二	八四六	九〇四	八五四	八五四	八六五	八六五
其他ノ鑛業 礦山	五	四	五	五	五	五	五	四	五	五	五	五	五
其他ノ鑛業 總平均	一、五五八	一、五七五	一、六一六	一、六九七	一、五九四	一、六九七	一、六五三	一、六八五	一、六六〇	一、六四六	一、六三五	一、六九〇	一、六六〇
其他ノ鑛業 男平均	一、六一八	一、六五六	一、六八〇	一、七六四	一、六五七	一、七六四	一、七二二	一、七四六	一、七一六	一、七〇三	一、六九九	一、七五七	一、七五七
其他ノ鑛業 女平均	六九二	六二五	七三四	七四八	六八三	七四八	七〇八	七一七	七六二	七七八	六八五	七六〇	六六〇

第十一表（其三）勞働人員及勞働賃銀指數（日本銀行調査局調）

(1) 總指數及男女別

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
昭和十年													
總指數 勞働人員	九五・八	九六・五	九七・五	一〇〇・七	一〇一・二	一〇一・〇	一〇〇・九	一〇〇・六	一〇一・〇	一〇〇・九	一〇一・一	一〇一・一	九九・九
總指數 定額賃銀	八二・二	八二・〇	八一・八	八一・四	八一・二	八一・〇	八一・〇	八一・〇	八一・〇	八一・〇	八〇・九	八一・〇	八一・三
總指數 實收賃銀	九一・〇	九二・三	九三・四	九〇・二	八九・七	八九・七	八九・六	八九・四	八九・八	九一・五	九二・二	九四・三	九一・一
男 勞働人員	一〇三・九	一〇四・六	一〇五・六	一〇七・四	一〇八・二	一〇八・七	一〇九・三	一〇九・八	一一〇・六	一一一・一	一一二・六	一一三・〇	一〇八・六
男 定額賃銀	八三・一	八二・九	八二・八	八二・三	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八一・九	八一・九	八一・九	八一・九	八一・九	八二・二
男 實收賃銀	九五・七	九七・三	九八・一	九五・四	九四・八	九四・七	九三・八	九三・二	九三・六	九四・八	九五・八	九七・八	九五・四

(2) 重要事業別

	昭和十年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
女													
勞働人員	八八・〇	八八・七	八九・六	九四・一	九四・三	九三・六	九二・七	九一・六	九一・六	九一・〇	九〇・九	九〇・四	九一・四
定額賃銀	七七・六	七七・三	七七・三	七六・九	七六・八	七六・五	七六・五	七六・五	七六・四	七六・四	七六・二	七六・三	七六・七
實收賃銀	六七・四	六七・大	六七・五	六六・五	六五・九	六六・〇	六五・七	六五・六	六六・〇	六六・五	六六・七	六七・一	六六・五
*製絲業													
勞働人員	五二・三	五八・七	六二・〇	六四・九	六二・三	六一・八	六二・九	六二・〇	六二・六	六三・〇	六三・二	四四・六	六〇・三
定額賃銀	六二・二	六一・八	六一・九	六一・四	六一・三	六〇・八	六〇・九	六三・〇	六一・四	六一・〇	六一・九	六二・六	六一・六
實收賃銀	六三・八	六三・五	六二・三	六一・九	六一・六	六三・一	六二・九	六三・〇	六三・六	六四・一	六四・七	六六・〇	六三・三
*紡績業													
勞働人員	六七・八	六七・四	六七・〇	六六・五	六七・〇	六七・〇	六六・九	六七・〇	六六・八	六七・一	六七・二	六七・六	六七・一
定額賃銀	七二・七	七二・九	七三・三	七七・一	七五・一	七五・一	七五・一	七三・九	七三・六	七二・六	七二・三	七一・九	七四・一
實收賃銀	六一・五	六一・三	六一・二	六〇・七	五九・八	六〇・〇	五九・九	五九・五	五九・九	六〇・六	六〇・八	六〇・八	六〇・五
*織物業													
勞働人員	七七・七	七七・九	七八・四	八一・九	八一・九	八一・三	八〇・五	八〇・五	七九・八	七八・六	七八・四	七八・〇	七九・五
定額賃銀	七三・四	七三・六	七三・八	七三・二	七三・四	七三・四	七三・四	七三・四	七三・四	七三・二	七三・一	七三・二	七三・四
實收賃銀	六七・一	六六・九	六七・一	六六・三	六五・七	六五・五	六五・五	六五・五	六五・四	六五・〇	六五・四	六五・一	六五・八
機械製造業													
勞働人員	一八四・〇	一八六・七	一九〇・五	一九四・九	一九七・八	一九九・一	二〇〇・四	二〇一・一	二〇二・二	二〇三・八	二〇四・九	二〇六・〇	一九七・六
定額賃銀	七九・八	七九・三	七八・八	七八・〇	七七・四	七七・五	七七・四	七七・六	七七・五	七七・五	七七・六	七七・八	七八・〇
實收賃銀	九一・一	九五・九	九六・七	九三・〇	九一・五	九二・六	九二・〇	九〇・七	九二・一	九三・三	九四・三	九四・九	九三・二
船舶製造業													
勞働人員	一二・六	一一四・〇	一一四・七	一一七・七	一一七・五	一一七・二	一一七・六	一一七・九	一一八・七	一一九・六	一二〇・八	一二二・四	一一七・二
定額賃銀	八九・七	八九・八	八九・二	八八・五	八八・三	八八・三	八八・四	八七・七	八八・七	八八・三	八八・六	八八・二	八八・六
實收賃銀	九九・八	一〇一・一	一〇一・七	九八・七	九八・六	九八・〇	九五・六	九五・四	九六・七	九七・一	九八・八	一〇三・〇	九八・七

備考　製絲業ハ含マズ

車輛製造業	勞働人員	一一三・九	一一四・六	一一八・二	一一九・一	一一九・三	一二〇・一	一二〇・六	一二〇・八	一二一・三	一二二・三	一二二・八	一二一・四	一一九・四
	定額賃銀	七九・四	七八・七	七八・〇	七七・七	七七・八	七六・五	七六・一	七六・三	七六・七	七六・三	七五・八	七五・八	七七・一
	實收賃銀	八三・〇	八三・三	八八・三	八二・一	八〇・一	八〇・四	七九・六	七八・七	八〇・八	八一・六	八七・八	八七・八	八二・〇
金屬製品造	勞働人員	一二五・九	一二六・八	一二七・八	一三〇・二	一三一・八	一三三・三	一三三・八	一三四・七	一三七・八	一三九・一	一三九・三	一三九・三	一三一・〇
	定額賃銀	八四・七	八四・三	八四・三	八三・五	八三・二	八二・三	八二・八	八二・六	八二・八	八二・八	八二・六	八二・八	八三・三
	實收賃銀	一〇〇・四	一〇一・六	一〇一・〇	一〇〇・二	九七・五	九六・七	九五・〇	九四・五	九八・九	九八・四	一〇〇・〇	九八・一	九五・二
窯業	勞働人員	八三・二	八三・四	八四・三	八五・一	八五・五	八五・三	八六・三	八六・七	八七・七	八八・一	八八・一	八七・一	八七・七
	定額賃銀	八三・四	八三・二	八三・二	八三・五	八三・四	八三・五	八三・五	八三・七	八三・四	八三・六	八三・七	八三・七	八三・八
	實收賃銀	八二・九	八二・三	八一・八	八二・一	八一・一	八二・一	八一・九	八一・五	八二・一	八二・九	八一・六	八一・三	八一・七
製紙業	勞働人員	八七・八	八七・七	八八・一	八三・五	八七・六	八四・七	八四・五	八五・一	八四・五	八六・三	八五・八	八五・六	八五・八
	定額賃銀	九二・一	九〇・九	九〇・七	八九・四	八九・四	八九・三	八〇・四	八九・三	八七・二	八六・八	八七・二	八七・〇	八六・九
	實收賃銀	八九・一	八九・七	九一・七	九四・三	九五・七	九八・五	九八・四	九八・八	八九・三	八九・三	一〇一・三	九〇・一	八九・九
人造肥料業	勞働人員	九九・五	九九・二	九八・八	九七・七	九七・一	九七・九	九七・七	九七・六	九七・二	九七・二	九七・一	九〇・二	九〇・一
	定額賃銀	九七・四	九六・三	九六・一	九三・三	九六・四	九六・二	九五・八	九五・五	九五・四	九六・七	九六・五	九六・六	九六・七
	實收賃銀	八六・八	八七・八	八八・七	八九・三	八八・大	八八・八	八八・七	八九・一	八九・一	九四・〇	九七・〇	九六・三	九六・一
飲食物工業	勞働人員	八九・六	八九・五	八九・三	八九・〇	八九・一	八八・二	八九・三	八八・一	八八・九	八八・九	八八・九	八九・九	九七・九
	定額賃銀	九四・〇	九二・三	九一・六	九〇・八	九二・八	九二・一	九二・三	九一・三	九一・八	九一・二	九一・二	九一・八	九一・六
	實收賃銀	九五・九	九六・四	九六・七	九七・五	九七・六	九七・一	九七・二	九八・一	九八・二	九九・二	九九・二	九八・九	九七・六
印刷製本業	勞働人員	八〇・二	七九・九	八〇・一	七九・四	七八・七	七八・六	七八・六	七八・一	七八・三	七八・一	七八・〇	七八・八	七八・八
	定額賃銀	八七・八	九〇・三	九一・〇	八七・六	八五・二	八四・三	八五・一	八五・三	八七・五	八八・八	八七・七	八七・七	八七・八
	實收賃銀													

備考　一、大正十五年中ノ平均ヲ一〇〇トス、但シ製絲業ニ限リ大正十五年三月ヨリ十一月マデノ平均ヲ一〇〇トス

一、賃銀指數ハ＊印ヲ附セルモノアリテハ女工ノ賃銀ニヨリ其他ニアリテハ男工ノ賃銀ニヨル

第十二表 家計調査（内閣統計局調査）

第十二表（其一）俸給生活者家計調査（自昭和八年九月至昭和九年八月）

(1) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實收內譯

	總數	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
世帶總數	五七〇	六	三八	八七	一〇四	九二	二四三
世帶總數	二、二三二・二六 人	二三・八五 人	一三一・一三 人	三四〇・〇〇 人	三八一・四四 人	三八二・五〇 人	九六三・三五 人
一世帶平均人員	三・九〇 圓	三・九七 圓	三・四五 圓	三・九一 圓	三・六七 圓	四・一六 圓	三・九六 圓
實收入 總額	九七・四八	五八・〇二	六五・九〇	七五・一二	八五・一三	九四・七二	一一七・七二
勤勞收入 全額	八七・七九	五三・三三	六〇・七六	六九・五六	七七・六九	八六・八一	一〇四・〇八
勤勞收入 世帶主ノ收入	八五・八四	四九・五〇	六〇・六九	六八・六〇	七六・四二	八三・八六	一〇一・六二
勤勞收入 世帶主ノ配偶者收入	〇・八七	一・六〇	〇・〇七	〇・二一	〇・七四	一・五一	一・〇二
勤勞收入 家族收入	一・〇八	二・二三	—	〇・七五	〇・五三	一・四四	一・四四
勤勞外收入 全額	九・六九	四・六九	五・一四	五・五六	七・四四	七・九一	一三・六四
勤勞外收入 財產收入	〇・五一	〇・九五	〇・二五	〇・一八	〇・三一	〇・二三	〇・八四
勤勞外收入 受贈	七・五一	三・三〇	四・五九	四・一五	六・一五	六・四六	一〇・二五
勤勞外收入 其他	一・六七	〇・四四	〇・三〇	一・二三	〇・九八	一・二二	二・五五
實支出	八六・二五	五五・二四	六三・四七	六八・三〇	七七・三三	八三・三三	一〇一・九三
勤勞收入過不足	一・五四	—	—	一・二六	〇・三七	三・四九	二・一五
實收支出對	—	一・九一	二・七一	—	—	—	—

(2) 收入階級一世帶一ヶ月平均實支出內譯

	總數	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
實收入（過足）	一一・二三	二・七八	二・四三	六・八二	七・八一	一一・四〇	一五・七九
對實支出一不足	—	—	—	—	—	—	—
一世帶平均消費單位	二・九六	三・〇六	二・六三	二・八八	二・七九	三・一一	三・〇四
總額	八六・二五	五五・二四	六三・四七	六八・三〇	七七・三二	八三・三三	一〇一・九三
飲食費	二六・九〇	三・二一	二・六三	二三・三三	二四・三五	二七・一三	二九・九八
米麥	七・七五	八・二〇	六・八五	七・七二	七・三一	八・一五	七・九三
副食物	一〇・二四	七・八五	八・八八	八・七二	九・五九	一〇・五六	一二・二〇
嗜好品	五・九四	四・二九	五・〇五	四・八〇	四・八九	五・八八	七・〇〇
出前外出・先ノ食費	二・九七	一・八七	一・七七	二・〇九	二・五六	二・五四	三・八五
住居費	一五・九四	九・四三	一三・一四	一三・四一	一四・四六	一五・一六	一八・三八
光熱費	四・三三	四・二五	四・〇四	三・八一	三・八三	四・一八	四・七九
被服費	一〇・八七	四・八二	六・八〇	八・一四	九・四三	一〇・五五	一三・三七
其ノ他ノ諸費	二八・二一	一四・五三	一六・九四	一九・六一	二五・二五	二六・二〇	三五・四一
保健衞生費	六・一五	三・一四	四・六三	四・六一	五・七三	五・六八	七・三六
育兒費	〇・七四	〇・六三	〇・三九	〇・六八	〇・五九	〇・七四	〇・八八
教育費	一・二六	一・三三	〇・七六	〇・五八	〇・九九	一・五二	一・六〇
交通費	一・七一	一・一九	〇・六七	一・一九	一・四六	一・五五	二・二三
通信運搬費	〇・四三	〇・一一	〇・二七	〇・二九	〇・三九	〇・四〇	〇・五四
文房具費	〇・一九	〇・一一	〇・二〇	〇・一八	〇・一九	〇・一七	〇・二〇
負擔費	〇・七〇	〇・五一	〇・五六	〇・六四	〇・六一	〇・六六	〇・八〇

記入不備	其他	二・三五	二・二七	二・二〇	二・二五	二・〇〇
旅行費		一・三一	〇・五〇	〇・四一	一・〇〇	一・〇一
修養娯楽費		五・四四	三・二七	三・二〇	三・九〇	四・六六
交際費		七・九五	四・一四	四・三〇	五・五五	六・九九

(3) 收入階級別一ヶ月平均總收入及總支出

		總數	未滿六〇圓	未滿七〇圓	未滿八〇圓	未滿九〇圓	未滿一〇〇圓	以上一〇〇圓
入收總	實收總額	一六八・三六圓	一〇一・五四圓	一三三・九九圓	一三〇・九九圓	一四八・九一圓	一六四・六一圓	二〇〇・〇九圓
	入收ノ外以入收實	九七・四八	五八・〇二	六五・九〇	七五・二一	八五・一三	九四・七二	一一七・七二
	繰越金	七〇・八八	四三・五二	五七・九九	五七・八七	六三・七九	六九・八九	八二・三七
	貯金引出金	二一・九九	三・七二	九・三八	七・五七	九・三八	九・六四	一六・一九
	無盡掛金	〇・六四	〇・一七	〇・一三	〇・三六	〇・八〇	〇・二七	〇・八九
	保險金	〇・三五	—	〇・〇四	〇・二一	〇・三五	〇・〇八	〇・六〇
	貸付金受入金	一・四四	〇・二五	四・七〇	〇・五七	〇・五九	〇・四三	二・〇一
	質入	〇・〇〇	—	—	—	—	〇・〇三	—
	負債	一・九一	三・〇四	一・一八	一・四四	一・八一	一・五六	二・三四
	掛買	二二・〇六	二一・二六	一〇・四九	二一・四六	二一・四九	二二・六五	二二・五七
	其他	〇・三八	〇・〇二	〇・〇六	〇・三一	〇・三〇	〇・六七	〇・四〇

第十二表（其二）勞働者家計調査（自昭和八年九月至昭和九年八月）

(1) 收入階級別一世帶一ケ月平均實收入內譯

	總數	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
世帶總數	一、〇八三人	五〇圓未滿 九	六〇圓未滿 六九	七〇圓未滿 一九二	八〇圓未滿 一八二	九〇圓未滿 一八二	一〇〇圓未滿 一七四
世帶人員（總數）	四、五四九・三三	三三・六七	二六八・六四	七五三・八四	七五八・四五	七八五・二四	七四一・九五
一世帶平均	四・二〇	三・七四	三・八九	三・九三	四・一七	四・三一	四・二六
總支出	一六八・三六圓	一〇一・五四圓	一三三・八九圓	一三〇・九九圓	一四八・九二圓	二〇〇・〇九圓	一〇一・九三
實支出	八六・二五	五五・二四	六三・四七	六八・三〇	七七・三三	一〇一・九三	八三・三二
全額	八二・一一	四六・三〇	六〇・四二	六二・六九	七一・六〇	九八・一六	八一・二九
繰越	四三・二〇	二四・四五	三一・六四	三四・三五	三九・一三	四七・五九	四四・三八
貯金	一八・一八	二・七九	一〇・一四	一〇・七二	一三・五七	二五・四五	一六・六七
無盡掛金	一・一六	一・〇七	〇・八五	〇・九三	〇・八八	一・五四	〇・八四
保險料	四・〇四	一・五五	二・二六	二・八九	三・九二	四・九三	三・八〇
貸金	一・七三	〇・三一	四・一三	〇・六三	〇・七四	二・六六	〇・五七
質受金	〇・〇三	〇・〇七	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇二	〇・〇六
負債返還	一・八九	四・〇八	〇・六七	一・四五	二・〇五	二・二六	一・四九
掛買拂	一三・〇五	一一・九八	一〇・三〇	一一・二八	一一・七一	一三・四四	一三・八五
其他	〇・八四	—	〇・四一	〇・四三	〇・五九	一・二七	〇・六三

	總額	入收勞勤 全額	世帶主收入	世帶主ノ配偶者收入	家族收入	入收外勞勤 全額	財産收入	受贈	其他	支出	過	不足
對勤實收支	八六・五九圓	八〇・五三	七七・八六	一・四五	一・三三	六・〇六	〇・三〇	五・三三	〇・六四	七五・〇五	五・四八	—
對勤實收支	四三・五四圓	四〇・三四	三九・三六	〇・八六	〇・〇三	三・三〇	—	二・八八	〇・四三	四四・八七	—	四・六三
對勤實收支	五六・八一圓	五三・三三	五一・九三	一・〇九	〇・三〇	三・四九	〇・〇三	三・九四	〇・五三	五三・六六	〇・六六	—
對勤實收支	六五・三六圓	六〇・六三	五九・一六	一・三七	〇・三〇	四・六三	〇・一〇	四・〇九	〇・四四	五九・四一	一・三三	—
對勤實收支	七四・九七圓	七〇・〇一	六八・〇〇	一・三三	〇・七九	四・九六	〇・一五	四・三七	〇・四四	六六・四〇	三・六一	—
對勤實收支	八四・六六圓	七九・一六	七六・〇一	一・八三	一・三一	五・五〇	〇・一六	四・五八	〇・七六	七三・六〇	五・五六	—
對勤實收支	九五・三一圓	八九・三四	八五・八〇	一・九六	一・四八	六・〇七	〇・一七	五・三六	〇・六四	八二・七七	六・四七	—
對勤實收支	一一三・八五圓	一〇四・九三	一〇一・四一	一・三五	二・二七	八・九三	〇・四一	七・六三	〇・八八	九四・三八	一〇・五五	—

(2) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實支出內譯

	總數	未滿五〇圓	未滿六〇圓	未滿七〇圓	未滿八〇圓	未滿九〇圓	未滿一〇〇圓	以上一〇〇圓
一世帶平均消費單位	三・二二	二・九一	二・九一	二・八八	三・一〇	三・一七	三・一九	三・二七
總額	七五・〇五圓	四四・八七圓	五二・六六圓	五九・四二圓	六六・四〇圓	七三・六〇圓	八二・七七圓	九四・三八圓
飲食物費	二六・九四	二〇・一五	二一・七七	二三・三五	二四・七二	二七・一七	二九・三〇	三〇・七九
米麥費	八・九三	七・四八	八・四三	八・四八	八・九〇	九・〇一	九・一八	九・二一
副食物費	九・八五	七・七九	八・〇七	八・四九	八・九七	九・九四	一〇・八三	一一・二二

嗜好品費	五・九五	三・八四	四・二二	四・八八	五・三三	六・〇八	六・四四	七・二二
出前外出先ノ食費	二・二二	一・〇四	一・二六	一・五〇	一・六三	二・一四	二・五五	三・二五
住居費	二二・六〇	七・六三	九・五一	一〇・五〇	一一・二八	一二・三七	一四・二九	一四・九七
光熱費	三・五九	三・一七	三・一〇	三・三〇	三・四三	三・五六	三・七三	三・九五
被服費	九・一五	三・七二	五・八五	六・二七	七・八七	九・〇五	一〇・四三	一二・二九
其ノ他ノ諸費	二二・七七	一〇・二〇	一二・四三	一五・九九	一九・一〇	二一・四五	二五・〇三	三二・二八
保健衛生費	五・五〇	四・五七	三・四八	四・四七	四・四三	五・四〇	六・〇八	七・一八
育兒費	〇・六二	〇・五二	〇・四六	〇・四六	〇・五三	〇・六七	〇・六三	〇・八〇
教育費	一・一〇	〇・三三	〇・三五	〇・五一	〇・八八	一・〇〇	一・三二	一・七九
交通費	〇・八九	〇・三三	〇・四三	〇・六六	〇・七一	〇・七九	一・〇三	一・二〇
通信運搬費	〇・二二	〇・〇四	〇・一三	〇・一五	〇・一八	〇・二〇	〇・二五	〇・二八
文房具費	〇・一五	〇・〇九	〇・一一	〇・一四	〇・一四	〇・一五	〇・一六	〇・一七
負担費	〇・五八	〇・一九	〇・三七	〇・四一	〇・四三	〇・五七	〇・六〇	〇・八五
交際費	六・六一	二・七三	三・四四	四・四六	五・七六	六・四九	七・三八	九・二〇
修養娯楽費	三・九三	一・二七	二・一六	二・八三	三・二〇	三・八〇	四・一七	五・六三
旅行費	〇・六六	〇・一四	〇・三五	〇・五四	〇・七七	〇・五九	〇・六三	〇・九二
其他	二・三三	〇・〇八	〇・九	一・二四	一・九一	一・六六	二・六五	三・九七
記入不備	〇・一八	〇・〇一	〇・一六	〇・一二	〇・一六	〇・一三	〇・一五	〇・二九

(3) 收入階級別一世帶一ヶ月平均總收入及總支出

(總額	總數	未五〇圓滿	未六〇圓滿	未七〇圓滿	未八〇圓滿	未九〇圓滿	未一〇〇圓滿	以一〇〇圓上
	一五四・一一	八五・七二	一一〇・六六	一三二・二四	一三五・八五	一四八・二六	一六八・六九	一九五・四七

總收入: 實收入	實收入以外ノ收入: 全額	繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	貸金受入	質入	負債	掛買	其ノ他	總支出: 總額	實支出	實支出以外ノ支出: 全額	繰越	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	質受金	負債返還	掛買拂	其ノ他
86.59	67.52	43.35	6.91	1.31	0.62	0.94	0.02	2.34	11.73	0.30	154.11	75.05	79.06	43.93	13.54	2.16	3.85	1.20	0.04	2.36	11.70	0.28
43.54	42.18	25.55	2.48	—	0.61	2.20	—	2.25	9.09	—	85.72	44.87	40.85	26.30	3.08	0.63	1.61	—	—	1.25	7.98	—
56.81	53.95	32.96	4.42	1.00	0.62	0.83	0.04	2.45	10.98	0.65	110.76	52.66	58.10	33.05	7.32	1.14	2.56	0.36	0.05	2.13	11.36	0.13
65.26	58.08	37.66	5.01	0.72	0.73	0.65	0.01	1.93	11.25	0.12	123.34	59.41	63.93	38.06	8.09	1.27	3.08	0.62	0.01	1.47	11.18	0.15
74.97	60.88	40.03	4.81	1.08	0.33	0.40	0.01	2.03	12.06	0.24	135.85	66.40	69.45	40.48	9.17	1.25	3.21	0.87	0.04	2.31	12.04	0.18
84.66	63.60	40.70	5.73	1.28	0.51	0.46	0.01	2.45	12.11	0.35	148.26	73.60	74.66	41.29	11.98	1.98	3.33	0.82	0.04	2.39	12.07	0.71
95.31	73.38	47.92	8.67	1.82	0.87	0.82	0.02	1.48	11.58	0.20	168.69	82.77	85.92	48.57	15.23	2.48	4.28	2.05	0.07	1.53	11.54	0.18
113.85	81.62	51.55	10.07	1.71	0.74	1.87	0.03	3.30	11.96	0.39	195.47	94.38	101.09	52.43	22.13	3.61	5.33	1.80	0.04	3.59	11.92	0.24

第十二表（其三）農業者家計調査（自大正十五年九月至昭和二年月內閣統計局調査）

(1) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實收入內譯

	總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
世帶總數		六七〇	一〇六	一六三	一七	九	三八	一一	五	一五
世帶員（總）	三、九〇五・三一人	四五八・五二人	七七〇・九四人	九五〇・三九人	七三八・八二人	四五二・二九人	二五五・八四人	一三五・二三人	三三・八〇人	二〇・四七人
一世帶平均	五・八三圓	四・三三圓	五・六七圓	五・三八圓	六・三一圓	六・五五圓	六・七三圓	六・四四圓	六・五六圓	七・三六圓
實收入 總農業純收入額	九六・一六	四七・一〇	七〇・二一	八九・四八	一〇九・八二	一三〇・九四	一四八・三〇	一六七・三四	一八九・三九	二三一・一一
勤勞收入 全額	六一・五七	二九・〇七	四四・八九	五六・六八	七一・五六	八三・五七	九六・二二	一一七・九一	一二四・一九	一三九・〇八
勤勞收入 世帶主收入	一一・〇三	六・四九	八・九〇	一一・四六	一二・八五	一四・〇七	一一・六五	八・八八	一五・三	二九〇・二一
勤勞收入 世帶主ノ配偶者收入	五・三〇	四・〇七	四・三六	五・一四	五・九五	六・〇三	五・五六	三・六三	一三・七一	一四・七〇
勤勞收入 家族收入	〇・八三	〇・九三	一・二三	〇・八七	〇・五二	〇・六二	〇・六六	〇・二一	〇・二一	〇・九九
勤勞外收入 全額	四・九〇	一・四九	三・三五	五・四五	六・三八	七・四二	五・四三	五・〇四	一・二一	一三・五二
勤勞外收入 財產收入	二三・五六	二一・五四	一六・三八	二一・三四	二五・四一	三三・三〇	四〇・四三	四〇・五五	五〇・七一	六二・八二
勤勞外收入 受贈	一三・〇〇	六・〇一	八・八六	一三・〇三	一四・三一	一七・二三	二三・五二	三三・五六	三三・三六	三七・〇三
勤勞外收入 其ノ他	七・一八	三・五九	四・八七	六・五二	七・四八	一〇・三九	一三・四六	一〇・〇九	一五・一一	二〇・八六
實支出	三・三八	一九・四	二・六五	二・七九	三・六二	五・六九	四・四五	七・九〇	三・二四	四・九三
農業純收入過不足	九七・三九	五九・七九	七五・八一	九三・〇五	一〇七・六七	一二六・二八	一三八・八八	一四〇・〇九	一三九・三三	一六九・四八
對實支出 農業純收入過不足	三四・八二	三〇・七二	三〇・九〇	三六・三七	三六・一〇	四三・七二	四二・六六	三三・一八	一五・一三	四〇・四〇
農業純收入及勤勞收入對實支出 過不足	二三・七九	二四・二三	二一・九八	二四・九二	二三・二五	二八・六五	三一・〇〇	一三・三〇	〇・一〇	一一・一九

(2) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實支出內譯

	一人當											
	實收入對實支出	農業純收入	農業外收入	勤勞收入	勤勞外收入	實支出	農業純收入對實支出	農業純收入及農業外勤勞收入對實支出	實收入對實支出	總數	未滿六〇圓	未滿八〇圓
總額	過不足						過不足	過不足	過不足			
全額	〇・二三	—	—	—	—	—	五・九八	四・〇八	〇・〇四	九六・三九圓	五九・七九圓	七五・八一圓
米麥費	一三・六九	—	—	—	—	—	七・一〇	五・六〇	二・九三	四四・〇一	三〇・〇二	三八・五八
嗜好品費	五・六〇	—	—	—	—	—	五・四六	三・八八	〇・九九	二六・四〇	一八・四五	二三・六三
其ノ他	三・五七	—	—	—	—	—	六・二四	四・二七	〇・四一	四三・三九	二五・九六	四・三三
住費	二・一五	—	一一・三三	二・〇四	四・〇二	一七・〇五	五・七二	三・六八	〇・三四	四八・八二	二九・四二	四・五九
光熱費	四・六六	—	一三・七五	二・一五	五・〇八	一九・二七	六・五一	四・三七	〇・七一	五四・五三	三二・八六	五・〇一
被服費	九・四三	—	一四・二九	一・七三	六・〇一	二〇・六三	六三・四	四・六〇	一・四〇	五五・九四	三二・六三	六・一三
	二七・二五	—	一八・三一	一・三八	六・三〇	二一・七六	三・四五	二・〇七	四・二三	一三八・八八	一四〇・〇九	一七・一三
	五〇・六一	—	一八・九三	二・二九	七・七三	二一・二四	二・三一	〇・〇二	七・七二	一二九・三二	一〇七・六七	二三・二〇
	五一・六二	—	一七・五三	三・九七	八・五三	二五・〇二	五・四九	二・五二	七・〇一	一六九・四八	一四〇・〇九	一六・二四
飲食物費										總數	未滿一〇〇圓	未滿一二〇圓
全額										九三・〇五圓	一〇七・六七圓	一二九・三二圓
米麥費										四三・三九	四八・八二	五四・五三
嗜好品費										二五・九六	二九・四二	三二・八六
其ノ他										四・三八	四・五九	五・〇一
住費										一三・〇五	一四・八一	一六・六六
光熱費										一四・三一	一六・二六	一九・五一
被服費										五・六七	六・八四	七・三八
										七・一九	八・六一	九・六三
										一七五		

	總數	一〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一三〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
保健衛生費	二・七一	一・七五	二・三〇	二・四七	二・七一	三・五九	四・三七	四・〇一	五・八五	四・六九
育兒費	〇・三七	〇・二三	〇・二八	〇・三三	〇・四九	〇・五九	〇・四六	〇・三六	〇・三七	〇・六三
教育費	一・〇一	〇・四七	〇・五八	一・二四	一・〇三	一・四六	一・六四	一・五七	〇・二四	二・一三
交通費	一・一五	〇・五六	〇・七一	一・一三	一・三一	一・四四	二・〇二	一・七三	〇・八一	四・二三
通信運搬費	〇・一六	〇・〇八	〇・〇八	〇・一六	〇・二〇	〇・二二	〇・二七	〇・二三	〇・一三	〇・五九
文房具費	〇・一五	〇・一一	〇・一一	〇・一五	〇・一六	〇・一七	〇・二三	〇・二四	〇・一五	〇・四〇
負擔費	一・三一	〇・六八	〇・九四	一・一九	一・六〇	一・八〇	二・一〇	二・〇八	二・八一	二・一九
交際費	七・五八	四・〇一	四・七七	六・九八	八・五一	一〇・八八	一二・七三	一二・八五	一三・四九	一九・八六
修養娯樂費	二・一六	一・二三	一・五四	一・九五	二・三三	二・八一	三・三三	三・八七	六・〇二	五・六四
旅行費	〇・五八	〇・二三	〇・三五	〇・四五	〇・八〇	〇・九七	〇・四八	一・三五	二・二〇	一・六七
備人料	〇・一六	〇・〇七	〇・〇五	〇・一一	〇・二〇	〇・一九	〇・四五	〇・三五	一・二三	〇・三七
其ノ他	六・〇五	三・二五	四・〇八	五・七一	六・四一	九・六八	一〇・三七	九・三三	六・二四	一二・二三
記入不備	〇・八七	〇・二四	〇・三〇	〇・六二	一・三九	一・四三	一・九一	〇・九五	三・三八	二・八八

收入階級別一世帶一ヶ月平均總收入及總支出

	總收入 實收	總收入 實收入以外 保險金	總收入 實收入以外 無盡取引	總收入 實收入以外 貯金引出	總收入 實收入以外 繰越金	總收入 實收入以外 總額
總數	二八・二八圓	一三四・〇三圓	一七〇・二〇圓	九六・一六	一三三・一二	八〇・九八
一〇圓未滿	九六・一六	四七・一〇	七〇・二一	八六・九三	五一・六七	二一・九一
八〇圓未滿	一三三・一二	八六・九三	九九・九九	一二七・六四	七六・三六	三・三八
一〇〇圓未滿	八〇・九八	五一・六七	六四・三九	一〇・三九	一三・三二	三・四〇
一三〇圓未滿	二七・二三圓	二三六・三八圓	一〇・四〇	一二・〇二	八六・四六	三・四〇
一四〇圓未滿	一三・四四	一〇九・八二	七〇・二一	八九・四八	一二〇・五六	一・九一
一六〇圓未滿	一四・三〇	二九一・八一圓	一三〇・九四	一六・六六	一一〇・〇五	二・九一
一八〇圓未滿	一四・〇一	一四八・三〇	一六〇・二〇	一二・三二	一二三・八三	一・六八
二〇〇圓未滿	三〇八・五〇圓	三〇・六五圓	一六七・三四	一三・八五	一一〇・三三	一・六八
二〇〇圓以上	一七六	四〇九・九五圓	一八九・九三	一一・一〇	一七五・九一	二・五四
	四・〇一	四五五・七〇圓	二三一・一一	三五・八七	一五六・五五	二三四・五九
	四・六九	五・八五	四・三七	四・八四	四・八六	一三五・三一
	〇・六三	〇・三七	〇・四六	〇・三七	〇・三七	一六〇・八七
	二・一三	〇・二四	一・六四	一・三五	一・二四	一一〇・〇五
	四・二三	〇・八一	二・〇二	一・四四	一・七三	一六・六六
	〇・五九	〇・一三	〇・二七	〇・二二	〇・二三	一・二二
	〇・四〇	〇・一五	〇・二三	〇・一七	〇・二四	〇・三五
	二・一九	二・八一	二・一〇	一・八〇	二・〇八	二・二一
	一九・八六	一三・四九	一二・七三	一〇・八八	一二・八五	一・三五
	五・六四	六・〇二	三・三三	二・八一	三・八七	二・二〇
	一・六七	二・二〇	〇・四八	〇・九七	一・三五	〇・九七
	〇・三七	一・二三	〇・四五	〇・一九	〇・三五	〇・四八
	一二・二三	六・二四	一〇・三七	九・六八	九・三三	〇・四五
	二・八八	三・三八	一・九一	一・四三	〇・九五	一・九一

第十三表（其一）業態別工場災害者數累年表（工場監督年報ニ據ル、以下同ジ）

	昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年	
	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡
染織工場	五、四二四	九四	五、三七一	三七	五、五八七	三七	五、七九〇	三五	七、一七〇	一七
機械器具工場	三一、一六五	一六六	三三、三七七	一二七	一六、九六八	七五	一七、二九八	八一	二一、四五二	八一
化學工場	八、三七五	一一三	七、一九四	八五	六、二三九	五一	六、六七七	六三	八、二八七	六三
飲食物工場	一、〇三六	一三	九五一	二三	八七九	八	一、〇七八	一七七	一、一六九	一
第一部統計										

出支總

	出支ノ外以出支實								實支出	總額	收入ノ			
	總額	繰越金	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	負債返還	掛買拂	其ノ他		貸金受入	負債	掛金	其ノ他
昭和九年	二・八五	〇・九五	一・九二	二・五三	三・三〇	六・八一	三・二〇	三・一八	〇・五八	五・五六	二・八五	九・八九	一三・〇八	〇・三九
昭和八年	九・八九	九・四六	九・〇四	九・七六	八・八九	九・五〇	四一・五九	一三・五九	一三・一五	九・九七	九・八九	九・四六	一一・三七	〇・一八
昭和七年	一三・〇八	一一・三七	一〇・七八	一一・七三	一一・九七	一四・〇三	一四・七四	一四・〇七	〇・二三	一三・五九	一三・〇八	一一・三七	一〇・七八	〇・二三
昭和六年	〇・三九	〇・一八	〇・一七	〇・六四	〇・三三	〇・五四	〇・一八	〇・二二	二・二三	〇・二二	〇・三九	〇・一八	〇・一七	〇・二三
昭和五年	二八・二八	一三四・〇三	一七〇・二〇	二〇七・一二	二三六・三八	二九一・八一	三〇八・五〇	三三〇・六五	四〇九・九五	四五五・七〇	二八・二八	一三四・〇三	一七〇・二〇	二〇七・一二
昭和四年	九六・三九	五九・七九	七五・八一	九三・〇五	一〇七・六七	一三六・二八	一三八・八八	一四〇・〇九	一三九・三三	一六九・四八	九六・三九	五九・七九	七五・八一	九三・〇五
昭和三年	一三一・八九	七四・二四	九四・三九	一二四・〇七	一三八・七一	一六五・五三	一六九・六二	一八〇・五六	二七〇・六三	二八六・二二	一三一・八九	七四・二四	九四・三九	一二四・〇七
昭和二年	八一・二九	五〇・八二	六三・六九	七五・九三	八六・〇三	一一一・五九	一二五・六一	一二六・三二	一八七・四八	一六六・五六	八一・二九	五〇・八二	六三・六九	七五・九三
昭和一年	一三・四四	五・一五	七・八八	一一・七一	一四・〇四	一五・二三	一五・六七	二〇・四六	四三・四二	五八・〇九	一三・四四	五・一五	七・八八	一一・七一
昭和元年	五・四二	三・一八	四・九八	四・八〇	六・四六	七・七九	五・八八	八・二五	九・六九	六・三七	五・四二	三・一八	四・九八	四・八〇
大正十五年	一・〇六	〇・五二	〇・七四	一・〇六	〇・九六	二・〇一	一・四一	二・四〇	二・九七	〇・八六	一・〇六	〇・五二	〇・七四	一・〇六
大正十四年	二・四四	〇・六六	一・四二	二・七五	二・八四	五・四五	二・三八	三・七二	三・〇四	一・九四	二・四四	〇・六六	一・四二	二・七五
大正十三年	八・七六	五・五九	六・三四	七・七三	八・二一	一〇・一三	一六・二四	一七・六三	一八・七八	二七・四一	八・七六	五・五九	六・三四	七・七三
大正十二年	一〇・三九	八・三〇	九・三〇	九・八一	一〇・一六	一三・三三	一三・四二	一一・二九	五・〇一	二四・九七	一〇・三九	八・三〇	九・三〇	九・八一
大正十一年	〇・〇九	〇・〇二	〇・〇四	〇・二八	〇・〇一	〇・〇二	〇・〇一	〇・四九	〇・二四	〇・〇三	〇・〇九	〇・〇二	〇・〇四	〇・二八

第一部統計表

雜工場	四、六二〇	六五	三、九七三	五七	三、六八五	四二	三、四七五	四四	四、二一四	四九
特別工場	六、五一九	七〇	一、〇九七	二五	八八五	三七	八八九	二五	九七八	二二
計	五七、一三九	五二一	四一、九六三	三五四	三四、二三三	二五〇	三五、二〇七	二八四	四三、二七〇	二四三
官設工場	四、九七八	三四	六、四〇〇	五〇	五、四八七	二七	六一、〇九	三一	七、七一四	五九
總計	六二、一一七	五五五	四八、三六二	四〇四	三九、七二〇	二七七	四一、三一六	三一五	五〇、九八四	三二〇

備考　總數中ニハ死亡數ヲ含ム工場法適用工場（但シ第二七條適用ノ工場ヲ除ク）ニツキ休業三日以上及其見込ノモノニツキ調査セルモノナリ。

第十三表（其二）業態別工場災害數

（昭和九年）

	染織工場		機械及器具工場		化學工場		飲食物工場		雜工場		特別工場		計		官營工場		總計	
死亡	男	四一	男	一六二	男	一〇五	男	一三	男	六三	男	七〇	男	四五四	男	三一	男	四八五
	女	五三	女	四	女	八	女	—	女	二	女	—	女	六七	女	三	女	〇
重傷	男	一、〇二四	男	六、五七四	男	一、九〇〇	男	二四九	男	一、四八三	男	一、六七七	男	一三、九〇七	男	一、五二六	男	一四、四三三
	女	七一六	女	八六	女	九六	女	三一	女	八二	女	三七	女	一、〇四八	女	二九	女	一、〇七七
輕傷	男	一、七五一	男	二四、〇四七	男	六、〇〇八	男	六五七	男	二、八六〇	男	四、六二七	男	三九、九五〇	男	三、三三二	男	四三、二八二
	女	一、八三九	女	二九二	女	二五八	女	八六	女	一三〇	女	一〇八	女	二、七一三	女	五七	女	二、七七〇

第十三表（其三）業態別工場災害原因調（昭和九年）

運傳轉導中裝	原動機ニ因ルモノ 死亡	重傷	輕傷	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
	—	二	三	—	—	四	—	—	一	二七	一〇	三七
			八				二	一三	一	七二	七	七九

機械及動力ノ置ニ因ルモノ	輕傷	重傷	死亡	運搬	輕傷	重傷	死亡	輕傷	重傷	死亡	輕傷	重傷	死亡	輕傷	重傷	死亡	輕傷	重傷	死亡
調帶調索調帶ニ因ルモノ	一六一	一五五	四	一四	二七二	八九	一三	一〇三	七七	六	二二	二二		八三	五四	六	三	八	
車軸ニ因ルモノ	八九	七六	九		六五	三四	一〇	八	四一	二	六	八		四	三三	四	二三〇	二〇三	三一
車類ニ因ルモノ	一九一	一四七	一	二〇五	二〇三	一四	三	二七	一五〇	二	五	一三		四	五三	五	四九一	四九一	三五
齒輪類ニ因ルモノ	一八六	二九五	一	一四	一〇四	六		二七	一五〇	二	六	二		一	四〇	三	七三四	七〇三	二六
轉子又ハ之ニ加工中ノ物體ニ依リ因ルモノ	二四三	一六三	一	二〇五	一四	六		一	二		一	一		一	五三	一	五二	五二	二四
鋸機又ハ之ニ加工中ノ物體ニ依リ依ルモノ	七	一一九		一九一	六六	五		一	四		四四七	六一四	二六	六〇六	二三	六八二	五二六	七〇三	二七
壓機若ハ壓穿ハ之ニ依リ加工機又ハ中ノ物體ニ因ルモノ	三	二		四三一	三一八	一七	一	二八	一四		四	四		四	三七		三七	三三	一
研磨機ニ因ルモノ	六	一〇七	二	四三五	二	三六	三	一	二		一	一		一	五		二七	二七	二
揚重機又ハ之ニ取扱中ノ物體ニ因ルモノ		一六		一六八〇	三七	二	一五	八三	三七		九	九		三八	三七		一五	一六一	一五五
	一四			六八〇	三七	五	三		一五		一				一五		九〇六	六五〇	二六
																	五二五	一二三	四〇
																	三五	七七三	三一
																	九四一	三五	五六五

其ノ他	運搬機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ	死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		重傷	六	九	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		輕傷	二	九	二	九	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	動力ヲ用ヒザル運搬機（重力ニ依ルモノヲ含ム）吊揚機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ	死亡	九	七二	二五二	八九三	七	四五四	六七一	一、二九二	五	三五〇	六〇一	一	一、三一二	四、三三九	一、〇八七	七、二三三	二、三一三	八	七三〇	一、一三八	二、四八四
		重傷	七三	九	二	一〇五	七	三一	一九六	二六八	一二四	三〇一	三	一	三三	一〇	一	一	一	一	八一	七〇	一一三
		輕傷	一五	一	一	一	一	一五二	二一一	一三五	七五	一八四	四	七五	三二	四九九	七七三	二四四	二、三一三	一	二、六二八	一、二〇八	二、五九六
	自己使用中ノ工具又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	死亡	九	七二	二五二	八九三	七	四五四	六七二	一、二九二	五	三五〇	六〇一	一	一、三一二	四、三三九	一、〇七四	七、四七六	七三〇	八	八一	一、二〇八	二、五九六
		重傷	一五	九三	一〇三	九〇	一	一三〇	七六	一	一	一三〇	一〇六	一	三五一	七七三	一四〇	四三九	一五六	一	三二五	二四四	一七九
		輕傷	三五	二七六	五二一	二一	七二	一〇五	一九六	二、四八四	一、七二五	二、三一三	一、一三八	二	二、三一三	七、二三三	一、〇七四	六、五三三	一、六七六	二九	一、一〇二	六、五四八	一、二三七
物體ノ落下顚倒又ハ飛來ニ因ルモノ		死亡	二	三四	二九	五	二六	五四〇	三二一	一、九〇四	一七九	二一三	七〇	一	三二五	二四四	一五六	七〇九	一九四	一	一六〇	八九七	一一三
		重傷	三七	三一〇	五四〇	二六	三二	一五二	二一一	二、五九六	一一三	一八四	二一〇八	二	二、六二八	七、四七六	一、〇七四	六、五三三	一、八七〇	三〇	一、二六二	七、四四五	一、三三九
		輕傷	三五	二七六	五二一	二一	七	一〇五	一九六	二、四八四	一、七二五	二、三一三	一、一三八	二	二、三一三	七、二三三	一、〇七四	六、五三三	一、八七〇	三〇	一、二六二	六、五四八	一、二三七

	死亡	重傷	輕傷
電氣ニ因ルモノ	五	一四	一三
毒劇藥又ハ毒劇物ニ因ルモノ	二六	四三	一五七
有害瓦斯ニ因ルモノ	一	二	一
爆發性發火性又ハ引火性料品ニ因ルモノ	一	一	一
熱湯其他高熱物體ニ因ルモノ	一	二	一
火災ニ因ルモノ	一	二	一
汽罐其他壓力ヲ有スル容器ノ破裂ニ因ルモノ	一	一	一
工場附屬建築物煙突又ハ高架槽ノ倒壞ニ因ルモノ	一	一	一
計	一八一	一一三	一五

第十四表（其一）鑛山災害死傷人員累年表（本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同ジ）

	他 死亡	他 重傷	他 輕傷	計 死亡	計 重傷	計 輕傷	災害回數	死亡 男	死亡 女	死亡 計	重傷 男	重傷 女	重傷 計	輕傷 男	輕傷 女	輕傷 計	合計 男	合計 女	合計 計
昭和五年	三	一〇	六	二	一	二	一〇七、三四六	八一八	五六	八七四（二一）	二、七七一	二六、九四三（一九八）	七二、七四三	七、一五〇	二四	七九、八九三（三四三）	九七、七三三	九、九七七	一〇七、七一〇（五六二）
同六年	二	一五三	一五	八〇	一二四	一、四五四	七八、三一〇	六七〇	二四	六九四（二三）	一、四七九	二一、六二七（一六六）	五二、八〇八	三、五二〇	五六、三二八（二三二）	七三、六二六	五、〇二三	七八、六四九（四二〇）
同七年	一	九九〇	二〇四	三〇九	一、四五四	七〇	六五、七二四	六六三	二三	六八六（三一）	九二四	一八、五二八（一七〇）	四四、五三八	二、三〇八	四六、八四六（一五四）	六二、八〇五	二、二五五	六六、〇六〇（三五五）
同八年	一六六	一一三	一三	六五	七〇	一、四八七	六六、九二九	八〇三	三〇	八三三（四四）	九一四	一九、九七〇（一九八）	四四、二六五	二、一〇五	四六、三七〇（一七五）	六四、一二四	三、〇四九	六七、一七三（四一七）
同九年	九四	一八〇	一、五六五	一、七一四	一、五五五	五五五	七三、二三九	八五九	二	八八〇（三一）	八八一	二三、二三七（一五三）	四八、二三〇	二、三五〇	五〇、五七〇（一七四）	七〇、四三五	三、二五二	七三、六八七（三五八）

備考　平數字ハ鑛夫、括弧内ハ職員ノ罹災者數ヲ示ス、休業二週間以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ輕傷ト看做セリ

休業三日以上ノ負傷ヲ受ケタ

第十四表（其一）鑛山種別災害死傷者員數（昭和九年）

		災害回數	死亡			負傷						合計		
						休業二週間以上			休業三日以上					
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
金屬山	坑內	五、二五五	五九（一）	一	五九（一）	一、二四八	一	一、二四八（二）	三、九七二	一	三、九七二（四）	五、二七九	一	五、二七九（七）
	坑外	二、五七七	一九（一）	一	一九（一）	六六〇	六三	七二三（七）	一、六八五	一四八	一、八三三（三）	二、三六四	二一	二、五七五（一〇）
	計	七、八三二	七八（一）	一	七八（一）	一、九〇八	六三	一、九七一（九）	五、六五七	一四八	五、八〇五（七）	七、六四三	二一	七、八五四（一七）
石炭山	坑內	五九、四三〇	七四四	一八	七六二（二九）	六一八	一八、四四八（一三五）	三八、九〇六	一、七四一	四〇、六四七（一四八）	五七、四八〇	二、三七七	五九、八五七（三〇二）
	坑外	五、〇二六	三〇	三	三三（一）	一八九	一、四八四（一八）	三、〇六四	四四五	三、五〇九（一九）	四、三八九	六三七	五、〇二六（三八）
	計	六四、四五六	七七四	二一	七九五（三〇）	八〇七	一九、九三三（一四三）	四一、九七〇	二、一八六	四四、一五六（一六七）	六一、八六九	三、〇一四	六四、八八三（三四〇）
石油山		二三一	三	一	三（一）	一	八八（一）	一三九	一	一四〇（一）	二三九	二	二三一（一）
其ノ他ノ非金屬山	坑內	三二四	二	一	二（一）	一二五	一三五（一）	一九七	一	一九七（一）	三三四	一	三三四（一）
	坑外	三九六	二	一	二（一）	一一	一三（一）	二五七	一五	二七二（一）	三七〇	二五	三九五（一）
	計	七二〇	四	一	四（一）	二三六	二四六（一）	四五四	一五	四六九（一）	六九四	二五	七一九（一）

坑內	六五、〇〇五	八〇五	一八	八二三（三〇）	一九、二〇三	六一八	一九、八二一（一二七）	四三、〇七五	一、七四一	四四、八一六（一五二）	六三、〇八三	二、三七七	六五、四六〇（三〇九）
坑外	八、二三〇	五四	三	五七（一）	二、一五三	二六三	二、四二六（二六）	五、一四五	六〇九	五、七五四（二二）	七、三五二	八七五	八、二二七（四九）
通計	七三、二三九	八五九	二	八八〇（三一）	二、三五六	八八一	二三、二三七（一五三）	四八、二三〇	二、三五〇	五〇、五七〇（一七四）	七〇、四三五	三、二五二	七三、六八七（三五八）

備考　平數字ハ鑛夫、括孤內ハ係員其他職員ヲ示ス

第十四表（其三）鑛山災害事故事由別死亡者數累年表

	落磐		坑內坑車ノ爲		機械ノ爲		瓦斯炭塵爆發		發破又ハ爆藥ノ爲		坑外鑛車又ハ架空索道ノ爲	
	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數
昭和五年	三九、〇五四	四七五	二、七一〇	六八	一、八二八	二九	三九	五七	二六五	二〇	二、七四九	一五
	二·三一	五·三一		〇·七六		〇·三二		〇·六四		〇·二三		〇·一七
同　六年	二九、二一三	三九八	八、二四九	三八	一、四三一	一〇	三八	七二	二〇五	一六	一、八九〇	一一
	五·五六			〇·五三		〇·一四		一·〇一		〇·二三		〇·一五
同　七年	二五、〇七三	三五三	七、二三二	四九	一、三六三	一〇	三五	一一八	二〇二	一八	一、五六四	八
	四·九二			〇·六八		〇·一四		一·六五		〇·二五		〇·一二
同　八年	二四、七六五	四四五	七、二三二	七七	一、六五〇	二三	二八	一一〇	二一五	二六	一、六三九	九
	五·〇七			〇·八八		〇·二六		一·二五		〇·三〇		〇·一〇
同　九年	二六、七五八	四三一	八、一九五	六七	一、八二八	一七	四三	一一三	二五九	三三	一、七八九	一二
	四·七三			〇·七四		〇·一九		一·二二		〇·三六		〇·一二

備考　死亡者數ハ職員ヲモ含ム。

第十五表（其一）昭和十年主用日用品卸賣物價各都市比較（商工省調）

	東京市	大阪市	神戸市	京都市	名古屋市	横濱市	一都市平均
内地玄米（上）一石 一月	二九・五六圓	三〇・九八圓	三〇・二一圓	三〇・二一圓	三〇・〇七圓	二九・五〇圓	二九・〇一圓
一月	三〇・二七	三二・二四	三二・三三	三二・六八	二九・六五	二九・六〇	三〇・二八
二月	二九・四二	三三・七五	三二・七九	三三・三四	三〇・一八	二九・二五	三〇・四二
七月	三・二八	三・三一	三・三六	三・二〇	三・二七	三・二五	三・三三
十月	三・九六	二・九九	三・〇〇	三・〇三	三・九五	三・〇〇	三・〇三
小麦粉（一袋）五九〇〇匁 一月	三・九一	三・九五	四・〇〇	三・九四	三・九〇	三・九八	三・九八
一月	四二・四六	五九・〇〇	四一・二〇	三一・五〇	三六・一七	三六・七五	三六・三九
七月	四一・七五	五九・〇〇	四二・二七	三一・八〇	三八・〇〇	三五・五〇	三六・七七
十月	四四・一八	五八・〇〇	四二・二〇	三一・三四	三九・〇〇	三七・〇〇	三六・九七
牛肉 一月	三・〇五	三・三三	三・九〇	三・七八	三・〇五	三・八〇	三・三九
一月	三・三三	三・五二	四・一〇	四・〇五	三・二〇	四・一〇	三・五九
七月	四・一〇	三・三二	四・一〇	四・〇五	三・〇〇	四・一〇	三・五四
十月	〇・六四	〇・七〇	〇・四七	〇・六五	〇・二三	〇・六〇	〇・五一
醤油（一樽）九升 一月	〇・六八	〇・七〇	〇・五〇	〇・六八	〇・二五	〇・六一	〇・五三
一月	〇・七〇	〇・七〇	〇・五三	〇・六五	〇・二四	〇・六二	〇・五四
七月	一一二・五〇	八五・〇〇	一五六・二五	八〇・〇〇	九〇・〇〇	一一九・二五	九六・二六
十月	一一八・七五	八五・〇〇	一五八・七五	八五・〇〇	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	九七・五四
味噌 一貫 一月	一一八・七五	九七・〇〇	一五八・七五	三七・〇〇	九〇・〇〇	一三二・五〇	九九・六三

	白木綿一反	セメント樽一樽	木炭十貫
一月	〇・六三	〇・五二	〇・六〇
七月	〇・六〇	〇・五四	〇・六〇
十二月	〇・五八	〇・五三	〇・六〇
一月	四・一一	四・五〇	四・一七
七月	四・一一	四・五〇	四・一七
十二月	四・一一	四・〇五	四・一四
一月	二・一三	一・九〇	一・七五
七月	二・〇〇	一・七三	一・六八
十二月	二・一一	一・八八	一・七五
昭和十年	一八一・五	一七五・五	一八五・〇
同九年	一八四・一	一七七・五	一七九・六
同八年	一八三・五	一七六・九	一七七・四
同七年	一八二・三	一七六・九	一七六・二
同六年	一八二・四	一七六・二	一七六・八
同五年	一八〇・二	一七四・五	一七九・六
同四年	一八〇・二	一七四・一	一八二・一
同三年	一八二・九	一七六・九	一八〇・〇
同二年	一八八・九	一七九・二	一八二・四
同元年	一九四・〇	一八一・八	一八〇・四

備考　内地玄米名古屋ハ中一石値ナリ。

第十五表（其二）東京物價總平均十ケ年對照表

（日本銀行調査局調）

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
昭和十年	一八一・五	一七五・五	一五九・五	一五八・五	二〇一・四	二二七・九	二二四・一	二二三・一	二二四・四	二二四・七
同九年	一八四・一	一七七・五	一六一・四	一五八・〇	一九九・八	二二六・二	二二三・九	二二三・九	二二六・八	二二六・六
同八年	一八三・五	一七六・九	一五八・五	一五七・九	一九五・九	二二六・二	二二四・五	二二三・九	二二五・一	二二五・一
同七年	一八二・三	一七六・二	一五四・一	一五七・九	一九二・八	二二五・一	二二四・五	二二四・五	二二六・二	二二六・六
同六年	一八二・四	一七六・八	一五〇・三	一五四・〇	一八九・四	二二三・〇	二二三・九	二二六・九	二二六・二	二二七・一
同五年	一八〇・二	一七九・六	一四六・四	一五〇・七	一八一・二	二二一・七	二二三・五	二二三・五	二二四・六	二二三・一
同四年	一八〇・二	一七四・一	一四七・七	一五二・八	一七六・六	二二九・六	二二三・二	二二三・二	二二四・六	二二四・六
同三年	一八二・九	一七六・九	一五五・八	一五一・八	一七五・六	二二八・四	二二五・〇	二二五・〇	二二三・六	二二三・〇
同二年	一八八・九	一七九・二	一六七・四	一四九・六	一七一・四	二二七・五	二二九・八	二二九・八	二二三・六	二二三・二
同元年	一九四・〇	一八一・八	一六九・一	一四六・九	一六四・六	二二六・二	二二九・七	二二九・七	二二四・七	二三〇・四

十一月	一九三・六	一八一・一	一七八・七	一七七・九	一四七・〇	一六二・二	二二一・一	二二九・一	二二六・九
十二月	一九一・九	一八一・一	一七五・五	一八四・六	一五一・〇	一六〇・八	二〇五・〇	二二九・八	二二四・三
平均	一八五・五	一七七・六	一七九・五	一六一・一	一五三・三	一八一・〇	二一九・八	二二六・一	二三六・七

備考　明治三十三年十月基準（五十六品目ノ平均）

第十五表（其三）昭和十年東京主要商品指數表（日本銀行調査局調）

	米	小麥	砂糖	生絲	綿絲	木材	洋鐵	銅	洋紙	石炭
一月	二四五	一八三	二八四	七八	二〇四	二二四	二二四	二二	二〇七	二八八
二月	二五一	二〇一	二六八	七六	一九八	二二六	二三一	二一〇	二〇五	二八八
三月	二五〇	二〇六	二五八	七二	一九三	二二八	二一七	二二	二〇四	二八八
四月	二四五	二〇三	二五三	七五	一九〇	二二五	二一六	二一六	二〇〇	二八六
五月	二四五	一九三	二六五	七五	二〇七	二二〇	二〇九	二二〇	二〇〇	二八六
六月	二四五	一七二	二七一	七三	二〇一	二二七	一〇〇	二一八	一九八	二八六
七月	二五二	一七五	二七〇	七八	一九七	二二六	九四	二二三	一九二	二八五
八月	二五七	二〇二	二六七	九三	一八九	二二九	九三	二一八	一八九	二八五
九月	二六八	二二二	二七一	一〇二	一八四	二二八	九八	二二六	一八六	二八五
十月	二六六	二二九	二八六	一一三	一九七	二二六	一〇三	二二三	一七八	二八八
十一月	二五一	二二二	二九〇	一一四	一九六	二二一	九五	二二〇	一七八	二八八
十二月	二四四	二三六	二九〇	一〇六	一九〇	二二一	九二	二二一	一七八	二八八
平均	二五二	二〇六	二七二	八八	一九六	二二八	一〇五	二二〇	一九二	二八七

備考　明治三十三年十月ヲ一〇〇トス。

第十五表（其四）昭和十年月別東京小賣物價指數表（日本銀行調査局調）

	木炭	鶏卵	白糖	醤油	味噌	鶏肉	牛肉	澤庵	馬鈴薯	大豆	小麦粉	挽割麦	内地米
一月	三〇八	三三五	二八四	二〇〇	三六五	二四〇	二五四	二六四	三七〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
二月	三〇三	二二五	二八四	二〇〇	三五〇	二四〇	二五四	二六四	三三〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
三月	三五〇	二二〇	二六四	二〇〇	三五〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
四月	三八四	二二三	二六〇	二〇〇	三六〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
五月	三七三	二二三	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
六月	三七三	二二〇	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
七月	三七〇	二二〇	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
八月	三七九	二二〇	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
九月	三七〇	二二〇	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
十月	三七〇	二二〇	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
十一月	三七〇	二二〇	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四
十二月	三七〇	二二五	二六四	二〇〇	三七〇	二四〇	二五四	二六四	三四〇	二四〇	二五四	二六四	二六四

	總菜	其他	平均	日本鑑
	服飾用	燃料	品	労働年鑑
(2)	燃料	火品	(1)	
一月	二五〇・八	二四九・〇	二四九・九	二四九・五
二月	二五一・〇	二四九・〇	二四九・九	二四九・四
三月	二四九・九	二四九・〇	二四九・九	二四九・四
四月	二四九・四	二四九・〇	二四九・九	二四九・五
五月	二四九・五	二四八・〇	二四八・〇	二四八・〇
六月	二四八・三	二四八・〇	二四八・〇	二四八・〇
七月	二四九・四	二四八・〇	二四八・〇	二四八・〇
八月	二五・九	二四八・〇	二四八・〇	二四八・〇
九月	二五四・四	二四八・〇	二四八・〇	二四八・〇
十月	二五四・一	二四九・〇	二四八・〇	二四八・〇
十一月	二五四・九	二四九・〇	二四八・〇	二四八・〇
十二月	二五五・六	二四九・〇	二四八・〇	二四八・〇

白木綿	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
打綿眞綿	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四九	一四九	一六二	一六二	一五九
日本酒	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八

備考　大正三年七月ヲ一〇〇トス。

第十五表（其五）昭和十年各月大阪市内日用普通小賣價格及指數表（大阪商工會議所調）

	一月十六日		二月十六日		三月十六日		四月十六日		五月十六日		六月十六日		七月十六日		八月十六日		九月十六日		十月十六日		十一月十六日		十二月十六日	
白米一瓩（攝津旭三等）價格（厘）	二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五五		二六〇		二七〇		二七〇		二五五		二五五	
平麥一升 指數	九七		九七		九七		九七		九七		九七		九九		一〇〇		一〇四		一〇四		九九		九九	
平麥一升 價格	一七〇		一七〇		一七五		一六〇		一五五		一五五		一五〇		一五五		一六〇		一六五		一六〇		一六〇	
砂糖一瓩（S.T.上四溫）指數	九一		九一		九三		八五		八三		八三		八〇		八三		八五		八八		八五		八五	
砂糖一瓩（S.T.上四溫）價格	四三〇		四〇〇		三八〇		三八〇		三九〇		四〇〇		四〇〇		四〇〇		三九〇		四一〇		四三〇		四三〇	
味噌百匁（上赤）指數	六三		六〇		五八		五八		五九		六〇		六〇		六〇		五九		六二		六五		六五	
味噌百匁（上赤）價格	一〇〇		一〇〇		一〇〇		一一〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇	
清酒二立瓶（白鶴）指數	一、六五〇		一、六五〇		一、六五〇		一、七〇〇		一、七〇〇		一、七〇〇		一、七五〇		一、七五〇		一、七五〇		一、七五〇		一、七五〇		一、七五〇	
清酒二立瓶（白鶴）價格	八二		八二		八二		八四		八四		八四		八七		八七		八七		八七		八七		八七	
醬油一升（小豆島產上物）指數	八二		八二		八二		八五		八五		八五		八五		八五		八五		八五		八五		八五	
醬油一升（小豆島產上物）價格	五〇〇		五〇〇		五〇〇		五二〇		五二〇		五二〇		五二〇		五二〇		五二〇		五二〇		五二〇		五二〇	
鷄卵百匁（養鷄大和泉州）指數	二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二四〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇	
鷄卵百匁（養鷄大和泉州）價格	三〇〇		三〇〇		三〇〇		三二〇		三二〇		三二〇		三二〇		三二〇		三二〇		三二〇		三二〇		三二〇	
第一部統計表 指數	六四		六四		五三		五三		五一		五三		七〇		六八		七四		七七		六八		七四	

	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數
澤庵百匁（伊勢）	六〇	五五	五〇	五〇	六〇	八〇	八〇	八〇
牛肉百匁（ロース）	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鷄肉百匁（上等）	七〇〇	七〇〇	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇
木炭一貫匁（土佐雜小丸）	四五〇	四五〇	四四〇	四四〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇
薪一貫匁（雜木上枯）	一三〇	一三〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
馬鈴薯一貫匁（上物）	二五〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
茶一斤（煎茶中）	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
晒木綿一反（河內十二貫匁）	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇
綿一貫匁（丸善印六長）	四、九〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇

備考　一、指數ハ大正十年一月七日現在價格ヲ一〇〇トシテ算出セリ。
一、馬鈴薯欄ニ於テハ四月迄一貫匁ヲ以テシ五月以降ハ百匁ヲ以テス。
一、茶ハ五月ヨリ煎茶中（二等）トナル。

第十五表（其六）内外物價指數對照表（日本銀行調査局調）

(1) 各年平均比較（大正三年七月ヲ一〇〇トス）

	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年
東京	一四七・五	一四一・三	一四二・七	一三八・一	一三一・七	一四三・九	一七四・八	一七九・八	一七八・六	一八八・二
倫敦	一〇三・五	九九・一	九五・一	九四・八	九八・〇	一一七・四	一三九・六	一四八・二	一五一・〇	一五七・〇
紐育	一二四・八	一〇六・五	九二・二	八〇・六	九八・九	一二一・三	一四四・三	一五二・〇	一四七・五	一四八・四
巴里	三四七・五	二六六・二	三八八・三	四〇七・〇	四六一・八	五四三・五	六二三・三	六三三・七	六三〇・三	七一三・六

(2) 昭和十年各月平均比較

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
東京	一四四	一四六	一四六	一四五	一四五	一四三	一四三	一四五	一五〇	一五四	一五四	一五三
倫敦	一〇一	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三	一〇六	一〇八	一〇八	一〇八
紐育	一一三	一一三	一一二	一一三	一一四	一一三	一一四	一一五	一一七	一一八	一二〇	一一九
巴里	三四九	三四九	三四四	三四六	三五三	三四四	三三六	三四三	三四六	三五〇	三五三	三五七

備考　大正三年七月ヲ一〇〇トス。

第十六表（其一）郵便貯金狀態累月表（貯金局統計月報ニ據ル）

昭和十年	預入 新規人員	預入 金額	拂戻 全拂人員	拂戻 金額	月末 人員	月末 金額
		圓		圓		圓
一月	六一三、八二六	三三九、六七七、一九二	三五四、二二〇	一九一、三七七、二六六	四三、二二八、四四三	二、九八八、四八八、二九一
二月	六五七、六四一	一六九、四九五、一五六	三四八、五七四	一六一、一六三、七〇三	四三、五三七、五一〇	二、九九六、八一九、七四四

	人員	金額	預ケ人一人當リ預金額	百分比 人員	百分比 金額
三月	五六九、八五七	一六三、八五四、七一九	二、九九〇、二五五、一二九	四三、五九七、七八六	四三、八五〇、六一四
四月	六九二、七三〇	一七九、四八〇、九〇八	二、九七八、五二〇、八五五	四三、八五〇、六一四	四三、八五〇、六一四
五月	八八六、六〇九	二六八、一三三、五四四	三、〇五六、八三六、五〇五	四四、一六七、三〇八	四四、一六七、三〇八
六月	五七六、四二七	一六四、一六二、一七八	三、〇六七、六三六、〇六四	四四、三七一、二六三	四四、三七一、二六三
七月	五四九、三九四	一九五、九一三、九五九	三、一〇五、八九四、一四八	四四、五六九、一七七	四四、五六九、一七七
八月	四二六、五二三	一六〇、〇五三、一〇〇	三、一〇二、六七六、一二一	四四、七〇四、八〇六	四四、七〇四、八〇六
九月	四七〇、八六二	一五七、六二六、五六九	三、一一八、六四五、五五一	四四、八七〇、七一四	四四、八七〇、七一四
十月	五一七、二三〇	一八七、九七六、二五三	三、一三〇、六六五、五二〇	四四、九八六、四二七	四四、九八六、四二七
十一月	六〇三、三〇九	一五六、二一五、一二六	三、一二四、〇六五、九八八	四五、二七〇、四九九	四五、二七〇、四九九
十二月	四五六、五九九	一六三、八四八、四九八	二、一一三、四五七、七一〇	四五、四〇七、六九八	四五、四〇七、六九八
計	七、〇一九、九九七	二、一九六、四三七、二〇二	二、〇三四、一六七、八六七	四、五八二、一三六	四、五八二、一三六
昭和九年中	八、六一〇、〇八四	二、〇七三、六一五、七三五	一、九二四、八二七、五四八	四、五一六、四四一	一、九二四、八二七、五四八

第十六表（其二）郵便貯金職業別及產業別調（昭和七年度末、貯金局年報ニ據ル）

職業別

職業別	人員	金額	預ケ人一人當リ預金額	百分比 人員	百分比 金額
農業	六、六三八、三〇三	四七一、八一三、六九四圓	七一、〇七四圓	一八・九五	一七・六一
水產業	二九〇、六〇六	一九、〇四九、三五九	六六、五五〇	〇・八三	〇・七一
鑛業	一一、〇六九	六、一八〇、〇二五	五五、六四一	〇・三一	〇・二三
工業	三、六四八、〇四八	二六四、三一〇、〇八六	七二、四五二	一〇・四二	九・八七
商業	三、三四六、二八四	三五四、一九四、九二一	一〇五、八四七	九・五六	一三・二三
交通業	一、一二七、九三三	八五、二九九、八五三	七五、六二五	三・二三	三・一八

產業別

產業別	人員	金額	預ケ人一人當リ預金額	百分比 人員	百分比 金額
農業	六、六四二、八六六	四九七、七〇三、七六二圓	六八、九〇二圓	一八・九六	一七・〇八
水產業	二七三、八七〇	二〇、八三三、一三一	七六、〇六六	〇・七八	〇・七八
鑛業	一三六、九三五	八、二八〇、九八一	六〇、四七四	〇・三九	〇・三一
工業	三、八二八、六〇〇	二七九、六九五、六四九	七三、〇五四	一〇・九三	一〇・四四
商業	三、一六〇、六六一	三三九、二八八、六三一	一〇七、三四七	九・〇三	一二・六六
交通業	三三、一一七	六七、七二八、八七八	八二、三八四	二・三五	二・五三

公務、自由業	二、三八五、三〇四	三七三、一四六、九八七	一一四、五一七	六・八一	一〇・三〇	公務、自由業	二、五九一、一一三	三〇七、〇〇三、四五三	一一八、四六三	七・四〇	一一、四六
家事使用人	四五一・八八五	二四、八四五、七四四	五四、九八二	一・二九	〇・九三	家事	四三一、六一三	二二、八一四、七四〇	五二、七三七	一・二四	〇・八五
其他ノ有業者	三六九、二一七	二八、七三〇、二三〇	七七、八一四	一・〇五	一・〇七	其他ノ産業	四七九、七七九	二四、二二二、六七五	五〇、四八七	一・三七	〇・九〇
無業	六、一六五、六二三	六七七、二五七、一九五	一〇九、八四四	一七・六一	二五・二八	無業	六、一六五、六二三	六七七、二五七、一九五	一〇九、八四四	一七・六一	二五・二九
學生、生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九	五二、七二三	一五・六三	一〇・九八	學生、生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九	五二、七二三	一五・六三	一〇・九八
其他ノ社寺、學校、圖書館	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八二、七一六	一・〇四	二・五〇	其他ノ社寺、學校、圖書館	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八二、七一四	一・〇四	二・五〇
不明	四、六四六、六五九	一一三、〇五二、九八四	二四、三三〇	一三、二七	四、二三	不明	四、六四六、六五九	一一三、〇五二、九八四	二四、三三〇	一三、二七	四、二三
計	二五二、〇二〇、三五一	二、六七九、〇六五、七六〇	七六、五〇〇	100・00	100・00	計	二五二、〇二〇、三五一	二、六七九、〇六五、七六〇	七六、五〇〇	100・00	100・00

第十七表　工場主ノ管理スル職工貯蓄金調（昭和九年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル）

	工場數	職工數	貯蓄金額（圓）郵便貯金	銀行預金	工場貯金	其他	計
染織工場	一、七〇六	二四一、五七四	二、二九二、三一〇	五七六、六六九	一二、七〇六、二六五	一六五、四一二	一六、六六二、九七七
機械器具工業	七二〇	一〇二、〇二二	八六五、七六八	六一六、二九一	一五、六五七、六六七	七一、四六〇	一七、二二二、一六六
化學工場	五七七	七二、七二二	一、二四四、〇四二	四六二、二〇八	八、〇二〇、一一五	一一五、九一七	九、九六二、二八二
飲食物工場	二五〇	一二、九八六	一六二、七四二	一〇〇、八二七	二、八四七、五八〇	一九、二七七	二、一二一、五二六
雜工場	五七二	一七、〇七〇	二五一、六九九	二二四、九八二	六一二、二二一	一四七、二九六	一、二二七、二〇八
特別工場	一、一二二	二〇、二二九	一一二、七〇二	一二一、七八〇	九、二六六、七九八	一二四、八六二	九、六二七、一四四
計	五、〇六八	五七八、六二四	五、一四二、二六四	二、一一五、九五七	五〇、一一二、八七六	六六四、二二六	五八、〇四六、四二二
總官營工場	二九五	五九、五二五	三、九一四、〇六六	九四一、五七	一、七八五、七五二	二九、一九七	五、八二二、一八二
總計	五、四六二	六二八、一四九	九、〇五六、二四〇	二、二一〇、一一四	五一、九〇九、六五九	七〇二、五二二	六二、八七九、六〇六

第一部統計表

第十八表　農業統計（農林省統計表ニ據ル）

第十八表（其一）耕地面積

(1) 實數

	總數			田（町）			畑（町）		
	總數	自作	小作	總數	自作	小作	總數	自作	小作
年末現在 大正十四年	六、〇六七、〇五一・〇	三、二八六、四一七・〇	二、七八〇、五九八・〇	一、五一三、九五三・三	一、五八九、〇五八・六		一、七七三、四六三・七	一、一九一、五三九・四	
昭和元年	六、〇八〇、〇五二・〇	三、二九五、九六九・六	二、七八四、〇八二・四	一、五二五、二六一・四	一、五九三、二四四・八		一、七七〇・七〇八・二	一、一九〇、八三七・六	
同二年	六、〇七八、四〇六・三	三、二九七、二三一・四	二、七八一、一八四・九	一、五三四、五二四・六	一、五九五、二四二・一		一、七六二、六九六・八	一、一八五、九四二・八	
同三年	六、〇八五、四六四・九	三、二九七、四二七・五	二、七八八、〇三七・四	一、五四二、二五二・九	一、六〇五、三四九・〇		一、七五五、一七四・六	一、一八二、六八八・四	
同四年	五、八九七、四三四・三	三、〇八四、九二二・〇	二、八一二、五一二・三	一、四八〇、三八七・九	一、七一二、一六七・六		一、六〇四、五三四・一	一、一〇〇、三四四・七	
同五年	五、九一五、九九三・六	三、〇九一、六九八・二	二、八二四、二九五・四	一、四八三、八七九・三	一、七二〇、三五一・五		一、六〇七、八一八・九	一、一〇三、九四三・九	
同六年	五、九五四、一三七・二	三、一四六、七六一・五	二、八〇七、三七五・七	一、四九七、七〇〇・二	一、七一四、八三七・五		一、六四九、六九一・三	一、〇九二、五三八・二	
同七年	五、九九二、〇三六・四	三、一六四、一五四・二	二、八二七、八八二・二	一、五〇二、八二九・一	一、七一七、一〇六・三		一、六六一、三三五・一	一、一一〇、七七五・九	
同八年	六、〇三八、七六四・四	三、一八五、六八二・一	二、八四三、〇八二・三	一、五〇八、八三五・〇	一、七一六、七九三・二		一、六七六、八四七・一	一、一三六、二八九・〇	
同九年	六、〇三七、六四五・四	三、二八、四四〇・三	二、八一九、二〇五・一	一、五〇五、九六四・四	一、六九三、〇五三・七		一、七一二、四七五・五	一、一三六、一五一・四	

(2) 百分比

	總數			田			畑		
	總數	自作	小作	總數	自作	小作	總數	自作	小作
年末現在 大正十四年	一〇〇	五四・一七	四五・八三		四八・七七	五一・二三		五九・八一	四〇・一九

第十八表（其二）農家戶數

昭和元年	100	五四・一七	四五・八三	四八・九一	五一・〇九	五九・七九	四〇・二一
同二年	100	五四・二三	四五・七八	四九・〇三	五〇・九七	五九・七八	四〇・二三
同三年	100	五四・二三	四五・七八	四九・〇一	五〇・九九	五九・八八	四〇・一三
同四年	100	五二・三一	四七・六九	四六・三七	五三・六三	五九・三二	四〇・六八
同五年	100	五二・二六	四七・七四	四六・三一	五三・六九	五九・一六	四〇・四八
同六年	100	五二・六八	四七・三三	四六・六一	五三・三九	五九・七一	四〇・二九
同七年	100	五二・八一	四七・一九	四六・六七	五三・三三	五九・九三	四〇・〇七
同八年	100	五二・八四	四七・一六	四六・七八	五三・二二	五九・八二	四〇・一八
同九年	100	五三・三一	四六・六九	四七・〇八	五二・九二	六〇・三三	三九・六七

(1) 自作小作別農家戶數

年末現在	專業兼業別			自作小作別			百分比		
	總數	專業	兼業	自作	小作	自作兼小作	自作	小作	自作兼小作
大正十四年	五、五四八、五五九戶	三、八八〇、二八四戶	一、六六八、三一五戶	一、七二五、〇三四戶	一、五二五、六五六戶	二、二九七、九〇九戶	三一・〇九	二七・五〇	四一・四一
昭和元年	五、五五五、一五七	二、九〇〇、五八四	一、六五四、五七三	一、七三二、一八〇	一、五〇八、五三九	二、三一四、四三八	三一・一八	二七・一六	四一・六六
同二年	五、五六一、六〇八	三、九二一、四三六	一、六四〇、一七二	一、七三七、一九三	一、四九五、六七六	二、三二八、七三九	三一・二四	二六・八九	四一・八七
同三年	五、五七五、八八一	三、九五三、二四九	一、六二三、六三二	一、七四八、〇七一	一、四八二、八五六	二、三四四、九五四	三一・三六	二六・五八	四二・〇七
同四年	五、五七五、五八三	二、九九〇、一三五	一、五八五、四四八	一、七三七、四三八	一、四七八、二一四	二、三五九、九三一	三一・一六	二六・五一	四二・三三
同五年	五、五九九、六〇〇	四、〇四一、六八二	一、五五七、九八八	一、七四二、九九三	一、四八六、一三三	二、三七〇、五四四	三一・一三	二六・五四	四二・三三
同六年	五、六三三、八〇〇	四、〇九〇、五八五	一、五四三、二一五	一、七五六、三九九	一、四九五、三一〇	二、三八二、〇九一	三一・一八	二六・五四	四二・二八
同七年	五、六四二、五〇九	四、一一六、六七八	一、五二五、八三一	一、七五四、五三七	一、四九八、五九六	二、三八九、三七六	三一・〇九	二六・五六	四二・三五

同八年	五、六三一、五三五	四、一三六、〇三三	一、四九五、四八三	一、七四五、八四七	一、四九九、八五五	二、三七五、八三三	三一・〇六	三六・六八	四三・三六
同九年	五、六一七、四八六	四、一四四、三一八	一、四七三、三六八	一、七四〇、三一九	一、五〇八、三一九	二、三六八、九四八	三〇・九八	三六・八五	四三・一七

(2) 耕作耕地廣狹別農家戸數

年末現在	五段未滿	一町未滿	二町未滿	三町未滿	五町未滿	五町以上	百分比					
							未五段滿	未一町滿	未二町滿	未三町滿	未五町滿	以五町上
大正十四年	一、九五一、一五六戸	一、八七七、一八五戸	一、一八五、三六四戸	三三一、八五〇戸	一三七、〇八四戸	七四、九六〇戸	三五・一七	三三・八三	二一・三六	五・八二	二・四七	一・三五
昭和元年	一、九五一、三八〇	一、八八五、七三三	一、一九〇、二三三	三二一、五四八	一三四、一一六	七二、一五七	三五・一三	三三・九四	二一・四三	五・七九	二・四一	一・三〇
同二年	一、九四四、五三三	一、八九五、八三七	一、一九五、三三三	三二一、七四一	一三三、六六一	七〇、五一四	三四・九六	三四・〇九	二一・四九	五・七九	二・四〇	一・二七
同三年	一、九四六、七〇〇	一、八四、六六七	一、二〇九、八〇九	三二一、二〇二	一三三、〇七四	七〇、四二九	三四・九一	三三・九八	二一・七〇	五・七六	二・五九	一・二六
同四年	一・九三八、一五五	一、八九九、八四一	一、二二〇、一三二	三一八、〇三七	一三〇、一六九	六九、二四八	三四・七六	三四・〇七	二一・八八	五・七二	二・三三	一・二四
同五年	一、九三九、四〇四	一、九一六、三六七	一、二二七、四一七	三一六、五三五	一二九、〇五六	七〇、九〇一	三四・六三	三四・二二	二一・九二	五・六五	二・三一	一・二七
同六年	一、九四一、四八八	一、九三三、一七二	一、二三六、三八〇	三一九、七四七	一三〇、〇七八	七二、九三五	三四・四六	三四・三一	二一・九五	五・六八	二・三一	一・二九
同七年	一、九三六、四一九	一、九三三、二一九	一、二四二、八六三	三二四、二九四	一二九、五二三	七六、一九一	三四・三一	三四・二六	二一・〇三	五・七五	二・二九	一・三五
同八年	一、九二〇、六四三	一、九二七、六六〇	一、二四七、五一七	三一九、三五一	一二九、五二九	七六、八三五	三四・一七	三四・二九	二一・一九	五・六八	二・三〇	一・三七
同九年	一、九一八、五〇七	一、九二二、四二〇	一、二三〇、八一八	三二二、〇八八	一二九、二〇九	七六、四四四	三四・一五	三四・二〇	二二・二七	五・七二	二・三〇	一・二六

第十八表（其三）耕地所有者戸數

(1) 實數

年末現在	總數	五段未滿	一町未滿	三町未滿	五町未滿	十町未滿	五十町未滿	五十町以上
大正十四年	四、九七九、〇一八	三、四七八、五六〇	一、二二八、一四四	八八八、六三三	三三七、七一三	二二五、三五五	四六、三三〇	四、二九三
昭和元年	四、九七七、五九三	三、四九二、二三五	一、二二二、三六一	八八九、八一四	三三〇、一〇六	二四、二二四	四五、九一七	四、一四五

(2) 百分比

	総数	五段未満	一町未満	三町未満	五町未満	十町未満	五十町未満	五十町以上
年末現在	一〇〇	四九・七八	二四・四六	一七・八六	四・五七	二・三三	〇・九三	〇・〇八
大正十四年	一〇〇	四九・八七	二四・四四	一七・八一	四・六〇	二・二八	〇・九二	〇・〇八
昭和元年	一〇〇	四九・六一	二四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二八	〇・九一	〇・〇八
同二年	一〇〇	四九・六一	二四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二四	〇・九一	〇・〇八
同三年	一〇〇	四九・七七	二四・七二	一七・八五	四・四二	二・二五	〇・九〇	〇・〇九
同四年	一〇〇	四九・八五	二四・八一	一七・六九	四・四五	二・二三	〇・九〇	〇・〇七
同五年	一〇〇	四九・八一	二四・九九	一七・六五	四・四二	二・二一	〇・九〇	〇・〇七
同六年	一〇〇	四九・七六	二五・一二	一七・六四	四・三四	二・二〇	〇・九〇	〇・〇七
同七年	一〇〇	四九・七五	二五・〇八	一七・五七	四・三五	二・二一	〇・九一	〇・〇七
同八年	一〇〇	四九・四五	二五・三〇	一七・六七	四・三九	二・二一	〇・九一	〇・〇七
同九年								

第十九表（其一）水産業者數（農林省統計表ニ據ル、以下同斷）

	本業				副業				總計
	漁撈	養殖	製造	計	漁撈	養殖	製造	計	
昭和九年末									
業主									
總數	二三三、九二八	七、三九五	二四、六六三	二六四、九八六	二四八、八〇六	八六、六八五	四〇、二五八	三七五、七四九	六四〇、七三五
男	二三八、七〇九	七、〇二四	二二、九八五	二五八、七一八	二三三、六一八	八三、九七四	三二、六八二	三五〇、二七四	六〇八、九九二
女	四、二一九	三七一	一、六七八	六、二六八	一五、一八八	二、七一一	七、五七六	二五、四七五	三一、七四三
被傭者									
總數	四一六、〇九八	一七、三八一	九七、五六五	五三一、〇四四	二〇五、五一四	三九、五四六	一〇五、〇七七	三五〇、一三七	八八一、一八一
男	三五二、一一〇	一三、一三一	五一、三六五	四一五、五九六	一四七、九四二	二〇、八二五	三七、六六六	二〇六、四三三	六二二、〇二九
女	六三、九八八	五、二六〇	四六、二〇〇	一一五、四四八	五七、五七二	一八、七二一	六七、四一一	一四三、七〇四	二五九、一五二

第十九表（其二）遭難漁船

(1) 遭難漁船累年表

	動力ヲ有セザルモノ						動力ヲ有スルモノ					
	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲	行衞不明	其他	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲	行衞不明	其他
昭和五年	二、五七八	一二八	一、八四九	一二七	一三三	三六二	六一九	六八	三七三	五五	一四	一〇九
同六年	一、〇七六	八三	五九五	二一	五五	三二二	五一〇	七三	一九九	五八	二六	一五四
同七年	二、二三九	八四	一、五三三	四	三四八	二七〇	七七〇	七二	五六五	六四	一五	五四
同八年	一三、〇八三	三一六	六、七九五	六二九	三、五四三	八〇〇	一、四四四	七五	九三九	一七六	一二七	一二七
同九年	一三、五九六	三六六	八、九二五	二三五	九八二	二、〇八八	二、九〇〇	一六八	二、二七七	九二	一二七	二三六

(2) 遭難漁船乘組員累年表

	昭和九年 乘組員	昭和九年 乘組員中死亡、行衛不明者	昭和八年 乘組員	昭和八年 乘組員中死亡、行衛不明者	昭和七年 乘組員	昭和七年 乘組員中死亡、行衛不明者	昭和六年 乘組員	昭和六年 乘組員中死亡、行衛不明者	昭和五年 乘組員	昭和五年 乘組員中死亡、行衛不明者
總數	四、四四八人	五九六人	五、八二九人	七一四人	二、三二人	二七三人	四、〇二四人	一、一七四人	三、三五〇人	四七九人
沈沒	七〇三	一三六	四〇〇	一三三	四五三	一五一	五二九	一六三	五一六	一〇三
破壞	二、四三四	一五三	二、七五二	二一七	七七四	一四三	一、七八八	六七三	一、五一七	一五〇
坐礁又ハ坐洲	四三六	二四	三三	八	三三	一五	四一四	五	三五六	一
行衛不明	二七八	二三	一、四一	二九一	一五一	八五	二八五	二五五	二〇一	一五四
其ノ他	五九七	六一	九四四	七五	五一一	五三	九九八	七八	七六〇	七一

第二十表 道府縣別林業勞働者數

	國有林（昭和九年）	公有林野官公造林（昭和九年）	民有林（昭和十年）	計
青森	四一、九九七	六、七〇一	一六、九六八	六五、六六六
岩手	四七、八四一	一五、七二三	五七、一九六	一二〇、七五九
宮城	一五、一二五	一三、一〇六	三〇、三四五	五七、五七六
秋田	四九、七一八	一四、四三五	二五、一四六	八九、二九九
山形	二七、三二四	七、三七九	一九、〇七六	五三、七七九
福島	二八、四八〇	三、九〇二	二三、九七八	五五、三六〇
茨城	八、一四七	—	二一、七四六	二九、八九三
栃木	七、一〇二	九三	一五、五一四	二三、七〇九
大阪	七〇七	三、一四三	四八	四、〇二一
兵庫	八、五一〇	一三三	二四、〇五六	二六、五九五
奈良	五四五	一、六五二	二九、八二九	三五、一八四
和歌山	三、七〇三	三、〇八二	一八、六二七	二六、七三四
鳥取	五、〇二五	五、〇六〇	五八、三二二	六七、七三四
島根	四、三五二	二、九一二	二三、四八五	三四、〇四四
岡山	八、六四七	二、八九四	二六、八九〇	四〇、三三一
廣島	一〇、五四七			
計	一九九			

群馬	八、六一九	八〇三	一七、二七〇	二六、六九二	山口	一、四八三	一、八七九
埼玉	六五九	七〇	六、七六八	七、四九七	徳島	一三八	一、七二一
千葉	一、二一〇	—	二三、一五〇	二三、三六〇	香川	二、四六六	四一八
東京	二四四	—	八、八〇九	九、〇五三	愛媛	五、三六七	二、七〇〇
神奈川	—	一、三七七	八、四一九	九、七九六	高知	二八、〇四二	一、八五八
新潟	一一、六七六	三、三〇〇	一七、九〇〇	三三、八七六	福岡	六、五八三	二、一九〇
富山	五八七	三九三	三三、七四五	二四、七二五	佐賀	四、七八三	三、七四六
石川	九四一	一、一三五	二六、五七二	二八、六四八	長崎	三、三四五	三、八八三
福井	七〇〇	二、二七九	一七、〇〇六	一九、九八五	熊本	一〇、五六六	三、五七七
山梨	—	四三八	二一、三四一	二一、七七九	大分	七、六四八	三、七二八
長野	七、五一〇	四、九〇二	五七、六四二	七〇、〇五四	宮崎	一六、九八九	三、八三五
岐阜	三、九六九	三、〇〇七	四一、七一一	四八、六八七	鹿兒島	二三、六〇三	六、一五五
静岡	—	一、三八七	四一、三八三	四三、七七〇	沖縄	七三四	七八六
愛知	—	一四六	一三、四四三	一三、五八九	計	四二三、二三二	一、一二六、〇一六
三重	二、〇七一	一、〇七二	三〇、七七四	三三、九一七	北海道	三四、四九七	三一、六三一
滋賀	一、四二八	五五六	一〇、一八〇	一三、一六四	合計	四五六、七一九	一、一四七、六四七
京都	二、五九一	八四四	四一、八〇〇	四五、二三五			

備考　北海道國有林ハ昭和八年度。

第二十一表　俸給生活者統計

第二十一表（其一）官吏數及一年平均俸給額（第五三回統計年鑑ニ據ル）

官吏數					一人一年平均俸給額（圓）			
昭和九年末	文官	陸軍	海軍	宮内官	文官	陸軍	海軍	宮内官
勅任	一、六〇九	二三一	一四八	二、〇四三	五、一五七	五、二九八	五、三〇三	四、六五三

奏任官	一三、九八五	四、六六一	二、三九五	二、三八三	二、六五一
判任官	一二〇、〇九八	一〇、〇六三	三、九五八	一三六、二五五	九八二
計	一三五、六九二	一四、九五五	六、五〇一	一五九、六二一	一、二〇四
雇	三五八、八八〇	……(候補生 三四八)	二、一三六	三六三、三一七	五三七
傭	……	……(准士官 一、九五三)			—
合計	四九四、五七二	一四、九五五	八、八〇二	五三二、九三八	七二〇
昭和八年末	四九二、一六一	一四、八六七	九、五一四	五二〇、〇七八	七一九
同七年末	四八五、七九八	一三、九〇一	八、一八四	五一二、四〇一	七二一
同六年末	四七二、五一一	一三、七六五	八、〇九六	四九八、八七一	六四八
同五年末	四七五、六二六	一三、七九〇	八、〇九五	五〇二、〇二七	七三八

備考 地方費支辨者ヲ含マズ。

昭和九年末	警視	警部	警部補	巡査	巡査一人ニ付人口	計
内地	三三九	一、五四六	三、五九〇	五九、四八一	一、一四六	六四、九五六
朝鮮	五七	四二四	七五八	一八、〇七六	一、一五〇	一九、三一五
臺灣	二四	二四九	二九三	七、四九二	六一三	八、〇五八
樺太	三	一五	二三	四九八	六〇三	五三九
關東州及滿鐵附屬地	一五	四五	一一六	三、四九八	四〇三	三、六七四
南洋	一	一三	五	一一八	七二五	一三六
合計	四三九	二、二九一	四、七八五	八九、一六三	—	九六、六七八

催考 内地以外ハ昭和八年末、關東州ニハ巡捕一、一〇七ヲ含ム。

第二十一表（其二）有給公吏員數及一年平均俸給額（第五回統計年鑑ニ據ル）

	人員	年平均俸給額（圓）
昭和八年末	一五、七一八	五七三
府縣吏員		

市吏員	市長、助役、收入役、區長	五二五
	其他ノ吏員及雇傭	三九、三二八
	計	三九、八四三
町村吏員	町村長、助役及收入役	一三、九六一（一八、三四八）
	其他ノ吏員及雇傭	四九、四〇三
	計	六三、一六四
合計		一一八、六三五
昭和七年		一一四、一一六
同六年		一〇九、三二一
同五年		一〇九、七一四

備考　括弧内ハ名譽職町村長、助役ナリ。

第三十一表（其三）官公私立學校別教員數　（第五四回統計年鑑ニ據ル）

昭和七年度	官立	公立	私立	計
幼稚園	一四	一、八一六	三、九七九	五、三一七
小學校	九五	三三、六〇三	八一八	三八、五一五
盲學校	四四	三三〇	三五九	六一三
聾啞學校	三七	三三九	一四三	五一八
師範學校	一	二、四三九	一	二、四三九
高等師範學校	三〇四	一	一	三〇四
臨時教員養成所	一一〇	一	一	一一〇
中學校	五七	一〇、五四	三、七三八	一三、五四九

昭和六年度																	
高等女學校	四八	八、四五四	四、二九〇	二二、九二二	九九〇	二、二九九	二、三〇九	二、四二五	二、四二五	二、四二五	二、四二五	二、四二五	二、四二五	二、四二五	二、四二五	二、四二五	二、四二五
實科高等女學校	八	一、〇三〇	二五九	一、二九九	二五	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九
專門學校	二九	二〇六	四、九〇四	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九
高等學校	一、〇六六	一四一	二〇八	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五
大學	三、〇二四	二九	三、〇四四	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五	六、一八五
實業專門學校	一、八〇三	四〇	二八〇	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三	二、一二三
實業學校	一	一〇、四三六	五、一九一	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九
實業補習學校	一	二〇、四四四	四八八	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二	二〇、九三二
實業教員養成所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
實業補習學校教員養成所	一	二〇二	一	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二
各種學校	一	一七〇	一六、六六一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一	一七〇三一
計	七、〇〇九	二九四、四〇〇	四二、九九九	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八	三四、三八八

第三十一表（其四）小學校教員數（第五四回統計年鑑ニ據ル）

		本科正教員		專科正教員		准教員		代用教員		合計			正ニ小學校教員數ノ一割	男女合計
		尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	計		
三昭和年度	男	九六、〇六六	三、九八一	三、二八	一、七九八	七、七一〇	一四七	一一、二一一	一、三六七	一一八、二〇五	三六、二九三	一五四、四九八	七・一	六七・四
	女	四九、〇六六	二、七六五	六、八〇六	一、四五五	四、九一五	二一	八、六九三	三四二	七〇、一〇七	四、九八三	七四、六九〇		三二・六
四昭和年度	男	一〇一、三二	三、五三三	三、四六七	一、八三二	六、六一五	一二二	九、八四一	一、二二〇	一二一、二四五	三六、六九七	一五七、九四二	七・四	六七・六
	女	五一、六〇九	二、七四三	六、八九九	一、三七〇	四、〇九〇	七	八、四九三	三二三	七一、〇九一	四、四四三	七五、五三四		三二・四
五昭和年度	男	一〇六、二二七	三、二四〇	三、二一八	一、八六七	五、四五五	九二	八、二九八	九九二	一二三、三九八	三六、一九一	一五九、五八九	七・六	六七・九
	女	五二、九二七	一、五八六	六、七二二	一、二六四	三、二四一	二二	八、一一五	三二一	七一、〇一六	四、一九四	七五、二一〇		三二・一

六年度昭和	男	二〇、〇二四	三、四七六	三、四四八	一、七八三	四、二五五	八二	七、一五六	七四五	二四、九一九	三五、〇八五	一六〇、〇〇四	七・七	六八・四
	女	五三、二四三	二、三八四	六、四三三	一、三二六	二、四九四	六	七、七二三	二六九	六九、八二三	三、九七五	七三、八五一		三二・六
七年度昭和	男	二二〇、七四	三、九一三	三、六六七	一、七四七	三、九五一	四九	八、四五九	九一四	二八、一五一	三五、六二三	一六三、七七四	七・八	六八・七
	女	五三、三二九	二、四二七	六、四三〇	一、三三一	二、一四四	六	八、八三七	三三七	七〇、七四〇	四、〇〇一	七四、七四一		三二・三
	計	一六五、四〇三	五五、三四〇	一〇、〇九七	三、九七八	六、〇九五	五五	一七、二六六	一、三五一	一九八、八九一	三九、六二四	二三八、五一五		

第二十一表（其五）中等學校教員數（第五四回統計年鑑ニ據ル）

	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度
師範學校	二、四二九 （一五八）	二、五三五 （二〇六）	二、六七二 （二四五）	二、七八〇 （二六九）	二、八二七 （二二七）
中學校	一二、五四九 （一、七四二）	一二、八〇二 （一、七五）	一二、八四二 （二、〇一〇）	一二、七四四 （二、二八九）	一二、三七七 （二、六四二）
高等女學校	一二、九二二 （一、六一一）	一二、八六六 （一、八二七）	一二、八六八 （二、一一一）	一二、五二九 （二、四二二）	一二、〇五〇 （二、六四四）
實科高等女學校	一、二九七 （二五九）	一、二六一 （二〇二）	一、二五五 （二四九）	一、二五二 （二八二）	一、二八〇 （二九八）
甲種工業學校	二、二六五	二、一五一	二、〇五九	一、九九七	一、九七七
乙種工業學校	二二二	二七二	二一七	二二一	二二二
甲種農業學校	二、七六六	二、二四四	二、六二七	二、五四四	二、四五一
乙種農業學校	七九五	八〇〇	二〇二	八四五	八六七
甲種商業學校	六、一二七	五、九八一	五、七二二	五、五五五	五、〇二五
乙種商業學校	二七〇	二六七	二四八	二四二	二二七
甲種水産學校	一四一	一四五	一五五	一四七	一二五
甲種商船學校	一六四	一六一	一五四	一五九	一五七

甲種職業學校	二、三六六	二、三二九	二、一四五	一、九八四	一、七八三
計	四六、三七四 (三、七二一)	四二、三三三 (四、三一一)	四六、〇八八 (四、七一五)	四九、一〇〇 (五、三六三)	四三、四七九 (五、八三三)

備考　括弧内ハ總數中ノ無資格數ナリ。

第三十一表（其六）實業補習學校教員數　（第五四回統計年鑑ニ據ル）

	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度
工業補習學校	二九一	四〇〇	三九三	三五六	三三三
農業補習學校	一五、七八五	一五、三八六	一四、四三六	一三、七〇六	一三、七一三
水産補習學校	一八七	一六五	一四三	一四三	一三三
商業補習學校	九八七	九五〇	八八九	八五三	八七六
計	一七、三五〇	一六、八〇一	一五、八四九	一五、〇五六	一四、九四三

第三十一表（其七）其他諸學校教員數　（第五四回統計年鑑ニ據ル）

	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度
盲聾唖學校	一、一四一	一、一一一	一、〇一八	九四七	九〇九
幼稚園	五、三三三	五、〇二二	四、六五七	四、三〇一	三、九一九
各種ノ學校	一七、〇三一	一六、四九	一六、四〇一	一五、九四四	一五、一一〇
内譯					
小學校ニ類スル學校	八三六	九二四	九七六	九九五	一、〇三二
中學校ニ類スル學校	一、五三一	一、三九一	一、三八三	一、三三一	一、二八二
高等女學校ニ類スル學校	一、三九六	一、一五一	一、三二八	一、一九七	一、一二四
專門學校ニ類スル學校	七九六	二四五	二三三	二三二	二四五
實業學校ニ類スル學校	五、三五〇	五、五二八	一、〇三〇	一、一〇五	一、一三九

盲聾啞學校ニ類スル學校	四七	四八	五三	二〇六	六五	六〇
其他各種學校	七、〇八五	七、一七二	一一、五九八	二、〇一九	一〇、三三八	
合計	二三、五〇五	二三、八九三	二三、〇七六	二二、一九二	一九、九三八	

第二十二表（其一）女職工數累年表（工場統計表ニ據ル）

	女職工數	男女全職工ニ對スル割合%	紡織工業女職工數	男女全職工數ニ對シ	女職工ニ對シ	紡織男女職工ニ對シ
昭和五年末	八八七、二八一	五三	七七〇、三四三	四四	八五	八三
同六年末	八八六、二六六	五三	七四〇、五一一	四五	八四	八三
同七年末	八八七、二〇四	五一	七二〇、〇五一	四三	八一	八二
同八年末	九三三、四三二	四九	七三七、〇五〇	三九	七九	八一
同九年末	一〇一六、三五六	四七	七八四、五一五	三六	七七	八一

紡織女職工ノ占ムル割合%

第二十三表（其二）工場少年勞働者數累年比較（工場統計表ニ據ル）

	十六歳未滿職工 男	十六歳未滿職工 女	十六歳未滿職工 計	各職工千人中少年工ノ占ムル割合% 男工中	女工中	男女工中
昭和五年末	二三、四六九	一五八、一二五	一八〇、五九四	二八	一七八	一〇七
同六年末	一九、二二九	一六一、四五一	一八〇、六八〇	二五	一八二	一〇九
同七年末	二〇、七一〇	一四六、八五六	一六七、五六六	二四	一六六	九七
同八年末	二六、四〇六	一五九、三一九	一八五、七二五	二七	一七一	九八
同九年末	三五、三五九	一八〇、九五二	二一六、三一一	三一	一七八	一〇〇

第二十二表（其二）女給、藝妓、酌婦、娼妓及共他（第一一回警察統計報告ニ據ル）

	カフエー バー	カフエー バー女給	藝妓置屋	藝妓	酌婦	女髪結	貸座敷營業者	娼妓	貸座敷女雇人	遊客
北海道	二、五六八	五、三三五	三〇〇	二、八四七	三、三六三	二、〇八一	二三五	一、〇六七	一四〇	三五六、六九六
青森	二六六	九三六	一五九	三四二	六八二	四六八	—	—	—	四八、七三六
岩手	一八四	六六一	三九	三九八	五三六	四二〇	七六	二五三	八五	六五、〇二四
宮城	一五一	五五三	一一〇	三四九	一、四二五	四八二	四一	二八八	一〇一	一三六、四五五
秋田	一一一	三〇五	一七九	四五七	五九一	三三六	—	—	—	—
山形	一四四	二三二	二七〇	四六八	一、二六一	六八一	一一九	四七二	二三一	二三一、四〇九
福島	二六四	七六八	四八六	一、一三三	一、五一〇	九六二	六六	二六五	一五〇	一三八、六〇九
茨城	五七九	七八三	二九三	七五一	二、一五九	六四〇	一八	五一	二五	三一、八二七
栃木	三八二	八八六	四六〇	八八二	一、〇〇三	九六二	七一	三七四	一一八	一九二、六八七
群馬	八〇五	一、二五九	五七二	一、一四一	七二二	七八三	—	—	—	—
埼玉	八五八	一、五〇七	三二二	七七六	八六二	七四八	—	—	—	—
千葉	四一九	九〇二	四二六	七一六	一、二四三	九一四	五〇	三九六	一三四	三一五、四〇八
東京	一〇、〇五六	二九、七四一	三、七〇六	一〇、一七一	四、八九三	六、四六五	八一四	七、三一四	一、七七一	五、六〇七、五五二
神奈川	一、四六三	四、七八一	七一一	一、九二九	六、一七二	一、八〇四	一七一	一、一七〇	三四一	八六九、一一〇
新潟	五四二	一、三四二	九七九	二、八二三	—	八八九	二四三	九五二	二八八	三四二、五一八
富山	一九一	五一二	四三三	一、三二一	六八六	六六〇	一五三	二二一	二六六	一九三、〇七九
石川	一三九	五八四	一〇二	一、八八八	七五六	四六七	三九一	二	四一四	二八八、九一〇
福井	一六〇	四六一	三五〇	一、〇九三	四七八	四五三	一九四	三三六	九八	一五三、八一七
山梨	二七七	四〇〇	一〇五	三一〇	九五七	三二三	二四	一三〇	四五	九五、七九六

長野	三六八	六九六	六七八	一、六七六	一、一三三	一、三六二	一〇三	四〇七	三一三	一九六、一一七
岐阜	五六四	七八五	五七一	二、〇六七	一、五九四	一、五四六	九〇	六二一	二四六	五六二、〇八五
静岡	五六二	一、五三〇	五三九	二、〇〇五	四、九一三	一、三五二	九三	八四七	三三七	五四七、二九〇
愛知	二、二八九	六、八七〇	一、六四六	六、二二八	六、二二九	三、三九五	二九〇	三、一〇三	一、四〇七	二、二七一、二九一
三重	四二九	九七〇	三〇四	一、二九五	一、六五五	八〇一	二二九	一、〇一五	四八四	六六八、七二〇
滋賀	二〇〇	三二九	一	四〇六	五八七	四八一	二六三	二四四	二三八	三五〇、九七四
京都	七四三	二、七〇八	四六六	一、九八四	三、二二九	一、七五三	二、一八一	四、六五〇	三、六二〇	一、六七三、二二一
大阪	五、五三六	二一、三六〇	四二八	七、〇七五	七三四	五、五四九	一、五四九	八、六八五	五、四六七	五、八八五、二五八
兵庫	一、九七二	七、三九四	七〇三	三、二四七	八、〇〇三	二、二八〇	二二七	二、四九六	一、〇四五	一、五二二、六四四
奈良	三四一	五九二	一〇七	五〇一	一、三二一	四八八	七八	七一二	二二三	四五六、七三七
和歌山	三三二	一、四三九	四七六	一、〇五三	一、三三九	五三二	一七	二二〇	八一	三二九、九〇八
鳥取	一五五	四四三	一六九	三二一	二二六	三三五	四五	七〇	四三	五五、六九八
島根	一九二	五一九	二六〇	七二六	五九	四六〇	四一	一〇〇	六六	五二、〇九三
岡山	一、五一四	四三一	二二六	七二七	二、六六五	一、二八六	二二六	九五七	三八八	二六四、二四四
広島	四四七	二、一五七	四五七	一、九六九	三、三三九	一、九九七	三七〇	二、二九〇	六二五	五四八、一六七
山口	二七九	一、〇五〇	三三四	一、二八五	二、二二五	一、二四六	二二七	一、〇三二	四七六	二三六、九二〇
徳島	八二	二五五	二六四	五一七	六四	八二一	九九	三三〇	四五	二二三、四九〇
香川	一七七	四六六	一七八	七六一	七九一	七四一	一三三	四一四	二六七	二三二、二〇九
愛媛	三〇〇	八四七	二八二	九三七	一、一六七	九二九	四〇	一一〇	六二	四〇、四五七
高知	八三	二九七	四九	二五二	八五七	四六〇	四二	三二〇	五八	一四一、一九一
福岡	五一五	二、四二一	一、一六〇	三、三一八	六、四九三	二、一六五	一六〇	一、三六一	五五五	三二八、三六六
佐賀	六二	二二七	一九	三七五	七一七	三一六	七九	三四九	二六八	五二、四〇二
長崎	七六	三〇八	五四一	九二三	三、〇八八	五三七	—	—	—	—
熊本	七五	二〇五	一六四	九二四	一、〇五五	七二二	八六	七五九	四二一	一四四、三二〇

大分	一五五	五四九	四〇一	六四六	一、三六五	六六四	七三	三三〇	一八四	六六、三四〇
宮崎	五八	三九五	三三四	六九〇	—	二四〇	二六	二六〇	七〇	五六、七七二
鹿兒島	七三	三三七	一〇三	四一五	八七三	二七五	三	三三九	一二四	九五、二六三
沖繩	三	二〇	二五六	二五五	二六一	一三	三〇三	三九四	四四三	九二、八五六
總計	三七、〇三六	一〇七、四七八	二一、一九七	七三、五三八	八五、一三一	五三、三一四	九、七三八	四五、七〇五	二一、六五三	二五、八三八、七七六

第二十三表（其一）海外在留本邦內地人口比較表（外務省調査部調以下同斷）

	昭和九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	大正十五年	同十四年
在留人口	一、〇五八、三三八	九一八、一一七	八三五、一〇〇	七七七、九四六	七四〇、七七四	七五九、四二九	七〇九、八二八	六七六、二六二	六四〇、〇九九	六一八、四二九
對前年增加數	一四〇、一五一	九三、〇一七	四七、一五四	三七、一二七	減一八、六五五	四九、六〇一	三三、五七六	三六、一六三	二一、六七〇	二三、八一八

備考　各年十月一日現在。

第二十三表（其二）海外在留本邦內地人數（昭和九年十月一日現在）

	總數	男	女
總數	一、〇五八、三三八	五四七、四七二	五六〇、八五六
關東州	一四五、六二九	七六、一七六	六九、四五三
海外各地	八七二、八一四	四四七、二九八	三七五、五一六
南洋委任統治地域	三九、八八五	二三、九九八	一五、八八七
極東露領	二、四九二	二、二九三	一九九
滿洲國	二四三、八六八	一三九、四一三	一〇四、四五五
中華民國	五六、〇四九	三〇、三六四	二五、六八五
英領香港			
葡領澳門	一、四七八	七四三	七三五
暹羅國	三八九	二六八	一二一
佛領印度支那	七三六	一一九	一一七
英領馬來	五、八四七	三、四五九	二、三八八
英領北ボルネオ英國保護サラワク	八一二	五七五	二三七
シリア	三	二	一
イラン國	三二	二三	九
英領印度及錫蘭	一、四一六	八二〇	五九六
蘭領東印度	六、五三八	四、七六一	一、七七七
比律賓群島	二〇、五五八	一四、四二五	六、一三三
米領グアム島	二八〇	一五二	一二八
濠洲新西蘭大洋洲諸島	二、八五二	二、四八八	三六四
北米合衆國本土	一四六、七〇八	八四、九二三	六一、七八五
布哇	一五〇、八三三	七八、一〇九	七二、七二三
英領カナダ	二一、〇六二	一三、二二五	八、八三七
メキシコ國	五、三六〇	三、二四六	二、一一四
キューバ國	七六一	五四八	二一三
サルヴァドール國	六	五	一
パナマ國	三三三	二五一	八二
コロンビア國	一六九	九九	七〇

ヴエネスエラ國	八	一	アルゼンチン國	八一	五〇	三一	五、四九二	四、一一〇	一、三八二	埃及國	八一
ペルー國	二、一二七	一三、九一五	パラグアイ國	四一	二三	一九	大	五	一	南阿聯邦	四一
ボリヴィア國	七六一	五二四	ウルグアイ國	七一	四〇	三一	三九	二九	一〇	英領東阿弗利加	七一
チリー國	六二八	四一五								佛領アルジェリー	
ブラジル國	一七三、五〇〇	九六、七五七	歐洲諸國	二	二	—	二、九六一	二、一〇五	八五六	佛領モロッコ	二
		七六、七四三		六	五	一					六

第二十三表（其三）主要地別職業別大分類海外在留內地人數（昭和九年十月一日現在）

總數	關東州	南洋委任統治地域	海外各地	滿洲國	中華民國	比律賓群島グアム	北米本土	布哇	英領カナダ	ペルー	ブラヂル
總數	一、〇五八、三二八	一四五、六二九	三九、八八五	八七二、八一四	二四三、八六三	五六、〇四九	二〇、五五八	一四六、七〇八	一五〇、八三三	二一、〇六二	二一、一二七
1 農業	九八、三五四	一三六、二八八	二三、九一〇	二九八、七四五	一〇三、九二五	二三、四二四	一一、二八八	四四、二五五	四三、〇五九	六、七七八	六、五九五
2 水產業	一〇、九六八	一、七五四	二一、〇五六	八五、五四四	二、〇九〇	三六	五、九七二	二〇、八七〇	一六、五七五	一、七九四	三二、二八五
3 鑛業	五、八二六	一、〇六七	一、九二七	七、九七四	三五	五〇〇	一、一八九	一、二五〇	一、一七一	一、一三一	—
4 工業	六三、七一九	九八二	一〇二	四、七四二	二、二〇一	一一〇	三	三五二	—	—	一〇三
5 商業	一二六、一八二	二九、三八八	三、二〇一	三一、一三〇	一五、二六六	一、九八二	一、三二六	二、二九五	四、八四五	四五二	一七六八
6 交通業	四七、九七四	二九、四六〇	三、一九三	八三、五二九	三六、五二〇	一四、一五五	二、一九九	八、五七七	六、五六六	四、七六三	九八四
7 公務自由業	六七、二八〇	二四、〇〇八	七九一	二三、一七五	一七、一八六	五三七	一四八	一、四五五	一、六五五	四七	二七三
8 家事使用人	一六、一五六	三六、六七二	一、〇四一	二九、五六七	一九、八八六	三、七〇七	二三六	一、七七〇	一、三四五	一五二	一七五
9 基ノ他ノ有業	三、四八四	一〇、六二三	二、二五六	一九、六〇五	一三、九七一	三、七三〇	六四一	八四	三、〇四四	四、四一九	一九〇
10 無業（主トシテ從屬者）	五九九、三八五	九、三四一	一五、九七五	五七四、〇六九	一三九、八九三	三三、六〇七	八七四	一三一	四、六四二	六、四八三	三九三
											六九
											三二
											一四、二八四
											一三、五二二
											一三六、八四〇

第二十三表（其四）海外各地在留朝鮮人及臺灣人數（昭和九年十月一日現在）

	朝鮮人			臺灣人		
	總數	男	女	總數	男	女
總數	七三〇、二二二	三九四、六五〇	三三五、五六二	一四、〇五三	八、〇五六	五、九七
關東州	二、七〇八	一、三四八	一、三六〇	—	—	—
南洋委任統治地域	三二九	二〇五	二二四	二二	二二	—
海外各地	七二七、一八五	三九三、〇九七	三三四、〇八八	一四、〇四二	八、〇四五	五、九七
極東露領	一、四二八	一、三七九	四九	—	—	—
滿洲國	七二一、六〇八	三六二、六七二	三八、九三六	二六	八一	四五
中華民國	六、〇四八	三、五〇八	二、五四〇	一三、〇二二	七、三五八	五、六五四
英領馬來	一五	一三	二	一〇六	七九	二七
蘭領東印度	一三	九	四	四七九	二九五	一八四
北米本土	九五八	六七三	二八五	—	—	—
布哇	六、四五八	四、四一四	二、〇四四	—	—	—
メキシコ國	一五五	六四	五一	—	—	—
キューバ國	三五四	二〇八	一四六	—	—	—

備考　朝鮮人ハ本表ニ掲ゲタルモノノ外滿洲國ニ五十萬內外、極東露領二十萬內外ヲ算スル見込。